

目 次

1. 平成20年12月5日（金曜日）	3
2. 議事及び会期日程表	3
3. 議事日程（第1号）	4
4. 開 会	7
5. 日程第1 会議録署名議員の指名	7
6. 日程第2 会期の決定	7
7. 日程第3 市長あいさつ	7
8. 日程第4 議案上程（議第112号から議第125号）	9
9. 日程第5 提案理由の説明	9
10. 日程第6 報告5件	14
11. 日程第7 陳情の報告（陳第9号）	14
12. 日程第8 決算特別委員長報告	14
13. 日程第9 質疑・討論・採決	21
14. 散 会	23
15. 平成20年12月11日（木曜日）	27
16. 議事日程（第2号）	27
17. 開 議	31
18. 日程第1 一般質問	31
19. 吉田議員 質問	31
20. 松本議員 質問	44
21. 青木議員 質問	53
22. 北本議員 質問	63
23. 多田隈議員 質問	80
24. 前田議員 質問	87
25. 田島議員 質問	99
26. 福嶋議員 質問	110
27. 散 会	115
28. 平成20年12月12日（金曜日）	119
29. 議事日程（第3号）	119
30. 開 議	122

31. 日程第1 一般質問	122
32. 永野議員 質問	122
33. 内田議員 質問	131
34. 近松議員 質問	136
35. 松田議員 質問	154
36. 江田議員 質問	162
37. 宮田議員 質問	167
38. 堀本議員 質問	173
39. 日程第2 議案及び陳情の委員会付託	187
40. 散 会	188
41. 平成20年12月19日(金曜日)	191
42. 議事日程(第4号)	191
43. 開 議	194
44. 日程第1 委員長報告	194
45. 総務委員長報告	194
46. 産業経済委員長報告	196
47. 建設委員長報告	199
48. 文教厚生委員長報告	202
49. 日程第2 質疑・討論・採決	205
50. 日程第3 委員長報告	207
51. 新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長報告	207
52. 日程第4 質疑・討論・採決	211
53. 日程第5 委員長報告	211
54. 玉名バイパス建設促進特別委員長報告	211
55. 日程第6 質疑・討論・採決	213
56. 日程第7 追加議案上程(議第126号)	214
57. 日程第8 提案理由の説明	214
58. 日程第9 議案の委員会付託	214
59. 日程第10 委員長報告	215
60. 文教厚生委員長報告	215
61. 日程第11 質疑・討論・採決	216
62. 閉 会	218
63. 署 名 欄	219

第 1 号

1 2 月 5 日 (金)

平成20年第4回玉名市議会定例会議事及び会期日程

月	日	曜	会議別	摘 要
12	5	金	本会議	<p>開 会 宣 告 午前10時</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定 3 市長あいさつ 4 議案上程（議第112号から議第125号） 5 提案理由の説明 6 報告5件 7 陳情の報告（陳第9号） 8 決算特別委員長報告 9 質疑・討論・採決 <p>散 会 宣 告 （全員協議会）</p>
12	6	土	休 会	
12	7	日	休 会	
12	8	月	休 会	
12	9	火	休 会	
12	10	水	休 会	
12	11	木	本会議	一般質問
12	12	金	本会議	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般質問 2 議案及び陳情の委員会付託
12	13	土	休 会	
12	14	日	休 会	
12	15	月	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務委員会 ・ 建設委員会
12	16	火	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業経済委員会 ・ 文教厚生委員会
12	17	水	休 会	
12	18	木	休 会	
12	19	金	本会議	<p>委員長報告（質疑・討論・採決）</p> <p>閉 会 宣 告</p>

平成20年第4回玉名市議会定例会会議録（第1号）

議事日程（第1号）

平成20年12月5日（金曜日）午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 議案上程（議第112号から議第125号）
- 日程第5 提案理由の説明
- 日程第6 報告5件
- 日程第7 陳情の報告（陳第9号）
- 日程第8 決算特別委員長報告
- 日程第9 質疑・討論・採決

散 会 宣 告

（全員協議会）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 議案上程（議第112号から議第125号）
 - 議第112号 平成20年度玉名市一般会計補正予算（第5号）
 - 議第113号 平成20年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
 - 議第114号 平成20年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - 議第115号 平成20年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
 - 議第116号 平成20年度玉名市水道事業会計補正予算（第4号）
 - 議第117号 玉名市地域子育て支援センター条例の制定について
 - 議第118号 玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第119号 玉名市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第120号 土地改良事業の計画の概要を定めることについて
 - 議第121号 指定管理者の指定について
 - 議第122号 指定管理者の指定について
 - 議第123号 指定管理者の指定について
 - 議第124号 指定管理者の指定について
 - 議第125号 市道路線の廃止及び認定について

日程第5 提案理由の説明

日程第6 報告5件

報告第11号 専決処分の報告について 専決第11号

報告第12号 専決処分の報告について 専決第12号

報告第13号 専決処分の報告について 専決第13号

報告第14号 専決処分の報告について 専決第14号

報告第15号 専決処分の報告について 専決第15号

日程第7 陳情の報告(陳第9号)

陳第9号 雇用促進住宅玉名宿舎を市営住宅として存続を求める陳情

日程第8 決算特別委員長報告

日程第9 質疑・討論・採決

散 会 宣 告

出席議員(30名)

1番	萩原雄治君	2番	中尾嘉男君
3番	宮田知美君	4番	北本節代さん
5番	横手良弘君	6番	前田正治君
7番	近松恵美子さん	8番	作本幸男君
9番	福嶋譲治君	10番	竹下幸治君
11番	青木 壽君	12番	森川和博君
13番	内田靖信君	14番	高村四郎君
15番	大崎 勇君	16番	松本重美君
17番	江田計司君	18番	多田隈保宏君
19番	永野忠弘君	20番	林野 彰君
21番	高木重之君	22番	本山重信君
23番	吉田喜徳君	24番	田島八起君
25番	田畑久吉君	26番	小屋野幸隆君
27番	堀本 泉君	28番	松田憲明君
29番	杉村勝吉君	30番	中川潤一君

欠席議員(なし)

事務局職員出席者

事務局長	梶山孝二君	事務局次長	田中等君
次長補佐	今上力野さん	書記	小島栄作君
書記	松尾和俊君		

説明のため出席した者

市長	島津勇典君	副市長	高本信治君
総務部長	元田充洋君	企画政策部長兼 玉名総合支所長兼 玉名地域自治区事務所長	牧野吉秀君
市民環境部長	黒田誠一君	福祉部長	井上了君
産業経済部長	望月一晴君	建設部長	取本一則君
会計管理者	徳井秀憲君	岱明総合支所長兼 岱明地域自治区事務所長	前田繁廣君
横島総合支所長兼 横島地域自治区事務所長	吉村孝行君	天水総合支所長兼 天水地域自治区事務所長	池田健助君
企業局長	木下憲生君	教育委員長	内田實君
教育長	菊川茂男君	教育次長	前田敏朗君
監査委員	高村捷秋君		

午前10時03分 開会

○議長（小屋野幸隆君） おはようございます。

ただいまから平成20年第4回玉名市議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小屋野幸隆君） 会議録署名議員を指名いたします。

2番議員 中尾嘉男君、3番議員 宮田知美君、以上の両君をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（小屋野幸隆君） 次に、会期についてお諮りいたします。このたびの会期については、11月28日の議会運営委員会の結論に基づき、本日から12月19日までの15日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月19日までの15日間に決定いたしました。

日程第3 市長あいさつ

○議長（小屋野幸隆君） 次に、市長より発言の申し出がっておりますのでこれを許可いたします。

市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

○市長（島津勇典君） 議員の皆様、おはようございます。

本日は平成20年第4回玉名市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、師走のお忙しい中に揃って全員御出席をいただき、審議を進めていただきますことに対し、深く感謝申し上げます。

いつの間にか紅葉の秋から、早くも冬の足音が聞こえるようになりました。今年の7月は統計史上3位という高温が続き、少雨でありましたが、しかし8月にはゲリラ豪雨が日本列島の各所を襲い、愛知県岡崎市を初め各地に大きな被害をもたらしました。私どもの玉名におきましては、台風の上陸もなく、わりに平穏に今年が過ぎようとしておることは非常に幸いであったと受け止めております。

先月20日に皇后陛下美智子様のデザイナーとして知られる日本を代表するファッションデザイナーの玉名市出身の植田いつ子さんの活動50年記念式典が記念の式典と

いいですか、お祝いが東京赤坂で開催され、私も出席してまいりました。展示場では日本独特の洗練された美意識から生み出される上品な美しさが大勢のギャラリーを魅了しており、今年80歳を迎えられた植田さんはその記念誌「布と夢」の中で菊池川が緩やかに弧を描き、ゆったりと流れていく心の風景の中にはいつもその川があったと語られ、人生や創作の原点であったようであります。今週の日曜日には菊池川の日スペシャル植樹祭 in 大津が開催され、菊池川流域同盟9市町長、水援隊の環境団体が大津町・環境の森に集い、山もみじ等1,400本を植樹しました。涵養域での森づくりなどで菊池川を清流と呼ぶにふさわしい河川に再生し、またこのことが有明海につながっていることを思えば、極めて意義深い事業であると受け止めたところでございます。素晴らしい河川を再生し、次世代に残し、また故郷を離れ活躍する人々の心のよりどころとするのも私たちの責務ではないでしょうか。

深刻化する経済に目を向けますと、春から夏にかけての原油高騰による資源・資材の高騰が景気を停滞させ、さらにはサブプライムローンに端を発するアメリカ発の金融不安がグローバル化した世界に広がり、世界的な株価の下落、アメリカ4位の大手証券リーマンブラザーズの経営破たん、米国産業を代表するビッグ3の経営危機と世界経済が大きく減速する中で輸出に依存する日本経済も大きな影響を受けています。中でも外需を牽引してきた自動車産業までが大きな影響を受けており、雇用の縮小、消費の低迷など景気の減速感が広まっており、政府の迅速な対応が求められています。しかしながら、与野党の政治的な混乱からスムーズな政策実施にはほど遠いのが現状であり、国家的視野での実効性ある政策実施を望むものであります。玉名市は合併して3年が経過しました。九州新幹線の全線開業が2年数カ月と目前に迫る中で、平成18年2月に熊本県と締結した県市協定を基本に事業が順調に進んでいるところであります。

一方、玉名郡市で初の共同開催となった第63回熊本県民体育祭玉名大会も7,200名の参加の下、成功のうちに幕を閉じ、学校教育施設では豊水小学校の改築工事も6年生児童が少しの間でも新校舎で学べるよう最善を尽くしております。子育て支援の充実では学童保育のあり方の再検討を行っており、また少子化対策プロジェクトチームによる検討を踏まえ、実施する事業について峻別しているところであります。子どもの健康を守る対策としても国民健康保険の無保険の中学生以下の子どもに対し、来年1月からでも保険証を交付することができないか、今検討をしておるところであります。

産業対策としましては、大浜の烏帽子地区、横島の九番地区の圃場整備事業を今年度から取り組むなど農業基盤の整備を初め、ハウスリース事業等による低コスト・高品質化、集落営農の推進など多方面から支援し、水産基盤の整備についても大浜、大正開漁港整備等の漁港や各漁場の整備を推進しているところであり、観光振興についても東京、大阪、福岡での観光キャンペーンを初め、玉名の観光資源、物産の宣伝にも全力で

取り組んでおります。先に述べました自動車産業の減速感から6月に立地協定を調印しました愛三工業の進出について、市民の皆様方から随分と大丈夫だろうかという心配の声をお聞きしましたが、12月16日には第1期工場建設の起工式も予定どおり行なわれることとなっております。連日、自動車産業界の職員削減等が報道される中で、正直私も随分と気にし、心配をしておりましたが、そういう中でも16日に起工式を実施して、工場建設に取り組んでくれるということに安堵しているところであります。

合併前までそれぞれの市町で取り扱いが違っていた項目についても、ほとんどが統一化され、残ってありました土地改良区におきましても、これまで市内に5つの土地改良区が存在し、それぞれに管理を行なってきましたが、12月1日に合併のための予備契約調印を執り行ない、年内には各土地改良区総代会の議決が諮られ、来年4月1日は合併新土地改良区として一本化される見通しであります。願わくば予定どおり、各土地改良の総代会を順調に御承認いただいて、7月1日の新しい土地改良区事業としてスタートしていくことを心から願っているところであります。減速経済の中で市民が安心して暮らせる市政運営が望まれています。行財政の効率化への取り組みは継続しつつも市民にやさしい政策の実現に向け、各方面に配慮してまいり所存であります。その推進のためには何よりも市民の理解と協力が必要であり、これからも市民との対話を進め、英知を借りながら将来構想を描き、力強く施策を推進する所存であります。議員各位の格別の御理解と御協力をお願いいたします。

今議会には中小企業者貸付資金に対する、玉名市独自のこれは貸与資金であります。が、利子補給金、ハウス農家に対する燃費効率化対策などの国の一次補正予算を受けた補正を含む一般会計並びに特別会計補正予算案5件、条例案件3件、土地改良事業案件、指定管理者の指定4件、市道路線の廃止及び認定、専決処分等の報告5件と各方面にわたり議案を御提案申し上げます。具体的な内容につきましては、副市長、総務部長が提案理由説明の中で申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。12月定例議会にあたってのごあいさつとさせていただきます。お世話様になりますが、よろしくお願い申し上げます。

日程第4 議案上程（議第112号から議第125号）

○議長（小屋野幸隆君） これより議案を上程いたします。

議第112号平成20年度玉名市一般会計補正予算（第5号）から議第125号市道路線の廃止及び認定についてまでの議案14件を議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読はこれを省略いたします。

日程第5 提案理由の説明

○議長（小屋野幸隆君） ただいまの各議案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） おはようございます。ただいまから議第112号から議第116号までの補正予算案件5件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。お手元にお配りしております資料を御覧いただきたいと思います。

今回御提案をいたします補正予算は、現計予算計上後の事情の変化によりまして補正を行なう必要が生じたので、提案をいたすものでございます。引き続きお手元に配付しております資料の1ページから6ページを御覧いただきたいと思います。

まず資料の1ページでございます。議第112号平成20年度玉名市一般会計補正予算（第5号）について御説明を申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出、それぞれ1億6,886万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を280億9,219万4,000円とするものでございます。まず歳入の主なものを申し上げますと、9款地方特例交付金は403万6,000円の増額で道路特定財源暫定税率が本年4月の1カ月間失効した財源補てん措置としての地方税等減収補てん臨時交付金によるものでございます。12款分担金及び負担金は434万1,000円の減額で、保育所運営費負担金によるものでございます。14款国庫支出金は4,287万2,000円の増額で、自立支援医療負担金732万5,000円、国の1号補正予算による地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金3,000万円によるものでございます。15款県支出金は2,223万円の増額で、多子世帯子育て支援事業補助金355万3,000円、施設園芸省エネルギー化緊急対策事業補助金710万円などによるものでございます。19款繰越金は9,334万8,000円の増額で、歳出総額との財源調整分によるものでございます。20款諸収入は202万4,000円の増額で、建物損害共済金131万3,000円などによるものでございます。21款市債は870万円の増額で、林道整備事業債によるものでございます。次に歳出につきまして主な内容を御説明申し上げます。2款総務費は1,046万2,000円の増額で、国道208号線電線地中化工事に伴うネットワーク基本設計等委託料190万4,000円、ブロードバンド未提供地区解消のためのADSL設備整備事業費補助金850万円を計上いたしております。3款民生費は1億294万9,000円の増額で、自立支援医療費1,465万円、放課後児童健全育成事業委託料311万1,000円、保育所費3,317万6,000円などを計上いたしております。4款衛生費は1,676万5,000円の増額で、個別予防接種委託料1,349万7,000円、乳幼児インフルエンザ予防接種費補助金282万4,000円を計上いたしております。6款農林水産業費は2,714万8,000円の増額で、施設園芸省エネルギー化緊急対策事業補助金710万円、施設園芸省

エネルギー対策加温機ノズル交換緊急支援事業補助金1,000万円などを計上いたしています。7款商工費は35万円の増額で、中小企業近代化等利子補給金25万円などを計上いたしております。8款土木費は124万1,000円の増額で、都市再生整備事業113万6,000円などを計上いたしております。9款消防費は19万3,000円の増額で、電波法改正による防災行政無線電波利用料を計上いたしております。10款教育費は976万1,000円の増額で、学校給食センター燃油高騰経費546万9,000円、小学校要保護・準要保護児童就学援助費扶助244万円などを計上いたしております。次に第2表債務負担行為補正につきましては、資材高騰に係る農家経営支援緊急特別対策資金利子補給金ほか2件につきましては、期間及び限度額を定めるものでございます。次に第3表地方債補正につきましては、林道整備事業債の限度額を2,930万円から3,800万円に変更するものでございます。

以上が一般会計補正予算の説明でございます。

次に3ページ中段でございます。議第113号平成20年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ2億3,674万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を89億4,705万8,000円とするものでございます。まず歳入につきまして、3款国庫支出金は1,782万5,000円の増額。4款療養給付費等交付金は4,780万6,000円の増額。5款前期高齢者交付金は1億1,189万円の増額。10款繰越金は5,922万5,000円の増額でそれぞれ歳出に伴うものでございます。次に歳出につきましては、1款総務費は12万6,000円の増額で、制度改正によりシステム改修委託料を計上いたしております。2款保険給付費は2億5,044万4,000円の増額で、一般被保険者療養給付費負担金1億2,100万円などを計上いたしております。3款後期高齢者支援金等は35万9,000円の増額。4款前期高齢者納付金等は580万6,000円の減額。5款老人保健拠出金は1,074万2,000円の減額。6款介護納付金は113万5,000円の減額。11款諸支出金は350万円の増額をそれぞれ計上いたしております。

次に5ページになります。議第114号平成20年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ261万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億7,541万円とするものでございます。まず歳入につきまして3款繰入金は261万3,000円の増額で、歳出に伴う一般会計からの繰入金でございます。次に歳出につきましては、1款総務費は261万3,000円の増額で各総合支所への専用端末整備費等を計上するものでございます。

次に5ページの中段になります。議第115号平成20年度玉名市介護保険事業特

別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ109万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を57億5,916万1,000円とするものでございます。まず歳入につきまして3款国庫支出金は54万7,000円の増額で、システム改修費用に係る2分の1の事務費補助金でございます。7款繰入金は54万9,000円の増額で、システム改修費用に係る事務費補助金の残を一般会計から繰り入れるものでございます。次に歳出につきましては、1款総務費は109万6,000円の増額で、制度改正に伴いますシステム改修委託料を計上するものでございます。

次に6ページ中段でございます。議第116号平成20年度玉名市水道事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。資本的収入の補正につきましては4,850万円を増額し、資本的収入の総額を3億5,995万3,000円とするものでございます。内容としまして、1款資本的収入は4,850万円を増額で鉄道運輸機構からの九州新幹線渇水対策のための石貫地区工事負担金を計上するものでございます。資本的支出の補正につきましては、2,100万円を増額し資本的支出の総額を7億6,016万5,000円とするものでございます。内容としまして1款資本的支出は2,100万円を増額で九州新幹線渇水対策のための石貫3区地区配水管布設工事を計上するものでございます。

以上、主な内容等について御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の各委員会において御説明いたしますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますようによろしくお願いをいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 副市長 高本信治君。

〔副市長 高本信治君 登壇〕

○副市長（高本信治君） おはようございます。私の方からは条例案件等につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案の1ページをお願いいたします。議第117号玉名市地域子育て支援センター条例の制定についてでございますが、これは地方自治法第244条の2第1項の規定により、玉名市地域子育て支援センターの設置及び管理について条例の整備を図るものでございます。内容でございますが、岱明総合支所の近くにありますが玉名市地域子育て支援センターくすの木について条例整備ができておりませんでしたので、今回条例整備を行なうものでございます。

次に3ページをお願いいたします。議第118号玉名市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは地方税法の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。改正の主な内容といたしましては、寄附金税額控除につきまして住民の福祉の増進に寄与する寄附金として市区町村が条例で定めるものについて、今回

適用対象として拡充されたことに伴いまして、市内に主たる事務所を有する学校法人や社会福祉法人等に対する寄附金を追加するものでございます。これらの法人等に寄附をした場合、当該寄附金が5,000円を超える部分につきまして税額を控除するものでございます。

次に5ページをお願いいたします。議第119号玉名市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例でございますが、これは本年8月22日に施行されました企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の一部改正により課税免除の取得要件が引き下げられたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。主な内容といたしまして、課税免除の取得要件におきまして、これまでの新設または増設に係る投下固定資産総額が製造業にあっては5億円、その他のものにあっては3億円を超えるものとする取得要件を同省令第1条第6号に規定する農林漁業関連業種で製造業にあっては5,000万円、その他のものにあっては2億円に改めるものでございます。

次に6ページをお願いいたします。議第120号土地改良事業の計画の概要を定めることについてでございますが、これは市が土地改良事業を実施する時は土地改良法第96条の2第2項の規定により、その計画の概要について議会の議決を経る必要があるためでございます。計画の内容でございますが、栗の尾地区の排水路の整備を行なうことにより水田の汎用化及び維持管理の節減並びに農業経営の安定及び向上を図るためのものでございます。

次に8ページをお願いいたします。8ページの議第121号から11ページの議第124号までは指定管理者の指定についてでございますので、一括して御説明を申し上げます。これは各施設の条例の規定に基づき指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるため提案いたすものでございます。内容でございますが、管理を行なわせる施設は議第121号が玉名市民会館、議第122号が玉名市蛇ヶ谷公園テニスコート、議第123号が玉名市弓道場及び玉名勤労者体育センター、議第124号が玉名市武道館でございます。またそれぞれの施設の指定管理者となる団体といたしましては玉名市民会館、玉名市弓道場及び玉名勤労者体育センターにつきましては、平成21年4月1日から平成22年3月31日までを指定の期間として財団法人玉名市自治振興公社また玉名市蛇ヶ谷公園テニスコート及び玉名市武道館につきましては、平成21年4月1日から平成26年3月31日までを指定の期間として社団法人玉名市シルバー人材センターをそれぞれ指定するものでございます。

次に飛びますけれども12ページをお願いいたします。議第125号市道路線の廃止及び認定についてでございますが、これは道路法第10条3項及び第8条2項の規定

によりまして、議会の承認を得るものでございます。

今回廃止する路線は北坂門田山ノ下線、一本松ニュータウン1号線及び一本松ニュータウン2号線の3路線で、認定する路線は北坂門田山ノ下線、一本松ニュータウン1号線、一本松ニュータウン2号線、北前原1号線及び北前原2号線の5路線でございます。

以上、条例案件等につきまして、提案理由の御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、所管の委員会で御説明を申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第6 報告5件

○議長（小屋野幸隆君） 次に報告第11号専決処分の報告について、専決第11号ほか4件の報告があります。

総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） 報告第11号から報告第15号までの専決処分の報告についてでございますが、お手元の議案書17ページから21ページになります。一括して御報告を申し上げたいと思います。これは地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しました訴えの提起について同条第2項の規定により報告するものでございます。内容といたしましては、玉名市営団地入居者の北田悌治ほか4人に対し、滞納家賃の支払い請求並びに建物明け渡し請求の訴訟の提起をしたものでございます。なお、当該家賃滞納者のうち滞納月数の最長81カ月、滞納額の最高は86万4,000円であり、滞納家賃の合計額は280万7,260円でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で報告の説明は終わりました。

日程第7 陳情の報告（陳第9号）

○議長（小屋野幸隆君） 次に、陳情の報告をいたします。今回陳情1件が提出されております。内容については、お手元にその要旨を配付しておりますので説明を省略いたします。

日程第8 決算特別委員長報告

○議長（小屋野幸隆君） 次に継続審査となっております議第85号平成19年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第95号平成19年度玉名市下水道事業会計決算までの議案11件については、決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長 松本重美君。

[決算特別委員長 松本重美君 登壇]

○決算特別委員長（松本重美君） ただいまから決算特別委員会の審査経過と結果を御報告申し上げます。今般の決算特別委員会は10月29日から30日までの2日間にわたり審査を行ないました。委員会に付託されました案件は、議第85号平成19年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第95号の平成19年度玉名市下水道事業会計決算までの一般会計及び特別会計並びに企業会計の歳入歳出決算までの議案11件であります。まず玉名市としての全体を総括して申し上げますと、一般会計歳入歳出決算とほか8件の特別会計歳入歳出決算を合わせた収支は歳入決算額517億5,769万5,070円、歳出決算額510億1,037万8,694円で、歳入歳出差引額は7億4,731万6,376円の形式収支額であることをまずもって御報告申し上げます。以下、各決算議案の審査経過について御報告申し上げます。まず議第85号平成19年度玉名市一般会計歳入歳出決算であります。歳入決算額269億4,578万2,267円、歳出決算額263億7,210万5,060円で、歳入歳出差引額は5億7,367万7,207円となり、翌年度への繰り越すべき財源の6,445万7,500円を差し引いた実質収支額は5億921万9,707円となっております。執行部の説明では事項別明細書の予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、支出済額、繰越額、不用額等の説明と各課における主要事業や不用額等の金額が発生しているものなどの詳細説明がありました。特筆すべき質疑、答弁は以下のとおりであります。まず委員からの質疑として、①市税の滞納状況について、②住宅使用料の未納について、③住宅新築資金等貸付金の滞納対策について、④区長会研修補助金と区長会協議会研修補助金について、⑤交通安全施設、カーブミラーやガードレール等の入札について、⑥各種補助金の見直しについて、⑦シルバー人材センターについて、⑧ごみ袋作成委託料、ごみ収集について、⑨農業関係における補助金について、⑩大俵まつりの時期変更について、⑪教育費の繰越明許費や不用額等について、放課後子ども教室等について、⑫文化財の整備計画や活用について、等の質疑が委員から出されました。個別の質疑に対し、執行部から以下の答弁がなされました。①市税の滞納者は約6,000名程度で実質的な高額滞納者4,500名、後は新規に増えてくる分で高額滞納者は限られた人数である。19年度の収入未済額の総額が2億4,000万円で現年課税分の調定額から収入済額を差し引いた収入未済額、つまり新規に発生した分が市民税が6,600万円、固定資産税が9,892万円との答弁でした。さらに委員から今リストラなど厳しい社会状況下にあるのは理解できるが、支払った人が馬鹿を見ないように督促等は定期的に出してほしいとの意見がありました。また滞納処分等の基準については生活していく上で最低限のルールは、たとえば炊飯器、冷蔵庫、洗濯機等は差し押さえできない旨の答弁があ

りました。②住宅使用料の未納分について昨年と比較してどうなっているか、住宅使用料の徴収方法は滞納者を退去させたことはあるのかなどの質疑に、公営住宅使用料の未納額は平成18年度が4,665万4,000円、19年度が4,641万6,000円であり、あまり変わっていないが微減している。また徴収方法は大半が振り込みであるが、直接納入もある、滞納については2カ月滞納すれば督促状を発送、それ以上になれば催告状、金額が高額になれば退去勧告や裁判ということで今年も予定しているが、まずは滞納者を必ず呼び出して支払い方法について相談をし、誓約書等を取り、分割で支払をしてもらう。それでも支払ができないときは保証人と話し合いをし、支払を促すようにしている。ただ保証人は高齢者の場合も多く、今社会全体の生活が厳しい中、市営住宅の入居者は月収20万円以下の低所得者が対象であり、近年は高齢の年金受給者が多くなっている関係でなかなか無理がいえない状況になっているのも滞納の一要因と考えている。また毎年使用料が払えず、退去者も出ている旨の答弁でした。さらに委員から規約が甘いんじゃないか、経済的に苦しくても払っている人はたくさんいるので、不公平にならないようにしてほしい、さらに規約等の見直しも必要ではないかと厳しい意見が出ました。③住宅新築資金等貸付金の滞納対策について、執行部より同和事業の関連で住宅の新築や土地購入に貸し付けた分の未納分で、現在回収に向け、督促、夜間徴収を行なうなど努力をしているとの答弁でした。④区長会研修補助金は各地区の区長258名の年1回開催している研修の補助金で、区長会協議会研修補助金は各校区の会長や役員31名で代表者の会を作っており、この31名に諮って全体の方向を決め、会議の通知をしてもらっており、最低でも2カ月に1回、多いときは月1回集まってもらっている分である。⑤交通安全施設の工事請負は取りまとめて年4回発注しており、個々の修理についてはその都度行なっている。入札率は平均して50から60%台である。入札残については各地区からの要望もあり、次の執行のときに使うようにしており、全額使い切るようにしているとの答弁でした。⑥補助金の見直しについての質疑に対し、執行部から補助金の見直しに関しては、継続120件、減額が37件で、検討委員会の中で方向性を示し、このような結果になった。内容については旧1市3町の中で同じ種類の補助金の有無や金額が違ったりしたものをどのように統合、整理するのかを観点に委員会を立ち上げ、全補助金について見直しを図った。実際はもっと厳しい意見であったが、急に見直し等を行なえば住民の活動にも弊害が出るのではと危惧し、少しずつ検討委員会の意見に近づけていく方向で今、検討しているとのことでした。また検討委員会の構成メンバーは自治区から各2名、九州看護福祉大学からは学識経験者代表として参画いただき、総勢9名で組織しているとの答弁がありました。⑦シルバー人材センターは主に60歳以上の健康で働く意欲と能力を持つ人が参加し、臨時的、短期的な就業をとおして社会の一員として役割を果たすという目的で設置されたものです。今年20

周年を迎え会員は450名、事業収入は約2億円、補助金2,150万円のうち1,900万円がシルバー人材センターの件費等に係る分で、残りの250万円はチップソーの購入費。主な仕事として介護援助、庭木手入れや伐採、管理委託などを行なっている旨の答弁がありました。⑧ごみ袋やごみの量は減少傾向にあるのかとの質疑にごみ袋は大184万枚、小125万枚、極小8万枚作成し、大は減少傾向にあるが極小は10万枚追加した。またごみの量は平成18年度が1万7,804トン、平成19年度は1万7,117トンで少しだが減少傾向にある。ごみ収集については玉名・岱明地区は民間委託、天水・横島は市直営で行なっているが、将来的には民間委託を考えているとの答弁でした。⑨農地・水・環境の補助について、各地区にエリアを決めてあると思うが、エリア内の農振がはずれているところは補助金の対象とならないので、何か方法はないかとの質疑に対し、執行部から農地・水・環境保全向上対策についてはエリアを決めてその中の農地面積によって補助を行なっている。補助金の原資は単市事業の予算、機械借上げ料の予算、原材料の予算が基になっており、この予算を振り分けし前年度の半分程度を農地・水・環境の方に充て、残りを機械借上げ、単市事業や原材料等に充てるようにしているため、予算はあるので地区外については総合支所の意見を聞きながら割り振りを決めており、担当課と相談をしながら事業を進めていきたい旨の答弁がありました。また各種の補助金等を出しているが、後継者育成に役立っているか、稲作などは後継者不足と聞いているが、どのように考えているかとの質疑に対し、コスモス会、4Hクラブなどは地域に根ざした活動をおのおの行なっており、後継者育成の効果は上がっていると思う。また各生産者もおのおのの立場で頑張っており、行政側としてはそのお手伝いをするということで補助金や負担金、利子補給などの対応をしている。現在は認定農業者、集落営農という方向づけをして事業を行なっている旨の答弁がありました。⑩大俵まつりの時期変更理由として9月に開催すると同時に大うまかもん市を開催する関係上、まだ暑く食材不足や衛生上の問題があり、米にちなんだまつりでもあり、11月23日は新嘗祭ということで変更した。場所は玉名市民会館周辺に変更したのはほぼ玉名市の中心で温泉も近くにあるということと、参加チーム数の増加も予想してのことで、この変更は7月の大俵まつり実行委員会の中で決定したとの答弁でした。⑪教育費の繰越明許費については岱明中学校屋内運動場の改築工事費であり、不用額を学校の日常経費の足りない分に充当できないかとの質疑に、この不用額は事務局費で持っている委託料の残や建設の入札残等であるとの答弁に、今後委託料等を予算計上するときには慎重にとの要望がありました。放課後子ども教室については、去年は滑石小学校を、本年度は引き続き滑石小学校、新たに月瀬小学校、小田小学校で実施しており、来年度はもう1校増やす計画である。また子育て支援課が行なっている学童保育との兼ね合いは運営委員会を開催し、放課後子どもプランの中で意見調整を行なっている旨の答弁が

ありました。さらに委員から、最近小学校の低学年は学童クラブにいる時間が学校に
 いる時間を逆転している状況になっており、子どもたちの安全を十分配慮する上でも余裕
 教室の必要性を考えてほしいとの意見がありました。⑫経塚古墳については前方後円墳
 の可能性もあり、全部を買収したわけではない。県から古墳の一部を再度試掘するよう
 指摘を受けている。調査後、駐車場やトイレ等の整備が必要だが補助がないため苦慮し
 ている。また玉名市には指定文化財 37 件、市登録・選択文化財が 88 件あり、これら
 から修復したが合併時のおのおのに有している文化財をまず新市の指定文化財に認定して
 いきたい旨の説明でした。さらに観光面に活用できないかとの質疑に玉名の大坊古墳や
 永安寺古墳等は新幹線新玉名駅近郊に点在しており、一般公開等も考えているが、文化
 財保護審査会や博物館運営委員会等で検討しながら進めていきたいとの答弁でした。ほ
 か生活保護費の扶助費の 8 億 5,935 万 7,000 円についても質疑があり、執行部
 から 20 年 3 月末の生活保護世帯は 362 世帯、456 人で扶助費として生活・住宅・
 医療費等々があるが、中でも医療費、(入院費) が約 7 割を占めている。また北海道で
 問題になった移送費の支出は 100 万円程度であるとの答弁でした。・・・・・・
 ・・・・・・・
 ・・・・・・・次に天水町の市営住宅の現状や区役時に配付して
 いる燃料の件、各種団体や保存会等に出している補助金関係、図書館業務等々につ
 いても質疑応答がありました。以上、審査の後、採決の結果、議第 85 号については全員異
 議なく認定すべきものと決定いたしました。

引き続き、申し上げます。以下 8 件の特別会計についての歳入歳出決算におきまし
 て、歳入歳出決算額、歳入歳出差引額及び実質収支額等の報告が執行部からありまし
 ました。議第 86 号平成 19 年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算でございま
 すが、歳入決算額 90 億 6,193 万 4,000 円、歳出決算額 90 億 270 万 7,000
 円、歳入歳出差引額及び実質収支額は 5,922 万 7,000 円となっております。
 委員及び執行部の質疑応答の主なものを申し上げます。一般被保険者療養給付費 35 億
 2,226 万 6,000 円について、執行部から説明がありました。委員から 1 人当
 りの療養給付費は県下で何番目ぐらいになるのかとの質疑に、執行部から一般被保険者は
 1 万 7,853 人で、1 人当りの療養給付費は 19 万 7,293 円、県下 48 市町村中
 10 から 15 番目で上位である旨の答弁がありました。答弁を受け、委員から玉名市は
 予防医療を推進しており、このような結果で残念との意見がありました。採決の結果、
 議第 86 号については全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

次に議第 87 号平成 19 年度玉名市老人保健事業特別会計歳入歳出決算でございま
 すが、歳入決算額 88 億 4,107 万円、歳出決算額 88 億 2,393 万 7,000 円

で、歳入歳出差引額及び実質収支額は1,713万3,000円となっております。執行部から医療給付費負担金の内容について説明がありました。委員から雑入の第三者納付金についての質問がなされ、執行部より交通事故などで保険給付外の求償をした分で20件程度との説明がありました。採決の結果、議第87号については全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

次に議第88号平成19年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額55億8,774万8,000円で、歳出決算額55億1,231万2,000円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は7,543万5,000円であります。委員から基金積立金は妥当な額かとの質疑があり、執行部より5,800万円は妥当な額であると考えているとの答弁がありました。また介護保険料の見直しについては、執行部から保険料の見直しは3年ごとに実施しており、来年度が見直しの時期である。現在玉名市の保険料は4,600円で、県下14市中、上から3番目で高い方であるが、認定者数の増加など諸要因を考慮しながら試算していく旨の説明がありました。さらに委員から介護保険現場の人手不足の原因や補助金の使い方についても質疑がありました。執行部から介護施設における補助が1人当たり31万円ぐらいであるが、おむつ代などの経費がかかり人件費が抑えられているため、現場の職員不足が慢性的であるが、経費は国の基準で決まっており、それに則り行なっているとのことでした。委員からそれぞれの経費をチェックし、効率的な事業運営に当たってほしいとの要望が出ました。ほかに介護認定者数の推移や傾向、いきいきふれあい事業についても質疑応答がありました。採決の結果、議第88号については全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

次に議第89号平成18年度玉名市大衆浴場事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額914万9,000円、歳出決算額868万7,000円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は46万2,000円でございます。諸収入や大腸菌検出についての質疑があり、執行部から諸収入の雑入は指定管理者からの受入金で、この納付金は温泉組合と契約している基本協定書の中の第9条で収入に応じて、納入金を算出と謳っており、基本額の最低が600万円当初予算は600万円を計上したが、実績により814万8,362円になった。また大腸菌検出後、機器の取り替えや配管等の修理はしたのかとの問いに、配管のやり直しは行わず、タンクへの塩素注入も定量で行なっていたものを湯量に応じて塩素を注入する機器の導入を考えていると、また管の清掃は専門業者と相談しながら行なっていく旨の答弁がありました。採決の結果、議第89号については全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

次に議第90号平成19年度玉名市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額12億3,040万2,000円、歳出決算額12億1,856万

1,000円で、翌年への繰越額721万2,000円を差し引いた実質収支額は462万9,000円となっています。委員からは大開地区の利用者についての質疑があり、執行部から8月1日供用開始後、9月29日現在39件の申請があっており、当初60件を予定したので順調に進んでいるとの答弁がありました。採決の結果、議第90号については全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

次に議第91号平成19年度玉名市簡易水道特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額6,571万1,000円、歳出決算額5,768万1,000円で、歳入差引額及び実質収支額は803万円となっております。簡易水道事業は天水町の一部地区で行なっているもので、委員から水源池の変更理由や配水管の水漏れ等について質疑がありました。旧水源は16トンの水量しかなく、水質の悪化もあり新しい水源地を確保した。新しい水源地の水量は20トン、量的にも十分あり、水質も問題ない。今の施設は昭和41年完成で老朽化もひどく、漏水も目立っており、今後の計画として21年度で簡易水道事業と水道事業の統合計画を策定し、23、24年度で配管工事の更新を予定している旨の答弁がありました。採決の結果、議第91号については全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

次に議第92号平成19年度玉名市宅地開発事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額22万6,000円、歳出決算額22万6,000円で、歳入歳出差引額及び実質収支額はゼロ円です。まず委員から玉水ニュータウンの売れ残っているところはどうかの質疑に対し、29区画を販売し、19年度で23区画、今年2区画の販売が終わっており、残っている4区画は地形の関係もあり、今後検討していくとの説明がありました。採決の結果、議第92号については全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

次に議第93号平成19年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額1,567万3,000円、歳出決算額1,416万2,000円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は151万1,000円となっております。委員から事業の推進状況について質疑がありました。執行部から平成17年度から5年間の補助事業で行なっており、現在49基設置しているが、現在の経済状況や住民への周知不足もあり、なかなか伸びないのが現状である。どのように周知していくか、あるいは計画の見直しも考慮せねばいけない旨の答弁でした。採決の結果、議第93号については、全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

引き続きまして、議第94号平成19年度玉名市水道事業会計決算についてですが、まず事業の概要として世間部地区の給水の充実を図るため、施設と配水管網の整備を行ない普及の向上を図った。次に配水管布設事業の整備促進として、本年度は世間部地区送水管布設工事ほか13件で、施工延長2,924メートルを布設したものです。

委員から未整備地区の実施計画について質疑がありました。執行部から現在、地域水道ビジョンを策定中で、その中で未整備地区の整備についても検討している。しかし整備をする方向で検討していく予定であるが、内部で90%以上の同意を条件としている。今回、水道ビジョンの中で未整備地区の全世帯に対して11月中旬頃にアンケート調査を予定しており、その回答結果を踏まえてビジョンの中での未整備地区の解消を考えていきたいとのことでした。また、安心・安全な飲料水を供給することは行政の責務ではないかとの質疑に対し、未整備地区から説明会開催の要望があれば、いつでも出かけていくとの答弁がありました。採決の結果、議第94号については、全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

次に議第95号平成19年度玉名市下水道事業会計決算についてです。まず事業の概要について、執行部より説明がありました。前年度からの繰越事業である立願寺第一の一雨水幹線管路工事が竣工、新たに汚水管渠施設整備として築山・玉名地区・磯鍋・東部地区等についての布設整備を行っており、また処理場については合流改善事業として雨水簡易処理の高度化及び改築更新事業としては、水処理設備並びに電気設備の更新の工事委託を発注し、一部翌年度へ繰越しているとのことでした。委員から旧玉名市は下水道事業は昭和50年代に始まっているが、今後の計画や見直し案があるのかとの質疑に、浄化センターや立願寺ポンプ場については改築更新工事の計画の中で本線については管渠の構成工法等を採用し、補助対象事業でできるところについては補助対象事業で実施していく予定である旨の答弁でした。また最近のゲリラ豪雨や突然の出水などがあるが、すべてを下水管に集中させることがはたしていいかどうか、千葉県の市川市においては低い地域の住宅地に雨水枡を設置し、雨水を庭に浸透させている。新築には義務づけ、既存の家には補助金を出すなど低地の浸水にかなりの効果をあげているということなので、玉名市も何か政策的なものを視野に入れ、研究してもいいのではないかとの意見が出ました。採決の結果、議第95号については、全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

先ほど一般会計歳入歳出決算の審査経過報告の中で、市税の滞納者につきまして実質的な高額滞納者を4,500名と誤って報告しておりました。正しくは400から500名でありますので、訂正させていただきます。

以上、決算特別委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で決算特別委員長の報告は終わりました。

日程第9 質疑・討論・採決

○議長（小屋野幸隆君） ただいまの委員長の報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 質疑なしと認めます。

次に討論に入ります。討論の通告がっておりますので、発言を許します。

6番議員 前田正治君。

[6番 前田正治君 登壇]

○6番（前田正治君） こんにちは。日本共産党の前田正治です。私は今、決算特別委員長が報告されました決算認定議案の中で、議第85号平成19年度一般会計歳入歳出決算、議第86号平成19年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、議第95号平成19年度下水道事業会計決算、この3議案について反対します。一般会計では公立保育所の民営化がなされたことや同和団体補助金について、また国民健康保険特別会計では保険税の引き上げがなされたことや資格証明書の発行で医療を受ける権利が奪われる状況が発生していること、下水道会計では下水道の使用料が下水道維持管理費の2.3倍という熊本県下14市の中でも一番高額な料金になっていることなど、以上のようなことから述べました3つの議案について反対をします。

○議長（小屋野幸隆君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小屋野幸隆君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第85号平成19年度玉名市一般会計歳入歳出決算、議第86号平成19年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、議第95号平成19年度玉名市下水道事業会計決算、以上の決算案3件については異議がありますので、後に譲り採決いたします。

議第87号平成19年度玉名市老人保健事業特別会計歳入歳出決算から議第94号平成19年度玉名市水道事業会計決算までの決算議案8件については、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

議第85号平成19年度玉名市一般会計歳入歳出決算は異議がありますので、起立により採決いたします。議第85号については委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小屋野幸隆君） 起立多数であります。よって、議第85号については委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議第86号平成19年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は異議があ

りますので、起立により採決いたします。議第86号については委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小屋野幸隆君） 起立多数であります。よって、議第86号については委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議第95号平成19年度玉名市下水道事業会計決算は異議がありますので、起立により採決いたします。議第95号については委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小屋野幸隆君） 起立多数であります。よって、議第95号については委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明6日から10日までは休会とし、11日は定刻より会議を開き、一般質問を行います。一般質問を希望されておられます方は、質問の要旨を具体的に記載し、8日の正午までに事務局にお届けください。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時12分 散会

第 2 号

12月 11日 (木)

平成20年第4回玉名市議会定例会会議録（第2号）

議事日程（第2号）

平成20年12月11日（木曜日）午前10時開議

日程第1 一般質問

- 1 23番 吉田議員
- 2 16番 松本議員
- 3 11番 青木議員
- 4 4番 北本議員
- 5 18番 多田隈議員
- 6 6番 前田議員
- 7 24番 田島議員
- 8 9番 福嶋議員

散会宣告

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

1 23番 吉田議員

1 教育問題

- (1) 「全国学力・学習状況調査」結果公表状況調査について
- (2) 教員の人事行政状況調査について
- (3) 小中学校の教壇について

2 定額給付金について

3 定住自立圏構想と本市の定住化について

4 境川改修と市道境川橋山田橋線について

2 16番 松本議員

1 愛三工業の進出計画について

2 ゲリラ豪雨対策について

- (1) 低地の住宅地に雨水ますの普及を図る考えは
- (2) 新庁舎周辺の出水対策は
- (3) 亀甲ガード下の水没の危険性は

3 大俵まつりの今後について

3 11番 青木議員

1 児童福祉法改正後の子育て支援計画について

- (1) 「保育ママ」を法的に制度化

- (2) 「こんにちは赤ちゃん」事業
 - (3) 「仕事と家庭」の両立支援
 - 2 エコ・アクション・ポイント事業について
 - 3 地上デジタル放送への円滑な移行推進について
 - 4 中小企業を応援する緊急保証制度の現状と今後について
- 4 4番 北本 議員
 - 1 指定管理者制度の玉名市の課題と成果について
 - 2 平成21年度の予算について市長が目指す政治姿勢は
- 5 18番 多田隈 議員
 - 1 レジオネラ菌の再発防止について
 - 2 工業団地の造成について
- 6 6番 前田 議員
 - 1 市道の認定と整備について
 - (1) 認定する上でのルールはどんな定めがあるか
 - (2) 市道の舗装や拡張などの整備をする上でのルールはあるのか
 - (3) 五つ角通り（高瀬）の規制はいつまで続くのか
 - (4) 事故の多い田中橋交差点（梅林）での事故防止対策を
 - 2 学校給食費未納について
 - (1) 未納の件数、金額、5年以前分の累計額は、未納の原因は
 - (2) 未納対策でどんな取り組みがなされているか
 - 3 福祉について
 - (1) 国保資格証明書を発行して滞納者と接触する機会をどのように設けているか
 - (2) 国保滞納者の実情をつかむことなしに資格証明書の発行が機械的になっていないか
 - (3) 無保険の子どもに保険証の発行を
 - (4) 国保における医療費一部負担金軽減について実績は
 - (5) 後期高齢者医療保険料の滞納者数と滞納者の所得状況は
- 7 24番 田島 議員
 - 1 本市における経済不況の現況について
 - 2 定額給付金の問題について
 - 3 指定管理者の指定について
- 8 9番 福嶋 議員
 - 1 古くから伝わる祭りの検証について

散 会 宣 告

出席議員（30名）

1番	萩原雄治君	2番	中尾嘉男君
3番	宮田知美君	4番	北本節代さん
5番	横手良弘君	6番	前田正治君
7番	近松恵美子さん	8番	作本幸男君
9番	福島譲治君	10番	竹下幸治君
11番	青木 壽君	12番	森川和博君
13番	内田靖信君	14番	高村四郎君
15番	大崎 勇君	16番	松本重美君
17番	江田計司君	18番	多田隈保宏君
19番	永野忠弘君	20番	林野 彰君
21番	高木重之君	22番	本山重信君
23番	吉田喜徳君	24番	田島八起君
25番	田畑久吉君	26番	小屋野幸隆君
27番	堀本 泉君	28番	松田憲明君
29番	杉村勝吉君	30番	中川潤一君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	梶山孝二君	事務局次長	田中等君
次長補佐	今上力野さん	書記	小嶋栄作君
書記	松尾和俊君		

説明のため出席した者

市長	島津勇典君	副市長	高本信治君
総務部長	元田充洋君	企画政策部長兼 玉名総合支所長兼 玉名地域自治区事務所長	牧野吉秀君
市民環境部長	黒田誠一君	福祉部長	井上了君
産業経済部長	望月一晴君	建設部長	取本一則君

会計管理者	徳井秀憲君	岱明総合支所長兼 岱明地域自治区事務所長	前田繁廣君
横島総合支所長兼 横島地域自治区事務所長	吉村孝行君	天水総合支所長兼 天水地域自治区事務所長	池田健助君
企業局長	木下憲生君	教育委員長	内田實君
教育長	菊川茂男君	教育次長	前田敏朗君
監査委員	高村捷秋君		

○議長（小屋野幸隆君） あらためまして、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（小屋野幸隆君） 日程に従い、一般質問を行ないます。質問は通告の順序によって許すことにいたします。

23番 吉田喜徳君。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） 有明クラブの吉田喜徳でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。早速でありますけれども、質問に入らせていただきます。1、教育問題について、「全国学力・学習状況調査」結果公表状況調査について。本年4月、43年ぶりに実施されたいわゆる全国学力テストに参加した市町村などの1,839教育委員会の4分の1に当たる26.5%が結果を公表していると文科省の調査でわかり、今後実施しようと予定している教委も14%あり、何らかの形で結果を公表する見通しとなっているのであります。これは結果を公表することにより、学力向上などに少しでも役立てるならと、その意欲と姿勢がうかがえるのではないのでしょうか。県内では一部事務組合を含む49市町村教委、熊本市や八代市など7教委が結果を公表、玉名市は公表についてどのような回答をしたのか、いずれにしてもその理由をお示しいただきたい。学力テストの実施要領が都道府県教委による市町村別結果の公表を制限しているとのことだが、これは事実か否か。全国平均を下回ったテスト結果の向上を図るための緊急対策を発表、学力向上に30億円基金の創設、50校を重点指定し、その緊急対策の骨子はいろいろありましようが、その中で100マス計算に対してとか、あるいは地域、家庭の関係指定区とか、あるいは指導力不足教員への巡回指導の強化とか、こういうものが図られるわけでございます。さて大阪橋下府知事の橋下流教育改革、とりわけ学力向上に向けての取り組みが本格化するのであります。学力差があらわになったことに賛否がごうごうとしていたようですが、これも沈静化し、今後、同知事が掲げる教育日本一に向け、今では市町村別成績の公表に踏み切る自治体が9月以降続出していると新聞も報道しておりました。さて、公表に対する教育委員会の御見解をまずお尋ね申し上げたい。21小、6中学校の学校間ではお互い結果についてそれぞれ把握というか、認識していただけるのでしょうか。学力向上施策について玉名市独自の統一的、共通的に取り組んでいるのはそういうことはあるのか、ないのか、また取り組みがあれば、なければ検討してほしい、あればそれをお示ししていただきたいと思ひます。

次に教員の人事行政状況調査、平たく言えばこれは希望降任制度について主にお尋ねいたします。今、全国の公立小中学校の2007度のおよその教員数は小学校41万2,000人、中学校23万4,000人、高校約18万4,000人、計89万6,000人、このうち校長3万6,000人、教頭が4万人とされています。この調査は文科省が都道府県と政令市教育委員会を通じ、指導力不足教員への取り組みや希望降任制度の実施状況を調べるのですが、本市の取り組みと実情についてお伺い申し上げます。

3、小中学校の教壇について。平成12年第1回定例会で私はこのことについて質問したことがあります。その要旨は小中学校の教室に教壇がない、これはどういう理由なのか、教壇設置について検討してみてもどうかという質問でした。時の三次昭也教育長が検討していききたいとの答弁でしたが、あれからやがて9、10年になろうとしています。時代も社会も教育界も大いに変化していると認識し、そこで新市初の教育長の御所見を承りたい。これは私と同感、共鳴、私が共鳴したある雑誌の内容を参考にし、今少し述べてみたいと思います。戦後60有余年、自由平等の中に責任感の欠如、健全な個の確立や同じ目線の言葉などなどは、親も子どもも家庭内での立場をあいまいなものに、学校もまた教える者と学ぶ者との立場があいまいに、これらは児童が教師とまったく同等の立場にあると意識し、そして児童も教師も他者との社会的な関係、つまり自分と他者との立場の違いをほとんど把握していないのでは。児童は教師を教師と思うのが希薄で一体教師を尊敬しているのだろうかとも思われます。教師は教える立場で、自分は学ぶ立場だという基本的な関係の認識が足りない、あるいは相手は大人で自分は子どもだという意識の欠如、さまざまな分野でさまざまな意味で児童生徒と教師の関係があいまいになり、混乱していると言われております。私もまったく同感であります。そして教師と生徒は平等だという同じ目線というように埋没される、こういう言葉に埋没される、かかる意味で教壇を取り払う学校と化し、教え導く教師よりも友達のような教師像がもてはやされるようになり、教師の立場は失われていったのではないかと思うのであります。

以上、述べたことについて、教育長の御感想をいただきたい。

○議長（小屋野幸隆君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） おはようございます。吉田議員の「全国学力・学習状況調査」結果公表状況調査についての御質問にお答えいたします。お尋ねの文部科学省の調査においては、玉名市は公表を行なっておらず、検討中と回答しております。しかし、校長会議や教育委員会会議においては公表をいたしております。玉名市においては、今申しましたように市の校長会議や教育委員会会議において、全国、県、管内、玉名市の平均正答率の結果を公表いたしました。また玉名市教育委員会としても、玉名市全体の学

力調査の結果の課題の分析と対策を行ない、それを基に各学校が学校の教育活動の取り組みの状況や調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策を考え、学校便り等で保護者に公表いたしております。そのような公表の方法をとりましたのは数値のみの公表ではいたずらに競争意識をあおり、数値の一人歩きが危惧される面があるからです。大切なことは先ほど申し上げましたように課題の分析をしっかりと行ない、対策を考え子どもたちの学力を上げるために指導方法の工夫改善に生かすことだというふうに考えております。

次に文部科学事務次官決定の平成20年度全国学力学習状況調査に関する実施要領の中に調査結果の取り扱いに関する配慮事項として、都道府県教育委員会は域内の市町村及び学校の状況について個々の市町村名、学校名を明らかにした公表は行なわないこと、また市町村教育委員会は域内の学校の状況について、個々の学校名を明らかにした公表は行なわないことなどが示されており、公表は行なわないようにということになっております。ただし市町村教育委員会が保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、当該市町村における公立学校全体の結果を公表することについては、それぞれの判断に委ねること、また、学校が自校の結果を公表することについてはそれぞれの判断に委ねること、これが示されております。公表に関しましては以上のような考えで各学校からの結果を公表するにとどめております。各学校で公表した結果につきましては、教育委員会の方にも報告をしてもらっております。さらに学校間の結果につきましては、校長会等でお互いの情報を交換しながら把握をしておられるというふうに思っております。

次に学力向上対策につきましては、玉名市の学校教育目標の中に掲げて取り組んでおります。特に本年度は二学期制を導入したことで授業時数を増やすことができましたし、玉名市教育委員会の研究指定を行ない、学力充実の研究実践に取り組み、授業改善、考えさせる授業づくりを行なってまいりました。本年度は玉名市教育委員会指定の研究発表会を4校実施いたしております。各学校これまでの2年間の研究成果を発表し、それぞれ素晴らしい授業実践が行なわれました。また平成17年度から国立教育政策研究所から3年間、玉名市が評価の工夫改善に関する総合的推進地域事業の地域指定を受け、評価に関する研究を深め、その研究の成果が各学校の授業作りに生かされ、授業改善につながってきております。このほか読書活動を積極的に推進し、読書量の増加に努めたり、ノーテレビ、ノーゲーム日の取り組みを行なったりして家庭の団らんや家庭学習の習慣化などもかかってきております。次に議員お尋ねの希望降任制度ですが、希望降任される場合は病気やメンタルヘルス、管理職として馴染めなかった等のいろいろな理由があると思いますが、本市におきましては、その制度を利用した方は今のところおられません。また指導力不足教員への取り組みですが、本件では指導力強化研

修とっております。本年度はその研修を受けている先生はおりません。昨年度は1名研修を受けられました。その先生は子どもとのコミュニケーション不足の面があり、1年間の研修で随分とよくなられ、指導力も向上しておられます。指導力強化研修につきましては、各学校研究テーマを掲げ校内で研修を行ないながら、指導力の向上に努めておりますし、研究指定校やその他研究発表会に研修に行ったりして資質の向上を図っております。またメンタルヘルス等につきましてもストレス度チェックなどの研修の実施、心の健康に悪影響を与えるような職場環境を改善すること、健康的なライフスタイルの確立等について指導いたしております。

次に議員お尋ねの教壇の件ですが、現在、小中学校におきましてはほとんど設置してありません。この教壇がなくなった背景としては、個に応じた指導の充実と、黒板も移動式が多くなったためではないかと思っております。教壇から教師が授業をすることは教師主導型、教師の話や説明に終始する授業の一斉授業になる可能性が高いということでございます。現在、学校訪問等では基礎・基本を習得させるための徹底した指導と子どもが自ら課題を発見し、自ら考え表現するという問題解決的なメリハリのある学習の展開を目指して指導をいたしております。つまり子ども主体の授業を展開し、教師は子どもの一人一人の学習状況を机間指導しながら把握し、支援していくという学習が大切であると考えております。また熊本の教職員像というものが平成17年度から熊本県教育委員会より示されておりますが、「認め、ほめ、励まし、伸ばす」という教育行動指標の下、教職員としての基本的資質の一つに豊かな人権感覚を持って、一人一人に温かくまた公平に接する教職員が掲げてあり、また教職員の専門性ということでは児童生徒との信頼関係を培い、一人一人の個性や良さをしっかりと見つめ、自分に対する自信と他者に対する思いやりの心を育む教職員というのが掲げてあります。このように一人一人に温かく、公平に接し、児童生徒との信頼関係を築きながら思いやりの心を育む教師が今求められております。そのような教師が児童生徒から尊敬されるのではないかと考えております。そういったことからこのような教職員像を目指して、資質の向上に努めることが教師として大切ではないかと考えております。いろいろと私の考えも申し上げましたが、議員からの御意見等がございましたので、この問題につきましても校長会議等で話題として取り上げてみたいと今考えております。

以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 23番 吉田喜徳君。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） 私の中学時代でありますけれども、公表について堂々で行なわれた記憶がございます。例えば学内だけの話でありますけど、同級生320名、期末考査、中間考査はもとより、県の学力調査あるいは国の学力調査あたり50番までは全

部貼り出されて、まあ50番に入らなかったらということで非常にいい意味で学力向上のために役立ったと、こういうふうに記憶があります。これがですね、いいとか悪いは別としてただ記憶を言っているわけで。それで受験にもですね、非常に役立ったという、そしてそれには先生たち全然文句も何にも、時代が時代といえ、今日の時代でありますけど、そういう状況でありました。つい先ごろ12月10日でありましたかね、発表されておりましたが、国際教育到達度評価学会というのがですね、これは世界の国々の36カ国ですかね、を数学、理科、これの学力テストの発表、7年度ですね、07年度の昨年の。やはりあの転換して学力向上のためにいろいろ文科省が施策を転換して、それ以来ですね、結果がですね、やはり学力向上に重点を置いたために、非常に上位に、前は上位だったのが挽回しつつあるという結果が出ております。ただ活用部分ではですね、まだ順位がさほどじゃないんですけど、お隣の韓国、台湾、中国等にはまだまだ追い越されていると、前は日本が一番だったけど、2番だったけどというような結果が出ておまして、やはり学力向上はですね、我が国もあるいは県も玉名市もそして親御さんも生徒たち、児童たちもですね、全体的に一人一人は別として、向上することは僕は悪くはないんじゃないかなあと、こういうふうに考えております。

次に教壇のある学校を目指してというようなことの意味で、質問をいたしました。が、教育長の今の話はそれをなくなった理由をまあ申されて、自分も同感みたいな、僕は受け取りましたけれども、自分というのは教育長がですね。こういうことをですね、三次昭也教育長は言っております。その教える立場からどんなメリットがあるかということ、こういうことを考えてみました。上から児童生徒、上と言うといかんですけど、教壇ですよ。児童生徒を見下ろすことができるので、授業中に子どもたちの健康管理を含めて、子どもの管理がしやすいということがございます。これは経験があらわれるなら実際そうじゃないかなあと、どがんでしょう、どうでしょう。また教壇の広さの分、教員のテリトリー、動くテリトリーですね、として活動ができること、さらに可動式黒板でない場合には、可動式黒板については教育長おっしゃいましたけども、教壇があれば便利な面もあるという教える側からのですね、メリットを披露されております。それから教わる側の子どもから考えてみると、まず教員が先生がですね、高いところから指導するのでよく顔が見え、話を聞き取りやすいと、そして固定式黒板に教壇があると特に固定式教壇があると、低学年の子どもたちにとっては大変助かる、こういうことが言えるかと思っておりますというふうにおっしゃってました。今教育長は僕から聞こえた、僕の感想はデメリットの分だけみたいなような教壇がある、メリットの分だけ、私から言えばデメリットな部分だけみたいな聞こえましたけど、終わりに話題として教育委員会あるいは学校長回答にだと思んですけど、投げかけてみたいということでありますので、大いに投げかけていただいて、御検討していただいて、設置するしないは別としてです

ね、そういうことに対する突っ込んだですね、教育者の議論も必要じゃないかと、このように思うわけであります。

定額給付金について。政府与党が掲げた追加経済対策に総額、それに盛り込んだ対策にですね、総額2兆円の定額給付金に対し、市民の間でもいつ出るのだろうかと特に高齢者や子どもを持つ家庭では、今景気が悪い時に助かるなあと喜ぶ人も数少なくありません。マスコミの報道でその内容のおおよそのことが想定できますが、この生活支援定額給付金の設置について、まず市長の御所見を承りたいと思います。

次に11月20日報道の熊日では、県内47市町村の所得制限について調査した結果が、制限する2、未定19、しない26自治体でありましたが、玉名市は実施し、政府から指示があればの条件付きで額は未定、隣接自治体と話し合っ決めてたい。基本的な方針や基準額は政府が決めてほしいとの島津市長のコメントでありました。このための事務経費は国が全額を補助金として交付し、自治体の負担にならないようにすると11月19日の全国知事会議で鳩山総務大臣は明言、窓口となる市町村の経費負担はこれでいいとして、経費はこれでいいとしてですね、何点かの問題があると思います。仮に所得制限は下限とする1,800万円となった場合、玉名市では対象者がまあおおむねどのくらいいらっしゃるのかなあ。支払い方法はどうなるのかなあと。あるいは自宅を離れている人は例えば入院患者さんとかですね、そういう人に対することはどういうふうにしたらいいのかなあと。その他行政で今非常に煩雑になるんじゃないかなあと、これは御同情いたしますけども、すみません、なった場合ですね。心配している点などをお聞かせを願いたいと思います。

次、定住自立圏構想と定住化について。本市の定住化構想が進む中、国の定住自立圏構想は来年度から本格化し、国の支援策では国交省のほか、総務省も遠隔医療等の通信網整備などの支援を検討していると聞きますが、この定住自立圏構想の具体化に向け、来年度から全国約20カ所でモデル事業を開始すると決定、同構想で想定されている人口5万人、中心地と周辺自治体が一体的に進める独自の取り組みをやりたいとする自治圏を公募するとしております。今少しその内容を見ますと、この定住自立圏は人口5万人以上で、昼間の人口が夜間を上回る中心地と周辺市町村で、生活圈域をつくり人口流出を防ぐ構想だと、まずは人口流出を防ぐ構想だとしているのであります。これを促進するため総務省の職員、エキスパートをですね、中心地に派遣、中心地の総合病院や商業施設、学校などを有効活用するため関係市町村が結ぶ協定の策定などに携わるとなっています。今、その概要を述べましたが、これに本市を当てはめてみますと、まず人口5万人以上です。病院は公立中央病院とか医師会、医療センターを有し、学校は4高等学校、大学もあり、あるいは商業のまちの高瀬地区あるいは西部方面、条件は揃い、未だ本市の合併の、本市とのですね、本市との合併の機運も盛り上がっていない周

辺自治体の合併促進にも役立つのではないかと、合併が賛成であればですね、そういう盛り上がりにもこれは役立つのではないかと思考する次第であります。そのためには玉名市が新幹線開業を機に魅力ある中心市を目指して、行政もですね、市民も頑張っている現状ですが、この構想が人口流出を防ぐ構想ならば、本市の定住化構想は逆にいい意味で人口増につながる。もちろん人口流出を防ぐことになる。人口増につながる魅力ある構想の一つであると思います。定住自立圏構想の説明会があったと聞きますが、その内容は、参加されたということですが、その内容はどうだったのか。そして本市のことを考えるとどう受け止められたか、第一次公募には間に合わないとしても周辺自治体と一度話し合ってみてはどうかあと、このように思いますが、いかがでしょうか。本市の定住化ゾーンを周辺自治体と隣接する場所については、現在作成されている地域4地域でしたかね、地域を将来合併の機運が、今そうじゃないでしょうけど、将来合併の機運が再燃する次第を見て、進み具合を見て、再検討してもいいのではないかと考えますが、どうなのでしょう。

○議長（小屋野幸隆君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） おはようございます。吉田議員の定額給付金に関する問題点につきまして、まず私の方からお答え申し上げたいと思います。所得制限の下限が1,800万円となった場合、玉名市では対象者がおおよそどのくらいになるのかにつきましては、所得は収入から必要経費を控除した後の金額で試算いたしますと、平成19年度の所得では、この基準額を超えていた人は約100人おられるようでございます。次に支払い方法をどうするのかということにつきましては、多額の現金を窓口において取り扱うことに伴う危険を避けるため、原則として口座振込みで支給するという事になっているようでございます。また口座を持たないものについては、振込みによりがたい事由を記載することにより窓口で現金を受領できるということになっております。次に自宅を離れている人、例えば入院患者や施設に入所している人につきましては、委任を受けて受領する方法等を国において検討されているようでございます。そのほか事務上において懸念することといたしましては、2万5,000世帯に対する申請書の配布、受付の処理、二重支給、支給漏れを防ぐことが特に注意しなければならないことと受け止めております。国、県におきましては、生活支援定額給付金実施本部が設置され、本市におきましても全庁的な取り組みとしてプロジェクトチームを構成して、支払等に支障がないように対処したいというふうに考えているところでございます。今のところこの定額給付金などを実施する関連法案につきましては、まだ未確定なところが多くあるため、国、県からの情報を得ながら法案等が採決された場合には速やかに定額給付金の支給ができるように努めますので、議員の御理解のほどよろしくお願いした

いというふうに思います。

○議長（小屋野幸隆君） 市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

○市長（島津勇典君） おはようございます。きょう、あすの2日間にわたる一般質問どうぞよろしくお願いをいたします。今定額給付金についての私の所見ということで御質問がございました。この定額給付金について何人かの議員から質問が予定されているようであります。このことは議員の皆さんもそうありますが、市民の皆さんに非常に関心の高い事柄だと受け止めております。まず、この定額給付金という施策、これについてですね、時宜を得た極めて妥当な政策であるとか、あるいはちょっと施策としては愚策という表現はどうかわかりませんが、そういうその施策自体についての私自身のコメントは差し控えさせていただきたいと思います。ただ、新聞の意見聴取、これ御本人がおられますけどね、これは元々その定額給付制度自体に対する考え方を聞くということではありませんで、当時言われておったのは1,800万円の上限が云々されているが、これについてどう思うか、こういうお尋ねであったように記憶しております。それで私はやっぱりその定額給付金なるものの性格からして、国がそういう方向性を決めてくるのであれば、これは私個人としてはね、やるべきであろうと、そういうふうにお答えをいたしました。所得制限をやるべきであろうというふうにお答えをいたしました。ただまだその時点では、この定額給付金どう動くかわからない時点で、いろいろお尋ねがあるというのはちょっと時期が早すぎるんじゃないかというふうに答えたところで、その後、いろいろまだこれ固まっていないようでしてね、12月の5日に県の方で市町村を集めて説明会が行なわれて、その説明会では所得制限は基本として設けないということが示された。ただし、希望する町村では1,800万円以上の人おる場合には、給付しないことが、することが出来るというような、非常にちょっとわかりにくいといえますかね、要するに所得制限は国としては決めませんと、決めませんが、1,800万円以上について希望する町村ではおやりになるならおやりになっていいですよと、こういう趣旨かなあというふうに受け止めることができます。まだこれは例えば個人の首長がどう受け止めようとですね、政府の方で決定されて示された折に、これを感じしないから自分は賛成できないから受け入れないという市町村は全国に1カ町村ともあるはずがない。全部受け止めることになります。その中でそれじゃあどうするかという話なんですけど、まだくるくる変わってますからね、ただ私は基本的には1万2,000円、たくさん収入がある人にそれを給付するというのはいかがかなあ、今でもそういうふうに個人的には思ってますよ。思ってますが、これは隣接市町村との絡みもありますから、市町村、隣接市町村の御意見も聞いて決めたいなあというふうには思っておりますが、まだ今ね、二次補正に出てくるんでしょうね。ですからまだこれ今ね、あ

んまり先走った議論を市長という責任ある立場で私が結論的なことを申し上げるのは控えさせていただきますが、いずれにしろ政府が決めてこういうふうを実施してくれという方向性が示された時に、それに従うのは当然のことです。事務が煩雑だからもうちは止めてうっちょこうなんて話があるはずがない。事務が煩雑だからこれを云々というのは私どもの立場からしては申し上げるべきことではないのではないか。私はそういうふうを受け止めております。答えになったかどうかはわかりませんが、そういうことでございます。

○議長（小屋野幸隆君） 企画政策部長 牧野吉秀君。

〔企画政策部長 牧野吉秀君 登壇〕

○企画政策部長（牧野吉秀君） おはようございます。吉田議員の定住自立圏構想と本市の定住化についてお答えいたします。定住自立圏構想は平成20年1月に総務大臣の諮問機関でございます定住自立圏構想研究会において、議論、提出された定住自立圏構想研究会報告書を基にして、中心市と周辺市町村が協定による役割分担によって人口の流出を食い止める方策として6月27日に閣議決定されたものでございます。その後7月4日に総務大臣を本部長とする地域力創造本部、定住自立圏構想推進のために設置され、全国7カ所での説明会を経た結果、県内市町村からは出ておりませんが、全国18圏域で選定された先行的実施団体において、国の支援を受けながら取り組みが進められている状況でございます。本市が出席いたしました九州各県を対象とした定住自立圏構想の説明会でございますが、去る8月22日に佐賀市で行なわれ、総務省の地域力創造グループ地域自立応援課の課長及び理事官から説明がございました。内容でございますが、今後は三大都市圏も人口が減少する一方で地方圏では大幅な人口減少が見込まれることや、すべての市町村がすべての生活機能を整備するということが困難であることなどを背景にして、人口5万人以上で昼夜間人口比率、昼と夜の人口の比率でございますが、1以上の中心市の持つ医療、商業、娯楽、教育など民間分野を含む都市機能について周辺市町村が活用できるよう充実させていき、地方から人口流出を防ぐ制度であるとの説明がございました。なお、本日の新聞紙上でも昨日総務省の有識者懇談会が開かれまして、中心市について当初5万人という人口を要件を持っておりまして、取り組みがより広がるようにということで4万人ということで今日の新聞でも発表をされております。まあその主な内容といたしまして、主な点といたしまして圏域を形成するにあたっては中心市と周辺市町村との間で協定を取り交わす必要があることや、合併市においては旧市町村を単位として中心市、周辺市町村というとらえ方で検討することも可能であること、先行団体で事例を重ねながら構想の精度を高めていく考えていくこととございました。この定住自立圏によって例えば中心市の総合病院から周辺市町村への診療へ医師を派遣する、あるいは中心市のショッピングセンターと周辺市町村の商店

や農場との間で注文、配送の関係を結び、農産物のブランド化や販売量の拡大を図るなど、全国各地に安心して暮らしていける地域をつくり出すことなどをねらいとしたものという内容でございます。さてこの構想については本市は人口や都市機能の集積面から考えると、中心市としての要件におおむね一致していると理解しておりますが、対象となる都市機能について行政が主体となるものもあれば、民間に頼らざるを得ないものもあるなど圏域の形成にあたり、何が必要とされるのかは受益側の自治体が主体に考えるべき課題であることや、地域における合意形成も必要であると認識しております。しかしながら議員御指摘のとおり今後は九州新幹線の全線開業を機に地域の拠点性が高まるとともにさらなる都市機能、生活機能の集積も見込まれることから今回先行的に実施する圏域の進捗状況や国、県からの情報等にアンテナを張りながら本市とつながりが深い玉名郡内の町に対して事務レベルでの勉強会を呼びかけるなど本市がリードすることについても検討が必要であろうと考えております。最後になりますが、本市を中心市とした定住自立圏が形成された場合におきましては、本市と相手町との協定に基づき双方が互いにメリットを享受しながら、地域全体の魅力アップを図ることができるものと期待しておりますし、今のところ話は進んでいないものの定住自立圏の結果として双方の結びつきが強化されることなどから、将来的に合併へと進展した際には、田舎のよさを持ちながらも適度な都市機能が利用できる新たな定住ゾーンとして全国にアピールできるのではないかと考えております。

○議長（小屋野幸隆君） 23番 吉田喜徳君。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） 給付金の話でありますけど、一頃は非常にあの話題というか国民的何と言うかなセンセーションを巻き起こしたというか、そういうようなことで今国会の開催の関係もありましようけれども、少し下火になっているけれども、いずれはこれはですね、政府与党のですね、合意事項でもあるし、これは出るんじゃないかと、このように思いますが、その時には遺漏のないようにですね、お願いをしたいと。こういうことは考えられないのかなあ、これは再質問ではありませんけれども、1,800万円とですね、限度、政府は言っておりますが、100名ぐらいいると、この人数は別としてももう少しこれは私の私見でありますので、またこれに賛否両論あると思いますが、もしもできるものならば自治体自治体で考えることができるものならですね、1,500とか1,300とかですね、1,000万円とか言わないにしてもそういうことも考えられないのかなあと、これも調査研究方をお願いしておきたいと思っております。私はできるんじゃないかなあとと思っておりますけど、その自治体でですね、それは勉強しておりますので、その辺のことも考えながらやっていただきたいと思っております。牧野部長がですね、るる、非常に詳しく申されました多分部下職員の一一致したですね、全力挙げての御

答弁の要旨じゃなかったかと思えますけど、もう少しですね、ゆっくりとですね、少し見ながらですね、平たくこう説明をですね、答弁をしていただければ、書き取ろうとするのに、大ごとしますので、何かそういうような気がいたしましたですね。せっかくいい答弁でありますので、これは私のまた考えでありますけれども、各部長におかれましては、市長までとはいかないにしてもですね、やっぱりそういう点も御留意しながら答弁していただくと、聞いているところはですね、非常にわかりやすいんじゃないかなあと、さあっと読まれるよりもと思いました。失礼ですけど、一応御提言申し上げておきます。

境川は小岱山や上流地帯を源水として、有明海に注ぐ県、市、郡、延長7.3キロメートルの悠久の昔より右岸、左岸の田畑を潤わせ、周辺の人々の生活を支え、和ませてきたまさに小鮎釣りしかの川、夢は今もめぐりて、ふるさとの恵豊かな天与の川であります。この境川が特に18年でありましたか、数年前の豪雨により近年まれに見る甚大な被害をもたらしたことは御承知のとおりであります。特に私の地元であります春出地区にあっては国道さえも浸水により通行不能、床下、床上浸水、市道境川橋山田橋線は堤防の決壊により、道路の陥没、ひび割れがその時までもしてありましたが、これが著しく進み、それはいまだ手付かずのままです。私も今回この質問するに当たって、あの線は何線というとなとということで、勉強しましたが、初めて知りましたが、境川橋山田橋というそうであります。208号線から元ベスト電器、今もベスト電器ですかね。ベスト電器等から入ってですね、ずっと上流に行くあの道路であります。この線は御承知のとおり蓮華院や築山小学校や山田の藤、また斎場等があり、浸水した国道208号に接続する交通量の多い重要な道路であることは言うまでもありません。市長も毎日通っておられるんじゃないかなあと思っています。境川改修と市道改善修復と大いに関係するだろうと思ひ、同時に質問したいと思ひます。まずは昭和60年頃より境川改修事業促進期成会が発足していますが、歴代の市長を会長に、また歴代の議長が副会長に、監事、顧問、参与そして会員、私は委員さんとも言いますが、36人の皆様の御努力に敬意を表したいと思ひます。

さて、質問の1は県や市は今までですね、近年今までで結構ですけども、どのくらいの予算を投入し、どのような事業をやってこられたのか。20年度も約3分の2、20年度はもう来年3月31日までですけど、3分の2を経過しておりますが、20年度の同期成会の事業計画に流域整備の抜本的事業の促進とあります。抜本事業とはその内容について、あるいはまた新規補助事業とも事業目的に掲げておられます。新規補助事業とはどういうものでありますか。

2番、境川をショートカット、通称境川バイパスと言わせていただきたいと思ひますが、それを建設するというのがはらん、洪水としてもっぱら浮上の対策としてです

ね、もっぱら浮上しておりますが、そのルートは玉名市中春出1区のどのあたりを通るのか。地元の人たちにとっては大変、これはできあがるとすればの建設部署でありますけれどもですね。関心が高まっているのでありますが、つくるつくりたいは別として、そのバイパスですね、境川バイパスおよそルートは、きょうは発表できないにしても大体いつ頃なのかなあというふうを考えるわけでございます。関心を持っているわけですが、今後の建設スケジュール等とか内容があればですね、発表できる県の関係でもありますので、勝手に玉名市独自で発表できないと思いますが、県とのかかわり合いの中からご判断して発表できる分だけ発表していただきたい、このように思うわけがあります。この辺一帯は今でも地番字として残っていて、例えば字河原、字大洗、字貴船、お聞きになったと思いますが、というふうに昔は海域をほうふつと想定された地帯であります。降雨によって自然水路ができあがり、雨のために水路でもないのに自然に水路ができあがって、大変困っているということも現実であります。これは降雨時でないときにも視察するとそのような現象、現状は明らかであります。つまり専大玉名高校通りの火葬場跡地の西側に流れ、境川に流れていく、どこからきているかということ、高瀬市場南側の大きな水路から流れる、それが逆流し、潮時のときかあるいは降雨の激しい時でありましょうかわかりませんが、先に述べた田畑の中に自然水路を通り、当然これははんらんし、創価学会会館や専大玉名報誠寮、あるいは工場、瓦工場等がある前の市道が大洪水を起こす、これも写真でもちゃんと撮ってあって研究されておりますけれども、そういう現象が生じたのであります。このようなことは境川バイパスが建設されると解消されるのでしょうか。今の現地はですね、大変御理解をいただいております。わざわざ副市長、区長さんとともに、あるいは地域の人とともに視察していただいたことから、現実にはわかっておられるんじゃないかと思っております。そういうことも視野に入れて県と市は計画を進めておられるのでしょうかということです。

次にその境川改修、いわゆるこのショートカットが、バイパスがですね、進まない、先に指摘した市道の整備には手をつけないのでしょうかという声があがっております。手をつけていただけないのでしょうかという声。それとこれとは切り離して修復改善できる箇所もあるんじゃないかと専門家でない我々民間人でも想定できるわけがあります。この問題に取り組む考えをお伺いしたい。

○議長（小屋野幸隆君） 建設部長 取本一則君。

[建設部長 取本一則君 登壇]

○建設部長（取本一則君） 議員御質問の境川改修と市道境川橋山田橋線についてお答えをいたします。議員が申されましたように境川は玉名市北部の小袋山を源に途中準用河川、山田川と合流をいたしまして玉名市の市街地西部を流れ、有明海に注ぐ流域面積11.8平方キロメートル、幹線流路延長約7.3キロメートルの河川でございます。議

員御質問の現在までの投資事業費及び内容についてお答えをいたします。まず県の事業費といたしましては、平成元年から今年度まで約12億3,400万円で、下流塩浜樋門から榎島橋の堤防かさ上げ、及び清松橋の架け替え等を行なっております。また市の事業といたしましては、平成11年度より平成19年度まで約1億7,000万円で、榎島橋より下流約1,600メートルの左岸堤防の拡幅工事を行なってまいりました。流域整備の抜本的事業とは新規事業も含む事業であり、あわせて道路橋梁等の整備を行ない、浸水被害を防止する事業でございます。平成19年度より新規事業で県費による整備計画を行ない、今年度に境川総合流域防災事業として国庫補助事業として採択になっております。採択区間は六田の境橋上流から春出の南大門橋までの延長約1,100メートルの河川改修で、概算の事業費といたしまして約11億円程度と伺っております。この区間の改修工法及びルートでございますが、境川の河川改修計画1,100メートルのうちループ橋付近の現河川が曲折している部分につきましては、国土交通省、JR及び各関係機関と協議を行ないながら進めていく必要があります、最終的には協議の結果を踏まえ工法決定が行なわれますと詳しい内容が県より報告ができると聞いております。また旧青果市場の西側が豪雨時に冠水するが、河川改修後はどうなのかという御質問でございますが、改修後は河川断面が確保され、また流下能力が向上するので豪雨時の冠水被害は改善されるものと思われまます。

最後になりましたが、市道境川橋山田橋線についてお答えをいたします。本路線は熊本県管理の境川堤防敷きを市道境川橋山田橋線として占用している路線であり、路面の傷み具合も著しく路肩も下がっており、また交通量も多いため平成18年度に市で道路整備計画を立て、県と協議を行なったところでございますが、県で平成19年度に境川河川整備計画を策定され、平成20年度より境川総合流域防災事業として計画が進められておりますので、市道の整備を実施いたしましても河川改修工事により再度市道整備の必要があるということであったため、整備を延期し、現在に至っております。いずれにいたしましても河川改修の工事着工が長引くようであれば、再度県と協議を行ない、市の単独事業で整備を進めていきたいと考えておりますので、議員の御理解のほどをよろしくお願いをいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 23番 吉田喜徳君。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） 建設部長、こういうことは考えられていないんでしょうか。例えばですね、今このバイパスありき、つくる建設というようなことじゃなくて、A案、B案とかですね、せめてC案とかというのをちらっと聞くと県でも考えておられるんじゃないかなあというような、これは定かじゃありませんけれども、例えばですね、これは方法ですから、また地元の人の方のどういう意見かわかりませんが、調整池を

つるとか、遊水池をつるとか、あるいはポンプアップができないのかとか、ですね、そういうようなこれには11億ぐらいかかるとお聞きしてますのでですね、これをバイパス。境川のバイパスを工事費にですね。そういうことも考えてみる必要も玉名市としてはあるんじゃないかなあと、こういうようなことも考えますので、その辺いかなもんでありましょか。今ですね、最後のくだりで、あんまりその改修問題が進まなければですね、この道路のことについては考えていくというありがたい答弁がありました。今の段階でもですね、またこれからだんだんまたひどくなるんじゃないかと思いますが、用水路でしょうね、素掘りの用水路っていうんでしょうか、非常に危険ですね。208号線から入ってずっとしばらく上るとですね。それかも路肩ですかね、あれもおっしゃるとおり大変な場所で、現状であります。こういうことについても鋭意努力をしていただきたい、できるものならおっしゃるとおり離して切り離してですね、これやっていたきたい。いずれにしても私どもが毎日通るような地元でもありますけれども、地元ばかりじゃないと先ほど言ったようにあそこは非常に重要な道路でありますので、大いに考えていっていただきたいと。1点だけ再質問して終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小屋野幸隆君） 建設部長 取本一則君。

[建設部長 取本一則君 登壇]

○建設部長（取本一則君） 吉田議員の再質問にお答えをいたします。青果市場の西側についても先ほど御答弁いたしました。議員の調整池、まあ遊水池、ポンプアップ等の工法的なものもできないかというような御質問でございましたが、県も先ほど私も答弁の中にも少しありましたけど、県も今あらゆる検討を今なされております。そのようなことですので、議員の御指摘の件も含めましてですね、市といたしましても提案を行なってまいりたいと思っておりますので、御理解をよろしく願います。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、吉田喜徳君の質問は、終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時21分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

16番 松本重美君。

[16番 松本重美君 登壇]

○16番（松本重美君） 新生クラブの松本です。本日も8名の議員の質問が続きますので、さっそく質問に入っていきたいと思っております。

まず1番目、愛三工業の進出計画についてお尋ねいたします。今年の6月愛知県三

河地方に本社がある愛三工業の進出計画は久々に玉名市がはなつた企業誘致成功の快挙で明るいニュースに沸いたところです。ところが秋には御承知のとおり、一転アメリカ発の未曾有の金融危機と円高に見舞われ、連日の新聞報道によると自動車産業は天国から地獄へと様変わりの様相となっております。今朝のニュースでも高級車が売れなくなったトヨタ自動車は来年度100万台の減産を発表しました。これは主力工場の3つないし4つの閉鎖に相当します。特にカーアイランドを目指す九州の工場はアメリカ向けが主力の高級車生産基地です。そのアメリカで11月の新車販売は36.7%減、最大手のGMが41.2%減、トヨタも33.9%、日産は42.2%減と軒並み大幅減となっており、ビッグ3は経営を支えていた金融子会社の破綻で倒産の危機に直面しています。国内大手8社では約1万人に及ぶ派遣社員の首切りが始まり、11月の国内新車販売は前年同月比27.3%減、12月も低迷が続けば320万台前後と第一次石油危機直後の1974年以来34年ぶりの低水準に落ち込む見通しの異常事態となっております。特に11月の新車販売はピークの89年11月より6割も減少、日本では少子化、若者の低収入が自動車離れを加速し、ガソリン価格が急落しても需要は回復せず、新車販売不振は深刻化、長期化の恐れが色濃くなってきました。この世界的不況は生産過剰、在庫調整といった一時的な景気循環型の不況とは本質的に違い、アメリカの金融破たん状態が世界経済を連鎖倒産に巻き込んだ100年に一度の歴史的世界恐慌であるとの認識が増加しているところです。金融子会社を持つソニーも全世界で1万6,000人のリストラを発表しました。時代が大きく暗転しようとしているとき、愛三工業の企業進出は本当に大丈夫なのかと心配するのは誰しも同じではないかと思うところです。市長は12月議会招集あいさつの中で市民の皆さんには大変心配していただいたが、進出協定に従い、12月16日粛々と起工式を行なう、心配御無用と表明されました。確かに北牟田の現場では造成工事が始まっています。今のところ会社側の判断は1、2年で景気は回復、自動車生産も元に戻れば操業開始の時期と合致して業績向上に寄与するとの戦略かと思います。しかしアメリカの景気回復は4、5年かかるのは必至との見方も多くあります。玉名市としては考えたくもないことですが、万一工場建設の延期、操業開始の遅れとなれば、失望感は大変なものです。諸々の経済観測から自動車産業は一気に構造不況に突入したという判断が台頭すれば過剰な設備投資は当面中止となる不安を抱かざるを得ません。もしそうなった場合、玉名市には財政的損出が発生し、水の泡に帰す金額と、塩漬けになる投資額はどれほどにと予測されるのか、あってはならぬが知ってはおかねばならぬと思ひ、質問します。

2番目、ゲリラ豪雨対策について。近年地球温暖化のため、異常気象が頻発、今年の夏には神戸で親水公園化された都賀川が突然出水して多数の人が流され5名が死亡。また東京では下水管の急激な増水で作業員3名が脱出できず死亡しました。そのほか北

陸地方や三河地方でもゲリラ豪雨による甚大な被害が発生しました。これらの事故は短時間での想定を超えた集中豪雨が原因とされていますが、都市の構造や雨水処理の方法にも問題があるのではないかと専門家は指摘しています。玉名市は農村地帯でありますので、水田の湛水防除用の強制排水ポンプの発想で、住宅地も排水ポンプや下水管処理も機械的処理で足りるという発想ではないかと思えます。これでは想定以上の豪雨や有明海、菊池川の満潮時、排水ポンプの突然の故障などが重なったときはお手上げになると危惧するところです。千葉県の市川市は西に江戸川をはさんで東京都に隣接、南は東京湾へ埋立地が延びた低地のベッドタウンです。玉名市でいうなら繁根木川と新庁舎周辺をイメージしたような地形であります。ここでは早くからその危険性を察知して雨水浸透ますに着目、既存の家には2万5,000円の補助をして新築の家には義務づけて効果をあげているそうです。低い土地にも関わらず、過去に突然の出水に見舞われたこともなく、雨水浸透ますの下には水の道ができ、周辺の樹木は良く育ち、繁茂しているそうです。先ほど吉田議員もおっしゃいましたが、玉名市においても低い土地の住宅地はいくつか存在するところですが、雨水浸透ますの普及を図る考えはないか。また現在繁根木川の洪水対策として河道を掘り下げ、流動面積を拡大する工事が進んでいますが、依然として天井川の危険性があります。新庁舎は災害時の司令塔、対策本部になるところです。浸水で孤立するようなことがあっては、みっともない事態になってしまいます。新庁舎周辺にも雨水浸透ますを多数設置して、ゲリラ豪雨に見舞われてもこれでタイムラグ、時間のずれを稼ぎ、豪雨のピークをやり過ごすこともできるかと思えます。また芝生広場やくすのきロードの樹木の涵養にもつながり、散水用の水も節約できます。以上、新庁舎周辺の出水対策についてもお尋ねいたします。

次に亀甲から松木へ抜けるガード手前には踏み切りのポールのようなものが設置してありますが、人力か自動か、どのような時点で作動するのか、そして雨の季節には排水口の目詰まり点検、清掃が小まめに行なっているのか、ガード下の水没の危険性についてもお尋ねいたします。

最後に大俵まつりの今後について。今年12回目を数えた大俵まつりは今回またもや場所や時期を変更して開催されました。毎回試行錯誤を重ねて迷走の12年間でした。特に大俵レースは見物客にとって、単調かつ退屈でわくわくどきどきの祭りの高揚感もなく、お米屋さんからは大切な俵をレースの道具にする発想にはお米に感謝する気持ちは感じられず、不謹慎で不愉快だとクレームもありました。また毎回800万円近い予算を投入しながら他地域からの観光客は少なく、経済効果のない幸薄い不良債権祭りだとか、仏教界からは秋分の日開催日についてはお彼岸の中日で御先祖の墓参りなど静かに人生を思う日本の伝統的精神文化の日であるのに、罰当たりな祭りだと数々の批判を浴びて本当にかわいそうなぐらいの祭りであります。しかし今回、会場を歩き

ながら考えて、私なりのヒントがあったような気がします。まず食のイベント会場は数年後には新庁舎広場と駐車場の確保でもっと拡大できます。菊池川流域食彩祭りとするれば2日間で10万人を集客する久留米B級祭りに対抗できるのではないかと。そして11月23日はちょっと寒かったのとせっかくの玉名町校区のはぜ祭りと天水地区の祭りにバッティングしないで11月3日の蓮華院横綱土俵入りとジョイントして観光バスを呼び込む方が効果的ではないかと。次に阪神タイガースの真弓新監督は南関町出身で、現役時代は玉名で自主トレをしたりいろいろ玉名とは縁の深い有名人であります。新幹線開業とあわせて真弓監督のふるさとを巡るツアーを企画して、関西のタイガースファンをこの時期呼び込むことも考えられます。市役所内にも阪神タイガースファンの秘密結社が存在しております。この人たちには関西とのパイプを太くする、特命係として活躍してもらわねばなりません。実はこの本はタイガース研究の聖典のような本でございますが、この本を読みますとタイガースのこととそれから関西人の気質といいますが、東京に負けたらあかんという、そういう東京コンプレックスとかジャイアンツコンプレックスも含めて書いてございますので、こういう本を読むと関西人の気質を把握して観光客誘致とか定住化構想とか、それから農産物の販売とか関西方面戦略にその関西人の進入として非常に役立つんじゃないかと思っております。ここに一つサインがございまして、阪神真弓昭信背番号7、1992年1月24日、松本重美さんへとありますが、私も秘密結社の一員であります。それはともかく大俵まつりはですね、象徴的に会場に飾るだけにして、そのかわり玉世姫と各地のかぶり物のいわゆる「ゆるキャラ人気」と人気ロボットを招待、パレードやゲーム大会にすれば親子連れと若い女性たちでこれは大にぎわい間違いなしであります。全国一の人気キャラクター彦にゃんを擁する彦根市では彦根城400年まつりの「ゆるキャラまつり」に全国から4万3,000人の観光客を呼び込み、キャラクターグッズの売上げを含めて年間170億円の経済効果を発揮したと報道がありました。そして毎週各地のイベントに引っ張りだこだそうです。ちなみに和歌山の玉ちゃんは11億円、今月2日にデビューしたマント君の奈良では先輩のせんと君とな一む君で15億円であります。熊本城のひごまる君はわかりません。そこで伊倉商店会でも笑いでまちづくりのイメージキャラクターひとし君とわかちちゃんの着ぐるみを作って各地のイベントに伊倉二〇加とセットで参戦するぞと意気込んでいるのですが、その前に資金面で大変苦戦しております。とにかく今どきのイベント的祭りのトレンドはいやしのゆるキャラがキーワードとなっております。そういうわけで今回は一転して前向きな意見を述べましたが、当局としましては今後も試行錯誤は続くだろう大俵まつりについてどのように考えているのかお尋ねいたします。もちろんあなたとは違うんですという天晴れな答弁をお願いします。

○議長（小屋野幸隆君） 産業経済部長 望月一晴君。

[産業経済部長 望月一晴君 登壇]

○産業経済部長（望月一晴君） 松本議員の愛三工業の進出計画についての御質問にお答えいたします。愛三工業の進出計画につきましては、今12月議会開催日に市長が御あいさつの中で申し上げましたとおり、来週16日に現地において起工式がとり行なわれることになっており、来年5月には竣工の予定で計画どおり進んでいるところでございます。進出いたします愛三熊本の設立にあたっては、愛知県に集中しております生産拠点のリスク分散、また愛知県外での生産スペースの確保、玉名市内にある5つの高校からの将来にわたる優秀な人材の確保を背景に進められており、現在のところトヨタ自動車九州を代表とする九州内の完成車体メーカーの相次ぐ減産などに伴う計画変更はないと聞いておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

次に大俵まつりの今後についての質問にお答えいたします。玉名大俵まつりの実行委員会により開催しております玉名大俵まつりにつきましては、議会の皆様を初め各方面の方々より多くの御参加をいただくなど、幅広い御支援、御協力を賜り事務局といたしましても改めてお礼を申し上げますところでございます。今年で12回目を迎えました玉名大俵まつりは例年9月に開催でありましたが、まつりの実施に向けての実行委員会や執行部との度重なる会議の結果、日程と場所が変更になった次第でございます。その理由といたしましては、9月ではまだ暑さが厳しく、参加者が熱中症になりはしないかという懸念や大うまかもん市での食品衛生上の問題、さらには収穫祭として提供する材料が不足する時期でもございます。また農水産物の恵みに感謝するといった趣旨から、昔新嘗祭が行なわれていた11月23日の勤労感謝の日に変更したものでございます。また場所の変更につきましてもまつりのメインである転がしレース参加者の増加やレース内容の充実という点から玉名観光の柱である温泉に近い市民会館一帯に移し開催したところでございます。変更になったことにより戸惑いや御迷惑をおかけした点もあるかと存じますが、まつりをより発展させていきたいという実行委員会の熱意でありますので、御理解をいただきたいと思っております。今年のまつりにつきまして、もう少し述べさせていただきますと、九州新幹線全線開通並びに新玉名駅の開業を控え、県北の玄関口として菊池川流域の郷土料理や地元食材をふんだんに使用した大うまかもん市は完売が続出するなど来場者に好評を博したところでございます。また全国的にも顔を見ない巨大な俵を転がすレースは迫力満点であり、今年は市内外から広く参加者を募集したところ昨年の49チームから12チーム増え、今年は61チームの参加があり、大俵ころがし、レディース小俵ころがしと熱いレースが繰り広げられたところでございます。年々参加チームも増えており、県内外へのPR活動により県外のマスコミからの問い合わせ等も年々増えており、認知されてきたと考えております。今後は議員の御意見等も参考にさせていただきながら、開催時期、場所等の変更により生じた新たな課題も含め、改

善策が協議され、観光振興や地域の活性化にさらに貢献できるようなまつりに育ってくれればというふうに思っております。

○議長（小屋野幸隆君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） まず愛三工業の問題について、申し上げたいと思いますが、あの松本議員、この間12月議会で私が御あいさつ申し上げました。その時心配御無用と申し上げました。私は心配しているんですよ。御無用どころじゃない。ここは本会議場ですからね、心配御無用と私が言ったんならば私の方でお詫びします。もしそうでなかったら、これ訂正してください。私自身が心配してますから。ここは本会議場ですから。いやいやむきになるんじゃない、それははっきりしておかなきゃいかん。それはだめですね。本会議場ですから、ここは。私は非常に心配しました。この動きがね。全体的な動きが。その中で愛三工業の皆さんが予定通りに起工式をしますよという御返事をいただいたときには、正直ほっとしました。これは自動車業界だけではない、IC業界も含めて御指摘のように未曾有の世界的な不況です。その中でやっぱり企業内にも心配はあると思いますが、予定どおり起工式をしてくれたことにむしろ私は敬意を表しております。ただ状況が状況ですから祈るような思いで予定どおり進んでくれるように願っているところです。それからまあそういうことはあんまり想定しておりませんが、もしだめになったらどうなるんだと、こういうお話ですが、確かに凸版跡地を2億4,000万円で購入させていただいております。これが財政投資としてはその部分だけだと認識をしていますが、これ消えて無くなるわけではありませんしね。元々この凸版印刷の工場にしても凸版が造成されたことではあるけれども、かつて玉名市も非常に深いかわりのなかで造成されたとは聞いております。地元にも行政にもいささかの責任があるんじゃないかという声があったというふうにも承っております。そういう中でその問題の解消も含めて愛三工業の進出に至ったことを私は非常に安堵しているし、喜んでおるところでもあります。そういうことでこの不況の中で願わくば予定どおりですね、順調にいつてくれることを今祈る思いでおります。何も心配御無用なんて冗談じゃないぞ。心配して、ずっと心配している。そういう造語をね、使っては私はいかんと思う。本会議場で。申し上げておきます。

それから大俵まつり、あの日ね、確かお寺さんからも何人か最後の場面では出てきて、一緒に笛吹いておられましたよ。よく知っている住職達ですから、あだどま何かいたといったら、いや例年これ私どもが吹くんですと。住職方も来ておられました。やっぱりね、彼岸だから罰当たりの祭り何て言われたんでは、それは実行委員会でもね、一生懸命になっている青年会議所の諸君を中心にした連中はかわいそうですよ。祭りがくるくる変わるといことは指摘されるまでもなく、私もいかがかなあとと思います。しか

し、それはそれで実行委員会の諸君が何とかこの祭りを盛り上げていこうという思いの中でああいう判断をしたんだらうと思いますし、結果論としてあの地域の変更はどうだったんでしょうね。結果論としては変更したこと自体は、いいと思うなら罰当たり何ていう表現は使っちゃいかん、それは。本会議場ですから。だから彼らは彼らなりにね、一生懸命前日から懸命にやっぱり取り組んでいるんです。その何とか祭りを定着させよう、何とか盛り上げていこうとしている実行委員会の諸君にもですね、やっぱりエールを送ってやってほしい。そういう中でせつかく12年間積み上げてこられたこの祭りが玉名の秋を彩る一つの祭りとして定着していくように皆さんにもぜひ御指導なり御支援をいただけるように、特にお願いをして答弁にさせていただきます。

○議長（小屋野幸隆君） 企業局長 木下憲生君。

[企業局長 木下憲生君 登壇]

○企業局長（木下憲生君） 松本議員御質問の低地の住宅地に雨水ますの普及を図る考えについてお答えいたします。公共下水道事業は住環境の改善や公共用水域の水質保全を目的とした汚水整備と都市の浸水防止を目的とした雨水整備に大別され、認可区域内を面的に整備する汚水整備に対し、雨水整備は既存の水路や側溝を有効に利用しながら浸水被害の頻発する箇所を中心として整備を行っており、現在高瀬地区及び繁根木地区では汚水とそれから雨水を同時に処理する合流式を採用し、整備を終わっております。また立願寺岩崎地区におきましても平成18年度に立願寺雨水管線を完成しており、今後の状況を見ながら立願寺雨水ポンプ場建設についても検討をしていきたいと考えております。なお、計画の整備基準、雨水計画の整備基準でございますけども、多くの自治体同様に5年に1回起こりうる大雨を想定した5年確率の降雨強度を採用しております。ちなみに雨の強度といたしましては1時間に50ミリ以上の滝のように激しく降る雨の状態を申します。議員御指摘の浸透式の雨水ますにつきましては、一部の自治体で雨水の浸透能力が高い土壌の地域を中心として設置されておりますが、本市におきましては雨水計画をもとにした整備を行っており、現時点では浸透式の雨水ますの設置については考えておりません。しかし今後整備基準以上の豪雨も十分想定されますので、市川市を初め他市の状況を見ながら都市の浸水防止による安全で安心な市民生活の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小屋野幸隆君） 企画政策部長 牧野吉秀君。

[企画政策部長 牧野吉秀君 登壇]

○企画政策部長（牧野吉秀君） 松本議員の新庁舎周辺の出水対策についての御質問にお答えいたします。新庁舎の建設にあたりましては、本市の場合いわゆる開発行為に該当いたしまして、調整池の設置が義務づけられていますので、敷地内の有効利用を考慮し、地下に埋設する計画としております。しかしながら調整池は開発に伴う影響を解消

するためのものであり、議員御指摘の想定外の豪雨が発生すればオーバーフローする可能性もございますし、周辺一帯の長年の課題である冠水問題の根本的な解決にはつながりません。この課題は玉名平野にかかわることですので、昨年度に策定いたしました玉名平野排水調査、内水排除計画に基づき、各分野における事業を推進してまいります。具体的には第一段階として繁根木川サイドの岩崎排水機場及び岩崎導水路の整備を実施いたします。まず今年度、県営事業にて排水機場の基礎部分、ポンプ本体、電気設備などの調査を行なっているところであり、この調査結果を踏まえ最適な補助メニューを選択して推進してまいります。また並行して岩崎機場から上流側の導水路、約530メートルの測量設計を行なっており、来年度まちづくり交付金を用いて改良工事を行なう予定でございます。今後も用排水路や堰の整備、改修など農政、土木の両面からまた国・県・市などの役割分担の下、段階的な推進を図ってまいります。次に新庁舎周辺での雨水浸透ますについてでございますが、議員御紹介の市川市の事例においても、浸透効果が高い区域に限った運用であるため、土質が設置条件に適しているか、また費用対効果などを実施設計の段階で確認、検証し、新庁舎敷地内での設置の可能性について検討をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 建設部長 取本一則君。

[建設部長 取本一則君 登壇]

○建設部長（取本一則君） 松本議員の亀甲ガード下の水没の危険性についての御質問にお答えをいたします。亀甲ガード下とは亀甲から松木に行くときにJR鹿児島本線の下を潜り抜けている市道部でございます。大雨の時には一部冠水する恐れがあるため、平成5年度に遮断機を設置いたしております。道路の一部、一番低いところの雨水の水位が10センチメートル冠水するとセンサーが閏知をいたしまして警報ブザーが鳴り、回転灯及び遮断機を照らすライトが点灯をいたします。そして警報ブザーの10秒後に遮断機が自動的に下りる仕組みになっております。また10センチ以下に水位が下がると自動的に遮断機が上がるようになっております。なお、この遮断機装置につきましては、年1回の保守点検を実施をいたしております。次に側溝の排水は公共下水道の合流管に接続されておりますので、通常の雨で3ミリ以上の降雨になりますと、浄化センターの雨水ポンプを稼働させ、菊池川へ排除をいたしております。最近ゲリラ豪雨による道路冠水が全国的に発生し、車両等の冠水事故が起こっておりますので、今後玉名市内でも冠水する地区を重点的にパトロールを行ない、事故が起きないように注意を図ってまいりたいと思っておりますので、議員の御理解と御協力をお願いをいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 16番 松本重美君。

[16番 松本重美君 登壇]

○16番（松本重美君） まず最初に市長からお叱りを受けましたが、心配御無用というのですね、要するに進出するかどうかということについて、市長も心配しておられるけれども出てくることには間違いないという言葉は短い言葉で言ったつもりですが、非常に不適切だということでございますので、心配御無用という言葉は削除させていただきます。申し訳ございません。

それから大俵まつりの罰当たりのまつりの項目というのはこれは9月23日のことでございます、11月23日ではございませんし、9月23日の開催日につきましては、私もお寺のお世話をしている立場からお彼岸でなかなか出席することができなかったので、そういうこともちょっとあったものですから、申し上げまして不愉快な思いでしたら、誠にごめんなさい。

それでは愛三工業の件については、慎重な答弁でございましたが、この進出計画はもう単なる増産計画に基づくものではなく、地震や水害など災害からのリスク分散と優秀な人材の確保を主眼としているとの答弁に感心いたしました。やはり持続性のある会社は高い企業理念と長期的な視野を持ち、一時の困難に揺らぐこともなく立派なものだと敬意を表します。確かに東海地方はこれまで人手不足で日系を中心とした外国人労働者に多くを頼ってきました。メイドインジャパンにもちょっと変な部分があるなあというのを感じておりました。そういう状況の中で真のメイドインジャパンを目指して進出してこられることは大変に喜ばしいことです。これに続くものがあることを期待いたします。これまで地方経済はジャンボジェット機の後輪に例えられてきました。景気上昇のときは一番最後に離陸して恩恵少なし、景気が下落するときは真っ先に着地して大きな衝撃を受けます。今回愛三工業の進出がとんざすれば玉名市にとっては、めり込むほどのショックでした。しかし揺るぎない信念だと知り、少しだけ安心しました。そのついでに申しますと工場建設に際し、現在大変な不況に苦しむ地場の建設会社を最大限に受け入れ、地元と一体となって完成を目指せばもっと愛され、尊敬される会社になることでしょう。どうか無事に玉名に根付き成長、発展することを願って止みません。

次にゲリラ豪雨対策については細かく答弁していただきまして、ありがとうございました。私は思うところは文明の進歩とともに近代社会は人間の暮らしを快適にと、自然との共存から離れ、自然を克服せんがため、多くの破壊的システムの開発や建造物を作り出してきました。しかし自然の克服には膨大な人的、物的エネルギーが必要で、それが今日の地球温暖化の一因ともなっております。その反省の元に21世紀は環境の時代とも言われています。自然との折り合い、しなやかな共存という意識が国民の意思となり、進むべき国家像ともなろうとしています。太陽光、風力発電システムと同様に雨水に対しても水資源確保の使命もあります。雨水を地表から排除するだけでなく、できるだけ地中に取り込み地下水の涵養につなげるべきとの学者の説も多くあります。小俵

山の湧水問題もあります。玉名市は地下水の復活保全を菊池川流域同盟に提唱し、リードしていく責務があると思います。伊倉の台地の周りにはかつて伊倉十三濠という平井戸があり、豊かな湧水量を誇っていました。しかし開発とともにその多くは消え、残存するのは笠智衆さんが玉中時代に休憩場所として愛した桜井濠とほかに1カ所ぐらいになってしまいました。それらも水量を半分以下に減り、昔の面影はありません。小学生に伊倉の水の歴史を語り伝えている者としては、感動するほどの湧水の復活を願っているところです。雨水は大切な水資源と考えていきましょう。

最後に大俵まつりについては、思い切りがなかったような答弁でした。私も怒られてしまいまして、私はこれからも大俵まつりは紆余曲折を経ながら、転がり続けていくことと思います。そして転がりついたところで大俵の呪縛から解放され、それまでの艱難辛苦の中から自由な発想がわき上がり、本当に愛されるいい祭りになるのではないかと思います。御苦労様です。頑張ってください。これで質問終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、松本重美君の質問は、終わりました。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時03分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番 青木 壽君。

[11番 青木 壽君 登壇]

○11番（青木 壽君） 公明党の青木壽でございます。通告の順に従いまして、一般質問をいたします。まず初めに児童福祉法改正後の子育て支援計画について、3点ほどお尋ねをしたいと思います。児童福祉法の改正が11月26日に成立しまして、明年4月1日に施行されます。その中で3点ほどお尋ねをします。まず1点目に保育ママを法的に制度化しました。保育ママは保育士など資格を持つ人が仕事などの理由で子どもの面倒を見られない親に代わり自宅などで乳幼児を預かる仕組みです。家庭的な環境で保育するため、利用者からの人気は高いようであります。現状は国の事業と自治体独自の事業の2種類があります。しかし自治体単独事業として実施するケースが多い上、国からの補助要件が1つには保育士か看護師の有資格者、2つ目には6歳未満の就学前児童や要介護者が家族にいないなどの厳しい状況から普及の大きな壁となっているのが現状であります。しかし今回、保育ママを法的に位置づけ制度化したことにより事業を運営する市町村は国からの補助を受けやすくなります。さらに改正に伴い厚生労働省が保育ママに関するガイドラインを作成、幼稚園教諭や子育て経験者が一定の研修を受講した場合は保育ママとして認定し、家族要件も就学前児童の年齢を引き下げる方針となって

おります。これが大きな保育ママの改正点であります。

次にこんにちは赤ちゃん事業についてですが、生後4カ月までの乳幼児のある家庭を訪問し、子育てのアドバイスを行なうこんにちは赤ちゃん事業は2007年4月にスタート、こんにちは赤ちゃん事業は児童虐待の未然防止にもつながるものとして期待をされております。しかし個人情報を巡るトラブルが懸念されることもあります。市町村全体では現在この事業を行なっているのは、6割弱に止まっております。いろいろトラブルもあります。中にもこんなこともあります。子どもの誕生をどこから聞いたのかなどの苦情も予想され、地域によっては訪問スタッフの確保が厳しいところもあるやに聞いております。しかし今回こんにちは赤ちゃん事業を法律上の子育て支援サービスの一つとして明確に位置づけたことにより、多くの方々の理解が広く得られ、実施する市町村の増加が期待されるところです。さらに補助要件も緩和したことにより普及の追い風となることが大いに期待されているところであります。最後に仕事と家庭の両立の支援についてお尋ねします。現在、従業員301人以上の企業に雇用環境整備などに関する行動計画の策定、届け出が義務づけられております。今回の改正によって対象企業を従業員101人以上の企業にまで拡大し、事業主が計画を公表し、従業員に周知することが義務付けられました。以上が今回の改正点の大きなポイントですが、今後の子育て支援計画、どのようにお考えでしょうか。お尋ねをいたしたいと思っております。

2番目にエコ・アクション・ポイント事業についてお尋ねをいたします。環境省では家庭部門の温室効果ガスを削減するため国民に身近でわかりやすい形で一人一人の取り組みを促すエコ・アクション・ポイント事業を推進しております。エコ・アクション・ポイント事業とは、温室ガス削減に効果がある製品やサービスの購入、省エネ行動など消費者が行なった際に経済的インセンティブ、これは商品やサービス等にいろいろ交換できることをございますけれども、これを与え、環境に配慮した行動を促すためにポイントを付与する仕組みであります。既に独自のエコポイント制度を導入している地域もありますが、環境省のエコポイント制度に対する考え方の一つとして、ポイント原資を市場メカニズムの中で調達することで企業の販売促進や環境、コミュニケーション等にリンクした自立したビジネスモデルとしての拡大発展が見込まれる柔軟なシステムにするという点を示唆しております。つまり今までのエコポイント先行事例はポイントの原資となる資金やポイント提供にあつてのハードの設備設置について行政が負担する者が多く、実験規模を超える普及が困難であり、普及と継続面で限界があつたため現在企業で発行している販促ポイントと同様なもので、消費者の温暖化対策型商品、サービス等の需要とそのポイントの利用に応じて商品やサービスを提供する企業などがポイント原資を出資。またエコポイント付与に必要な設備も既存のものとなるべく活用するとして、環境省は推進しようとしています。そうすることによって企業の販売促進、環境

コミュニケーションにリンクさせた自立したシステムとなり、さらなる拡大発展が期待できるとしております。こうした観点に立ってエコポイント事業を全国的に普及させるため環境省は今年度モデル事業を採択しました。その成果を踏まえ、平成21年度からは本格展開を図ることを目指しております。採択されたモデル事業は全国型3事業であります。全国型は全国規模での利用が可能なエコポイントシステムを開発導入するもので、事業主体は民間団体であります。一方地域型は他の地域でも利用可能のある普及性の高いエコポイントまたはこれまで例のない先駆的なエコポイントで地域協議会または民間団体が事業主体であります。地球温暖化を防止するための京都議定書の約束期限が2008年より始まりました。日本は京都議定書で2012年までに1990年比で6%の温室ガス削減を約束しております。しかしながら2006年における我が国の温室ガスの排出量は1990年比で6.4%上回っており、温暖化対策をより一層強化する必要があります。エコ・アクション・ポイント事業は国民運動としてもだれもが参加できる環境対策の推進であり、本市においても取り組みを検討する時期にきていると思いますが、いかがお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 福祉部長 井上 了君。

[福祉部長 井上 了君 登壇]

○福祉部長（井上 了君） 青木議員の改正児童福祉法の主な内容であります保育ママと仕事と家庭の両立支援についてお答えいたします。保育にかける乳幼児を家庭的保育者の居宅等で保育する、通称保育ママ制度が今回の改正で法律上明確に位置づけされました。これは待機児童の解消を図るため、保育士や看護師等が自宅などで乳幼児を預かるものでありまして、家庭的保育事業として今回法制化されたものでございます。保育ママは自宅で保育士1人につき3歳未満児を3人まで預かることができ、今までは保育士か看護師の資格を必要としておりましたけれども、改正法施行後は保育者への研修が義務づけられ、国家資格がなくても子育て経験が豊富な人が一定の研修を受けた場合など、保育ママになれるように要件が緩和されたところでございます。しかしながら本市ではこの待機児童というのがございまして、制度利用につきましては現在のところは考えていないということです。一時的に保育サービスを必要とする保護者の皆様に対しましては、ファミリーサポートセンター事業等を活用していただくことで子育て支援サービスの充実を図ってまいりたい所存でございます。また改正児童福祉法のもうひとつの内容でございます。仕事と家庭の両立支援でございますけれども、これは仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備等について事業主が策定する一般事業主行動計画の公表、労働者への周知が義務化されたこと、行動計画の届け出義務企業が拡大されたことが主な内容でございます。行動計画の公表、労働者への周知につきましては、常時雇用する労働者数が301人以上いる企業は平成21年4月1日から義務付けされ、10

1人以上いる企業は平成23年4月1日から義務化されるものでございます。行動計画の届け出義務の対象となる企業につきましても、平成23年4月1日からは現行の301人以上の労働者のいる企業を101人以上の労働者のいる企業へと拡大されるものでございます。また労働者が100人以下の企業も努力義務となっているところでございます。この法律の改正に伴う対象となる玉名市内の12社の企業に対しましては、労働者が仕事と子育てを両立できる職場の環境の整備を図り、企業のイメージアップや優秀な人材確保ができるためにも今後関係各課と協力連携しながら、制度の周知啓発に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（小野幸隆君） 市民環境部長 黒田誠一君。

〔市民環境部長 黒田誠一君 登壇〕

○市民環境部長（黒田誠一君） 青木議員の児童福祉法改正後の子育て支援計画の中の「こんにちは赤ちゃん事業」についてお答えをいたします。玉名保健センター及び各総合支所では昭和40年に制定されました母子保健法により、妊婦から就学前までの母子保健事業を実施しておりますが、ここ数年、本市でも少子化、核家族化の進展と共に親自身の育児力の低下に加え、家族、地域の支援力の低下等もあり、育児不安を訴える母親や気になる親子が増えている現状でございます。そのような中、今回児童福祉法の一部改正により「こんにちは赤ちゃん事業」が新たに規定されたところでございます。これは子育て支援事業として生後4カ月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、相談、助言を行なうものであります。本市では既に母子保健法に基づく訪問指導として母子保健推進員や保健師、助産師による妊婦と乳児の家庭訪問を実施しており、平成19年度から生後4カ月までの訪問を「こんにちは赤ちゃん事業」として位置づけ、次世代育成支援対策交付金を活用しているところでございます。平成19年度の乳児家庭訪問状況でございますが、全出生数563人に対しまして、母子保健推進員が述べ513人91.1%でございます。それから助産師が述べ221人39.3%、保健師が述べ90人で16%、それぞれ訪問をしております。訪問に際しましては、本人の同意を得るなど個人情報保護に配慮し、信頼関係の下に様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供を行なうとともに親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行なっているところでございます。その中で特に支援が必要な親子に対しましては、地区担当保健師による継続訪問を実施しております。これは今回の法改正により明示されました養育支援訪問事業として既に位置づけでしており、健康支援だけでなく、虐待予防の一翼も担っているところでございます。今後の方向性といたしましては、保健師による家庭訪問の実施率の向上を図り産後早期から信頼関係を築き、親が安心して育児できるような支援体制づくりに努めてまいりたいと考えております。また今回の法改正で示された子育て支

援事業について関係部署であります子育て支援課等の連携を図るとともに、養育支援訪問事業の中で簡単な家事等の援助につきましても来年度策定予定の二世帯育成支援行動計画、後期の中で総合的に検討していくこととしておりますので、議員の御理解をお願いを申し上げます。

次に青木議員御質問のエコ・アクション・ポイント事業についてお答えをいたします。エコ・アクション・ポイントは環境省が推進している消費者による温室効果ガス削減のシステムであり、省エネ製品の購入や環境保護活動にポイントをつけ、貯まったポイントで商品やサービス購入に交換できる制度でございます。環境省では平成20年度にモデル事業の公募を実施し、その成果を踏まえ平成20年度からはエコ・アクション・ポイントの本格展開を図ることを目指しております。玉名市内におきましては、今年4月玉名地球温暖化対策地域協議会環境応援団「エコの環たまな」が経済産業省の補助事業であります環境負荷低減市民運動支援ビジネス推進事業に申請をした経緯がございます。これは玉名地域で約130店舗が加盟しておりますスタンプ事業をベースに各店舗でエコ商品を扱える仕組みをつくり日常的に買い物時にエコ商品を推奨し、1人1日1キログラムのCO₂削減を日常の中で呼びかけると同時に省エネ電球や電源、コンセント、エコバッグ、マイはしなどエコ商品を購入することで環境負荷低減を呼びかける市民運動に展開することを目的に事業を推進していくものでございます。特にエコ商品の販売に関しましては、地元のスーパーやお米屋さん、菓子店、理容店、めがね店などの店頭でエコ商品の販売スペースを確保し、その店に来たお客様にエコ商品の購入を通じてエコ活動への参加を促し、その販売収益からの原資提供であることから、大きな負担がなく継続可能な仕組みであると同時に大きな広がりが見込める点が自立した形のモデルでございます。さらに「エコの環たまな」が窓口になり、エコポイントの還元を地域で活動している環境団体への寄附を行なうということで、普及啓発と環境行動の働きかけにつながるものであり、地域の商店街や地元企業、行政、市民が連携して行なうことで地域を挙げた継続可能な発展的なビジネスモデルでございましたが、今回申請いたしました内容以上に他の団体の申請内容が優れていたため、残念ながら採択に至らなかったものでございます。エコポイント制度はエコ商品やサービスの購入などに協力していただいた市民に対して、ポイントを交付し、商品購入などに利用している制度であり、地球温暖化対策への有効な動機付けの一つの方法であると考えております。同時に社会活動における多方面とのかかわりと基礎なる組織が重要となることから今後国の動向を見守りながら商工団体等との連携を図り研究してまいりたいと考えております。市といたしましても、今後さらなる地域の温暖化対策として環境応援団、「エコの環たまな」と連携をし、エコポイント制度の導入も含めまして市民の温暖化対策への意識向上に資する方策を検討してまいりたいと考えておりますので、議員の御理解を賜りますよ

うお願いいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 11番 青木 壽君。

[11番 青木 壽君 登壇]

○11番（青木 壽君） 子育て支援策の中でやはり「こんにちは赤ちゃん事業」、玉名市は早くから手をあげているということでございます。先ほど言いましたように、この事業はまだ全体の市町村の6割弱ということなんで、かなり玉名市は進んでいる、そういうことと思います。さらなる拡充をまたお願いしたいと思います。

後、エコポイントについては既に先行事例でやっているところあるんです。ひとつお話しすると、私が調べた中で富良野市、北海道の富良野市はこれですね、富良野市民と観光客を対象にした地域ぐるみのエコポイント事業を行なっております。例えばエコ商品の購入やレジ袋の辞退、飲食店ではマイはし持参、ホテルでは連泊の際のベッドメイキングや洗面道具の持参、公共交通機関としてのフリーパスの利用など等々で、かなりその観光客も対象にしておるといふこともありますんで、いろいろ研究のほどまたお願いいたしたいと思います。

続けます。3番目、地上デジタル放送への円滑な移行推進について。地上デジタルは以下地デジと言わせてもらいます。の完全移行まで2年9カ月をきりました。地デジの魅力は音質の劣化や画質の乱れがなく、高画質、高音質のデジタルハイビジョン放送が楽しめるだけでなく、標準機能として字幕放送や音声での解説放送など、高齢者や障害がある人にも配慮したサービスや携帯端末向けサービス、いわゆるワンセグの充実などが期待されます。双方番組、災害情報や暮らしに役立つ情報番組なども提供される予定であります。総務省が今年9月に行なった最新の調査では、地デジ対応の受信機の普及、世帯普及率は46.9%で現在の地上アナログ放送が終了するまでの時期についての認知度は75.3%でありました。そこで普及率や地デジに関する本市での調査などがありましたら、お示しください。また総務省はいろいろの実態を踏まえて今年7月24日、低所得者への受信機器の無償配布などを柱とする地上デジタル放送推進総合対策をまとめました。総合対策では1つ目、経済的に困窮している方への支援として、生活保護世帯を対象に2009年度から2年間で地デジ受信用の簡易チューナーの配付。2番目、現在のアナログテレビを使い続ける人向けの簡易チューナーの開発、流通の促進。3番目、高齢者、障害者等への働きかけとしてきめ細かく受信相談会を開催するとともに販売店、工業者などの紹介などをサポートを行なう。4番目、山間部などの地デジ視聴、これは見て聴くことです。が難しいと推定される最大35万世帯への対策など視聴者に配慮した支援策が盛り込まれております。そこで本市におきましても5点ほどお尋ねをいたしたいと思います。1つ目、難視聴地域、これはやっぱり見たり聴くことが難しい地域でございますけど、難視聴地域への対策はどのように考えているのか。

2番目、高齢者、障害者等へきめ細かい受信説明会の実施を総務省は掲げておりますけど、本市では計画がありますでしょうか。3番目、本市所有の建物の影響により受信障害を起こす恐れのある世帯の把握など受信障害対策についてどのように取り組むのか。4番目、地デジ移行に伴って、工事が必要だなどと言葉巧みに高齢者に近づき、工事費を振り込ませるなど事件が既に起きております。悪質商法への対策は当然のこととして、住民、地域住民への周知徹底策をどのように考えているのか。5番目、大量廃棄が予想されるアナログテレビについて、どのようなリサイクル対策に取り組む方針か。以上5点について、お尋ねします。

続きまして4番目、緊急保証制度の現状と今後の取り組みについてでございます。景気の悪化が深刻化する中で中小企業が窮地に立たされています。原油などの原材料高やアメリカ発の金融危機で資金繰りが厳しく倒産件数も増加傾向にあります。そこで年末の高い資金需要を踏まえ、中小企業向け保証制度、正式には原材料価格高騰対策対応等緊急保証制度が創設されました。これは8月末に取りまとめた緊急総合対策に盛り込まれ、10月31日にスタートいたしました。実施期間は1年半です。この制度は原油高で原材料価格や仕入れ価格を製品に価格転嫁できないなど、必要な事業資金の調達に支障を来している中小企業を支援するもので、中小企業が金融機関から融資を受ける際、全国の信用保証協会が融資の保証を行なうことで、融資をしやすくしました。またこの制度は金融機関が20%相当の信用リスクを負担する責任共有制度の対象外で融資額の100%を協会が保証します。協会に支払う保証料率は年0.8%以下で保証期間は10年間、また1年間は返済据え置き期間もあります。そしてこの制度は資金需要が高い年末だけでなく、年明け以降の資金調達を磐石にするため合計保証額を6兆円から20兆円へと大幅拡充することも検討されております。対象になる指定業者であります。11月末頃は618業者でありましたが、きのう12月10日では698業種に拡大し、さらに今後も拡大しつつあるのは現状であります。スタートから約3週間で全国累計2万7,222件、総額6,694億円分の保証が決定しております。そこで本市の相談窓口の状況や例年のこの種の相談件数との比較についてお尋ねします。また今後の相談窓口の設置や広報たまなどの関係者への周知徹底などさらなる拡大で中小企業の皆様への応援体制を図るべきと思いますが、現状と今後についてお尋ねをいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 企画政策部長 牧野吉秀君。

[企画政策部長 牧野吉秀君 登壇]

○企画政策部長（牧野吉秀君） 青木議員御質問の地上デジタル放送への円滑な移行推進についてお答えいたします。現在、テレビ等でも頻繁に平成23年7月24日をもって、アナログテレビ放送が終了し、地上デジタルテレビ放送に移行する内容の情報提供が行なわれているところでございます。九州では本年10月1日から総務省九州沖縄地

域テレビ受信者支援センターが福岡市において業務を開始し、九州沖縄地域のテレビ受信者の皆様のデジタル化対応に関する相談対応や支援等を行っております。その中でも熊本県においては受信者支援センターの熊本分室が設置され、担当地域も熊本県に限定されているなどデジタル化へのきめ細かい対応ができているものと期待しているところでございます。本市の地デジに関する現状の把握、あるいは調査はそういう結果が何かあるかというお尋ねでございますけれども、現段階のところ先ほどお示しになったような数字に対するお答えは持ち合わせておりません。御質問の5つの質問にお答えいたします。そこでまず難視聴地域への対策についてでございますが、デジタル化によって具体的にどの地域が難視聴地域になるのか、現時点でははっきりとわかっていない状況でございます。しかしながら玉名市内におきましてもデジタル化に対してうちのテレビは映るのだろうかといった市民の方の不安もあるようでございます。先に申し上げました受信者支援センターではそういった相談にも対応しており、例えば電波の受信状況を調べる特殊車両を派遣して、その地域の受信状況などを調べてもらうことができますので、的確な対応策を講じることが可能かと考えております。

次に高齢者、障害者の皆様へのきめ細かい受信説明会の実施につきましては、今年7月24日付の総務省の地上デジタル放送推進総合対策において、高齢者や障害者など特別にサポートが必要な世帯に対して、きめ細かく受信説明会を開催するなどの施策が掲げられており、今後本市で行なわれます各公民館講座、高齢者教室や老人会などの総会におきまして、各機会を通して受信者支援センターの相談員等の派遣をいただきながら、説明あるいは相談会等を開催することなどを検討してまいります。

次に市所有の建物の影響による受信障害については、アナログ放送のときに公共施設の建物の影響で受信障害があり、御迷惑をおかけしたことにつきましては、公立中央病院、武道館、商工会議所等がございますが、それぞれ施設ごとに対応してきたところでございます。現在のところ地デジ移行に伴い、これらの施設周辺につきましては受信障害の苦情は一切出されていない状況でございます。今後受信障害が発生しましたら、当然市として適切に対応したいと考えております。

次に地デジ移行に伴う悪質商法に関しましては、議員御指摘のとおり地デジ接続料請求などの架空請求やテレビ局員を装った受信調整代金の請求など、全国規模ではそういったいわゆる地デジ詐欺の案件が発生しております。所管します総務省においても地デジ詐欺に御注意などのチラシを作成し、被害防止のための啓発活動を実施しているところでございます。市としましても消費者保護の観点から消費生活センターや受信者支援センターなど関係機関と連携しまして、地デジ移行に関しての詐欺被害等の防止に努めてまいりますので、何かおかしいとか疑問に思われた際は遠慮なく御相談いただきたいと思っております。こうした地デジ詐欺被害防止を含め、広報たまなやホームページの掲載

により市民の皆様への普及、啓発を行ない、地上デジタル放送への円滑な移行を推進していきたいと考えております。

○議長（小屋野幸隆君） 市民環境部長 黒田誠一君。

[市民環境部長 黒田誠一君 登壇]

○市民環境部長（黒田誠一君） 青木議員のアナログテレビのリサイクル対策についての御質問にお答えいたします。議員御質問のとおり地上デジタル放送対応テレビのテレビへの買換えによるアナログテレビの大量廃棄が予想されているところでございます。現在、テレビを初め冷蔵庫、クーラー、洗濯機といった家電4品目につきましては、平成13年4月の特定家庭用機器商品化法、通称家電リサイクル法の施行により製造業者等にリサイクルを義務づけることで廃棄物の減量化と資源の有効活用のためのシステムが確立されているところでございます。また家電リサイクル法ではテレビの買換えの場合、排出者である市民の役割としてリサイクル料金を家電小売店に支払って引き渡すことが義務づけられており、買換え以外で廃棄する場合でも郵便局でリサイクル券を購入し、指定場所に持ち込むか、あるいは指定業者に運搬を依頼するといった方法を取る必要がございます。いずれにしても廃棄するためにリサイクル料金が必要となり、煩雑な手続を行なうため、不法投棄の発生が懸念されるところでございます。アナログ放送終了後であっても地上デジタル放送対応のチューナーを取り付けることで地上デジタル放送が視聴できますし、また廃棄する場合も家電リサイクル法に従って、適正に排出するよう周知をしまいたいと考えております。また不法投棄の対策といたしましては、現在委託業者による市内の巡回パトロールと回収を実施しており、平成19年度の実績といたしまして23台を回収処理しているところでございます。今後も有明保健所、玉名警察署を初め、関係機関との連携を強化し、不法投棄を防止するとともに適正処理と再資源化の方法について周知をしまいたいと考えておりますので、議員の御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 産業経済部長 望月一晴君。

[産業経済部長 望月一晴君 登壇]

○産業経済部長（望月一晴君） 青木議員の御質問の中小企業を応援する緊急保証制度の現状と今後についてお答えいたします。議員、御案内のとおり昨今の急激な原油、原材料価格や仕入れ価格の高騰のため、十分な価格転嫁を行なうことが難しい中小企業は非常に厳しい経営環境に置かれています。このような状況の下、本年8月29日に政府与党が決定した安心実現のための緊急総合対策において、平成22年3月31日までの時限措置として、原材料価格高騰対応と緊急保証制度が導入されました。この制度は従来からありました中小企業信用保険法に規定されている制度を活用するものでございまして、いわゆるセーフティーネット保証制度と呼ばれているものでございます。今般緊

急保証制度として創設された背景には、中小企業者の資金繰り対策の拡充として原材料価格等の高騰により経営環境が悪化し、必要な事業資金の円滑な調達に支障を来している中小企業者に対し、その事業資金を供給することにより、中小企業者の経営安定に資するという目的がございます。本年10月31日より現行の制度が始まったわけですが、従前の制度の拡充、見直しが行なわれ、例えば指定業種については185業種から545業種に拡充され、その後11月には618業種、そして12月10日にはさらに80業種が追加され、698もの業種に対応する制度となっております。これは保証制度の対象となる900業種の約78%に当たり、それだけ多くの中小企業者の方が利用できる制度となってきております。またこの保証制度を受けるためには市町村長の認定が必要となっておりますが、平成18年度が6件、19年度が7件と数えるほどでしかありませんでしたが、平成20年度の12月9日現在で既に134件もの認定申請があつている状況でございます。今後認定申請はますます増加していくであろうと予測しておりますが、市といたしましては市内中小企業者の方々の経営安定のため、商工会議所、商工会とも連携を図りながら商工振興に努めてまいりたいと考えています。

○議長（小屋野幸隆君） 11番 青木 壽君。

[11番 青木 壽君 登壇]

○11番（青木 壽君） 地デジの問題、これは一番やっぱり問題なのは、テレビを見れないということは非常にその買い換えた時に本当に見えるのか、見えないかかというのはわからないというのはちょっと不安なこともあると思います。つけてみなきゃわからない、チューナーを換えてみなければ映るか映らないか、見えるか見えないかわからない。そういうことであります。特にこういうことについては、やっぱりいろいろ情報集めることも必要だと思いますので、どうかこういう難視聴地域への対応をよろしくお願いしたいと思います。あと、地デジ詐欺であります。これはもう既に始まっております。今年初め、もう既に始まりまして読売新聞の11月26日の紙面によるとちょっと愛知県では今年2月中部電力の社員を名乗る男によって、被害が続発、同社によると70歳代の女性はテレビと電話が無料になるからと工事代として18万円持ち去られた。4日後には別の70歳の女性が工事をしないとテレビが見られなくなると言われて19万円騙しとられた。4月には札幌市内の70歳の男性宅が家電量販店店員と名乗る男が訪れ、今後テレビを見るには地デジ対応にするための作業が必要になると切り出し、作業後に1万3,000円を受け取った。実際には量販店が店員を派遣する事実はなく、作業代も通常は5,000円程度であったと言われます。このような被害がもう既に全国で数百件あるそうです。どうかこの地デジ詐欺についても特に高齢者の方はわからないんですよ、地デジというのは、非常にまだまだ特に警戒を、また対策をよろしくお願いします。あと中小企業の保証制度、もう既に平年ですと5、6件のところが134

件もあがっているということで、大変期待するところであります。御存じのようにまだまだこの保証制度はいろいろあります。緊急保証の対象外の業種の方にはセーフティネット貸付という、また企業の規模が小さい方には小口保証制度もあります。そしていざというときに心配だという方には予約保証制度もあります。そして今月の返済が重過ぎる、そういう方には資金繰り円滑化借款保証制度など等々ありますので、どうかそういう窓口の設置は必要ないかと思えますけど、対応のほどよろしく願いをいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、青木壽君の質問は終わりました。

4番 北本節代さん。

[4番 北本節代さん 登壇]

○4番（北本節代さん） 皆さん、こんにちは。どこの会派にも属してない北本節代です。元気に行きますので、よろしく願いいたします。10月、11月はさまざまな行事や研修がありました。また議会でも議運の研修、建設委員会の研修、議会報の研修と立て続けにありました。多くのことを研修でき、本当に意義深いものばかりでした。今議会に生かせるものは、早速生かしていきたいと考えております。開会の市長の言葉にもありましたけど、先週の土曜日はエコの環たまな、環境応援団、明るい社会づくり玉名、玉名市環境課の皆さん先導のもとに行なわれました環境フェスティバル2008は、さまざまな団体の参加でした。玉名市の中でも多くの環境団体が手を取り合い、また官民が環境問題をしっかり考えた一日でした。これも市長みずから提案された冊子に続き、きっかけだったと思います。天候が悪く残念でしたが、私が参加しましたはし袋づくりのコーナーでは寒い中5歳の子どもさんがはし袋を最後まで自分でつくられたことには感動いたしました。お母さんの手を借りずにつくられました。子どもたちに環境問題を伝承していくことも大切に思います。100膳以上も用意しましたが、昼食前には終わってしまうという盛況でした。お父さんの参加も見られ、少しずつですが、確かに環境に対する市民の参加をうれしく思いました。これからはさらにCO₂削減では植樹のことも考えていかななくてはならないと思っております。通告に従い一般質問をいたします。

最初に指定管理者制度の玉名市の課題と成果についてです。玉名市では指定管理者導入から2年3カ月たちました。昨年12月議会でも同じ質問を取り上げています。まだわからない状態でしたので、再度質問を申し上げます。平成15年9月から公の施設の管理運営に指定管理者制度が導入され、多くの県や市町村が従来の施設の管理運営委託先が公共機関的な団体などに限定されていたものが、民間業者も含めた幅広い団体にゆだねることが可能になりました。指定管理者制度は多様化する市民サービスに対し、より効率的に効果的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、

住民サービスの向上を図るとともに経費の縮減を図ることを目的とするものであります。制度の導入によって、地域の振興、活性化及び行政改革の推進効果が期待されております。この制度の導入によって、質の高いサービスの提供や柔軟な対応により利用者の利便性が高まることを期待されております。昨年、全国社会福祉協議会では6月から10月にかけてそれぞれの社会福祉協議会で管理者になったところへアンケートを実施し、そのまとめとして提言書を出されました。その中の一部を紹介いたします。課題としては、応募団体の審査を決定するに当たっては、経費削減が優先されサービス面の内容がおろそかにされているような感じがする。施設利用者に対して安定したサービスを継続して提供することが求められるために協定期間の長期化が必要である。そのほかにもたくさんの課題が挙げられております。また地方自治体に対する提言書は16項目出されております。指定管理者の指定を受けることにより非常勤や短期雇用などの不安定な職員雇用が増大する傾向にあり、優秀な人材の確保の障害となる。コストとサービスの質については正当な評価を下すことができる評価手法を早急に整えるべきである。社会福祉施設の指定期間については、施設の特徴に応じて弾力的な期間設定がなされるべきである。社会福祉施設など具体的な例をお伝えしましたが、玉名市においてははいかがでしょうか。平成18年9月より導入しております現在20カ所以上でなされていると思います。期間が来ている指定管理者制度で構いませんので、成果と課題についてお答えください。

次に関連ですが、今回の議案提案にもなっております勤労者体育センター、弓道場の指定管理者の質問です。大きくは指定管理者への玉名市の対応についての質問ですが、細かく質問させていただきます。今回の議案は期間をそろえるためと周辺一帯の管理者を同じところへ委託をするという提案理由でした。そこで幾つかの質問です。期間がそもそもさまざまなのはどうしてなのか。期間が1年のみ提案されておりますが、揃えることの市民のメリットは何なのか。指定管理料はどうなるのか。1年後の公募はどのような形で出されるのか。公募と非公募の格差の解消はできている解決策はあるのか。市民会館のみが公開が、これは18年度9月の公開の時ですけど、市民会館のみの公開がないのはなぜか。指定管理者がかわるたびに出てくる解雇や失業の問題の対応はどう考えているのか。トップが同じで指定管理者と契約を交わすことに問題が生じないのか。以上の点で趣旨を説明します。

1の件では前々の議会で保育園のみの指定期間が長いのはどうしてなのかという問いに、子どもを相手としての経過や評価を見るには期間が短いのでという答弁がありました。では今回はその期間を合わせることだけでしたので、何のために合わせるのか本来の指定管理者制度の中でのメリットがわかりません。また高本副市長が理事長されておりますシルバー人材センターにも行ってまいりました。指定管理をしていました勤労

者体育センター及び弓道場、武道館の指定期間が満了となり、10月の更新時に勤労者体育センター、弓道場は指定管理者ではなくなりましたと言われたということでした。

次に2つ目の公開されている資料によりますと、シルバー人材センターは1,292万8,569円で指定管理を2年7カ月、3カ所応募があった中から選定委員ですけど、全委員の合意により社団法人玉名市シルバー人材センターが指定管理者の公募として最も適当であることが、判断されています。が今回この議案が通れば合意なされなかったところ、インターネットの公開では金額までは、場所までは公開されてませんので、その競争に負けた方が無条件に渡すというふうなことになっております。書類も出さないで終わったのでしょうか。決定はどんな方法でされたのでしょうか。現在の指定管理者はどの指定管理者も精いっぱい頑張っておられる姿を目の当たりにしています。全委員の合意で最も適当であると判断され、この2年以上努力も大変なものがあったかと思いますが、初年度指定されなかったところに指定おろすという考えもおかしいと思いますし、期間を揃えるという考えも現在のまま延長されるのが納得いく考えだと思いますが、どのように考えておられますか。また指定管理者制度の意味もしっかり考え含め、1年後の公募はどのような形でされるのか、お答えください。

3つ目に市民の情報公開について非公募、公募にかかわらず書類上の審査選定委員会の合意が必要で、一般公開はもちろん当たり前のことですが、島津市長が会長の自治振興公社はほかの非公募のところも出してありますが、点数の開示もあっておりません。自治振興公社の公開がないのはなぜなのかお答えください。

それから4つ目、公募と非公募ですが、せつかくの指定管理者のよさが半減するように思います。その格差を解消するためにも前にも全国社会福祉協議会が出されているコストとサービスの質について評価ができるような手法を早く確立すべきだと提言されていますが、どのように考えておられますか。

5つ目、指定管理者が変わるたびに解雇や失業の問題をどのように考えておられるか。去年も質問いたしました。答弁では指定管理者募集に関する事項などに照らし合わせまして担当課において慎重に検討してまいりたいというお答えでした。これからたくさん発生する問題ですので、御答弁をお願いします。最後に指定管理者制度は大きくは公の施設が公共機関的団体に限定されていたものが民間業者を含めた幅広い団体にゆだねることが可能になったわけです。現在のように島津市長が理事長職にあられる団体であるとか、高本副市長が理事長であられる会であるとか、選定委員会の委員長がこれは規約上の中ですけど、副市長が委員長を任命されるというふうになっておりました。現在は違うそうですので。民間の皆さんがそれぞれにこの公募に応募する気持ちも薄れてくるのではないのでしょうか。そもそも官から民へ行政改革は始まっています。行政改革はとまってしまうのではないかと危惧しております。また書類上でも契約を結ぶ相手

先、もと先が同じであることは法的に問題はないにしろ、おかしいという感じがしますが、どうでしょうか。市民にとっても市長にとっても何のメリットもなくむしろデメリットの方が多いと感じますが、担当部局の考えはいかがでしょうか。もちろん市長がおやりになりたくてやっているわけじゃありませんので、担当部局の答弁で構いません。

次にですね、関連の質問ですが、福祉センターの指定管理者で玉名市の福祉センターは非公募で行なわれております。天水では天水老人憩の家が玉名市福祉センターと同じもちろん非公募です。点数は400点満点で天水老人憩の家は317点、玉名市福祉センターはもちろん400点満点で284点、いずれも非公募です。しかしこれらの福祉センターは22年4月から指定管理者は公募を予定していると公開をされております。このままでいきますと違う指定管理者になるかもしれません。それはもう大変、失礼かもしれませんが、点数から行くとはですね、そういうことも出る可能性もあるということです。福祉センターはもちろん玉名市社会福祉協議会の中にあり、その中でも業務的には支え合っているのが現状ですが、来年の10月には公募となるのでしょうか。また、社会福祉協議会へ先日研修にお伺いしました折に、市の職員が出向をされ、事務局次長となられておりました。現在玉名市の職員もどの課も人件費の削減や退職後の職員の補充がなされないで、何やら手が回らない様子がありますが、出向の目的やメリットなどをお答えください。給与についても負担はどのようになるのか、よろしく申し上げます。

以上、指定管理者の答弁をいただき再質問をいたします。私も今回は指定管理者のことにしましてはかなり勉強をさせていただきました。どうぞ答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 企画政策部長 牧野吉秀君。

[企画政策部長 牧野吉秀君 登壇]

○企画政策部長（牧野吉秀君） 北本議員の御質問にお答えいたします。議員御承知のとおり地方自治法の改正により、民間活力の導入、経費の削減、住民サービスの向上を目的として指定管理者制度が導入され、玉名市におきましても平成18年9月から20施設、今年度から磯の里の1施設を加えまして、全体で21の施設を指定管理者に指定しているところでございます。議員お尋ねの成果と課題でございますが、経費面につきましては平成19年度の20施設の実績としまして、制度導入前の平成17年度と比較しますと約1,600万円の削減となっております。またサービスの向上につきましても草枕温泉てんすいや玉の湯などでサービスがよくなったとか、あるいは利用しやすくなったなど好評である旨の報告を受けております。今後も指定管理者の業務の実施状況を把握しまして良好な管理状態を維持し、サービス向上を図りたいと思っております。一方課題といたしましては、新聞報道等でも御承知のように入浴施設でレジオネラ菌が

検出されるなど入浴施設の管理が十分でなかった事例、また複数の施設を一体的に管理運営していたものを所管ごとに個々に指定していたがために、管理運営にむだがあると申しますか、あるいは使い勝手が悪い事例等が出てきております。今後はこうしたことがないように鋭意改善していきたいと思っております。まずお尋ねの中で、市民会館及び隣接の施設について申し上げますと、前回の指定管理につきましては、市民会館が非公募で社団法人玉名市自治振興公社が指定管理者となり、勤労者体育センター及び弓道場は公募によって社団法人玉名市シルバー人材センターが指定管理者となっております。前回の市民会館につきましては、会議室、事務所からなる別館の都市計画街路事業に伴う移転工事時期となっていたため、その時期に管理主体の変更をするのは施設運営への影響が大きいことから公募しないとなっております。今回は市民会館及び隣接の施設を先ほどお尋ねの中でもおっしゃっていただきましたけれども、一体的に管理運営しサービスの向上を図りたいという考えでございます。このため暫定的に1年間という期間を指定管理の期間としております。さらにその理由としましては、短期間での管理者の変更がもたらす利用者への影響、指定管理者としての効果を上げるには難しい期間であること、それと市民会館の音響あるいは照明設備等の取り扱いには専門性、技術性が求められることなどの理由から非公募により指定管理者制度導入前に勤労者体育センター、弓道場を管理しておりました自治振興公社を指定管理の候補者としたところでございます。このような方針につきましては、玉名市の玉名自治区の地域協議会において御審議いただき、候補者につきましては指定管理候補者選定委員会で適切かどうかの審査をいただいたところでございます。

次に期間の設定について、期間がさまざまであることはそもそもどうしてかというお尋ねであるかと思えます。設定につきましては、サービスの競争性及び継続性の確保の観点から原則5年以内として期間を定めることとしております。今回提案の指定管理者の指定のうち、市民会館と隣接の施設については市民会館、勤労者体育センター及び弓道場の3つの施設が今年度末で期間満了となりますが、隣接施設にはもう1施設、勤労青少年ホームがあり、こちらは指定管理期間が1年長く、来年度末までの指定管理期間となっております。これらの4施設については、平成22年度から一体的に1つの指定管理者により管理運営したいと考えております。そのため今回期間満了いたします市民会館、弓道場、勤労者体育センターの3施設を暫定的に1年間の指定としたところでございます。

1年間だけの期間は市民にとってのメリットはというお尋ねでございます。一体的管理運営により市民サービス向上のため、暫定的に設定した期間でございますが、市民会館及び隣接施設は大きなイベント時や各施設の行事が重なった時に窓口が別であるためのふぐあいや駐車場が施設ごとの区分もないため、支障を来しているなどの問題

などがございます。このような利用上の問題を整理し、対応できるよう一体的に管理し、指定管理者と協力しながら市民サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

指定管理料につきましては、市民会館が2,431万7,000円、勤労者体育センターと弓道場で450万円、一体的な管理を行ないますこの3施設を合計しますと合計で2,881万7,000円を予定しております。これは平成20年度実績でございます2,957万2,000円の額から比べますと75万5,000円の減額となっております。

その後、1年後の公募はどのような形でなされるのかというお尋ねでございました。玉名市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の規定によりまして、指定管理の制度を適用するときは公募することが原則となっております。しかし公募を原則とする一方、合理的な理由があるときは公募によらず、本市が出資している法人または公共団体もしくは公共的団体を指定管理候補者として選定することができることとなっております。1年の指定期間満了後の指定につきましては、市民会館勤労者体育センター、弓道場、勤労青少年ホームの4施設を一つの指定管理者により管理運営する方向で、一体的管理の有効性を高め効率的、合理的な施設の管理運営が行なわれるよう公募あるいは非公募あるいは指定期間等の検討を今後行なってまいりたいと考えております。

それから公募と非公募による格差を解消できる解決策はという内容だったかと思えます。公募と非公募による格差についてのお尋ねでございますが、指定管理者においては公募を原則とするものでございます。原則とするものの公募しないことに合理的理由がある場合は、非公募とすることができます。指定管理者制度は競争原理を働かせるところに1つはねらいがあるわけでございますので、公募は競争性を優先するのに対しまして、非公募は管理運営の安定性を重視するものといえます。すなわち公募と非公募の格差はその施設の設置の目的や性格によるところが大きいと考えております。

それから市民会館の公開がなされていないのは、なぜかということかと思えます。前回の指定管理導入当初におきましては、市民会館別館の移転時期と指定管理導入時期が重複したことにより、非公募で玉名市自治振興公社を指定管理者としたところですが。選定委員会におきまして、候補者の審査をしていただきましたが、検討の結果、採点を行わずに適否のみを御判断いただいております。このため前回の採点表をホームページ上に掲載していないものでございます。

それから指定管理者がかわるたびに出る解雇や失業の問題への対応はということでございますけれども、指定管理においてはその期間を明確に区切って指定をしておりますので、指定管理者においても期間満了後は再度指定となるかどうかはわからないこと

は御認識いただいているところです。今回は勤労者体育センター及び弓道場の管理者がシルバー人材センターから自治振興公社となることから現在の被雇用者への対応はシルバー人材センターで御対応いただくこととなります。また今後新しく指定管理者となる者においては、管理のための人員の確保や新規の雇用または委託等が生じる場合も考えられるところでありますので、指定管理満了に伴う解雇や失業問題が生じないように、また被雇用者への配慮がなされるよう市としても配慮してまいりたいと考えております。

それから玉名市自治振興公社や玉名市社会福祉協議会等でその理事長等がですね、トップが同じで指定管理者を交わすことに問題はないかというお尋ねでございましたけれども、先ほど北本議員もおっしゃいましたようにこの指定に関しては、法律上の契約ではございませんので、市長が代表者となっている法人を指定管理者とすることには問題はありません。ただ北本議員がお尋ねの点は、それぞれトップの中でその契約をする場合にですね、例えば審査とかそういったものの公平性のところをおっしゃったのかなあというふうに思いますけれども、その点につきましてもそういった競争性、競争の原理が出るようなそういった指定管理制度というのは認識しております。

それから社会福祉協議会の拠点で、福祉センターの管理のことかと思えます。これにつきましては、一番身近なところでございますと、岱明の健康ふれあいセンターを御確認いただきますと、あの中に施設を管理します指定管理の業者と、それと業務を行ないます社会福祉協議会というのが、同一施設の中にあるということと同じような解釈かと思えます。

以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） 北本議員の社会福祉協議会への市職員の派遣の目的と給与の取り扱いについての御質問にお答え申し上げます。議員御承知のとおり社会福祉協議会は本市における社会福祉事業、その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により地域福祉の推進を図ることを目的に設立がなされたもので、行政活動の代行的、補完的機能を果たしております。職員派遣の目的でございますが、近年、福祉制度の改正や年金問題など地域社会を取り巻く環境が目まぐるしく変わっており、特に地域福祉事業につきましても行政需要に弾力的、機能的に対応するため社会福祉協議会と連携して政策を推進しており、監督あるいは指導の観点からも職員を派遣するとともに逆に行政機関としてその業務遂行手法を把握、あるいは蓄積する必要があり、また協議会の職員構成などを勘案し、派遣職員が直接指導することにより一層の政策推進を図るため行なったところでございます。

次に給与の取り扱いについてでございますが、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、今回職員を派遣しておりますので、法律の第6条第2項の規定を適用し、派遣職員の業務が市の委託業務等に当たる場合で、かつ条例に定めがある場合に限り市から派遣職員に給与支給ができると規定されております。そういうことから職務に付随いたしております管理職手当であるとか、あるいは通勤手当、勤勉手当、これを除いた給与は市の方で支給をするということになっております。

以上です。

- 議長（小屋野幸隆君） 北本議員の一般質問の途中でございますが、議事の都合により、暫時 いたします。

午後 2時18分 休憩

午後 2時33分 開議

- 議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番 北本節代さん。

[4番 北本節代さん 登壇]

- 4番（北本節代さん） 御答弁いただきました。再質問をたくさん用意していたんですけど、どこの部分から言おうかなあとありますが、一括して言いたいと思います。再質問、シルバー人材、1年間が何でメリットがあるのかというふうな質問のところ、一帯が青少年ホームの方に合わせましたという答弁だったんですが、その1年間をシルバー人材センターに引き続き指定管理にするということができなかったのかというふうに思います。そこのところの答弁ですね。それからシルバー人材センターももちろん担当のところも行って来たんですが、私は体育館があんまり縁がなくて、この間福祉レクレーションのときに本当に久しぶりに体育館に参りました。市長も来られていましたが、その時にあら靴箱が変わったなあとかですね、入るときに私ちょっと足の不自由がありますので、段差が上がりやすくなったなあとかですね、それからモップあたりのところきれいになったなあとというふうに、自分では心の中で感じたんですけど、指定管理者になっているからとかいうのは全く頭にありませんでした。今思えば指定管理者になって努力をされてたんだなあとというのは今回訪問してみて思ったんですが、シルバー人材センターは年齢的にですね、豊かな知識や経験を持っておられる方たちがなっておられますので、その分では整理整とんだとか、そういった靴箱、手づくりみたいな感じがしました。それは私の感じですけど、そういったことで先行投資もされているんだろうなあとというふうなところもありましたし、できたら1年間の延長はですね、シルバー人材センターについていうふうにシルバー人材センターが大好きで、自治振興公社が大嫌いというのは全くありませんので、ただ先行投資なさっているというふうなところの

部分ではどうなんだろうというふうには思いました。それと駐車場の問題ですね、先ほど市長も休み時間におっしゃったんですけど、一帯を全部で管理する方がやっぱ当たり前、やりやすいというふうに最初の指定管理者制度のときにですね、導入の時には自治振興公社の方が全部一帯管理してましたので、その管理していたことを競争の原理というか市民サービスを向上させるために指定管理者の意味で、それを一般公募なさったわけですね、それでなさったところでももちろん自治振興公社も出されたと思いますが、インターネットの中では公表はしてありませんので、出されたと思いますが、シルバー人材センターがまあ一番よい点数で勝ち取られたというふうになっていますので、先ほどその答弁によりますと指定管理者の意味ですね、玉名市が指定管理者にしていく意味というふうなところの部分がやっぱりなされてないんじゃないかなあというふうに私は思います。それから駐車場ですね、さっきの駐車場の件であそこはもともとですね、ホールそれから市民会館そして体育センター、ましてやふるさと歴史博物館、もちろん向こうの方には社会福祉協議会が入ってますセンターもあります。とにかく駐車場はすべて足りないんです。何があっても足りないんです。この間の大俵まつりのときもそうだったと思いますが、一帯足りないから一帯が一緒に管理をするとしても駐車場が足りないのは何の解決策にもならないというふうに思います。その一帯の管理っていう意味よりも駐車場をどこに拡張、市役所があそこに来るとなったから早めに埋め立てをしてですね、早めに駐車場を広げるというふうなことが、案があれば解決するかもしれませんが、このままずっと永遠に台数的には800のホール、それから最高300入る市民会館、そして勤体の方もホームの方もですね、全部足りないということは足りませんので、そのことは一体的な管理をしても一緒じゃないかなあというふうに思います。それと今のシルバー人材センターの方は5人でローテーションをされて、しているそうなんですけど、これは市民のとり側ですね、毎月20年間とり続けていった方にちょっとお話をお聞きしたんですけど、シルバー人材センターの方がとつとつと慣れない手つきでされるというふうなところの部分では慣れた方がいいかなあって言われましたけど、人材センターは人材センターで考えられて、5人で一遍に月初めは受け付けをされるそうなんです。その5人のローテーションの方が月初めは一遍に来てされるから、すごく手早い処理になってすごくよくなりましたっていうふうにおっしゃってました。今度違うところに移ったら、今答弁ではシルバー人材センターの方によっておっしゃってましたので、もしその今ですね、5人のローテーションの方たちが月初めだけは5人で一遍にするみたいな処置をとられるんだろうかっていうふうな不安もですね、市民の方から聞こえましたので、それも含めて再質問。時間がありませんから次も言った方がよろしいでしょうかね。答弁をいただいてから。質問の意味が不明と言われてますので、シルバー人材センターになぜ1年間の更改がなされなかったというふうなところの部分、

それから市民への不安ですね、デメリット、メリットというふうなところでは駐車場を
一帯管理をしても何ら解決にならないんじゃないかというふうなところ、それから恨み
があるわけじゃありませんけど、そこに違う施設が入ることによって、研さんするとい
うか自分たちも高め合っていくというふうなところがですね、あるんじゃないかとい
うふうには思いますので、それについて意見、答弁をお願いします。

○議長（小屋野幸隆君） 企画政策部長 牧野吉秀君。

〔企画政策部長 牧野吉秀君 登壇〕

○企画政策部長（牧野吉秀君） 北本議員の再質問にお答えいたします。まず1点目、
そもそも1年間の期間というものを設定するに当たって市民会館の契約期間が指定管理
期間が1年間であるので、そのところかっていうことでございますけども、それにつ
いては御案内のように一番直近の合う時期ということで1年後ということで、1年間と
したものでございます。いろいろ各方面の評判でございますとか、そういったものも情
報としてお持ちのようでございますけども、そういった例えばシルバーがもともとその
受けていたのにということでございますけども、こういったものの指定管理の選定の基
準としまして、大まかに5項目ほどございまして、例えば市民の平等な利用の確保がで
きるかとか、あるいは施設の効用を最大限発揮できるかとか、あるいは現状以上のサー
ビス向上ができるかとか、そういった諸項目がございます。そういった中で先ほど駐車
場がもともとそのマックスと申しますか、不足しているのにということでございます。
私も御存じのように数年前まで近隣の施設にございましたけども、やはり市民会館のホー
ル等でイベントが行なわれるときには周辺全体がもう車状態、車だらけになるような状
態でございました。やはり一番大事なのは今どうしてもということでございますけど
も、やはりそういう施設間ですね、関係プレーってというのがどうやってとれるかとい
うのが、やっぱりその施設のそういうある能力、機能をですね、発揮できるかとい
うことであるかと思えます。限られた駐車スペース等ではございますけども、それをやっぱり
より有効的に利活用するために今回その施設についてですね、1年間の期限を持って指
定管理をお願いするということであります。それからシルバー人材センターの方で勤労
者体育センター等ですね、管理をされているスタッフの方のローテーションと今後の
そのそういう再雇用と申しますか、そのお尋ねだったかと思えますけども、その件等
につきましてはですね、やはりそれぞれのシルバー人材センターの方でそういう対応、対
策というものを協議の中で取り込まれるというような認識でございます。それと最後
の方でおっしゃいましたやっぱり一番大切なのは、それぞれの施設を御利用いただく市民
の方へのやっぱり、利用者の方への不安というのがやっぱり一番かと思えます。そう
いった意味でもですね、今回この1年間指定管理をお願いしまして、その後周辺施設が一
つの施設になることによって、やはりあの玉名市民会館周辺ですね、その施設の効

果と申しますか、機能がより存分にこう発揮されるというものを思っただけの思いというふうにお聞きいただければと思います。ちょっと私の方もどの部分でどうお答えしていいのかなあといことで、今3、4項目お答えさせていただいたかと思います。そういったことで答弁にさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小屋野幸隆君） 4番 北本節代さん。

[4番 北本節代さん 登壇]

○4番（北本節代さん） 御答弁いただきました。今、今回議会上程になっている議案のですね、議案のことをもちろん大きくあるんですけど、今から例えば社団法人、社会福祉法人さんいろんなところで受けていかれる、もちろん有限会社さんや株式会社さんも受けていかれる。でも指定管理者制度の中で非公募になったり公募になったりですね、それは牧野部長がおっしゃったように5つの項目ありますので、一番は市民のサービスが大優先というふうなところと市民が困惑しないようにというふうなところがないで、指定管理はありませんので、そういうふうには思いますが、これから今一生懸命なされている指定管理者を持ってらっしゃる民間の団体やグループですね、の人たちがもしかしたら今度はさっき雇用の問題のところでは、3年という契約とか5年の契約ありますので、全然その雇用の問題は最初から決まっておりますから、そういうふうなお考えで雇い入れるというふうにおっしゃったけど、やっぱり3年間5年間努力をしてこられるんですね。努力をしてこられて次の指定をもっといいレベルで受けたいというふうにはやってこられますので、そういった不安がないようにというふうなことの質問の趣旨がありましたので、どうぞこれをよろしくお願いします。次から3年間で見えてきた課題と成果というふうに最初に私も申しましたけど、サービスに関して特に福祉協議会なんかのサービスに関しては金額が落ちたからじゃあどうなのかということ、そこはどうしても人件費をかけなくちゃいけないサービスっていうのがたくさんあります。だから金額が安いからいい、よくてというふうにはならないと思いますので、最初全国社会福祉協議会が出しておりますサービスとコストの要するにちゃんとした評価ができるような評価基準ですね、それをぜひ課題において早急につくっていただきたいというふうに思います。金額云々じゃなくて市民のサービスが充実されるような指定管理者制度に玉名市は特に持っていかれることをお願いをいたします。答弁ありがとうございました。

次の質問に移らせていただきます。申し訳ありません、あの体育館のですね、もう1つ関連質問で、体育館の調べる間に体育館の市の体育館と勤体の体育館の料金が違うということで、市民としてはすごく困るというかですね、統一の見解はないのかという質問がありましたので、関連質問として用意があればお答えいただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。市長の政治姿勢についてという質問で、よろし

いでしょうか。平成20年度も残すところ3カ月余りになってしまいました。当初スタートでありました6月議会で市長のあいさつに聞きましたが、政治姿勢に対して多くの実績を残してこられたと感じております。私も3カ月間アンケートの調査の実施をしました。設問は一言提案として「大事な税金はこんなことに使ってほしい、毎日の暮らしの中で思うこと」ということが一言提案のアンケートでした。前回市長も市民の声を多くとられることはいいことだと、自分も興味があるなあというふうなお話をいただきましたが、アンケートは不特定多数の人々にいろんな手段、形をとりました。駅前で通勤をされている人たちに、児童公園に向いて公園での聞き取り、サークルや集まりのときに、職場での食事のとき、はがきによるアンケート、待合室で、通りすがりに、親子ふれあいの場で、フェスタやイベント会場で、会合で集まっていっしょの皆さんへなどなど現在集計ができ上がりました。年齢も20歳から100歳まで、男性、女性、玉名市外も含めました。最後の集計は451名でホームページに公開してあります。このことは私たちの活動の中心になると思いますが、今から年齢別分析やそれから男女別に見た分析をやり続けて、最終的には次年度予算に生かせるといいなあと考えております。アンケートの集計で一番多かったのはですね、そのアンケート集計で一番多かったのは子どもと教育に関して使ってもらいたいというのが一番多くありました。食育それから金銭教育、心の教育、図書館の充実などですね。通学路の安全、多目的文化施設の建設、父親の子育て参加の支援、不登校児童への対応など、すぐに対応できるものもありましたし、金額が財政がたくさんかかるものもありました。新聞にこのことは今年度の取り組みの玉名市のことですが、新聞に何度も紹介されておりますが、10月にオープンしました「薬草の会」、市長が火つけ役になったと聞いておりますが、この会が進めております薬草だご汁、薬草で健康、健康管理、また新幹線を視野に入れた町おこしなど、市民参加で今では活動費を生み出す手段までで頑張られております。どこに補助金を出されるか、20年度の取り組みでは大成功の例ではないでしょうか。もちろん挙げればきりがありませんけど、助成金を生き生きと市民が活動できる場へ送ること、熊本県でも知事がかわり現知事は熊本4カ年計画をラジオで放送されております。生まれてよかった、住んでよかった、住み続けてたい熊本として、雇用創出では新規雇用、雇用の数は1万人ですね。新幹線開通に伴う観光客を691万人から750万人を目指す具体的な数値目標を出され、県民に訴えられていますが、残り1年もありません。3年間の成果と課題も含め、市長の目指す政治姿勢、一番残りの1年間にどこに多く重点を置かれるのか質問いたします。幅広い質問になりましたけど、できましたらアンケート結果に一番多かった子どもと教育、福祉なども含めて御答弁ください。よろしくお願います。

○議長（小屋野幸隆君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○**教育長（菊川茂男君）** 北本議員の関連質問、玉名勤労者体育センターと玉名市総合体育館の料金の違いについてお答えいたします。玉名勤労者体育センターと玉名市総合体育館の料金の違いですけれども、勤労者体育センターは勤労者がスポーツを通じて健康を増進し、福祉の向上と勤労意欲の高揚を図るための施設として昭和62年に建設されております。料金につきましては、勤労者が時間を見つけて1人でも利用しやすいよう料金設定がなされております。一方総合体育館は社会体育の向上として、健康体力づくりの拠点となることを目的とした施設で、平成9年に建設された施設であります。料金は使用する広さに応じて設定をいたしております。このように建設当初の目的が異なりますので、使用料金も違っております。平成17年の合併に際しまして、当時合併協議会で使用料金については合併後5年をめどに調整するということになっておりますので、平成22年度をめどに現在検討を行なっております。旧3町の体育施設の使用料金も含め、できるだけわかりやすい使用料金設定になるよう検討いたしますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○**議長（小屋野幸隆君）** 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○**総務部長（元田充洋君）** 北本議員の御質問の21年度の予算について、市長が目指す政治姿勢はということについてでございますが、市長答弁の前に本年10月15日、21年度の予算編成方針を部課長に通達し、現在編成中ですので、その内容につきまして一部御紹介したいと存じます。国は基本方針2006で示した5年間の歳出改革の3年目に当たり、これまでの財政健全化の努力を今後とも継続し、引き続き歳出全般にわたる徹底した見直しを行なうこととしております。また熊本県におきましては、財政の硬直化が進み財政調整4基金の残高は53億円と枯渇寸前の状況にあることから今般県財政再建戦略の策定に向けた中間報告を示し、本市においてもその影響は避けられないという状況にあるかと思えます。こうした状況の変化の中で本市では特に2年後に開業が迫った九州新幹線の関連事業は着実に進めていく必要がございますし、また新庁舎建設を控え、今後4年間で予算規模のピークを迎えるというふうに予想しているところでございます。今般、試算しました平成21年度当初予算の大まかな収支見通しでは、現段階におきまして、財源不足額が8億5,000万円余りを見込まれ、さらに年末の国の予算編成及び地方財政対策の動向等によってはさらに厳しい財政運営を強られる可能性があります。こうしたことを踏まえまして、創意工夫凝らしてさらなる歳入の確保と、あらゆる経費の見直し、削減を確実にしない、新市総合計画における「人と自然が響き合う県北の都玉名」の実現に向けた予算編成を行なっているところでございます。

以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

○市長（島津勇典君） あと、任期が1年になったが、最後の1年どういう気持ちで市政に向かうかという非常に広い視点での御質問があります。その前に指定管理の質問が、やりとりがありました。私の認識、指定管理というものについての認識、今度の問題についての。私個人の認識を申し上げたいと思います。私自身指定管理という仕組みがどれほどの行政効果をあらわすのかということについて、十分に理解が行っていないことはありますが、この質問の趣旨というか答弁の方法もそうでしたが、指定管理が幾つかあるんだけど、これが3年の任期であったり、5年の任期であったり、ばらばらであると。こういうことなんですね、1つには。それは初めてのことであったからそれぞれの担当課がそれぞれのルールで指定管理の選別の方法をやった、そのために期間が違った部分もあるし、それは必要性というのがありますからね、あんまりくるくる短期間で変えちゃいかんという思いもものによってはあったわけで。そういうことからくる期間の不統一があったと思いますね。やっぱりそれはいかかなあという思いもあって、やっぱり今後は指定管理を選ぶに当たっての1つのルールをね、担当課ごとということあるけれども、全体としての大枠のルールはやっぱりきちっと決めておいた方がいいんじゃないかと、そういう感じがいたします。それから市民会館周辺のことですが、市民会館があり、弓道場があり、勤労者体育センター、青少年ホームがあり、4つあるあそこにね。北本議員の質問はシルバーが一部やっているのを今さら変えんていいじゃないかと、こういうことなんですね。一生懸命やっているんだから。シルバーを御評価いただいたことについてはね、それはむしろありがたいと思いますよ。ありがたいと、ただむずかしく考えないで普通に素直に考えた場合に、あの近くに市民会館など申し上げた4つの施設がある。この管理体制を一つにして、一体的な管理を図っていくということ、私は合理的なやり方だろうと思います。駐車場はもともと足らんのだからとおっしゃるが、もともと足らん上に市民会館とそのほかのところで大きなイベント2つ重なったりしたら、もうますますどうにもならんようになるんじゃないでしょうか。もともと足らんとだけん、そがんこと言たってわからんということとはやっぱり違うんじゃないか。やっぱりそこは市民会館でこういう催しをやるならば、勤体の方はちょっと来週に延ばせとか、いろんな協議をした上でやっぱりできるだけ大きなイベントがああ場所に重ならないようにする、そういう工面も私は必要だろうと思いますよ。それから受け付け業務等もね、受付に行ったり、シルバーに行ったり市民会館に行ったりしなきゃならんということもあるんですが、これ一体的な方が利用する側からも便利がいいと私は思います。細かに打ち合わせているわけではありませんが、これを一体化す

ることに何の不合理性もないのではないかと私も思っております。そのシルバーの人たちが一生懸命やっているのを引っぱがすことはないじゃないかと、こういう話でしょうが、自治振興公社の方は私が理事長、シルバーの方は副市長が理事長なんですね、何も市長と副市長で競り合っているわけではありませんから。そこは市のかかわりの機関ですからしっかり話し合って、もし変更することになれば、管理主体が変更することになれば、それはよく話し合ってください、そごが出ないようにすればいい。普通に考えてあの一画をばらばらに管理するよりも一体的な管理の方がスムーズに行くというふうに考えるのは、私はごく自然のことであろうと思っております。それから自治振興公社、これは私が理事長ということになっています。旧市時代にこれはあの辺の公的施設を管理するために自治振興公社はつくられたと承知しておりますが、いろいろここに来て何回か私どもは理事会には多くの部長が参加しておりますこれ。そこで議論したこともあります。本当に自治振興公社というのは必要なかどうなのか、皆さんが自治振興公社まああれ要らばいたとおっしゃれば、それはもうそれでそれに向かって議論しますよ。さっき好きこのんでやっているわけじゃないということ、それは好き好んでやっているわけじゃありません。責任上やっているんです。市長という責任上、自治振興公社の理事長としてやっている。私はそういう意識です。まああのそんなに心配されるようなことを含みながらこの整理を、あの市民会館一帯の管理の整理をしようとしているわけではないということで、普通に素直にという言葉を使いますとね、ちょっと失礼ですから、あのあれですが、普通に考えてあそこ市民会館周辺に市のそういう施設が4つ重なって、重なり合うようにしてある。これの管理を別々にするよりも一つの組織機構でやった方が、やっぱり合理的にやれるんじゃないか、さっき申し上げたような事情もあって、やれると思っております。指定管理者制度全体を考えればですね、例えば市民会館を指定管理者にして、公募してやる。点数制にしてやる。熊本市内あたりの民間会社あたりがもしこれ参入してくると、点数はきっといいんじゃないかと思えますよ。じゃあ点数がいいからそれでいいのかと、市民会館の管理運営を。市民の皆さんの目から見たときに、全然今まで関係のなかった民間会社が来て市民会館を管理していくということに、市民サイドからの不安はないんだろうか。考えるとちょっと勇気が要りますね、やっぱり。この辺は指定管理者のあり方も含めてお互いにもっと真剣に考えていかなきゃならん。北本議員が心配しておられるようなそごが起きないように。例えばシルバーが管理しておった部分で、シルバーのよさがあらわれている部分は、今後もそのよさを十分いかせるような形をつないでいくという意識、認識は大事にしなきゃならん。そういうふうに思うところですから、そういうふうに受けとめていただければいいんじゃないかなあというのが指定管理をめぐる議員と私どもの執行部のやりとりを聞いていて、得た私の感想ですから。そういうふうに申し上げておきたいと思えます。

あと1年を切りましたね。ちょっと切りました私の任期がね。この間どういう気持ちで務めていくかということですが、皆さんの任期もそうですが、行政の1つの区切りというのはやっぱりこの1期1期というのは1つの区切りとして考える必要があるだろうと私も思っております。その中でやっぱりずっと何の機会にも私は申し上げてきたと思いますが、2つあるのは、やっぱり合併後の市ですから、1市3町の融和一体感をどう高めていくかということはこの3年間あるいは残った1年間に課せられた私の大きな責任である、そういうふうにとめております。これはこれでおおむねいろんな団体の統合でありますとか、あるいは市民サービスの調整ですとか、おおむね制度的には終わったのではないかなと、9割ぐらいのところまで来ているんじゃないかなあと受けとめております。団体の統合も今度、土地改良が合併になれば、ほとんどの団体の一体化が進む、そういうふうにとめておりますが、残された間もその一体化が自然な形で納まるようにしっかり各団体、各市民サービスの面を気を抜くことのないように見守ってまいりたいとそういうふうにも思っております。同時にこの新しい私どもの市に課せられた1つの大きな、1つというよりも非常に大きな責任はやっぱり2年数カ月後に迫った新幹線開業によって、私ども玉名の姿というのは好むと好まざるとにかかわらず大きな変化を見せるであろうと思っております。それに向けての準備はこれは新しい私どもの玉名市に課せられた大きな責任である。全力を挙げてこれに取り組んでこなきゃならんと、就任当時に思いました。そしてそれはそういう気持ちで今日まで務めてきたつもりですし、また残されたあと1年足らずでもですね、そういう気持ちはしっかり持って進んでいかなければならんと思っております。その中で、それじゃあ次年度の予算等にどう取り組むか、先ほど総務部長がちょっと基本的なことを申し上げましたが、先に一次補正が3,000万円分ぐらい示されました。ただこれ正直に言いまして時間がない。非常に時間が切迫した中で答案用紙が求められた感じが私はしております。それでまだ二次補正分が、まだこれはどうなるかわからんと言いながら、政府与党の合意として地方支援の項目が入っていると聞いていますし、もう既にいろんな形で連絡も来ておりますから、多分この二次補正は実現するんだろうと思っております。しかし恐らくこれ年が明けて随分たってからではないかなと、具体的に決まるのは。そうなってくるとそこからはたたいたんでは間に合わんようになって、十二分な検討ができなくなるから早めに各課に通達を出して、年が明けたらこういう部分が出てくると、だからそれぞれ各課でやらなきゃならん、やりたいと思っている事業については年度中にも各課で整理をして、年内、年度中じゃない年内に整理をして、年が明けたらそれを持ち寄って協議できるようにしなさいということを経済課を通して各課に通達をしているところであります。そういう中で私は私なりに感じておりますのは、例えばこの間関係8課、一見するとほとんど関係ないような課も含めて、8課から1人ずつ集まって少子化対策プロ

プロジェクトというのを職員たちがつくりました。その中でいろんな議論を数回にわたって重ねて先日私のところにそのプロジェクト案が示されたところでもあります。今議会でもこのプロジェクト案について何か御質問があるやに伺っておりますが、まだこれはプロジェクトチームがつくった案ですから、これを全部やるというふうに決めたわけではありません。しかし次年度予算案の中にこれを取り上げられる分は取り上げて生かしていくということなのでこのプロジェクトチームはつくられておる。ですから玉名市としてできるそういう施策はそこで生かしていくということにもなるんだろうと、していかなきゃならないというふうに思っています。それから3日の日に玉名市内で学童保育に取り組んでいただいている方々にお集まりをいただいて、懇談会を開かせていただきました。これは何のために懇談会開いたかといいますと、私の耳に入りましたのは特に町小校区、築山小学校校区だろうと思っておりますが、希望者が多くてなかなかその席がとれんから受け付けの日には非常に朝早い時間から並んで受け付けをしなきゃならないという話を聞いたことがきっかけでありまして、そういう姿というのは市の責任において、やっぱりこれ適当なことじゃない、子どもを学童に預けなければ心配だというような家庭がある中で、それが早朝からそのためにね、受付に並ばなきゃならないというようなことは何としてでもこれは解消しなきゃいかんぞということで、担当課にずっと検討をさせております。それで、あわせて国の制度、指導方針も変わってきたんですね。当初スタートしたときには上限、1カ所に集めるのが上限何人までなんていうことは国が想定してなかった。しかし今度からは70名、1カ所に70名以上の子どもを集めたら補助金対象になりませんよというようなことも含めて、制度変更があった。これは検討し直さざるを得ない。ですからそういう検討を重ねて玉名市内において、少なくとも学童保育の待機児童は1人も出さないんだと、こういう覚悟といいますか、気合いを持って来年春に向き合いたいと思っております。そういうことを含めた私個人の思いを込めた施策もやっていく。あと教育の問題、貴重だと思いますよ。450名に近い方々のアンケートをおとりになった。敬意を表します。ぜひ一遍そが自分ばかり持つておかんで、私にもじっくりこういうことだと教えてくださいよ。だからそういう声を聞くことはいささかもやぶさかではありません。そういうそれもね、1カ所に偏らないであっちこっちでアンケートをおとりになったということですから、きっとバランスのとれた意向調査であったんだろうと思います。ぜひ教えてください。そういう声は決して軽んじることはないように受けとめてまいりたいと思っておりますが、その中で子どものことだとか教育に対する関心が一番強いというお話であれば、私どももそのことをやっぱり受けとめながら、次年度予算に向かってまいりたい。まああんまりね、政治姿勢なんて大げさなことで今この時点で言われますとね、来年はどがんさすとだろうかなんていう話につながっては面白くありませんから、そこはそこまでにさせていただいて、ただそう

いうね、ことをしっかり受けとめて、請う御期待、そういうふうに申し上げて私の答弁にさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小屋野幸隆君） 4番 北本節代さん。

[4番 北本節代さん 登壇]

○4番（北本節代さん） 御答弁ありがとうございました。先ほどの指定管理者制度の件はですね、シルバー人材センターに1年間延長してほしかったという気持ちではなくて、指定管理者制度自体をもともと自治振興公社の方が受けられてたのが、指定管理者でやっぱり人は解雇になっているんですね。だからそういったものがまた戻ってくれば、そういった心の痛みはどうだったんだろうとかですね、また今度また移動すれば、また解雇になっちゃうんですね。そういったことも含めまして玉名市当局としてですね、市長が最初おっしゃったように全部の部局が一緒になって考えんといかんだったなあというふうに私も思いますので、どうぞ今後成果と課題を出す折によろしく願いをしておきます。それと市長の答弁ありがとうございました。アンケートを本当に一生懸命皆とっていきました。市民の声、たった一言提案ですけど、一生懸命、皆さん知らない人が答えていただいたんですね。全く通りすがりの人まで答えていただきましたので、市政に関心があるなあというふうなところと、聞けば答えてくれるなあというふうに思いました。インターネットに公開してありますので、どうぞ市長御覧になっていただきたいと思います。どうぞ、ありがとうございました。

これで終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、北本節代さんの質問は終わりました。

18番 多田隈保宏君。

[18番 多田隈保宏 登壇]

○18番（多田隈保宏君） 皆さん、新玉名クラブの多田隈です。本日は通告順に従いまして、2項目ほど質問いたしますので、執行部の皆さん方ひとつよろしく願いします。

まず初めに公衆温泉でのレジオネラ菌の再発防止について質問いたします。玉名市民の皆様は既に御存じのとおり玉名市の管轄にある横島町のゆとり一む、岱明町の潮湯でレジオネラ菌が検出され、自主休店になりました。操業停止期間としては横島町のゆとり一むが9月12日から10月20日までの39日間、岱明町の潮湯は9月12日からいまだ閉館は続いております。ゆとり一むにおきましては、毎日平均して466人でありまして、潮湯においては89人の利用者があっていただいております。非常に地域の人は現在迷惑をしているところでございます。特に年間のフリーパス券の所有者がゆとり一むには横島で420人おられます。また潮湯ではフリーパス券ありませんが、玉名市玉名郡内の人はほとんどでありますし、私もその中の1人でございます。そうい

うことで非常に顔なじみの人ばかりであります。施設の管理は横島の方は総合、横島総合支所、潮湯は社会福祉協議会と聞いておりますが、職員数はゆとり一むが8人、潮湯は2人と聞いております。そこで質問ですけれども、ゆとり一むの営業停止の損失金額は、潮湯は今停止中でございますので、今回ゆとり一むを1本に聞きまして、あとはですね、水平展開で何というか、対策は打てると思います。ゆとり一むの営業停止による損失額は10月20日まで概算で幾らぐらいになるか。まず具体的に言いますとフリーパス券所持者420人の39日間の延長でございます。次に当日券利用者75人の39日間、それから従業員が8人おりますので、その人たちの給料の損失とか、あるいはその他いろいろ電気とか、いろんな固定費がありますので、それを含めてですね、大体39日間で概略幾らぐらいの金額、関連したロスになったかということをお願いします。

2点目に機械器具の点検清掃、循環系等の掃除についてでございますけど、これにつきましても管理マニュアルで非常により詳しくうたっておりますので、各階層の日々の仕事はマニュアルどおりに基づき標準作業を本当に守られていたかどうか。次にこれが一番レジオネラ菌の何といいますか、管理上大切と思いますが、塩素濃度の管理記録と、その処置については本当にマニュアルどおりに沿って確実に実施されて、異常の場合の処置といいますか、報告は徹底されていたか。以上の2点について、まず質問いたします。

次に工業団地の造成について質問いたします。先ほど松本議員の方からですか、質問がありましたけれども、ちょっと私もちょっとダブりますけど、違う角度から質問いたします。この度、玉名市としては県外から8年ぶりに市長を筆頭に企業誘致課の職員の皆様等々の努力により世界の自動車業界のビッグ3に挙げられるトヨタ自動車の協力会社愛三工業が玉名市豊水校区の北牟田に進出することが決定し、起工式も聞くところによると12月の16日に実施される予定と聞いております。今日の厳しい経済環境の中、玉名市民全員非常に喜んでいるところであります。企業を地元へ誘致する場合、やはり一番企業側が条件として希望するのはまず交通の便がよく用地の地権者とそして周囲の方々に喜んでもらえる用地、そして第2番目、これもどちらか1か2かわかりませんが、若い豊富な人材の確保であると思います。そこで玉名市にはいろいろ若い人材としては非常に恵まれているわけでございます。まず玉名工業高校あります。それから北稜高校、それから専修大学玉名、俗称専玉ですね、それから玉名女子高、進学校であります。玉名高等学校、そして大学としては九州看護福祉大学が実在し、熊本県内はもちろん私はこの狭い土地と人口の中でも自他ともに認めるところではないかと思えます。また小岱山、阿蘇はちょっと入れませんが、その原水をもとに周囲には菊池川もあり、有明海に注ぐ、風光明媚な玉名市であり、企業にとっては最高の地域と私は思います。そういうことからこの現況は他の自治体ではできない玉名市の大きな財産

であり、先輩たちが築いてきた宝であります。企業誘致に当たっては大いに自信を持って売り込んでいけると思います。今回の愛三工業の企業誘致に当たっては、操業開始までの補助金とかあるいは税金の優遇、設備投資への一部補助金、それから企業誘致促進奨励金ですか、それから雇用促進奨励金等々、玉名市にとって非常に厳しい援助金であると思います。しかしながら誘致した企業は地域の住民の皆さん方の応援で、軌道に乗れば将来にわたり玉名市の発展大いに寄与することは市民の皆さんも御存じのとおりでございます。昨今の経済状況は日本はもちろん世界中が厳しい状況ですが、一方ではこういうときこそ私は玉名市の将来見据えて工業団地造成の投資が必要と思いますが、執行部の見解をお願いします。

以上、回答を聞いて再質問いたします。

○議長（小屋野幸隆君） 横島総合支所長 吉村孝行君。

〔横島総合支所長 吉村孝行君 登壇〕

○横島総合支所長（吉村孝行君） 多田隈議員の御質問にお答えいたします。先般、横島町総合福祉センターゆとり一むからレジオネラ菌が検出されたため、感染拡大の防止と改善措置のため9月12日から10月20日までの長きにわたる営業自粛を行ない、市民の皆様には多大な御心配御迷惑をおかけしましたことに対し、改めておわび申し上げます。今回、長期の営業自粛を行ないましたので、フリーパス券所持者の方には、その利用期間の延長を行なっております。まずフリーパス券の利用期間が10月20日までで終了する方は、休館した9月12日からその残りの日数、利用期間が10月20日以降に終了の方は、営業自粛期間の39日間にそれぞれ営業再開の案内状の送達期間を3日間と見込んで加算し、フリーパス券の利用期間の延長をさせていただいております。今回の営業自粛に伴い、ゆとり一む使用料の収入が減少したわけですが、前年度同時期で試算いたしますとフリーパス券利用者にかかる収入の減は、約80万円、また当日券利用者の収入減は約116万円で、営業自粛期間中の使用料の収入減は合わせて約194万円というふうに見込まれます。また営業再開するまでに循環ろ過装置等の洗浄消毒の改善措置として、143万円要しております。しかしながら休館に伴いまして燃料代が約70万円、電気代約59万円がそれぞれ不要になったということでございます。従業員の給料について触れておられましたが、8名おりまして、3名のローテーションで仕事をやっているわけでございます。休館中にゆとり一むの職員を勤務させたということにつきましては、通常の開館中では作業できない施設のペンキ塗りかえや施設内の徹底した細部にわたる清掃作業、施設周辺の除草及び剪定作業等を行ない、営業再開時に利用者の皆様に喜んでいただけるよう努めたものであり、当然の経費とこれは考えております。

次に機械器具の点検清掃、循環系等の清掃についてでございますが、ゆとり一むの

場合は毎日完全換水方式で、これまで夜9時に閉館した後、浴槽水を排水する際に循環ろ過装置に付着したごみなどを取り除くため、逆洗浄運転を15分間程度行ない、また浴槽は高圧洗浄機で清掃しておりました。さらに循環ろ過システムの配管等の洗浄消毒につきましては、おおむね年1回の洗浄消毒を行なっております。しかしながら今回のレジオネラ菌が基準値以上であったということで、保健所の指導のもと、自主管理マニュアルを見直し、塩素濃度管理、循環ろ過システム及び配管洗浄消毒など詳細な管理マニュアルに見直したところでございます。次に塩素濃度の管理記録とその処置についてでございますが、ゆとり一むは源泉かけ流し方式、一部循環式でございまして、源泉を浴槽に補給する時点では塩素の注入は行なっておりません、循環ろ過する際に一定間隔で機械的に塩素注入を行なっております。これまで残留塩素濃度の測定は毎日午前9時半以降2時間おきに計6回測定しまして、管理点検表に記録しておりましたが、1回目の測定時は塩素注入時間が十分でなく、基準値以下の場合もございました。2回目にはその濃度も基準値も満たすなどしていたものですので、1回目の測定した時点での対応が十分ではなかったということでございます。これは塩素濃度不足によるレジオネラ感染症に対する認識が足りなかったものと関係職員一同反省している次第でございます。このため営業再開後は特に塩素濃度については、入浴者数や補給水の量で大きく変動しておりますので、管理記録を浴槽ごとに測定結果及び塩素注入量の調査、調整状況、担当者名など詳細に記録をしまして、常時基準値を下回らないよう濃度管理を徹底し、自主管理マニュアルをゆとり一む職員が共通認識を持って対応できるよう職場内研修も実施をいたしております。今後今回の事例を教訓としまして、レジオネラ菌再発防止のためゆとり一む関係職員一同努力してまいりたいと存じます。

○議長（小屋野幸隆君） 産業経済部長 望月一晴君。

[産業経済部長 望月一晴君 登壇]

○産業経済部長（望月一晴君） 多田隈議員の工業団地造成についての御質問にお答えいたします。今般工業団地を持っていない本市が愛三工業株式会社の誘致に成功いたしましたのは、凸版印刷株式会社が所有されていた北牟田の用地があったことによるものと言っても過言ではないというふうに思っております。議員御指摘のとおり今後の誘致活動において工業団地の必要性は十分に認識しているところでございます。そのような中、御存じのことかと思いますが、市の工業団地計画につきましては、数年前より高速道路菊水インターチェンジにほど近い小田地区を最有力候補地として地域住民の方々の御理解と御協力をいただきながら、粛々と準備を進めてまいりましたが、私たちの想像を超越した今日の経済状況の悪化、とりわけ本市がこれまで重点的に誘致活動を展開してまいりましたトヨタ自動車を初めとする自動車産業の業績悪化が非常に懸念される状況においては、なかなか工業団地整備に積極的に取り組めない苦しい心情を御理解いた

だきたいと思います。しかしながら現在の経済状況の改善など、社会情勢の変化を見守ることも必要なため、計画中の工業団地の整備につきましては今少し時間をちょうだいしたいと存じますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（小屋野幸隆君） 18番 多田隈保宏君。

[18番 多田隈保宏 登壇]

○18番（多田隈保宏君） ただいま先ほど言いましたように潮湯の方はですね、停止ですけれども、ゆとり一むについては賃金換算したらどうかということをお尋ねいたしましたけれども、確かにですね、換算というのは非常に難しいけれども、その辺ははっきりしておかないとですね、改善効果が出てこないと思います。ただ従業員8人はですね、常日ごろやってないところをしましたからというけど、それはちょっとおかしいと思います。なぜかというとはですね、やっぱり従業員というのはアウトプットを出すための従業員ということはゆとり一むの仕事のための従業員でございまして、もしそうだったらですね、相談をしてですね、やっぱり60、80民間しますけど、その辺もですね、出してははっきりこれはした方がいいと思います。8人だったらですね、1カ月の相当の金額になりますので、その辺はですね、私たち民間企業とのやっぱり考え方はちょっと甘いあと私は思いました。その点はちょっと使っていきたいと思います。それでですね、私は今までですと、民間に30年おって、クレームというのはもう山ほど味わってきましたけれども、この1回のクレームはいいんです。言い訳して。2回したらですよ、これは大変なことになります。もう言い訳がつかんですもんね。それでですね、私はあのしつこく今度は再質問いたしますけれども、やっぱりマニュアルに対して本当に職員の人がそれを守ったかどうかですね。守った印はどういうふうにしたかと、そういうことをですね、あの考えなければならぬし、私もあの塩素記録のですね、台帳をちょっと見たんですけども、これでこの管理ができるかなあと思いました。なぜならばですね、これはマニュアルに書いてありますけども、9時半から2時間ごとに6回チェックするようになっております。そうしたらですね、今度は改善されとりますけれども、7月15日から31日まで、B3の用紙にずっと書いてですね、基準がですね、0.2か0.4のミリグラム。パーはちょっとわかりませんが。そしてですね、それでずっと2時間ごとに0.1、0.3ミリというだれがチェックしたか回答ないんですよ。それから原紙を見たら今度はそれをチェックする上司の枠ないんですよ。要するに、作業者と私言いますけど、職員任せの管理ゼロです。私はそこを見てああこれはなるべくしてなったなあと、失礼ですけども、見ました。これは一事が万事と思います。その辺をですね、見るなら職員さんと皆でブレインストーミングで原因をいろいろ洗い出してですね、そして本音を出して話して、いや決まりはしておったばってん、ときには抜けたばいたとか、こうこうしていかなとこの次出たら、これ大変と思います。もう言い訳

がつきませんので、その辺はですね、私もしつこく言いますけれども、御理解願いたいと思います。そういうことでゆとり一むの自主管理といえば立派なものがありました。そこでですよ、そのどこの点をですね、重点的に見直ししたかどうかですね、立派なものできていましたけれども、私はこれはおかしいなあと思ったのはですね、できて今年何年ですか。要するに改定があるはずですよ。改定も全然なかったです。例えば改定が平成10年の9月1日とか平成、これマニュアルというのですね、いろいろ仕事する上の要因が変わってくれば、変わってこないはずですよ。よく見たらですね、全然改定日もないし、ひょっとするとこれは初めてつくったんじゃないかなあと思いましたけれども、この辺は私は信用しておきます。それからですね、これはできたなあと思ったのは、そういうふうに15日が書いてありました。今度はですね、B4のやつでちゃんとですね、9時半、11時半、13時半ですか、そして締めをちゃんと書くようになっていきます。それから上にですね、4人の上司の方のちょっと書いてある。それで印鑑押してある。これが本来だなあと思いましたけれども、今までのやつはですね、これは作業任せの管理ゼロで私もこういう管理は市役所の中、全部あつとかなあと思いましたけれども、それは塩素濃度の管理だけじゃなかったかと思えますけども、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、その辺はひとつよろしく願いしておきます。そういうことでですね、あの管理マニュアル非常にいいのができておりますので、今後はですね、再発防止のためにどういうことをですね、徹底的に重点的に指導されていたか、この点を説明お願いします。それからもう1点はですね、これはまず一番先に言いました。おかしいんですけどですね、塩素濃度の記録の方法の処置についてでございます。これが先ほど言いましたけれども、要するにこういうマニュアルに沿ってあるのかなあ。さっき言いましたけどですね、A4に1週間書いて、だれが書いたかわからんごつ、こういうので管理してよう出んだってね。しつこいようですけど、それが全部市役所の管理かなあって、市長さんから言われるかもしれませんが。ということは私はですね、私が座右の銘というのは「人は信じてても仕事は信じない」、人間はいわゆるヒューマン・エラーをするもんだと、だからですね、組織というのは上位職者がチェックして指導するようになっていくんです。これは民間全部そうしております。私、民間民間という小泉さんじゃないけどですね、そういいところもひとつ言ってもらいたいと思います。それからですね、もう1点は、再質問はその点。マニュアルはどうしたか、今後どういうふうにする。もう1点はですね、塩素濃度の記録帳が非常に立派なのができておる。しかし従来はですね、要するにさっき言ったんですけど、ちょっとあがってわからなかったばってん、こう書いてあるんです。こんな記録あるかなあ。もし塩素濃度は異常の時は塩素を投入したら数値を入れてください、と書いてある。こんなことあるんですかね。これはですね、規格が0.2か0.4なんです。それが0.1に見つかった

ら待って、塩素を入れてから規格が上がるしこ上がってからそれを書けて。私はこういうのは絶対やらんとします。やっぱりその時の0.1って書いて、投入したら1.5になりましたと、そういうふうを書くところとちゃんと後のアクションができると思います。そういうことはですね、単順にですね、何といいますか、当たり前のことでございまして、これをですね、データをためて、その流れというか項目を見ればですね、例えば9時半から2時間ごとにずっと次の朝は1時間ごと、それで暇なときは3時間ごと、結局は6回だけれども、ただ一番下がるところすればいいと思います。そういうことでですね、私ちょっと余談になりましたけれども、私がここで言いたいのは、今回はいいと、次出た時はですね、これは市民の皆さんから何か出るはずですから、もう一度ですね、職員の皆さん方と本当にひとつ決められていることを守ろうじゃないかということですね、しつこいようですけど、お願いしておきます。

それからですね、工業団地の造成につきましてはですね、私もちょっと不勉強で、まさかですね、菊水インターチェンジの云々のところ、あそこの小田のところですね、5年前から地域の住民の皆さんの来られて待つと。これは非常にあそこが一番いいと思います。たまたま今度は凸版さんがですね、買って空き地にしたけれども、その辺をですね、今もうわかります事情というのはですね。御時勢にそんな投資はできるかといいますけれども、これはあの市長のですね、方針に来年、再来年でもいいですけど、あそこは5年間もあのほたっとならですね、そろそろそれも少しぐらいはですね、何億かかるか知りませんが、造成をしておけばですね、今度企業誘致課の方々もですね、確かに仕事はしやすいし、いい方向に行くと思いますので、その辺もですね、お願いいたしまして、私の質問終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 横島総合支所長 吉村孝行君。

〔横島総合支所長 吉村孝行君 登壇〕

○横島総合支所長（吉村孝行君） 再質問にお答えいたします。自主管理マニュアルの見直しについてでございますが、幾つもの改善点がございまして、主なものとしましてまず塩素濃度の管理でございます。先ほどの質問で御指摘いただきましたように、これまでは一月を上旬下旬に分けた点検記録表に測定結果を記載する、そういう様式でございましたが、今回1日分をA4用紙1枚を用い、各浴槽ごとに測定結果及びその後の塩素注入状況、点検者氏名を詳細に記載しまして、施設の衛生管理者と総合支所の施設管理者が確認を行ない、業務委託者であります市の方も日々管理状況が把握できるように改正をいたしております。また循環ろ過システムのろ過剤につきましては、これまで汚れの状況を見た上で判断し、交換をするということをやっておりましたが、今後はもう2年ごとに交換するよう見直しをいたしました。今回見直した点検記録表につきましては、先ほど指摘がございましたが、実はその様式の中に塩素濃度が基準値以下の場合、

処置後の値を記入するというふうなことを書いておりました。議員御指摘のとおり仮に基準値を下回った場合でもその経緯が明確にわかるように改正したいと考えております。なお、塩素濃度測定時間につきましては、毎日定時に測定をするようにしておりますが、今後データを分析し、入浴者数であったりとか、源泉の流し入れの量であったりで、大分変化がありますので、随時そのあたりは柔軟に対応していきたいというふうに考えております。また今後は源泉の補給時に塩素を注入するシステム、これも導入を検討していきたいというふうに考えておりますので、ぜひ御理解のほどお願いしたいと思いますし、末永い御利用のほどお願いしたいと思います。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、多田隈保宏君の質問は終わりました。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長をいたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 3時42分 休憩

午後 3時54分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番 前田正治君。

[6番 前田正治君 登壇]

○6番（前田正治君） こんにちは。日本共産党の前田正治です。アメリカ発の金融危機から景気が急速に悪くなり、労働者や中小企業に深刻で重大な打撃を与えています。日本共産党は去る12月4日、志位委員長が麻生首相に年の瀬を迎え、大量の失業者が年末年始の路頭に迷う事態を引き起こしてはならないこと、資金繰りの困難から中小企業の倒産を増大させる事態を引き起こしてはならないことなど、緊急の申し入れを行ないました。年の瀬を迎えた今、契約社員や期間工の解雇が突然打ち出され、その影響は正規の社員や国民に大きな不安を与えています。緊急申し入れは大量の失業と中小企業の倒産が現実化する中で、雇用と中小企業を守るために政府がその気になればすぐに実行できる対策であります。今国民の暮らしを守るとともに、あすの希望を照らす政治の責任が大きく問われていると思います。それでは通告に沿って一般質問を行ないます。

まず第一、市道の認定と整備について。今議会にも市道路線の認定が議案として上がっています。市道として認定されますと、市は市道台帳に管理して、また市道の整備費用も地方交付税に算入されるわけであります。玉名市総合計画の資料では市道の改良率が48.1%、舗装率が87.9%と示されています。今後の市道整備については平成20年度から22年度まで、単市道路整備事業として約12億円が予定されております。限られた予算で計画的な整備を行ない、市民の利便性の向上と安全の確保に努力されるものだと思います。以下4点質問します。まず第1、市道として認定する上でのル

ールはどんな定めがあるのか。2点目、市道の舗装や拡張など整備する上でのルールはあるのか。3番目、現在五つ角通りの市道の通行を規制してあります。昨年9月からありますので、既に1年を超えました。この規制はいつまで続くのか、規制解除に向けた取り組みをお聞きいたします。4番目、梅林の田中橋は以前県道と市道が交差していましたが、現在は県道が市道になりました。この田中橋交差点は交通事故の多い場所でありまして、つい最近も連続して事故が起きています。事故防止の対策をお聞きします。

大きな2番目、学校給食の未納いわゆる滞納について質問します。小中学校の給食について食材の費用、つまり給食費は保護者が負担すると学校給食法で決めてあります。ところが最近では給食費を払わない保護者がふえていることがマスコミなどでも報道されています。学校給食の実施主体は市町村にあるわけですが、給食費の徴収や会計を学校任せにしていることから、給食費未納の実態を正しく把握していない自治体があるということです。以前退職した中学校と高校の校長先生に、退職に当たってこの1年間何が一番大変だったですかということ聞いたことがありました。高校の校長先生は授業料の滞納を集めること、中学校の校長先生は給食費を集めることと、そういう話をされたことがあります。退職前最後の1年間、本来ならば校長先生が考えられる教育実践の総仕上げに全力投球したいことでいっぱいでありましょうが、滞納対策に時間を割かなければならないことは、これは大変残念なことではないでしょうか。2点質問します。まず第1、給食費の滞納の件数、滞納金額、滞納金額の中で5年以前前のは幾らぐらいあるのか。給食費の未納に至る滞納に至る原因の把握はされているのか。2点目、給食費未納対策はこれまでどんな取り組みがなされていたか。

以上、質問します。

○議長（小屋野幸隆君） 建設部長 取本一則君。

[建設部長 取本一則君 登壇]

○建設部長（取本一則君） 前田議員の市道の認定と整備についての1番目の認定する上でのルールにどんな定めがあるかと、2番目の市道の舗装や拡張などの整備をする上でのルールはあるかは、関連がありますのでまとめて答弁させていただきます。玉名市市道認定基準で申し上げますと、対象道路といたしましては4メートル以上のものであり、それと市有道路、地元要望道路、都市計画法に基づき私人が開発行為により設置した道路、建築基準法に基づく道路位置指定により設置した道路、里道、用途廃止された水路敷となっております。次に市道の舗装や拡張などの整備する上でのルールでございますが、毎年数多くの道路や側溝の新設改良や整備についての要望書が各地区から提出されます。この要望書につきましては、必ず地区の代表者である区長名を記入していただき、提出をしていただいております。玉名市の市道認定基準で新たに市道をつくった

り、拡張や改良する場合は4メートル以上と定められておりますので、そのことを十分区長さんに説明を申し上げ、買収や寄附等が発生する場合には地権者等の皆さんの同意書の添付をお願いをいたしております。担当課といたしましては、要望書の内容について十分検討し、1つの校区から複数の要望書が提出されたときには区長さんに優先順位を決めてもらっておりますが、何しろ工事費の予算の枠というものがありますので、必ずしも要望書を提出された地区の皆様にご満足いただけるようにはまいりませんので、1年から2年の計画になるということを御説明をいたしております。3つ目の五つ角通りの規制はいつまで続くのかということでございますが、玉名市高瀬五つ角の通行規制についてであります。平成19年8月に玉名市高瀬の市道田中町横町線、通称錦館通りで老朽化した空き家の一部が倒壊し、なお危険な状況にあることから通行人、通行車両の安全確保のために平成19年9月3日に全面通行どめの看板を設置し、通行規制をいたしております。その後平成20年5月と6月にも家屋の一部が倒壊または全壊する事例が発生し、今なお危険な状況にあり、通行規制を継続いたしているところでございます。これまで市といたしましてもこのような状況を回避するため、所有者または相続人に対して文書を送付し、適正な管理についてお願いをしてまいったところでございますが、いまだに対応をしていただけていないのが現状でございます。今後もまだ倒壊の危険性もあることから当分の間規制は続けたいと考えております。何分財産権にかかわることであり、対応に苦慮しているところでございます。今後関係各課及び関係機関と綿密な連携を図りながら早急に打開策を見出していきたいと思っております。

次に事故の多い田中橋交差点、梅林地区でございますけど、事故防止対策についてお答えをいたします。この場所は旧県道瀬川玉東線、現在は市道小田梅林線と申しますが、この市道小田梅林線と市道玉名橋高城線の交差点でございます。田中橋交差点での事故が多く発生していることでもありますが、この件につきましては以前地元からの要望もありましたので、今後交差点の改良となりますと用地の提供等も関係をいたしてまいりますので、地元と再度協議をし、進めてまいりたいと考えております。交通事故防止対策につきましては関係機関と連携を図り、交通事故防止に努めていく所存でございますので、議員の御理解のほどをよろしくをお願いをいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 教育次長 前田敏朗君。

[教育次長 前田敏朗君 登壇]

○教育次長（前田敏朗君） 前田議員の学校給食費未納についての質問にお答えいたします。まず未納の件数、金額でございますが、平成19年度までの累計で小中学校合わせまして未納件数は36名で未納額は161万5,234円でございます。このうち5年以上前の累計額は7万3,237円で3名分でございます。また未納の原因につきましては、学校給食費の徴収状況調査を実施しましたところ、主なもので保護者としての

責任感や規範意識の問題が55%、保護者の経済的な問題が40%になっております。次に未納対策の取り組みについての御質問ですが、現在は学校やPTAで電話や文書での督促、家庭訪問での督促や来校時に面談するなど学校によりましてさまざまな工夫をして徴収に当たっているところでございます。本市におきましてはこのような努力によりまして、給食費の未納額は現在のところ、そう大きくはなってはおりませんが、しかしながら未納額が大きくなりますときちんと納めていただいている保護者との公平性や食材の調達への影響も出てまいりますので、今後さらに学校などを通じまして給食の意義について保護者に周知し、理解と協力を求めるとともに保護者の状況に応じましてきめ細やかな対応をしているところでございます。

以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 6番 前田正治君。

[6番 前田正治君 登壇]

○6番（前田正治君） まず市道の問題ですが、市道認定基準というのがたしかおとと申したのですかね、つくられたと思いますが、市道整備については校区懇談会などでもたくさん要望が出てきます。梅林でもかなり出てきます。しかしあの1つ先ほど要望が各地区から出されるというようなことが答弁の中にありましたけど、どの地区もそれじゃあびしゃっと要望ば出してくるのかなあというひとつ心配もあるわけです。地元からなら要望がなければ整備をしないというようなことはいつまでも整備、市道に認定されてもいつまでもその道路を整備しない地域も出てくるんじゃないかなあ、そうなりますとこれは例えですので、均衡ある市民の利便性向上というのがやっぱり阻害されるんじゃないかなあというふうに感じるわけです。要望が出てこない地域にはやっぱり私は執行部側からちょっと区長さんたちにですね、今年はどういった、今年には要望ありませんかというような、そういった働きかけというのも大事じゃないかなあ。そして市道になったら舗装もできて通りやすくなると、便利になったとそういうふうには市民の皆さんが感じてもらうということが市民サービスの向上につながるというふうに思うわけです。それで要望は多いところ、少ないところと多分あると思いますが、比較的要望が少ない地域の市道改良、舗装率向上に向けた今後の取り組みあるいは意気込みについてちょっと考え方を聞かせてください。

給食費についての再質問です。給食費未納については、これは私は学校だけの取り組みでは解決できないと思います。学校と市がやっぱり一体となって取り組むことがその限られた先生方の教育時間を先生たちにしっかり保証するということにもつながるのではないかと、それで再質問として1つ、滞納は今のところ5年以上前のが7万3,000円何がしということでしたけど、今後回収することが可能なかどうか。実際回収見込みのないいわゆる焦げつきは発生しとらんとかどう。焦げついて過去にですよ、

焦げついていわゆる欠損などの処理はなされたことがあるのかどうか。また学校を通じて未納対策がいろいろ連絡、保護者に連絡しているということでしたけど、未納者に対する督促、これは実際市としてどういったことがされているのかなあと。給食実施主体者としての市の取り組みをお伺いします。2つ目が給食費未納に至る原因は大きく言って保護者の規範意識の問題と財政的な問題、経済的な問題ということでは言われました。4割程度が経済的な問題だと。そういった経済的に困難な保護者に遭遇した場合は私は積極的に就学援助の制度などをですね、やっぱし進めるべきではないかというふうに思っています。そういったことも取り組みとしてされているのかどうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（小屋野幸隆君） 建設部長 取本一則君。

[建設部長 取本一則君 登壇]

○建設部長（取本一則君） 前田議員の再質問でございますが、要望書の出なかった地区の対応についてどのようにやっているかというようなことでございますが、道路新設改良につきましては、現在幅員が狭い道路で土地の提供が当然伴うやつにつきましては先ほども申しましたように土地の提供をお願いしなきゃいけないものですから、地元区長さんを代表としまして地権者の同意をつけて要望書を出してもらうということではございますが、現幅員で路面が悪かったり道路の整備、改良じゃなくて整備ですね。それにつきましては土木課といたしましてもパトロールしながらあなたの地区のところはここは悪いから、じゃあうちの方でここを舗装しますとかいうことではですね、道路上危険な状態であるような道路につきましては、自主的にうちの方から舗装、オーバーレイ等も整備をいたしております。また区長さんも知らないところがあるんじゃないかということではございますけど、これからはですね、今区長さんも当然そのお忙しいところもおられましてですね、あんまりお見えにならない地区もございます。そういうことやる前はですね、小さいことではございますけど、最近では以前、最近といいますと区役の混合油の配付を1区役に20リッターで年2回ぐらい40リッターぐらい地元提供いたしまして、区役の補助をやったり、いろいろ市道じゃなくても集落内の生活道路につきましても原材料支給とか、機械借り上げとかということでのですね、舗装整備、集落内の環境整備に努めているところでございます。今後はですね、年1回の区長会が今とり行なわれておりますけど、そこに土木課の職員が行ってですね、今私が申し上げましたような軽油の支給の問題とか、いろいろそこらあたりの改良、地元の路面の悪いところあればお知らせくださいというようなこともあわせてですね、区長会の席に行って、土木から御説明をさせていただきたいと今後思っておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 教育次長 前田敏朗君。

[教育次長 前田敏朗君 登壇]

○**教育次長（前田敏朗君）** 前田議員の再質問にお答えいたします。まず滞納分につきまして、今後回収することが可能なかどうか、回収見込みのないものは発生していないかどうか、それと欠損の処理はしていないかということでございますけども。滞納分につきましては、今後も引き続き、回収に向けてPTA等の協力もいただきながら努力してまいりたいと考えております。それから現在まで欠損などの処理はいたしておりません。次に未納者に対する督促についてですが、これはまず未納が続かないうちに早めに対応することが肝要と考えております。先ほども答弁いたしましたけども、学校PTAを通じまして現在文書や電話で督促を行なっているところでございます。それに加えまして、一括での支払いが困難な場合は分割での支払いをお願いしたり、また2番で答弁いたしますけども、経済的な理由の場合には早めに就学援助の説明などを行なうようにしております。このように各学校によりさまざまな工夫をして徴収に当たっているとところでございます。

次に経済的に困難な保護者について、就学援助の活用を積極的に進めているかという御質問ですけれども、就学援助費は経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して援助するものでございます。まず就学援助費の申請時期に保護者へはそれぞれの学校から制度のお知らせを配布しております。また広報誌へも掲載して周知に努めているところでございます。なお、経済的な理由で給食費を払えないと判断した場合は、学校から保護者へ再度制度等の説明を行なっているところでございます。

以上です。

○**議長（小屋野幸隆君）** 6番 前田正治君。

[6番 前田正治君 登壇]

○**6番（前田正治君）** 学校給食については未納が続かないうちに早めに対応するという答弁でしたけど、私も全くそのとおりの思います。ですから就学援助などの制度も進めているということでしたので、今後です、そういうことを積極的に、積極的というちょっと語弊があるですけど、滞納が続かないうちにやっばし早めの対策をですね、お願いします。

もう1つはですね、これはまあ今後検討してもらいたい要望として申し上げますが、給食費を全国には給食費を一般会計に繰り入れて学校給食費受入金、あるいは学校給食納付金、こうやってまあ取り扱いをしているところもあるわけです。そういうところは恐らく私行って調べたわけじゃありませんので、思いだけで言うんですけど。未納が大きくなればですね、何らかの欠損というようなことも処理をしているんじゃないかなあという気がします。ですからそういう自治体のこともちょっとぜひ今後勉強されて

ですね、言いたいことは給食費の問題でPTAの協力、学校の協力を得ながらこれまでやられてきたわけですけど、本来給食は市がその責任者ですので、学校給食はですね。そういった未納対策について学校の担任の先生とかあるいは校長先生とか、そういった人たちが大きな負担にならないようなですね、そういうことをぜひ今後はやっていただきたいと。先生本来の教育に時間を最大限使ってもらえるようなですね、取り組みをしてもらいたいというふうにお願いします。

市道の問題で、五つ角のところですけど、やっぱり隣接する地権者との関係、話し合い、こういった課題は明確だと思うんですけど、これは今までも取り組んできたんですけど、解決はなかなか難題だと思います。しかし多くの方がですね、一日も早くあそこがぴしゃっと通れるようになってもらいたいという思いはありますので、ちょうどあそこは都市計画道路がこうこっちに出てくる、今工事が208号線の方は若干始まったみたいですけど、それとの関係もあるんじゃないかなあと。都市計画道路は新幹線の開通までにはあれも開通したいというような計画で進んでいるみたいですので、五つ角通りもなかなか難しい問題ではありますけど、やっぱり期限を設けたですね、取り組みをしていくべきじゃないかなあというふうに思いますので、その点よろしくおねがいしておきます。

次に3番目の福祉について質問します。国民健康保険では保険税を1年以上滞納すれば、保険証を発行しないで資格証明書を発行することになっています。資格証明書では病院でかかった医療費を全額支払わなければならないために受診抑制や治療をやめるなど、大変大きな問題があります。機械的に資格証明書を発行するなというそういう世論に押されて、全国551の市町村では資格証明書の発行をしていません。また自治体の努力で資格証明書の発行を抑えている、そういうところもあります。ところが一方で厚労省の調査で子どものいる世帯にも資格証明書を発行して、無保険状態が広がっているということがこの間判明しました。玉名市でも親が国民健康保険税を払えないために無保険状態になっているゼロ歳から中学生がいる世帯が38世帯、69人の子どもがいわゆる保険証なしであります。病気にかかりやすい子どもを無保険状態にすることはこれは絶対に許せません。また市が実施しております乳幼児医療費の無料化の政策にも矛盾することです。また今年の4月から始まった後期高齢者医療でも保険料を1年以上滞納した高齢者から保険証を取り上げる仕組みが導入されました。高齢者の中にはもらっている年金額が月に4万円から5万円あるいはそれ以下、あるいは年金を何らかの事情でかけていなくてももらっていないと、そういった高齢者もおられて、保険料を滞納する人が全国的に生まれています。来年4月には保険証をもらえない75歳以上の無保険者が多数出てくる心配があります。国民皆保険制度のもとで医療を受ける権利が大きくこれは侵害されることだと思います。先週ある新聞の社説でもペナルティーばかり

を優先し、健康や医療環境に不平等を招くようなことは避けるべきだ、このように指摘をしております。5点質問します。まず第1、現在国保資格証明書を発行している滞納者と接触する機会をどのように設けておられるか。2番目、国保滞納者の実情をつかむことなしに資格証明書の発行が機械的になっていないか。3番目、無保険状態におかれている子どもたちに直ちに保険証の発行を要求します。4番目、国保における医療費の一部負担金軽減について、その実績はどうか。5番目、後期高齢者医療保険料の滞納者数と滞納者の所得状況はどのような状況なのか。

以上、お尋ねします。

○議長（小屋野幸隆君） 市民環境部長 黒田誠一君。

〔市民環境部長 黒田誠一君 登壇〕

○市民環境部長（黒田誠一君） 前田議員の福祉についてお答えをいたします。まず第1点目の国保資格証明書を発行して滞納者と接触する機会をどのように設けているか、の質問についてでございますが、議員御承知のとおり資格証明書発行は国民健康保険法第9条第6項の規定に基づき、交付を行っており、過去1年間において国保税の納付がない滞納者に対し、資格証明書を交付する旨の通知を行ない、分納誓約者、納税相談者との接触機会を設けており、分納誓約による計画的な納付が見込まれる場合には短期証へ切りかえているところでございます。また資格証明書交付後も何の反応もない方には納税課より催告書を送付し、それでも納付に応じていただけない場合は、差し押さえ予告書を送付し、接触の機会を設けることとしております。その後一定期間をおいて反応がなければ、財産調査を行ない、資産の所有が判明した場合はまず一番有効と思われる預金差し押さえ、場合によっては不動産差し押さえによる滞納処分を行なっているところでございます。

次に国保滞納者の実情をつかむことなしに資格証明書の発行が機械的になっていないかの質問についてでございますが、先ほど述べましたように資格証明書を発行する旨の通知を行ない、滞納者との接触機会を設けておりますが、滞納者からの相談等がない場合は実態把握が困難であることも考えられますので、多くの接触機会を設けるよう努力してまいりたいと思います。

次に3番目の無保険の子どもに保険証の発行をの質問についてでございますが、一般の新聞報道等で国においても今国会において中学生以下の子どもがいる世帯に当たっては、4月から短期証交付ということで国民健康保険法の改正が行なわれる予定でございますが、本市においても多くの自治体が救済対象年齢を中学生以下としていることから今議会開会日に市長があいさつの中で申し上げられましたとおり、現在中学生以下、15歳以下でございますけれども、子どもがいる世帯について、子どもの健康を守るという視点に立って子どもが来年1月から使用できる短期証交付に向け準備を進めていると

ころでございます。

次に国保における医療費一部負担金軽減について実績はの質問でございますが、国民健康保険法第44条において、被保険者に特別な理由があり、一部負担金の支払いが困難であると保険者が認める場合に減額免除ができることと規定されておりますが、県内の状況を見ますと、規則等の整備が整っている自治体が12市町村であり、そのうち実際に減免等を行なっているのは1市という状況でございます。本市におきましては、現在減免等を実施するに当たっての規則等を整備していない状況であり、今後は国保の健全な財政運営を有する必要があることから実施については十分検討していきたいと思っております。

次に後期高齢者医療保険料の滞納者数と滞納者の所得状況についての質問にお答えをいたします。本市の後期高齢者医療保険者数は1万310人であり、保険料の1期から4期まで、10月まででございますけれども、12月8日現在の未納者は202人、未納額が420万円でございます。202人の所得内容といたしましては、所得なしの人が115人で割合が56.9%、1万円から50万円までの所得の人が40人で19.8%、それから51万円から100万円までの人が19人で9.4%、101万円から150万円までの人が8人で4%、続いて151万円から200万円までの人が5人で2.5%、最後に201万円以上の人が15人で7.4%となっております。長寿医療制度は本年4月に施行されましたが、施行後半年もたたないうちに軽減等の見直しが行なわれ、被保険者の皆様方には周知徹底を十分にできないまま納付書などの発送を行なったため、大変御迷惑をおかけしたと考えております。今後とも国民皆保険を堅持しつつ医療費を安定的に賄うためにも議員の御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小屋野幸隆君） 6番 前田正治君。

[6番 前田正治君 登壇]

○6番（前田正治君） 福祉について再質問を何点かいたします。資格証明書の発行は保険税を支払う能力が十分にありながら滞納する、つまり悪質な滞納者に対する制裁処置だったわけです。ところがこれがいつの間にか保険税を1年滞納したら資格証明書を出すというようになりまして、悪質どころか払いたくても払えない人まで資格証明書の対象が拡大されている。払いたくても払えない特別な事情が十分に考慮されているのかどうか、私は甚だ疑問であります。資格証明書を出すか出さないかはこれは自治体の裁量にゆだねてある。したがって発行していない自治体も先ほども言いましたが、全国自治体の約3割を占め、104の市では発行しておりません。熊本県内でも20の自治体で資格証明書を発行しておりません。こういう自治体はすべてその国保財政が裕福かと言いますとそうでもないようです。何より住んでいる市民というか住民というかですね、その健康を最優先しているからにほかならないと思うわけです。

再質問の第1点目です。玉名市でも資格証明書の発行は中止して、病気したらいつでも治療できる体制にすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

2点目、玉名市における後期高齢者の中にも、来年4月に保険証をもらえない無保険状態の老人が生まれる心配があります。とりわけ所得なしの人が115人、滞納している人の半分以上です。市長は今度後期高齢者医療保険制度の広域連合の議員に今度なられます。保険証を持たない老人が来年発生する理由、そういうことについてですね、これはもう保険料が払えんけん、しょんなかたいと思われるのでしょうか。私は後期高齢者医療におきましても資格証明書の発行は中止すべきだと思います。ぜひその広域議会の方ですね、市長にそういった旨を発言していただきたいと思いますが、市長の見解をお聞きします。

3番目で子どもに短期保険証を出すということでありました。今国でも検討されておりますが、国は短期を、短期というか、玉名市は3カ月を出されるのか、6カ月を出されるのか、3カ月とおっしゃったのですかね。6カ月だったのですかね。国の方は6カ月を今検討しよるわけですね。せめてですね、年齢はやはり高校を卒業するぐらいまではやっぱり子どもが病気したらやっぱり安心してですね、親が払えんけん子どもまでということじゃなくてですね、せめて18歳ぐらいまではちょっと年齢を引き上げるべきだと思いますが、お考えをお聞きします。

4点目、医療費の一部負担の軽減については答弁の中で実施に向けて十分検討するというふうにおっしゃったので、よか方向で受けとめていいのか、検討だけんずっと検討してもらおうと私たちの任期も終わるわけですけど。玉名中央病院の赤字が市議会でも議論されることがありますが、中央病院の医療費の滞納は19年度末でおよそ4,600万円あるそうです。滞納の主な原因としては行方不明あるいは死亡あるいは税金も滞納されていると、そういったことのようにです。滞納の原因としてですね、やっぱり経済的な問題というのに起因しているというところがありますので、おっしゃいました国民健康保険法第44条では医療費の一部負担金減免が規定されております。それで先ほどの給食費のときにも未払いが大きくならんうちに対応すると。この医療費の問題もですね、なかなか厳しい世の中になってきましたので、せっかく法にこういった救済制度を設けてありますので、ぜひですね、早めに実効ある制度として44条が活用できるようにですね、条例整備をよろしくお願いします。4番目んとは何か部長の考えでも。そんなら4番目はぜひそういう方向で検討されるということを前向きにとらえて、今度はいい方向でということに一応受け取っておきますので、1、2、3点についてよろしくお願いします。

○議長（小屋野幸隆君） 市民環境部長 黒田誠一君。

〔市民環境部長 黒田誠一君 登壇〕

○市民環境部長（黒田誠一君） 前田議員の再質問にお答えをいたします。まず1番目の玉名市でも資格証明書の発行は中止したらいかがだろうかということでございますが、資格証明書の運用につきましては多くの御意見があり、また資格証明書を発行していない市町村があることも承知をしております。健康保険、国民健康保険制度が相互扶助の精神のもと、健全な財政運営を維持する必要があることから発行につきましては、滞納者の方と接触機会を持ち、納税相談、納税指導を進めながら御理解をいただける最も効果的な方策と考えており、今後とも創意工夫を図りながら資格証明書交付世帯が少なくなるよう努力してまいりたいというふうに考えております。

次に後期高齢者医療における資格証明書の発行の廃止はということでございますけれども、これにつきましては、現在広域連合の方で統一的な運用基準の要綱を準備がされているところでございますので、そちらの推移を見守っていきたいというふうに考えております。

それから3番目の18歳まで保険証を交付すべきではないかということでございますが、先ほど答弁申し上げましたとおり来年1月から中学生以下の子どもたちについて交付をする準備を進めております。18歳までの保険証交付については現在のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） あの後期高齢者の広域連合の議員に今度は市長もなるんですよと教えられたような気で、いつからかと聞いたら2月からのようですね。持ち回りで選挙の形になっているんですかね。首長も選挙ということのようですが、私が2月から後期高齢者の広域連合の議会の議員として出席することになります。まず後期の前に国保ですけれども、おおむね皆さん御承知のように国民健康保険というのは、おおむね5割を公費で見る。あとの5割はそれぞれの地域で支え合ってくださいというのが国保だと、そういうふうに理解をしております。国民健康保険というのは市町村単位ですから、玉名市の場合は5割は国・県・市で見られるけれども、あとの5割はそれぞれ市民でお互いに支え合ってくださいよというのが国民健康保険であります。ですからこの保険料は皆さんに払っていただかないことにはこの支え合いというのは成り立ちません。払わん者もやっぱり事情があって払わんとだから、そがんこと言うなというお話ですが、そうすると一生懸命払っていただいている方々にもですね、納税意欲というか保険料納付の意欲がなくなってきた、せっかく私たちの国が世界に誇る皆保険制度が崩れてしまっただけは何にもならない。あくまでもこれは保険税はお支払いをいただくというのがあくまでも原則であろうと思います。ただその中でそうは言いながら親がきちっと払ってない

から子どもも風邪引いても病院に実質上かかれぬというような状態を放置していくのはいかがかと。今国会で各党の案が持ち寄られて来年4月から中学生までは受けられるようにしようという国民健康保険法の改正案が整ったという報道は私はよかったなあと考えております。あんなめちゃくちゃに点数稼ぎ同士をやっている今の国政の事情の中でも話し合えばできるじゃないかと、そういうことも含めてよかったなあと考えております。その中で前田議員はちょっと早くからその国会の動きの前から私どもに対してもせめて子どもは受けられるようにすべきだという御意見を承って承知しておりますが、あの国は4月からと言っているのを私どもの場合はちょっと前から検討して、できるだけ正月からやろうということで部長が答弁しましたように準備を進めているわけですからちっとはその辺も認めてもらわんとですね、いかんと思いますよ。認めておるんですか、そんならよかでしょう。その上ですね、ただね、これも問題があるんですよ。国民健康保険法という法律があって、家族単位ということになってますから、これが国民健康保険法にそういうやり方が抵触しないのかどうか。見方2つあるようですね。抵触はしないんだと、それは市町村の判断でできるんだという見方と、いややっぱり法律に抵触するからあえて今度国の方ですね、国民健康保険法の改正をして中学生以下の子どもたちは受診ができるようにしようということになったんだと2つの見方があるようです。そういう法的議論はあると思いますが、玉名市は国保のありようとして正月からやっぱりね、親が保険料払わんからといって、子どもたちまで病院にかかっちゃいかんというような実質上、そういうのはやっぱりいかなあという判断の中で取り組みをさせていただくということにしているわけでありまして。後期高齢者についてはこれから議論が始まり、私も初めて議会に出て行くわけですが、これとても熊本県単位、市町村からこれは後期高齢は熊本県広域連合という形でやるわけですが、これとてもやはり基本はそれぞれが保険料を払っていただくというのが私は原則だろう、これは大原則である。これを事情があるから払わんてちゃ診療は自由ですよということになると、先ほど申し上げたように国保と同じようにですね、納税意欲が薄れていって保険の仕組み自体が崩壊をしかねないということになってはいけません。ただその中で特別な事情もありましょうから、あの国保の場合も同じで、何かちょっとニュアンスのあるやりとりがあっただけですが、それは非常に精査をして検討する、対応する、そういう仕組みを考えることは考えることもいかんとは私も思いません。その仕組みですね、仕組みを考えていく必要がある、そういうふうだと思います。後期高齢の場合は議会に出ていきまして、何か世間の悪法みたいに言われている後期高齢者ですけれども、市町村国保の預かる立場からすればさらに進んでいく高齢化の中で75歳以上の方々については別途国の大きな支援の中でこの保険の仕組みをつくり上げていこうとしたこと自体はですね、私はそう間違ではないし、悪法ではないんじゃないか。ただやり方や命名の仕方、手順がやっぱ

りまなかったということなんではないかなあという認識ですが、間違いですかね。そうしないと今までと同じように75歳以上の人たちも一緒に国民健康保険だということになったら恐らくそう時間たたない間に各市町村国保というのは破綻を来していくところがたくさん出てくるのではないかな。私の認識でございます。

以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 6番 前田正治君。

[6番 前田正治君 登壇]

○6番（前田正治君） 市長、後期高齢者そのものについてここで議論しようと言うわけじゃなかです。その中で年金をですね、もらっておらん人とか、少ない年金額の人で滞納が出ておると、保険証がもらえんような状態になることについていかがかなあ。この辺はしっかり国でももちろん考えて、今なんか検討されておるといような話もありましたけど、しっかりその辺は考えていかんといかん問題じゃないかなあというふうに思うわけです。

最後にですね、商工観光課では多重債務の相談窓口が今開設されています。また給食費滞納者には就学援助制度の紹介などもなされているようです。住宅使用料とか下水道使用料あるいは介護保険料、後期高齢者保険料、国民健康保険税、その他の市税ですね、市民税など含めた。それぞれのですね、担当窓口ではお金の支払いということで市民と接触する機会があるわけです。もしそういった場合にここはちょっと経済的に苦しいんじゃないかなあ、そういうことをですね把握されるようなことがあった場合は、それぞれの窓口で生活保護や就学援助あるいは国保税や介護保険料におけるその特別な事情による申請減免、これは規定をつくってありますけど、玉名市でですね、そういった申請減免など、できるような庁内で連携した取り組みとかですね、そしてやっぱり保険証をもらえんような人が出らんような対策、未納がふえんような対策をしっかりとっていくというのが求められる市民サービスの充実じゃないかなあというふうに思います。この点切に希望して私の一般質問を終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、前田正治君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 4時53分 休憩

午後 5時05分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

24番 田島八起君。

[24番 田島八起君 登壇]

○24番（田島八起君） 社民党の田島八起です。かなり時間がさがりまして、もう夕

暮れになってきました。しかしあの少し前語りをさせていただいて、質問に入らせていただきたいと思います。今年も師走を迎えあと20日余りを残すのみとなりました。アメリカの金融破綻から始まった世界的な大不況は日本にも押し寄せ、非正規労働者の首切りや新規採用予定者の内定取り消しなどに波及し、年末を迎え深刻な雇用不安と経済不安を生み出しています。もともとは解散総選挙の顔として期待され、選出された麻生首相は今日の経済状況の中から政局よりも経済対策として総選挙を回避し、先延ばししながらもっとも重要視されている経済対策としては、8月に福田総理のもとで立案された第一次補正予算案の提案にとどまり、麻生色といえる第二次補正予算については現在進行中の国会提出は見送られ、来年に先送りされました。このようなことから就任後3カ月を迎えようとしている内閣支持率は今月7日から8日にかけて行なわれた3大新聞の世論調査ではいずれも21～22%の支持にまで落ち込んでおり、この数字は内閣崩壊寸前の状態と言えます。現在迎えている経済の未曾有の危機的状況の中で、国のかじ取りである首相はみずからの政策に確固たる信念を持ち、ぶれない政治をすべきと思うところですが、国の政策のぶれで地方も振り回されている現状にあるとの思いで、少し述べさせていただきます。

質問の第1は本市における経済不況の状況についてです。冒頭にも触れましたようにアメリカから始まった金融証券会社の経営破綻による金融危機は、瞬く間に世界に広がり経済不況の波が我が国にも深刻な影響を与えています。そこで3点についてお尋ねいたします。①本市の雇用状況についてです。年末を控え全国的に雇用不安が大きく広がっています。非正規労働者を中心に3万人の解雇と言われていましたが、昨日はソニーが国内外の従業員16万人のうち正規労働者8,000人、派遣労働者8,000人の合わせて1万6,000人の解雇を来年度までに行なうと発表しました。そのうちに国内がどれだけかについては明らかではありませんが、あらゆる面で大きな影響を与えると危惧されます。そこで本市の状況についてお尋ねいたします。本市の雇用状況はどのように現在変化を来しているか、平成19年度末と比べ有効求人倍率の変化や現在深刻さを増している労働者の解雇問題や採用の内定の取り消しなど、このような動向が本市の実情についてお伺いいたします。②来年度の税収についてです。今年度の税収の落ち込みも国の税収の落ち込みも見込まれており、この税収の落ち込みの制度を見極めなければ第二次補正は提案できないとの理由にも使われていますが、国の来年度の予算では5、6兆円の税収不足が言われています。このことは地方交付税などの減収にもつながりますし、市税の収入減にも生じるものと考えます。現在のトップ企業の人員解雇の状況を見ますとき、法人税の落ち込みが大きいのではと思うところです。本市の来年の見通しをどうされているか、その御所見をお伺いいたします。さっきの北本議員の答弁の中では、来年度は8億円程度の歳入不足が見込まれるんじゃないかという答弁もあった

と私は聞いておりました。ちょっとそういう答弁だったかなあというふうに思います。大変厳しいものが予想されると思います。その点の見通しについてお伺いいたします。

③本市の不況対策についてです。消費の低迷や雇用不安が深まる中で、本市としての景気対策をどのように考えておられるか、提案されている補正予算に含まれているものがあるかどうか、それらについての御所見をお伺いいたします。

以上の質問を答弁を聞いて、先に進みたいと思います。

○議長（小屋野幸隆君） 産業経済部長 望月一晴君。

[産業経済部長 望月一晴君 登壇]

○産業経済部長（望月一晴君） 田島議員の御質問の本市における経済不況の現況について、まず本市の雇用状況はどのように変化しているのかについてお答えいたします。議員御承知のように昨今の原油、原材料の高騰や世界的な金融不安の中で日本経済は急激に悪化し、企業の業績に多大な影響を及ぼしております。この影響は企業の雇用不安を招き、本市におきましても玉名公共職業安定所管内、荒尾市それから玉名郡市でございますけれども、における直近10月の有効求人倍率は0.59倍と、全国平均の0.80倍と比較して低い状況にあり、また前年同月の0.84倍と比較しても0.25ポイント減少しており、大変厳しい状況となっております。有効求職者数は3,464人で前年同月が3,169人で9.3%の増加でございます。有効求人者数は2,038人で、前年同月が2,660人で23.4%の減少となっており、求人の現象が目立っている状況でございます。また最近では新卒予定者の内定取り消し等も発生していると報道され、大変心配しているところでございますが、現在のところ玉名管内ではそのような事例はまだないということでございます。

○議長（小屋野幸隆君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） 田島議員の本市における経済不況の現況につきまして、法人税がかなり落ち込むということを予測されるが、本市の見通しはということでございます。お答えいたしたいと思います。先日の新聞紙上に平成20年度は国の税収が当初見積額から6兆円不足する見通しで、景気後退で企業業績が急速に悪化し、法人税収が減収することが響いたとの記事が掲載されておりました。また景気後退は長期化する懸念が強まっており、平成21年度も法人税収の回復は期待薄とも掲載されておりました。そこで玉名市の平成20年度の法人税収を見込んでみますと、法人税割の調定額を平成19年度と比較いたしますと11月の実績で22%の減、12月から3月までを約25%減で通年で約3億3,000万円の税収ということになります。本来なら平成19年度と比較するというのが普通でございますが、この年には1つの大きな要因がございましたので、平成18年度と比較してみますと約12%の減で、減収額が約5,00

0万円ということになります。なお、平成21年度の法人税割の見通しにつきましては、平成20年度の決算見込みからさらに5%減で推移するというので、試算いたしてみますと平成18年度決算額から17%減の約3億2,000万円の税収ということになりますが、国の法人税の地方財政計画がまだ定まっておきませんので、その動向も十分に見極めなければならないというふうに考えているところでございます。

それから次に補正予算などの対応ということでございますが、100年に一度の危機といわれる世界的な金融危機は日本経済に深刻な影響を与えております。国民の雇用や生活の不安が高まりつつある中、迅速な経済対策により最悪の事態を回避しなければなりません。国におきましては、第一次補正予算において地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金を創設し、3,000万円本市の今回補正予算に計上して取り組むものでございます。さらに国においては追加経済対策を実施するため、第二次補正予算案と関連法案の提出準備が進められているところでございます。この二次補正では生活支援定額給付金の交付や本市に対する4億円程度の地域活性化生活対策臨時交付金の交付が見込まれます。今後国の補正予算措置を見極め、的確に対応していく所存でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 24番 田島八起君。

[24番 田島八起君 登壇]

○24番（田島八起君） ただいま御答弁をいただきました。雇用状況については有効求人倍率はかなり下がっておるけれども、就職内定等の取り消し等はあらわれていないと。そのことは喜ぶべきか悲しむべきか、ちょっと私もそれだけにやっぱり新規採用の機会というのが少ない、ある意味では少ないのかなあという思いもしながら受け取ったところです。今日の不況対策については先ほどありましたように、第二次補正予算が示されないとなかなか本市としても取り組みができないということで、本当は第二次補正予算、もっと早く示されれば玉名としてもまあ4億円の臨時交付金が来るということですが。これは定額給付金とはまた別の性格として来るのかなあ。定額交付金がこのくらいの金額になりはしないかなあという思いがちょっと私はするところですがけれども、9年前のあの地域振興券のときがたしか7,000億円の予算に対して、本市は旧玉名市だけで2億2,000万円ぐらいの地域振興券が来たかなあというふうに思います。それだけの対策ということ、この4億円がそういう臨時給付金の金額だとすれば余り経済対策としての特別な施策ということは本市の施策ということとはなかなか見当たらないような気がしますけれども、そこら辺の区別がどうかということも含めて再質問という形で御答弁をお願いします。それで、来年度の税収の落ち込みについては法人税では5,000万円ぐらいということでありましたけれども、先ほどもちょっと申し上げましたその来年度は8億円ぐらいやっぱり歳入不足が見込まれるというふうな北本議員の質問に対する答弁ではなかったかなあ、これ私が聞き違いだったらそういうふうに言ってい

ただいいわけですけれども、かなりやっぱり来年の予算編成について、私も気になるところですので、正確なところをお願いをしたい。それが私の受けとめ方が正しかったかどうかということについては、ちょっとお答えをいただきたいというふうに思います。

それでは次に定額給付金の問題に移ります。これは先ほど吉田議員が質問をされてダブる部分もあるかと思えますけれども、一応質問を続けたいというふうに思います。この問題については、国会での決定がされていないという問題もありますが、それは一応横に置いておって、麻生政権のもとでの不況対策としては最大の目玉として打ち出されたものというふうに考えておりますけれども、性格のあいまいさから政権与党内での支給条件の統一もされないままにその支給が地方にゆだねられました。2兆円規模の予算を動かすのに国の明確な指針がまとまらないままに地方に丸投げではいくら地方分権を拡大する時代とはいえ、中央政府のていをなしていないのではないかと思うところです。私はこの定額給付金については賛成できないところですけれども、4点についてお尋ねします。①定額給付金の性格についてです。定額給付金については政府与党内においては、支給に際して所得制限を設けるか否かが決められず、一番重要な部分が地方に丸投げされました。この論議の過程を見ると景気対策とすれば所得制限をすべきでない、所得制限をすればそれは生活支援ではないかというものではなかったかと思うところです。そういうことで定額給付金の性格について、所得制限の必要についての理由について、また全市民に交付するとすればどれくらいの金額になるかについてお尋ねします。所得制限をすればどのくらいの対象者になるかというのは先ほど吉田議員の答弁でわかっておりますので、一応省きたいと思えます。②申請の手續と支給方法についてです。給付金受給の申請についてはどのような方法で行なわれるか。ひとり暮らしなどみずから申請できない人の場合は、どう対処されるのかお伺いします。これも先ほど答弁があったと思えますけれども、簡単をお願いします。③給付金の年度内支給について、定額給付金は年度内給付を目指すとされていますが、支給の準備に要する期間はどれくらいが必要となるか、その見込みに準備に要する期間についてお伺いいたします。④定額給付金と地方分権について、麻生首相は定額給付金の給付に際しての所得制限の可否をめぐって、閣内や与党内での統一見解が打ち出されないままにその導入の取り扱いについては地方にゆだねられました。これはその理由が地方分権だから問題ないとテレビの前で平然と言われている姿を見るといささか問題と思う気がしているところです。この厳しい経済や雇用不安の中で国から2兆円の予算を組み、その市町村への交付金の中から地域に適した景気対策法を進めてくれ、また定額交付金のような取り組みもあるよというような話なら、これぞ地方分権と賛成するところですが、今回の政府の措置は地方分権にはほど遠いものと思えます。そこで地方分権への御見解をお伺いいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） 田島議員の再質問にお答えしたいというふうに思います。

まず第二次補正分の4億円、これにつきましては地域活性化生活対策臨時交付金ということで、全国枠で6,000億円確保されたお金でございます。このうち市町村分が3,500億円でその見込みとして4億円程度になるということでございます。これにつきましては、もう既に各部課長にこの交付がいつあってもいいようにメールを通しまして市独自の政策あるいは自主計画等の前倒しであるとか、そういうふうなものすべて検討されるものについては検討をしてくださいということで、指示を出したところでございます。それからもう1つ先ほど私が8億5,000万円ほどの収支の不足が見込まれるというふうに申し上げました。これは平成21年度の大まかな収支の見通しでございます。この算出に当たりましては、平成20年度の当初予算であるとか、あるいは総務省が出しております21年度予算の概算要求でありますとか、あるいは21年度の地方財政収支の8月の仮試算、あるいは本市の実施計画等とそういうふうなものを踏まえまして、それぞれ一定の仮定のもとで推計した数字でございます。それによりまして、大体8億5,000万円程度の財源不足が見込まれるというところで収支を出したところでございます。以上が再質問に対するお答えでございます。

次が定額給付金の問題であります。まず全市民にこれを給付するということになりますと、本年11月末の年齢別人口で試算いたしまして、約11億1,000万円といったところでございます。それから次に所得制限でございますが、これは先般総務省より定額給付金事業の概要、たたき台というものが発表されまして、県より説明会が行なわれたところでございます。これによりまして所得の高い者の取り扱いについては、所得を基準とする給付の差異を設けないことを基本とし、所得が一定の基準額以上の世帯者がいる場合について希望する市町村は当該世帯構成者にかかわる給付額を給付しないとすることができるというふうにされているところでございます。この場合の世帯の合算ではなく、これは個人一人一人の平成21年の所得を対象として手続としては申請時に受給権者から世帯構成者の税情報を取得すること、それから基準額以上だった場合は給付額を返還することなどの承諾を得た上で給付を実施するということになるようでございます。また、本市の平成19年の所得で見ますと、これ吉田議員にもお答え申し上げたと思いますが、約100人程度の方が基準額を超えているといった状況でございます。申請の手続と支給の方法ということでございますが、3つの方法が示されております。1つ目は郵送申請方式です。市町村より申請書を受給権者あて郵送し、受給権者は申請書に振込先口座等を記入の上、市町村に郵送し、市町村が指定された口座に給付金を振り込む方法。それから2つ目は窓口申請方式で、市町村が郵送した申請書を受

給権者は窓口まで出向いて提出し、市町村が指定された口座に給付金を振り込む方法。それから3つ目は窓口現金受領方式で、市町村が郵送した申請書を受給権者は窓口まで出向いて提出し、その場で現金を受領する方式です。しかしながら3つ目の窓口現金受領方式は多額の現金を市町村窓口において取り扱うという危険を避けるため、1つ目の郵送申請方式か2つ目の窓口申請方式での給付が困難な場合に限ることが望ましいとされており、今後こういった方法がスムーズに流れ、混乱しないかなどを検討しながら進めていきたいというふうに考えております。年度内支給についてでございますが、ある程度の流れ等は国から示されてきましたが、給付を行なう基準日とかは決定されておりません。またそのほかにも未確定な部分も多く、事前準備等を現段階で行なうことが困難な状況でございます。今後国からある程度の確定事項が発表されれば、事前準備を行ない、年度内の給付開始を目指したいと思っております。国の動き次第というところで御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（小屋野幸隆君） 市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

○市長（島津勇典君） あの定額給付金についての所感を言えと、こういうことですが、まず経済というのは難しいなあというのが実感です。今雇用の問題がきょうも何回か議論されましたが、この夏までは売り手市場だったんですね。玉名工業等も非常に就職状況がよかった。全体において売り手市場であった。2、3カ月したらもうこういう雰囲気になっている。9月議会のときにはこの石油高をどうするんだと皆がそう言っていた。きょうの話を聞くともう既にガソリンが100円台になっている、玉名でも。これは4年前の水準に近づこうとしている。たった2、3カ月の間にこういう動きになっている。改めて経済というのは難しいもんだなあとはよくわからないだけに、改めて感じるどころです。そういう中で政治のありようは極めて私も遺憾に思っております。選挙が近いということもあって、子ども手当を幾ら渡すとか、高速道路を無料にするとかという話がある党から出てきた。ぼんぼん出てきた。それに対抗したわけではないでしょうが、政府側与党側もいろんな策が発表されてきた。私は正直に日本の政治、本当にこれでいいのかなあと思います。私も首長として玉名市政を預かる立場ですが、市民皆が喜ぶようなことばかりやっておけば、非常にそれは気楽でいいかもしれません。しかし果たして本当に市政を預かる責任者としてそういう姿勢なり考え方でいいのかと言われれば、私は決してそうではないんじゃないか。そういうふうを感じるどころです。定額給付金について、もう吉田議員の答弁にも答えましたが、まああの少なくとも処理の仕方を地方にゆだねることが地方分権というのは、麻生さん流の表現の仕方、やゆ、表現の仕方だったんじゃないでしょうか。その判断を地方にゆだねるから、ゆだねるとするのは地方分権の時代だからそれでいいんだということは、これはもって

非なるものと言わざるを得ません。地方分権というのはそういう問題じゃない、私も思っております。そう言わせたいんでしょうから、もう同感なんです、それは。しかし、定額給付金が生活支援なのか、経済対策なのか、両方相まってですよ、やっぱりいろんな見方はあると思いますが、これが給付されて消費につながるとすれば、間違いなく経済効果になるだろう。また困っている方々については生活支援にもなるだろう、そういうふうに思います。ただその時期であるとか手法であるとかというのは、1,800万円云々というもね、そういう議論の中でうやむやになっていったんでは私はないと思いますが、ただ實際上、事務処理が地方自治体で行なう場合に非常に煩雑になることは事実ですよ。しかしそのことと、だから、吉田議員にも申し上げたが、そのこととはだからもう上限は設けないというのはどうなのでしょうね。私は違うような気がします。ただ、そうするとその時はやり方を自由にするというならば、収入の高い方はひとつもう寄附してもらおう。田島議員もひとつ寄附してください。そういう方法もあるのかなあと思いますが、いずれにしろもう少し、あの御指摘があったようにこれだけの大政策をやる時にはもう少しいろんな手順を詰めて、法律的なルール的な整合性も詰めていただいて、地方におろしていただきたいなあと思います。と思いますが、総務部長が答弁いたしましたようにおりてきましたときには、幾ら煩雑な事務であろうとも市役所は総力を挙げてこの給付金のスムーズな支給のために全力を挙げるつもりでございます。

以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 24番 田島八起君。

[24番 田島八起君 登壇]

○24番（田島八起君） 今市長から答弁をいただきましたように、テレビを見よると麻生首相、みずからの支給の方法を所得制限をするかせんかということが決まらずに地方に任せて、これは地方分権だなんて、テレビの前で言われるとですね、本当にやっぱり地方分権というのを真剣に考えておっとなあという思いもちょっとありまして、まあ麻生流のやゆかなあというふうに市長がおっしゃられれば、そういう一面もあるかというふうに受け取ったところでして、次に進みたいと思います。

大きな3つ目は指定管理者の指定についてです。これは先ほど北本議員の質問とかなりダブりますので、ダブらない程度に質問を3つの要点にまとめたいというふうに思います。指定管理者の指定については、私も今回改めて提案を見てですね、本当に前回のときにも取り上げたんですけども、あの時はもう期間は皆一緒という思い込みがあったのかなあというふうに思います。期間の問題についてはまったく考えてもおらなかったところでありまして、質問の中にもまったく触れなかったところですけども、今回よく見るとですね、実に期間の長短があつてですね、何でこういうふうに指定のあり

方が違うのかなあと期間が違うのかなあとというふうなところからこの指定管理の問題をちょっと考えたところでは、それです。第1点目はですね、玉名第2保育所の指定管理については、前回公募によらなかったところですが、それは急激にやっぱり公募して別のところに移るということになれば入所児童や保護者に不安を与えると、だからそれはそれで納得をしておいたところですが、ただ期間についてそれならばですね、せめて2年ぐらいにしておいて、その後公募による今度のようにやってよかったんじゃないかなあと、それで児童、保護者が安心するのに5年も必要かなあと、まあ正確には4年半ですけども、そういう思いがですね、1つはその問題、何でそういうふうになったのかなあとこのことを改めてちょっとここで聞きたいというふうに思います。それはなぜかということですね、ほかのやつが2年半とか3年半とかという期間が違う、それでそのことについてはいろいろ先ほどありましたので、大体似たようなことで、だから1つはその問題とそれとあと1つはやっぱり市の指定管理の中で、同じ保育所で今年からやられたちどり保育園、天水東保育園と玉名第2保育所については片方は民営化、片方は指定管理というふうになっております。何でそういうふうの違いが出たのか、違いがあるのかということについてが2つ目です。それからあと1つはですね、今後指定管理者、新しい指定管理が計画されているかどうかということです。ちょっとあと1つあの、これはまあ先ほどいろいろ答弁を聞いて、私も再質問でお尋ねしようかなあとこのように思っておいたところですので、もうそれをそのまま質問にさせていただきたいと思いますが、もともとあの市民会館、自治振興公社の問題です。自治振興公社はその前市民会館は直営で運営されてきました。だからそういう経費を節減するために自治振興公社がつくられてですね、自治振興公社が運営、委託という形で運営管理をされてきた。だから賃金面でもかなり安い賃金に設定をされておることになっておるようです。だからあの今度のいろいろな動きから見るとですね、自治振興公社は外されるんじゃないかという、この1年間はまあ今度提案されておるとおりですけども、そういうことからいろいろと期間の違いというのが出てきておったんじゃないかなあという思いが、これは私がうがった思いかもしれません。だからそういう意味ではその指定管理者をもし外されるようなことがあれば、自治振興公社の職員は今10人ですかね。職を失うということにもなりかねない状況になりますので、そこら辺についてどうお考えになっておるかなあということも合わせてですね、4点になりましたけれども、お尋ねをしたいと思います。

○議長（小屋野幸隆君） 企画政策部長 牧野吉秀君。

〔企画政策部長 牧野吉秀君 登壇〕

○企画政策部長（牧野吉秀君） 田島議員の御質問で指定管理者の指定についての今後新たに指定管理する施設はあるかのことと、それと自治振興公社の今後と申しますか、

この2件につきまして私の方で答弁をさせていただきます。まず新たに指定管理制度を適用する施設としましては、例えば桃田運動公園等のスポーツ施設であったり、あるいは横島のゆとり一む、草枕交流館などがございますが、それぞれ当然課題がございます。指定管理者とすることへのメリットあるいはデメリットを含めまして、それぞれの所管課を中心に現段階では検討を行なっているという状況でございます。それから自治振興公社のことについてお尋ねでございました。自治振興公社がもしそのそういう市民会館等を含めたですね、施設の管理運営が例えばできなくなった場合、非常に職員も含めてですね、厳しいのではないかというお尋ねでございます。これにつきましては、当初市民会館の運営とあわせて自治振興公社が自主文化事業を、今年が第42回目の自主文化事業も開催したところでございますけれども、そういったことを例えば目的の項目の中には挙げてはございますけれども、もうまさに田島議員御指摘のようなことの中でですね、今後そういう例えば公募についてもですね、あるいは非公募につきましても、あるいはそういう公募期間等につきましても慎重に検討していく必要があるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 福祉部長 井上 了君。

[福祉部長 井上 了君 登壇]

○福祉部長（井上 了君） 田島議員の指定管理者の御質問の中で、保育所について指定管理と民営化といいますか、そういう2つの制度があるのはどうしてかというような御質問でございました。現在玉名第2保育所につきましては、平成18年9月1日から平成24年3月31日まで社会福祉法人緑風会を指定管理者として管理運営をしていただいているというところでございます。指定管理までの経緯につきましては、公立保育所に民間活力を導入するという趣旨で、合併前の玉名市で初めて平成10年4月1日から社会福祉法人緑風会との間で管理業務の委託をして締結して、長年にわたり保育事業に御尽力をいただいたということでございます。そのような中、平成15年9月の地方自治法の一部改正というものがございまして、当市におきましても当時業務管理委託を行なっている施設については、指定管理について検討しなさいというようなことであったと思います。そういう中で平成18年9月からより効果的な管理運営を行なうため、指定管理者制度を導入したということでございます。民営化いたしましたちどり保育園、天水東保育園につきましては、民設民営の私立保育園としての取り扱いとなります。これに対しまして、玉名第2保育所は公設民営となり運営は民間でございましてけれども、設置主体は玉名市ということでございます。今後、公立保育所の民営化を推進するに当たりましては、玉名第2保育所も対象となるものでございますけれども、指定管理期間の満了でございまして、現在の民営化対象園として優先条件などから考慮すれ

ば玉名第2保育所が対象となるのは後年度になるのではないかというふうに考えております。しかしながら玉名第2保育所は既に良好な民間運営をされているというようなことを考慮いたしますと保護者の皆様及び地域の皆様方の理解も得やすいというふうに思われますので、今後は従来民営化対象園となるべく、公立保育所とは別に玉名第2保育所の完全民営化を民営化の検討委員会に諮るなど、検討していきたいというふうに思っております。どうか御理解をお願いします。

○議長（小屋野幸隆君） 市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

○市長（島津勇典君） 田島議員さん、あの玉名第2保育所の話が出ましたからね、これは市長になる前まで私が理事長がしておいたことは皆さん御存じのことだから、これは私の所見を申し上げるわけにはいきません。どういうことなんですかね、趣旨は。あれ市長が関係があるから都合のよかごつ長くしたんじゃないかとか、そういう意味、あるいはやめた方がいいということかな。あのですね、基本的に申し上げておきます。私は基本的には社会福祉施設の指定管理者はなじまないと思っております。もともと。それでこれあの民間委託を受けました後、この当市の事務当局から私どもの法人に対して何回もですね、こういう条件で民営化したらいかがでしょうかという話が事務的にはございました。しかしどういう理由かわかりませんが、それは2回か3回具体的にあったんですが、実現しませんでした。なぜ基本的には指定管理者制度に福祉施設はなじまないのか、今年までですね、前年まで例えば保母さんたちの中の産休が出てまいりますと、これは全部県の補助があってました。保母さんたちの産休は全部県の補助金で産休補助がなされております。今年から民間保育所は今までどおり、また少し削るようですが、補助金を出すけれども、公立保育所については産休補助は出さないということになりました。県の方でね。それは理由は何かといったら、市の場合はほかの市の職員が産休になったときは市の方で産休補助をしているのではないか、それならば同じ市の職員であり保母さん等についても市が産休補助をすべきである。こういう理屈で今年から県は公立保育所の産休補助はしないということになりました。指定管理者の仕組みになっているがゆえに第2保育所もその補助金カットの対象になったわけでありまして。そういうことがわかっておればね、それは民間保育所は全部出るんですよ。これは指定管理者でなくて、民営化しているちどり保育園や何かは全部出ます。たまたま運が悪いというか何か、玉名第2保育所は3人の産休がいるわけです。しかしまあこれは園の方にもいささかの意地があるんでしょうね。今までの積み立てがあるから補助金は要らんなんて言ってますけどね。そういうことです。突っ張ってますから、そういうことなんでしょう。しかし少なくともね、ちょっと意地悪を込めての質問かなあと私も受けとめてますが、周辺も私は手前みそかも知れませんが、保護者も周辺もですね、全体行政も含めて

よく頑張っているという評価をいただいていると私は思っていますよ。それでそれでも市長の絡みの中だからどうもいかなあというようなことであれば、これはこれで考えなきゃいけません、真摯に懸命に取り組んでいる職員たちの気持ちもひとつ推しはかっていただきたい。私は基本的にあの福祉施設の指定管理者制度は何にもならん。何か答弁では効率性をと、効率性ないですよ。したからといって。民営化の方がうんとその自由裁量ができますから。ただそんなら、なぜそんならしないのか、市長が絡んでいるのにもうすったったかすったったか民営化したら、勝手なことしてってまた言うでしょう、みんな。私はこれで結構世間を気にする方ですから、そういう批判には耐えながら行こうと、こういう思いでございますから御理解ください。

○議長（小屋野幸隆君） 24番 田島八起君。

[24番 田島八起君 登壇]

○24番（田島八起君） 市長も答弁と意見を言われたと思いますので、私も質問じゃなくて私の質問の趣旨を少し言ったがいい、舌足らずの面があったかなという思いがして、再度立ちました。といいますのはですね、その今年からちどり保育園と天水東保育園が民営化されました。その問題が起こった時にちょっとそのもう少しですね、期間が性急過ぎるのじゃないかと、だから提案されたのが多分職員の人たちに提案されたのが去年の6月ぐらいから、表面化したのが9月ぐらいからかなあというふうに思います。そしてもう今年も3月からは民営化です。片一方はその急激な変化をというならば、半年かぐらいしかない中で民営化がぱっぱって決められて、片一方は指定管理者にするのにですね、そういう急激な変化はやっぱりいかんというのが理由で4年半もかかっとなああと、4年半も設定された。だから2年ぐらいでそれも抑えてですね、その次に指定管理者の今度出されたような形で一緒に出されるとですね、私も別にそが不思議にも思わんところですけども、5年間の指定管理ができる最大の期間になって、あとのやつはですね、3年半とか2年半とかという期間になっているもんでですね、やっぱりそういうこれは思いもやっぱり、私自身の中には出てきます。だからそういう思いも多少あってですね、これは取り上げたところじゃあります。

以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で田島八起君の質問は終わりました。

9番 福嶋譲治君。

[9番 福嶋譲治君 登壇]

○9番（福嶋譲治君） 自友クラブの福嶋です。本日最後の質問者となりますが、お疲れのところもうしばらく皆さんに聞いていただきたいと思います。いやしのために小岱山の赤い小岱山をちょっと眺めてくださいと言いたいところですけども、すっかり暗くなりまして、もう見えません。夕べから今朝にかけて非常に先ほどからも厳しい社会

情勢の話など出ておりますが、ノーベル賞を日本の方が4人ももらったというニュースが、明るいニュースが流れております。玉名からもそういう人がノーベル賞をもらうような人物が出るような教育環境をつくっていただけたらと思います。またもう1つ異常気象といいますか、きのう夕方、きのう一日霧が濃くて私畑で働いておりましたところ、夕方西の空を西を見ましたら、雲仙まで雲海がきれいな雲海がありまして、横島の外平山あたりもちょこっと出て、テレビのアンテナあたりが雲の中にぼっと出ているような感じで、非常にすばらしい景色を眺めました。皆さんは霧の中だったでしょうけど、私は雲の上から眺めたような状態で、すばらしい景色は眺められるところが玉名にもあるということで、御紹介しておきます。それでは通告に従いまして質問いたします。

今回、私は古くから伝わる祭りの検証についてということで質問をいたします。まず担当課に答弁いただきまして、その後また再質問があれば再質問いたしますし、その後市長にも答弁を求めたいと思います。現在玉名市では大俵まつりやしょうぶまつり、また旧町単位で行なわれている春祭りや夏祭りなど町興し、地域振興、活性化のためのイベントとして地域の団体や行政がかかわりながら開催される祭りがありますが、今回は玉名のあちらこちらに古くから地域住民に伝え守られて続いている伝統的な祭りについて質問いたします。伝統的な祭りとしましてはあと5年ほどで1300年を迎える天水小天地区の火の神祭りや梅林天満宮の流鏑馬、約1000年だそうです。繁根木八幡宮秋の例大祭、1047年ということでした。そのほかに滑石のしし食いまつりなどがあると思いますが、そのほかにも長く続く祭りや伝統行事が玉名市の中にあるのではないのでしょうか。ちなみに1300年、1000年と申しましたけれども、楊貴妃がちょうど1200年前だそうです。楊貴妃や遣唐使がほぼ1200年までぐらいたったそうです。これらの祭り、伝統行事は今のところは地域の人々により当たり前のように伝え続けられてきましたが、最近社会の状況の変化で続けていくのに難しい面が出てき始めているように思います。理由としましては、これらを支える地域の人、若者の減少、資金の調達等経済的なことが原因、要因になっていると思われれます。このような事情、状況はこれからますます厳しい方向に向かうと考えられるところです。しかし祖先から長い間受け継がれ、続いてきたこれらの祭りや伝統行事は地域の歴史であり、文化的にも貴重な財産です。一度絶えてしまったならば、その復活は容易なものではないと考えられます。ということでこれらの伝統的な祭りや行事の検証が必要であり、急がれるところでもあります。市としての対応はなされているのか、なされているならば、どのようになされているのか。またどのような考えを持っておられるのか、質問いたします。

○議長（小屋野幸隆君） 教育次長 前田敏朗君。

[教育次長 前田敏朗君 登壇]

○教育次長（前田敏朗君） 福嶋議員の古くから伝わる祭りの検証についての質問にお答えいたします。議員御指摘のとおり、いにしへの歴史の中で地域住民により守り伝えられてきた祭りは数多くあると存じますが、それぞれの祭りの発祥やその背景を検証することは現在大変難しい状況にあると言わざるを得ないところでございます。本市におきましても合併後、総じまして民俗文化財や地域の祭りについて十分な調査ができているとは言えず、貴重な資料であっても指定文化財とされていない地域資料もあると考えております。今後は関係機関などの協力、連携を図りながら、これらの文化財等についてのさらなる調査研究と活用が必要であると考えております。昨年度、玉名市教育委員会発行の玉名市歴史ガイドブック「ふるさと文化財探訪」を作成し、神社仏閣、史跡等とあわせて民俗の見地から月瀬源九郎の民話、玉依姫の伝説、伊倉の練り嫁行列、疋野長者伝説等を御紹介したところでございます。合併後の旧市町の文化財を国指定、県指定を除いて、玉名市登録選択文化財とみなして、総合的にかんがみましてそれぞれの重要性や価値に沿った指定文化財の見直し作業を現在進めているところでございます。現在、玉名市内には県指定無形民俗文化財として、梅林天満宮流鏑馬、市指定無形民俗文化財として、築山花棒踊り、大浜外嶋住吉神社年紀祭米引き行事・御神幸行事。市選択無形民俗文化財として横島渦担い節踊り、大野下雨乞い奴踊り、肥後神楽がございませう。教育委員会といたしましては、今後教育委員会の諮問機関としての文化財保護審議会とともに玉名市内の未指定及び未選択である無形民俗文化財の現地での調査を行なう予定でございませう。今年度大野下雨乞い奴踊り、伊倉北・南八幡宮の秋の大祭、築地四十九池神社の楽と花火、小天天使宮秋の大祭の調査を実施し、来年1月には滑石の諏訪神社しし食いまつり調査も行なう計画でございませう。調査終了後、平成21年度にこの調査結果をもとに文化財保護審議会において指定及び選択について審議してまいりたいと考えております。教育委員会といたしましても歴史や風土にはぐくまれ、古くから伝わる伝統芸能や伝統技術等も含めて地域特有の文化として未永く検証するための支援体制も十分模索していく必要があると痛感しておりますので、御理解いただけますようよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございませう。

○議長（小屋野幸隆君） 9番 福嶋讓治君。

[9番 福嶋讓治君 登壇]

○9番（福嶋讓治君） 答弁いただきまして、まあこちらの思っている以上にいろいろ調査されているんだなあというのを聞いて、うれしく思いました。再質問いたします。いくつかの祭りを対象に調査、検証するとの答弁でありますけれども、その選定はどのようにして行なわれておられるのか、また小天天使宮火の神祭り、通称火の神の調査を

実施したとのことでありますけれども、その内容を紹介していただきたい。再質問の答弁がありました後、どうしても文化課の調査となりますと非常に何でもかんでも調査というか、小さなところまで自由にするというふうにはいかないと思いますので、こういうことに対して市長も少し興味あられるような話を聞いておりますので、その答弁の後に市長より地域の祭り、伝統行事に対する思いなどをお聞かせいただきたいと思ます。

○議長（小屋野幸隆君） 教育次長 前田敏朗君。

[教育次長 前田敏朗君 登壇]

○教育次長（前田敏朗君） 再質問についてお答えいたします。まず調査検証の対象となる祭りの選定はどのようにしているかについてお答えいたします。どの地域のどの民俗を調査するかをどのように決定したのかを申し上げたいと存じます。合併前の旧市町における文化財指定の基準には差異があったことも事実でございます。玉名市に存する文化財で指定には至らずとも登録、選択文化財に値するものも数多くあるのではないかという認識のもと、玉名市文化財保護審議会への諮問及び議決を経まして、それらの発掘や調査研究の作業を進めているところでございます。

次に小天使宮秋の大祭について申し上げます。今年度の文化財保護審議会には有形民俗、無形民俗文化財の専門の先生として、熊本民俗文化研究会会員であり、熊本県文化財保護審議会委員も務めておられる方に委嘱を行なっております。特に小天使宮秋の大祭につきましては、未指定、未選択文化財でありましたが、熊本市の松尾町の鹿島宮で行なわれております火の神祭りとの比較検証が不可欠であるとの進言がありましたので、10月7日の「枕木出し」から始まり、「積木渡し」、「境内注連縄張り」、「庭木積み立て」、「燈籠立て」、「火押竹作製」と進み、小天使宮秋の大祭が、決まった作法に従って実施され、「節頭渡し」で一連の祭事が終了したことを確認いたしました。端的に違いを申し上げれば「鹿島宮」では既婚者と未婚者との間での火の投げ合いであるのに対し、「天使宮」では積み木の火のもとで壮年と青年との間で拝殿そのものの攻防であります。また時間においても「鹿島宮」では30分ぐらいであるのに対し、「天使宮」では4時間以上と相当な開きがあることが確認できました。さらに神楽を舞った小中学生2人が、火渡りをする神事は疫病退散、五穀豊穡の願いが込められ、修験道の名残ではないかと考察されます。このように他の地域との違いを検証することが玉名市に存する民俗伝承の特異性を顕著にあらわし、玉名しかない個性を見出すことにつながると存じます。今後は文化財の保護、愛護及び検証の精神を普及させ、より幅広い文化及び文化財の保存、継承ができればと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

○議長（小屋野幸隆君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） 教育委員会の次長が現在行なっております祭り等を中心とする文化財の審議について御答弁をいたしました。私も答弁を聞きながら、ああ大事なとどなあと、そういうことがまだ残っていたのかと、そういう思いがいたしました。議員各位でもそういう思いでお聞きになった方もあるのではないかと思います。ぜひひとつ教育委員会においてそういう貴重な祭りをきちっと整理して玉名市の文化財に取り上げるものは取り上げる、そしてまた神社に伝わる部分が多ございますから、なかなか行政の支援というのは難しい部分もあると思いますが、しかし強い関心を持つべきことは持つべきこととして取り上げていくことも大事なことはないかなあと感じたところがあります。同時に私が感じておりますのはですね、もう1つそういう立派な祭りというか大きな祭りとかそういうことでなくて、例えば私は横島の生まれですが、子どものころに田植え時期になると川祭りといって橋のたもとに竹串にこう白い紙を立てたりしていたんですね。この間ちょっと話しておいたら梅林の方では今でも川祭りやるんだそうですが、ほとんどの地域でこの川祭り、米地帯では大体やっておったんですが、今ではもうほとんどの地域がなくなってきている。私どもの海岸線の方にはまたえびすさんえびすさんといって、これは今でもやっているんですが、えびすさんを祭ってですね、祭りをやっている。恐らく皆さんの周りにもですね、そういう大きな祭りではない、あるいは史書に載っているような祭りでもない、しかしそれでも地域の皆が大事にしていた、あるいはかつて大事にしていたという祭りや催しがあるのではないのでしょうか。社会の変化の中でだんだんその継承が難しくなっていることも事実です。中には忘れ去られようとしている事柄もたくさんあるように思えてなりません。この時期にそれらの問題、事柄をそれぞれがどういう機関でどういう調査をすればできるかというのは私は今宙にはわかりませんが、それぞれに努力をして、そういう私どもの玉名市内にある古くても小さくても、あるいは特別大ごとすることでもなくともあると思うんですね。そういう祭りなり、ならわしをきちっと今記し残しておくということ、そして後々のために伝承していくということ、私は意義あることだと思っております。どうぞまた議員の各位でもそれぞれの地域の方々でございまして、ぜひお話をいただき、お知恵をいただいて、場合によってはふるさと文化財探訪で教育委員会の職員が一つの一冊の本にまとめておられますが、そういう一冊の本にでもまとめて後世に伝えることができれば、意義あることではないかなあと感じているところでございます。

○議長（小屋野幸隆君） 9番 福嶋譲治君。

[9番 福嶋譲治君 登壇]

○9番（福嶋譲治君） 市長よりも答弁いただきまして、思っている以上にもっと検証すべき点もあるのかなあというのを感じました。伝統的な祭り・行事を検証していくと

いうことは担当にお願いした文化課的な意味合いにとどまらず、地域の歴史の検証にもなると思います。また観光の材料にもなる部分が発見できるんじゃないかということを思います。一面的な検証に終わらず多面的に検証して玉名の財産として生かしてほしいと願うものであります。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、福嶋讓治君の質問は終わりました。

本日の日程は終了いたしました。

明12日は定刻より会議を開き一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 6時19分 散会

第 3 号

12月12日(金)

平成20年第4回玉名市議会定例会会議録（第3号）

議事日程（第3号）

平成20年12月12日（金曜日）午前10時開議

日程第1 一般質問

- 1 19番 永野議員
- 2 13番 内田議員
- 3 7番 近松議員
- 4 28番 松田議員
- 5 17番 江田議員
- 6 3番 宮田議員
- 7 27番 堀本議員

日程第2 議案及び陳情の委員会付託

散会宣告

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 1 19番 永野議員
 - 1 「教育立市」で、魅力あるまちづくり
 - (1) 「教育立市」への市長、教育長の意見を問う
 - (2) 玉名市教育委員会における玉名市独自の教育に対する取り組みについて
 - (3) 家庭教育憲章への具体的な取り組みは
 - 2 農政への姿勢
 - (1) 行政主体・主導による農業の活性化と地産地消への取り組み
- 2 13番 内田議員
 - 1 機構改革に伴う各総合支所の機能について
 - 2 地方自治体財政健全化について
 - (1) 平成19年度決算における健全化判断比率について
 - (2) 平成19年度決算における経常収支について
- 3 7番 近松議員
 - 1 食と農のまちづくりについて
 - (1) 食育推進計画の進捗状況と関係者の研修体制について
 - (2) 低体温の子どもたちの現状と対策について

- (3) 市民農園について
- (4) 学校給食における地産地消について
- 2 少子化対策について
 - (1) 市の現状と対策について
- 4 28番 松田議員
 - 1 高齢者の健康づくり
 - (1) 健康づくりの取り組みと現状
 - (2) 地域ネットワークづくりの課題
 - 2 鍋松原海岸の取り組み
 - (1) 潮湯とレジオネラ菌対策
 - (2) 松枯れと景観対策
- 5 17番 江田議員
 - 1 不況下における本市の取り組みについて
 - 2 食の安全性と自給率について
 - 3 温泉施設の指定管理者制度導入後の状況
- 6 3番 宮田議員
 - 1 高齢者が在宅生活を続けられるサービス提供体制について
 - (1) 買い物や通院等に係る移動手段の確保について
 - (2) 気軽に相談できる場及び無料電話相談等の開設について
 - (3) 地域の要支援者の情報把握のための「福祉マップ」作成について
 - 2 合併後に検討調整するとした項目についての進捗状況について
- 7 27番 堀本議員
 - 1 河川改修に対する市の関与のあり方について
 - 2 中心市街地活性化法と市の取り上げ方について
 - 3 世界的不況に対する市の対応について

日程第2 議案及び陳情の委員会付託

散会宣告

出席議員（30名）

- | | | | |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 萩原雄治君 | 2番 | 中尾嘉男君 |
| 3番 | 宮田知美君 | 4番 | 北本節代さん |
| 5番 | 横手良弘君 | 6番 | 前田正治君 |
| 7番 | 近松恵美子さん | 8番 | 作本幸男君 |
| 9番 | 福嶋讓治君 | 10番 | 竹下幸治君 |

11番	青木 壽君	12番	森川 和博君
13番	内田 靖信君	14番	高村 四郎君
15番	大崎 勇君	16番	松本 重美君
17番	江田 計司君	18番	多田隈 保宏君
19番	永野 忠弘君	20番	林野 彰君
21番	高木 重之君	22番	本山 重信君
23番	吉田 喜徳君	24番	田島 八起君
25番	田畑 久吉君	26番	小屋野 幸隆君
27番	堀本 泉君	28番	松田 憲明君
29番	杉村 勝吉君	30番	中川 潤一君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局 長	梶山 孝二君	事務局次長	田中 等君
次長 補佐	今上 力野さん	書記	小島 栄作君
書記	松尾 和俊君		

説明のため出席した者

市長	島津 勇典君	副市長	高本 信治君
総務部長	元田 充洋君	企画政策部長兼 玉名総合支所長兼 玉名地域自治区事務所長	牧野 吉秀君
市民環境部長	黒田 誠一君	福祉部長	井上 了君
産業経済部長	望月 一晴君	建設部長	取本 一則君
会計管理者	徳井 秀憲君	岱明総合支所長兼 岱明地域自治区事務所長	前田 繁廣君
横島総合支所長兼 横島地域自治区事務所長	吉村 孝行君	天水総合支所長兼 天水地域自治区事務所長	池田 健助君
企業局長	木下 憲生君	教育委員長	内田 實君
教育長	菊川 茂男君	教育次長	前田 敏朗君
監査委員	高村 捷秋君		

○議長（小屋野幸隆君） 改めて、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（小屋野幸隆君） 日程に従い、一般質問を行ないます。質問は通告の順序によって許すことにいたします。

19番 永野忠弘君。

[19番 永野忠弘君 登壇]

○19番（永野忠弘君） おはようございます。市民クラブの永野忠弘でございます。きょうは一番バッターですので、何となく緊張して何か息切れがしております。しかしじっくりとですね、時間をかけて元気よくやりたいと思います。よろしく願いします。

最初に「教育立市」で、魅力ある玉名づくりという題目ですが、合併し、新しい玉名を夢見て3年が過ぎ、平成23年春には、九州新幹線全線開通で新玉名駅は県北の玄関口として開業し、また新しい期待も開ける展開となると考えます。多くの市民も大きい期待を持って、待っていることと考えるところです。新幹線が開通すれば博多～鹿児島間も短時間で縦断することになります。博多～玉名間も30分ぐらいの通勤、通学圏となり、多くの流れが変わってくることと予想されます。本市においてもこのようなことを視野に入れながら定住化構想には取り組んでいます。教育環境、自然環境の整備などを考えていく必要が大いにあると考えております。玉名は城北の文教の里として長い歴史があります。現在も小・中・高・4年制の大学まであり、教育文化の整った町であります。人間が安心して生活でき、教育文化環境の整った魅力ある町なら必ず企業の進出も有利となってくると考えるところです。一次産業、観光、工業、どれも玉名の顔になるような産業もなく、魅力ある町にはいま一つと考えるところです。新市建設計画の中には合併10年後、人口が約3,000人増の魅力あるまちづくりを進めるとありますが、9月の一般質問の答弁には合併後、毎年500人の人口減とありました。寂しさを感じたのは私だけでしょうか。魅力ある住みたいと思うまちづくりの環境整備がぜひ必要と考えるところです。文教の里として歴史のある玉名で魅力あるまちづくりの核となる人材育成を目指す、「教育立市」を実現すべく具体的プランづくりを提案したいと考えているところです。

次に玉名市教育委員会における独自の教育に対する取り組みについては、努力なされていることが多々あると考えますので、お聞かせ願います。

(3) の家庭教育憲章につきましては、玉名市総合計画の中でも大分力が入っているように感じますが、具体的な取り組みをお聞かせください。

○議長（小屋野幸隆君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） おはようございます。永野議員の教育立市への御質問にお答え申し上げます。未来を担う子どもたちはすばらしい資質を持っております。その資質を开花させてやるのが教師、保護者、地域の方々の責任であるというふうに思っております。子どもたちには社会の構成員としての自覚を持ったたくましく自立できる人間性豊かな人になってほしいとかねがね願っているところであります。玉名市教育委員会におきましては、「人づくりの基本は教育にあり、人をはぐくむまちづくりを推進する」という考えのもと、玉名市教育目標として「人間尊重の精神を基盤とし、伝統と文化を尊重しながら生涯にわたって学ぶ意欲を持ち、進んで国際社会に貢献でき、個性豊かで心身ともに健全な市民の育成に努める」を掲げ、新しい時代に対応した教育施策の着実な実践に努めているところであります。議員も御承知のとおり平成18年12月に施行されました教育基本法においては、第17条で教育振興基本計画の策定について、「地方公共団体は、政府が教育の振興に関する施策について定める基本的な方針及び講ずべき施策等を参酌し、その地域の実情に応じ、教育振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」と示されております。本年7月1日に閣議決定された国の教育振興基本計画を踏まえながら、現在熊本県教育委員会においても教育振興計画の策定が進められているところです。「教育は国家100年の計」とも言われています。玉名市教育委員会といたしましても学校教育、社会教育、文化活動、健康、体力づくり等について今後とも国及び県の動向に注目し、情報の収集に努めながら玉名市の教育目標の実現のために「教育立市」宣言ともいえる教育振興基本計画の策定に向けて準備を進めているところでございます。

次に玉名市独自の教育に対する取り組みについてお尋ねがありましたが、学校教育を中心にお答えしたいと思います。学校教育は生涯にわたる人間形成の基盤づくりの場であり、基礎学力の習得とともに正義感と責任感にあふれ、心豊かな人間性を持ったたくましい人材の育成が求められております。そこで教育委員会では「豊かな心の育成」、「確かな学力の育成」、「健康・体力の向上」の知・徳・体のバランスのとれた教育実践を行なう中で、「一人一人の子どもたちを認め、褒め、励まし、伸ばす教育」を教育行動指標として、教育実践を行なうよう各学校に対し、指導を行なっているところです。そこで玉名市においても学校教育の充実の視点から、今年度から市内全小中学校において、二学期制を実施しております。これは授業時数をふやし、ゆとりのある教育活動を展開する中で教師が児童・生徒にじっくりと接する時間を確保するとともに、基礎・基

本の確実な定着を図り、個性を生かす教育を充実させることを目的としております。学校においては増加した時数を活用し、発表力をつけるための集会活動を実施したり、補充学習の時間を確保するなど工夫をしております。また家庭学習の充実を図るために「ノーテレビ・ノーゲームデー」の取り組みを保護者等の理解を得ながら全小中学校で実施しております。保護者の方の感想には「子どもたちの考え方や悩みも聞け、明るい家庭になりような気がします。」、「夕食の時間テレビを消すことにより会話がふえ、よくかんで集中して食べるようになりました。」等の感想をいただいております。

2点目は昨年度からスタートした特別支援教育の充実や読書活動の充実を図るために人的措置を図っております。特別支援教育支援員は通常学級に在籍する発達障がい等の児童・生徒に対する指導の充実のために本年度は3名増員し、13名の方を採用し、生活や学習上の困難を改善または克服するための指導や支援の充実を図っております。また図書室補助員は読書活動の充実を図るためにこちらも15名の方をお願いしております。補助員の方には図書室の設営のほか、児童・生徒向けの図書の紹介等を行なっております。学校訪問等で子どもたちの読書の状況を聞いてみますと、いずれの学校におきましても、前年度より読書冊数が増加しており、学校によっては昨年度より2倍以上の貸し出し冊数になっているところもあります。

3点目は研究指定校による研究発表会を実施いたしております。これは文部科学省、県教育委員会、玉名市教育委員会指定の研究指定校を定め、自校における研究の取り組みについての発表会であります。本年度は睦合小学校による小学校英語活動、玉名中学校における不登校児童・生徒の解消を目指した自立支援活動、小天東小学校と横島小学校による国語科教育、八嘉小学校による算数科教育の発表会を実施いたしました。いずれの発表会においても教職員のみならず、来賓の方々や保護者の方々にも多数参観をいただき、研究の成果を発表することができました。議員の方々にも多数参加をしていただき、感謝しているところであります。

4点目は玉名市教育研究所の実践があります。これは教育委員会が主導し、県立教育センターほか県内の3つの教育研究所と連携をしながら各小中学校の教職員によって、学校現場に直結する教育問題について調査・研修等を行っております。具体的には学習指導部、生徒指導部、情報教育部、郷土学習部の4部会に分かれ、基本的生活習慣の定着、算数科における学習指導、情報モラルの指導、副読本の活用等について実践的な研究を行っております。今年の8月には人吉市で県内の各教育研究所における実践について発表会がありました。玉名市からは学習指導部会が「数学的な考え方を伸ばす指導と評価の研究」についてこれまでの実践を発表いたしました。

5点目は健全な心身の育成の面からは健康・体育指導の充実により体力向上に努めております。特に学校給食を中心とした食育の推進や体育活動の充実を図っているところ

ろであります。本年度、熊本県教育委員会主催の体力向上優良校表彰において、中学校の部では岱明中学校が体力向上優良校として県内で1校選ばれており、全国でも3位の成績を残しております。また玉陵中学校は体力向上優良校として選ばれております。小学校の部でも梅林小学校、小田小学校、小天東小学校、月瀬小学校、築山小学校が体力向上優良校として選ばれております。

6点目、「スクールプライド」の発行を年2回実施しております。これは議員の皆様方にもお渡ししておりますが、各小中学校の特色ある教育活動を冊子にまとめ、教育関係者のみならず広く市民の方々にも御理解いただけるよう市民図書館や公民館等に置いて配布し、学校教育について御理解をいただくよう努めているところであります。

先ほども申し上げましたが、人づくりの基本は教育にあると考えております。学校教育、社会教育、スポーツ、文化それぞれの面から今後とも着実な実践を積み重ねてまいる所存でありますので、御理解をよろしくお願いいたします。

最後に、いま一つ「家庭教育憲章への具体的な取り組み」についての御質問にお答えをいたします。教育委員会では「玉名市に育つ子どもが、幸せな家庭の中で自己に誇りを持ち、ふるさとを愛し、心身ともに健やかで将来を担う人材に育つため」として、平成18年4月1日に「玉名市家庭教育憲章」を制定し、その普及・啓発に努めているところでございます。まず憲章の啓発につきましては、平成19年度に全世帯に配布いたしました。学校ではPTA役員会あるいは総会などの場を利用して、随時説明を行っております。そのほか子育てにかかわる方々の研修会など「家庭教育」に関係するところで憲章を取り上げて配布や説明を行ない、啓発に努めております。また憲章の中で毎月第3日曜日を「家庭の日」として位置づけ、具体的な行動の日と定めております。また憲章をポスターサイズにしたものや玉名市青少年育成市民会議と連携を図り、市内の小中学生から「家庭の日」をテーマにした図画を募集し、最優秀作品をポスターにして各行政区及び学校等に配布し、掲示をしていただいているところであります。さらに「家庭の日」の普及のためふれあい事業として小岱山での「ふれあいハイキング」を実施しております。本年度は「家庭のふれあい」を大切にした「標語」の募集を現在行なっているところです。ほかにも公民館講座の1つとして「親子でクリスマスケーキづくり」の実施、また地域においては「ふれあいファミリーコンサート」などを行なったりと徐々にではありますけれども、浸透してきているものと思っております。議員が御心配だというふうに思っておりますが、十分な普及が図られているとは言いがたい面もありますけれども、健やかな子どもをはぐくむために家庭のみならず地域や学校といった子どもを取り巻くすべての人的環境が大切になりますので、今後ともあらゆる機会をとらえて憲章の啓発と、「家庭の日」の普及を行ない、「家庭教育」の充実を目指し、活動を広げてまいりたいと思っておりますので、御理解、御協力のほどお願いを申し上げます。

おきます。

以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） おはようございます。きょうもどうぞひとつよろしくお願いたします。永野議員の教育立市について、教育長が縷々と御答弁申し上げましたが、市長にも所感を言いなさいとこういう御指摘でございますので、私なりに申し上げます。永野議員は教育というのは地域づくりの要諦だから、しっかりそのことを据えて教育立市宣言でもやりながら玉名市の教育をやっていったらどうか、こういう趣旨ですかね。私自身も教育の大事さというのは身にしみて承知しておるつもりです。小泉さんが総理就任に当たって、米100俵の精神を説かれました。厳しい時こそ教育に力を注ぐ、子育てに子どもたちに力を注いでいって、いくべきだという御趣旨であったと思いますが、政治的なメッセージとしても極めて含蓄の深い示唆であったと感銘をしながら、今も気持ちに残っております。私どもお互いの家庭の中でも感じることもあるんじゃないでしょうか。親たちが厳しい生活の中で爪に火を灯すような状態の中から子どもの教育に期待をつないでいった家庭というのは、お互いの目の周りにもたくさんあるわけで、家を再興といいますか、そういう言いかたが当たっているかどうかわかりませんが、思いでもやっぱり教育こそ力を入れていかなきゃならん、そういう思いで頑張っている家庭もあると承知をしております。今後ともそういう思いでお互いに教育の大事さというのを大事にしていかなければならんと思います。ところで宣言の話ですけれども、ちょっと長くなって恐縮ですが、ある方から玉名スピリチュアル宣言といいますか、玉名心のふるさと宣言をしたらどうかという御指導、御示唆をいただきました。非常に熱心におすすめをいただきましたので、宣言するのはいいですよと、それは何かというと私たちのふるさととは素晴らしいふるさとなんだから、玉名市民全部がそのふるさとのよさというのを改めてお互いに意識しなきゃならんと、そういう趣旨だったと受け止めているんですが、ただ問題はその宣言した後何をどういう手順で盛り上げておくかということが大事なんじゃないでしょうか。宣言したばかりでね、後が続かなければちょっと格好つきませんよと、こういうことを言いましたら、次に見えたときにはある程度の手順と言いますかね、そういうのをお持ちになった。玉名の心のふるさと宣言、ぜひしなさいと、そのためには宣言文起草委員会を設立して、市長の諮問機関か何かで設立して、1年ぐらいをめどとしてやったらいいと。玉名の心のふるさと塾もその過程の中で開けばいい。講師も立派な人を呼んでやればいい。ただ心のふるさと開発機構の設立もやった方がいい。いろんな方に参加してもらって。それから研究もやった方がいい。いろんな手順を整えて、玉名心のふるさと宣言につなげていったらどうかと、こういう御示唆を

いただいたところであります。この方の熱心な思いに敬意を表しておるわけですが、教育の大事さと同時に立市宣言をやる、言葉で教育というのは大事ですよという立市宣言をやるのはそう難しいことではないかもしれませんが、申しあげましたようにその後どういうことを積み重ねて他の市町村とはやっぱり一味違った教育構想を自分たちはつくり上げていくんだというものがきちっと示されないと、宣言倒れに終わってしまう。そういうことであってはいかんのではないかなあと、そうふうに感じるところです。永野議員、教育立市の御提言をいただきました。重く受けとめますが、同時にそのためにはこういう手順、こういうことを考えながら教育立市の実を高めていく方法もあるのではないかと。どうぞ永野議員に限らず、議員各位、御示唆いただけることがあれば御示唆をいただきたい。その中で教育こそ我が玉名の将来を作る要諦なんだという思いをお互いに熱くしていければ、非常に貴重なことにつながっていく、そういう思いがいたしております。貴重な御提言として受けとめさせていただきます。

○議長（小屋野幸隆君） 19番 永野忠弘君。

〔19番 永野忠弘君 登壇〕

○19番（永野忠弘君） 今、教育長、市長から答弁をいただきましてですね、本当にありがとうございました。教育長の答弁であります、玉名市独自の取り組みということに関しましては、大変こと細かに説明していただきまして、大分力が入っているなあと、いうふうに感じます。感じました。それと家庭教育憲章につきましてはですね、さっき教育長がおっしゃったように各家庭には配布したやつですかね。あれも私は持っていますが、それと各公民館あたりに何か大きいのを掲げてあるように思います。ただですね、うちにもありますし、その掲げてはありますけど、いろいろ啓発活動はなさっているようですが、何となくひとつ普及していないんじゃないかというふうに感じたものですから、具体的な取り組みをということで聞いたわけです。これをですね、各家庭に入っている家庭教育憲章のポスターですかね。あれを毎日ですね、毎朝その皆で読み上げればとまでは行きませんが、せめてあの中ですね、いっちょでもよか、2つでもよかけんですね、月に1回でも2回でもですね、思い出すぐらいの啓発をしていただければですね、絵に描いた餅じゃないですけど、生きてくるんじゃないかというふうに思います。さらなる取り組みを啓発をお願いしたいと思います。

それと教育立市に対してはですね、市長の思いを非常にありがたく受けとめていかなきゃいけないというふうに思いますが、市長はその立市をその宣言すれば、それなりによっぱ過程が大事になってくるというようなことではあります、私もさように思います。しかし私はですね、この宣言することによってですね、その玉名市が教育に力が入って、要するに行政もそれに力が入っているということを市民皆がですね、共有することによって、大人、親がですね、認識してまたそれを皆で共有して認識して取り組んで

いけばですね、何となく道が開けるんじゃないかと思います。そのそういうふうにするまでの取り組みがプロセスが大事かというふうに市長はおっしゃいます。だろうとは思いますが、何とかですね、文教の里として歴史のある玉名ですね、教育に力を入れた教育立市で魅力あるまちづくりは自然の流れのように考えます。地域の財産の一番は人です。人材育成を目指す教育立市は魅力あるまちづくりに最適と考えます。ぜひ検討していただくよう強く要望いたします。よろしく申し上げます。

次に農政への姿勢ということで、行政主導による農業活性化と地産地消への取り組みということですが、農業に対する問題を前回9月議会でも多くの議員の方々による活発な質問がありましたが、農業に対する関心の深さ、本市での農業への期待を強く感じた次第です。今の農業は厳しい中にあり、闇の中にあるように考えるところですが、何とか農業の活性化につながるアイデアはないものかと日々思いめぐらせておるところですが、この思いは議員の中にも多数おられるものと思います。本市も今一步踏み込んだ取り組みなり、計画はできないものかと考えるところであります。農家の方々が一場の光でも見出し、やる気、元気を引き出すような取り組みが行政の大事な仕事と考えますが、いかがでしょうか。食の安全、安心が非常に求められている今日ですが、地元の農産物への期待が、今までになく高まってきていると考えます。そういう時期でもあり生産者と消費者を結びつける地産地消の推進が今非常に大事になってくるものと考えるところであります。地産地消の推進、このことでは9月議会でも福嶋議員が質問をされ、農業の活性化にも言及されておりました。望月部長の答弁も直売所、青空市場などで販売したり、加工品にしたり、給食センターでは地元産の米を納入しているなどなどありましたが、私はもっと地産地消を強力に推進する意味では物足りなさを感じた次第です。消費サイドからも同様の話を聞いております。現在も努力されているとは考えますが、形をつくってそれも行政が先頭に立ってリーダーシップをとりながら関係団体、消費者団体、PTA、婦人会などに呼びかけ、地産地消の推進協議会などできないものかと考えるところですが。行政が先頭に立ってというのが非常に大切で、その姿、努力が農家の方々にも通じ、関係団体、関係者も認めるところとなるでしょう。その先には信頼関係もでき、必ずや本市の農業も明るさが見えてくるものと確信するものであります。行政主体・主導による農業の活性化、そのことを強く願うものです。御答弁をお聞かせください。

○議長（小屋野幸隆君） 産業経済部長 望月一晴君。

[産業経済部長 望月一晴君 登壇]

○産業経済部長（望月一晴君） 永野議員の農政への姿勢の中の行政主導による農業の活性化と地産地消への取り組みについての御質問にお答えいたします。消費者の食に対する安全安心な意識の高まりや生産者の販売が多様化する中で、消費者と生産者を結ぶ

「地産地消」への期待感が高まってきております。本市における地産地消の主な取り組み状況につきましては、先の9月議会における福嶋議員の一般質問に対する答弁の中で述べましたとおり、市内の直売所や青空市における地元の新鮮な農水産物やそれらを活用した加工品の提供、それから学校給食の米飯給食における地元産米の活用、それから玉名温泉女将の会における地元の新鮮な農水産物を使用したメニューの開発などの取り組みが行なわれているところでございます。先ほど議員から農業の活性化を図るために行政が主体性を持って地産地消に取り組むべき旨の御意見がございました。市といたしましては、この1年新たな地産地消の道を開拓すべく、市内の豆腐製造業の原料をすべて地元産大豆にできないか。2つ目として、学校給食用油の原料菜種をすべて地元農家で生産できないか。3つ目に学校給食用パンの原料を外国産小麦を使用せずすべて地元産小麦にできないかといったようなテーマを設けまして、模索をしてみたいと思います。しかしながら採算面や技術的な面から今のところ実現に至っていないところでございます。今後の展開といたしましては、従来の取り組みはもとより学校給食における地元農産物等の地産地消促進を図るためJAや物産館を窓口とした受注システムの構築についての検討を考えております。本市の地産地消を推進するために関係機関と協力しながら今後もさまざまな模索を行なってまいりたいと考えておりますので、議員の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（小屋野幸隆君） 19番 永野忠弘君。

[19番 永野忠弘君 登壇]

○19番（永野忠弘君） 答弁いただきましたが、本当に9月議会の福嶋議員に対する答弁とあんまり変わってないように思います。私は言いたかったのはですね、言いたいの希望することは、本当にこの各課、地産地消に対してはですね、農政だけでなく、やっぱり教育委員会もだろうし、いろんな課が絡んでくると思います。それをですね、企画はやっぱり企画あたりが先頭に立ってですね、協議会あたりを立ち上げて農協とか生産者団体とか、そういうところにも呼びかけてですね、推進協議会あたりができないかというふうなことの問いかけでした。答弁はどうもその辺が今ぴんとこないものがありましたけど、その辺を私はこの議会です、提案したということ企画初めですね、各課は受け取っていただいてですね、今後強力で推進なさるようお願いしたいと思います。市長、何かそういう農政のそういう姿勢に対する考えありますか。よかったですら何か、よろしくお願い致します。

で、私の一般質問終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） 農政に対する議論はずっと分けて見てますとね、この質問ある

いは議員各位の主張を見ていると、農業という区切りであり、あるいは食育であったり地産地消であったりという区切りの議論は、比率として非常に多いのではないかなと受けとめております。それだけに玉名地域としてまた議員の目線から見て、あるいは市民の目線から見てそういう関心が非常に高い、そしてそういう重要性を皆感じている。そういうことのあらわれがこの議場において農政とりわけその地産地消であったり、あるいは食育につながる視点でものを見ておられるのかなあと、そういうふう感じているところです。そういうやっぱり多くの視点がある以上は、市の行政としてそのことに大きな力点を置いて考えていくのは当然だと思います。部長答弁がもう一つ前の時からいっちょん変わってないなということですが、ただそれなりにですね、一生懸命模索はしているんですよ。例えばさっきあの菜種の話部長がちょっとしましたが、菜種プロジェクトというのをやっていますが、プロジェクトやって玉名の方で演奏会秋やった。非常にムードがあってよかった。ただそれだけに終わってしまうというのはやっぱりちょっと寂しい。それで菊池川工事事務所等にも御相談を申し上げておって、津留の河原の一体であるとか、大浜橋の下辺り等は市の方が活用されるなら、活用されていいですよというお話を伺っております。それで市の担当の諸君にですね、とにかく菊池川工事事務所とその手順についてよく相談しなさいということをついこの間数日前に指示したばかりです。それは何かというと、さっきちょっと話がありました。菜種プロジェクトやっているんだけど、何かやっぱり目線がなけりゃいかん。その玉名でつくる菜種油が小中学校の給食費分ぐらいは賄うんだというためには、どれだけの量の菜種がいるんだと。そのためにはどれくらいの広さの田畑が要るんだと、そういう検討もさせました。16町要ると言っているんですね。玉名市全部の小中学校の給食に使う油を全部玉名でつくる菜種油で賄うためには16町の広さが要る。これ今正確かどうか知りませんが、担当の者に計算してみろってやったらそういう数字が出てきた。今玉名でやっているのは1町程度なんですよ。菜種をつくっているのは。どうしようもないって、それで菊池川工事事務所の方に私は相談をしているんですが、非常に前向きな積極的な姿勢を河川事務所も示していただいておりますから、今協議をしている、そういうことを重ねながらですね、さっきから申し上げているような方向につなげていければいいと、そういう感じが持っています。それから大豆の話をちょっとしました。これは言うばかりでまだ全然手はついておりません、正直。ただ今度国も県も耕作放棄地に対する取り組みを始めました。私は国・県が耕作放棄地に対する取り組みを始めるとするならば、市もですね、それを黙ってみているということはいかがかと、ぜひ新年度に国・県のそういう施策に呼応してあるいは玉名市独自の視点で、耕作放棄地を何とか解消する方向で、そこの中でですね、豆腐の話とか何とか、具体的に検討の土台に乗せることはできないかなあとそういうふうに思っております。いずれにしろ新年度予算、新年度

事業としてはこの耕作放棄地をどう解消していくか、その耕作放棄地解消の努力の過程の中で、地産地消を含めた思いが少しでも進むように皆さんの御意見を伺って、ぜひ新年度からは何らかの歩みを始めたいと、そういうふうに思っているところです。どうぞ皆さんの御協力をお願いしておきます。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、永野忠弘君の質問は、終わりました。

13番 内田靖信君。

[13番 内田靖信君 登壇]

○13番（内田靖信君） おはようございます。13番、自友クラブの内田でございます。まず機構改革に伴います各総合支所の機能について一般質問を行ないます。平成17年10月3日に1市3町が合併しまして、早くも3年の月日が経過をいたしました。その間それぞれの状況の変化によりまして、一部の事業の追加や変更があってはおりますものの、かつて合併協議会で定められました新市建設計画に基づきまして、各事業がほぼ順調に展開をされているところです。さて、合併当初の697名でスタートをいたしました職員数は、職員の削減に伴う人件費の抑制を図ることとしまして、退職者の3分の1採用を原則に人事管理が行なわれてきたところです。合併後平成18年4月、19年4月、20年4月とそれぞれの行政事情の変化や時代の進展に対応すべき機構改革がなされ、その一環としまして岱明、横島、天水の各総合支所におきましても相次いで機構の見直しが進められ、現在に至っております。手元の資料によりまして、合併前の1市3町の職員数は玉名市が413名、岱明町が138名、横島町が61名、天水町が85名の総職員数が697名となっております。合併に伴う異動によりまして平成17年10月3日の時点で、本庁が533名、岱明総合支所が63名、横島総合支所が49名、天水総合支所が52名の総職員数は先ほど申しあげました697名の職員数でございました。その後、定年退職や勸奨退職、あるいはまたその他の自己都合による退職者の増加によりまして、平成20年4月1日現在におきます職員数は632名となっております。合併当初と比較しますと65名が既に削減をされております。現在の632名の配置の内訳は本庁が533名、岱明総合支所が37名、横島総合支所が30名、天水総合支所が32名となっております。過去3年間の総削減数65名は岱明総合支所、横島総合支所、天水総合支所の削減数65名と同数となっております。各総合支所は市民と直結した行政に携わっておりまして、現在のところ旧3町の市民の方々にはほとんど直接この本庁に出向かずとも各種の行政サービスが受けられており、大きな支障は来してはいないものの、相次ぐ機構改革に伴い総合支所機能は限界に近づいているものと考えております。そこでまず平成20年度末の定年退職者と勸奨退職者数、さらに平成21年度新規採用予定者数をあらわしていただきまして、職員数の減による今後の機構改革の方針をお尋ねをいたします。

次に地方自治体財政健全化にかかります平成19年度決算におきます健全化判断比率についてお尋ねを申し上げます。北海道夕張市の財政破綻等を契機といたしまして、自治体の破綻を未然に防ぐため、それぞれの自治体に早期の健全化政策を行なわせませす。地方自治体健全化法が一部施行をされたところです。その地方自治体健全化法に基づき、玉名市におきましては平成19年度玉名市財政健全化経営健全化審査意見書が公表されております。その中で普通会計財政健全化審査意見書におきましては、法令によりまして、1に一般会計の赤字の大きさを示す実質赤字比率、2に一般会計、特別会計、企業会計等を連結ベースで示す連結実質赤字比率、3に一部事務組合などを含めました実質公債費率、4に土地開発公社等を含めた自治体が将来に負担すべき実質的な負担等の将来負担比率、この4項目に分類をされております。合併後3年を経過しまして、執行部におかれましては、新市建設計画をもとに弾力的かつ積極的にそれぞれの事業が展開され、高度な財政判断により予算執行がなされており、4項目のいずれも早期健全化基準を下回っております。ただこれは法令の定めによるものと察しておりますが、1の実質赤字比率と2の連結赤字比率につきましては、早期健全化基準内にもかかわらず、数値の公表はなされておられません。健全財政により市政が運営されている中で実質赤字比率と連結赤字比率が早期健全化基準と照らして、どのような水準にあるのか、私たちや市民の方々には把握することができません。早期健全化基準に対しまして、実質赤字比率また連結実質赤字比率がどのような水準にあるのか、その指数をお尋ねをいたします。

次に経常収支比率についてお尋ねを申し上げます。理想的な財政運営は税収や地方交付税などの経常一般財源によりまして、人件費、物件費、補助費また公債費などの経常的な経費を十分に賄い、なおかつ相当額の一般財源を建設事業を初めとします投資的経費に当てることとされております。熊本県が取りまとめました平成19年度の市町村決算概要によりますと、県内48市町村の経常収支比率は平均で前年度より0.5ポイント上昇しまして、92.2%となっており、県下14市の平均では95.5%で町村部より市の方がより財政の硬直化が進んでいるように見受けております。この経常収支比率は財政構造健全性や弾力性をあらわす財政指数でありまして、一般的に町村部におきましては75%から80%、市においては80%から85%が適正值、標準値とされております。そこで平成19年度の玉名市一般会計の歳入歳出決算意見書の財政分析によりますと、前年度決算より0.8ポイント上昇しまして、経常収支比率が97.7%となっており、ややもすると100%に近づく数値となっております。もちろん三位一体の改革に伴います地方交付税の大幅な削減や高齢化に伴います扶助費の増加など構造的な要因が考えられますが、玉名市の経常収支比率の上昇の要因がどこにあるのか、具体的に分析されておればお示しを願いたいと思っております。

○議長（小屋野幸隆君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） おはようございます。私の方から内田議員の3項目にわたる御質問に対しまして、お答え申し上げたいと思います。まず機構改革に伴う総合支所の機能についてお答え申し上げたいと思います。議員も御承知のとおり合併協議の協定項目の1つに「新庁舎完成後、総合支所は支所に移行するものとし、支所の機能及び事務のうち、本庁に速やかに移管した方が行政サービスの効果が得られるものについては、新庁舎への機能及び事務の移行を積極的に検討する。」と明記してあり、職員採用は「合併後の先10年間は退職者の3分の1を新規採用」とする協議事項もあります。これらを踏まえまして、平成18年度に作成いたしました職員定員適正化計画の数値目標で示しております新庁舎の完成予定の平成25年度当初での職員数は557人程度となる見込みで、これは現在と比較いたしますと75名の減となります。このようなことから支所を現状のまま継続することは非常に困難でございまして、勤務する職員数が減少することは否めないということだろうというふうに思っております。現在でも段階的に支所の機能は縮小しており、現時点での新庁舎完成後の支所の業務は住民生活に密接に関連した行政サービスの提供に関する事項、その他支所で分掌をした方が住民サービス維持向上につながる事項が主なものになるというふうに考えておるところでございます。次に今年度の退職と採用予定についてであります。死亡退職者1名と定年退職者16名、勸奨退職者9名の合計26名の職員が退職し、採用は9名を予定いたしておりますので、退職に伴います職員の不補充は17名の予定ということでございます。もう既に団塊の世代の退職時期を迎えておりますが、組織機構の改革につきましては、これは全庁的に大胆な取り組みが必要でもありますので、議員の御指導御理解をひとつよろしくお願いを申し上げたいというふうに思っております。

次に平成19年におきます健全化判断比率についてでございます。健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の具体的数値が公表されていないとの御質問でございますが、今回の報告にあたりましては、赤字だった場合のみ、その比率を数値にして報告することとされておりまして、国に報告すべき様式をもとに県内各市町村歩調を合わせ作成したところでございます。御指摘の2つの具体的数値でございますが、算定上の数値を示しますと、実質赤字比率はマイナス3.06%、連結実質赤字比率はマイナス15.44%でございます。いずれも黒字の状況でございますが、赤字比率に対して黒字比率の表現をするためにあえてマイナスとして表現をしたところでございます。

次に平成19年度の決算におきます経常収支についてでございます。経常収支の比率につきましては、97.7%と前年度に比べまして0.8%上昇したところでござい

す。この経常収支比率は歳入の経常一般財源総額に歳出の経常経費充当一般財源が占める割合を示すものでございまして、用途を制限されていない経常的な収入に対する経常的な支出の割合が低いほど財政にゆとりがあり、さまざまな状況の変化に柔軟に対応できることを示す指標でございます。今回この比率が上昇した主な要因といたしましては、歳出の経常経費充当一般財源が163億7,000万円で、前年度に対しほぼ横ばいであったことに対して、歳入の経常一般財源総額が167億6,000万円と前年度に対し、1億2,000万円減少したことによるものでございます。具体的に申し上げますと歳入で住民税が税源移譲されたことによる増加分も含め、地方税として7億2,000万円増加しておりますが、一方で所得譲与税、減税補てん特例交付金が廃止され、合わせて6,200万円の減少、また普通交付税と臨時財政対策債の減少、減税補てん債の廃止を合わせ2億4,000万円減少し、結果的に歳入の経常一般財源総額が減少しているというところでございます。ちなみに経常経費充当一般財源につきましては、人件費で1億6,000万円、補助費等で4億6,000万円それぞれ減少しておりますが、扶助費が5,000万円、公債費が2億8,000万円、繰出金が2億7,000万円増加し、結果的には前年度とほぼ横ばいということになっているところでございます。

大変申し訳ございませんでした。所得譲与税、減税補てん特例交付金が廃止され、合わせて6,200万円というふうに申し上げましたが、6億2,000万円の減少でございますので、訂正させていただきたいと思っております。申し訳ございませんでした。

○議長（小屋野幸隆君） 13番 内田靖信君。

〔13番 内田靖信君 登壇〕

○13番（内田靖信君） まず機構改革に伴います各総合支所の機能について再質問を行ないます。玉名市職員の定員適正化計画におけます平成21年4月の総職員数の目標は633名とされておりまして、当初の計画より相当に速いスピードで職員の削減が進んでおります。人件費の抑制という観点からは、これは喜ばしいことではございますが、一方複雑高度化する行政需要に対応するために執行部におかれましては、継続的に組織や機構の見直しが求められていることは十分に理解をしております。ただ各総合支所の現状は総務振興課におきましては、区長会や防災時消防業務、交通安全対策や防犯に関する業務、また今年の4月に市民課と福祉課を統合しました市民福祉課におかれましては、各種受付事務や健康保険事業、さらに建設経済課におきましては主幹産業の農業振興や商工業の振興、農業委員会に関する事務などどれをとっても市民に直結した業務が行なわれております。また12月1日に合併予備調印が行なわれ、21年4月に発足予定の玉名市土地改良区の業務につきましても、現在まではそれぞれの総合支所におきまして土地改良事業に関する事務が行なわれてきたところです。土地改良区での事務も合

併とともに事務局を統合するものと思われませんが、一括事務では現場との意思の疎通を欠くことにもなりかねません。新たに発足予定の土地改良事業はスムーズに展開されま
すよう各総合支所におきましても何らかの人的支援の必要があると考えておりますが、
執行部の見解をお尋ねいたします。また新庁舎建設後の総合支所の支所への移行は私も
十分に理解をし、承知をしておりますが、それまでの総合支所の機能維持につきまして
は、十分な配慮を要望するところでございます。

次に自治体財政健全化につきましては、早期健全化基準における実質赤字比率が法
で定められた基準12.67%に対しまして、玉名市はマイナス3.06ということでは
か。また連結赤字実質比率が法で定めた基準17.67%に対しまして、玉名市はマイ
ナス15.4%となっております、それぞれ早期健全化基準を大きく下回り玉名市財
政の健全性が見てとれます。次回の決算認定においては、財政健全化審査意見書におき
まして、実質赤字比率また連結実質赤字比率を示していただければ、玉名市財政の健全
性がよりの確に把握できるものと考えていますが、執行部の見解を伺います。また最後
に経常収支比率がこれ以上上昇しますと政策的経費に当てる財源が枯渇する恐れがござ
います。執行部においてはどのような改善策を検討されているのか、見解を伺い、私の
一般質問といたします。

○議長（小屋野幸隆君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） 内田議員の再質問についてお答え申し上げます。5つの土
地改良区の合併につきましては、粛々と進められているところでございます。土地改良
区の事務事業及び事務局の設立、事務局職員の配置などにつきましては、今後発足され
るでありましよう設立委員会におきまして、各方面からの要望意見に基づき協議がなさ
れ、行政としての人的支援の必要性があれば対応したいというふうに考えているところ
でございます。

次に健全化判断比率についての再質問でございますが、議員がお話されましたとお
り数値が示してなければ健全性の把握ができないのは当然のことでございますので、来
年度の報告につきましては、黒字となった場合でも算定上の数値をお示するようにし
たいというふうに考えております。それから経常収支比率についてでございます。歳入
の確保と歳出の削減の両面から策を講じていかなければならないというふうに考えてお
ります。まず歳入面におきましては、引き続き税の徴収の強化に努め、歳入の確保を
図る一方歳出面におきましては、退職職員の3分の1の新規採用による人件費の引き続
きの削減、公営事業会計への適性運営による補助金・繰出金の見直し、高利率の公債費の
繰上償還、財政の長期見通しによる適正な予算規模を見通した財政運営に努めていく所
存でございますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、内田靖信君の質問は、終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時18分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） おはようございます。いつもちょっと慌てるんですけども、今日は前の方が少し早く終わらせていただきましたので、安心して落ち着いて時間たっぷりしていきたいと思います。私は玉名市議会にもう3年になりますけれども、前田議員の質問をいつも聞いてまして、あんなふうにゆっくり話せたらわかりやすくいいのになあとと思いながら、3年経ってまだまだそこに行きつかないんですけども、きょうはちょっと余裕がありますので、ゆっくりやっていきたいと思います。きのう俵まつりのいろいろ御意見出ましたけども、私はそうですね、市の執行部として環境フェア、それから健康フェア、いろいろ催し物あって大変だったと思います。今回場所が変わったところでトイレが非常に市民会館も使えるし、あちこちにあってよかったなあというふうに感じました。それからもう1つは食の催し物ですね、あれはとてもよかったなあ。特にテーブルを出してあったのがとても和やかでよかったなあ。やはり食の祭典みたいなものをもう少し加えて広げていかれたらいいんじゃないかなあとと思います。私たち女性はというと、女性もいろいろですけど、やはり家族においしいものを食べさせたいという気持ちがありますので、食べ物があると何か食べてみよう、買ってみよう、何か自分のレパートリーが広がるんじゃないかなあというふうに考えますので、食べ物があるということは非常に楽しいですし、また皆で食べると心も本当に和んできますので、ああいう玉名はやはり食の祭典を取り入れた、そういうことも今後考えていただいたらいいかなあと感じました。

本題に入ります。食と農のまちづくりについてです。きょうは教育立市の話もありましたけども、それからまた、市長の方に心のふるさと何とか宣言という話もあったと聞きましたけども、私としてはそれより何より、やはり玉名は食と農のまちづくり宣言の方が一番いいんじゃないかなあというふうに、きょう話を聞いていて思いました。おかげさまで生ごみ堆肥の野菜づくりはどんどん進めていただきました。ある保育園では新しく畑も整備していただいておりますね、来年からも続けられるようにというふうな体制をつくっておられます。本当に一部の保育園や学校では立派な野菜が育ってきています。子どもたちは自分たちがつくった堆肥でできる野菜はどんな味がするのだろうか

楽しみにしています。野菜ってスーパーにあるって言うんですね。人参って赤いのが人参と思っていたわけですけども、自分たちの持ってきた生ごみが土になって、そこに小さな種を蒔くと、やがて土から小さな芽が出て、おいしい野菜ができるということを体験した子どもたちは野菜が大好きになります。人参に葉っぱがあるということにも驚きます。こういうふうな体験を広めてくださってまず関係者の皆様の御努力に本当に感謝しております。また食育推進計画もいろんな立場の方の情報交換の場となり、とてもいい方向に進んでいるというふうに私はあちこちから聞いております。食事のバランスのとれた食事の普及活動をしている方が、そこに来たことで自分たちのところに来る方とは違う一般の方の食事の状況を聞いて、現状を聞いたことによって驚かれたり、そういう情報を共有する場になって、非常に有意義だったということを知っています。このような積極的な動きを目の当たりにしますと、本当に合併してよかったと心から思います。ところで私も市内のある小学校の食育プログラムに参加させていただきました。市長も教育長も御存じの長崎の「台地と命の会」の吉田先生の食育の講義を聞いて、子どもたちが1カ月だけ頑張ってみるといふものです。家庭の協力があんまりなくてもできる7つの約束のうち、3つ以上頑張ってみるといふものです。その7つというのは感謝して食べる、最初の一口は100回噛む、その後は30回です。御飯と御飯の間は水かお茶しか飲まない、おやつに甘いものを食べない、油ものを控える、これはアイスも安いものはほとんど油でできてますので、アイスクリームも含んでます。朝は御飯と味噌汁、季節の野菜を食べるの7つでした。この7つのうち3つ以上自分で決めて1カ月頑張るといふ取り組みです。私驚いたことに他の学校で1カ月取り組んだら子どもたちが集中力が出来たとか、元気になったという報告がありましたので、このような結果が出るようにしてくださいというふうにお願ひしたわけなんですけども、まさか私の今までの50何年の人生の中で食事を変えて1週間で自分が変わるという体験をしたことがなかったので、本当かなという気持ちもありましたけども、これをやってきて1週間経って眠気が取れてきましたという子どもがいました。まず4年生で授業中眠いのかということもまずびっくりいたしました。それからぐっすり眠れるようになったという子が非常に多かったです。2週間ぐらいしてぐっすり眠れるようになった。4年生がぐっすり眠れないのか、今の子はそうなのかということがまたそのことにも驚きました。うんちが出るようになった。元気になった、朝起きが楽になった、早寝、早起きができるようになった。つまり寝つきが悪い子がいるわけなんです。朝ごはんを食べるようになった、外で遊ぶようになったなどの声が聞かれました。たまたまお母さんにも出会いましたので、子どもたちが食事を変える取り組みをしているけども、お宅のお子さんどんなですかって聞きましたら、元気になりましたって言いましたので、元気になったって具体的にどういうことですかって聞きましたら、前は家の中ばかりにいたんだけど、外に

遊びに行くようになった。それから、「うんちうんち」って言うふうになったので、あ
あうんこが出るようになったんだなあって、そういうふうに思ってますっていうふうな
ことでした。つまり今までは何日に1回出てたのかなっていうことです。私は何より驚
いたのは夕方行ってみますと5時半頃でも6時頃でもスポーツの指導者のもとでスポー
ツしている子どももいます。そういうふうにスポーツをしたり元気にあいさつをしてく
れる素直でかわいいこの子たちがこれほどの健康問題を抱えていたのかということだ
す。途中で出会ったときに子どもたちが夜目が覚めるんですけど、どうしたらいいんで
すかって聞く子がいるんです。4年生で夜中に目が覚める、あなたたちは年寄りみたい
だねって。数人の子どもにはおしっこに起きるんでしょって。寝る前の果物止めたら
いいよって言ったら、果物我慢したら夜眠れるようになりましたって子どもたちが言っ
てました。元気いっぱいのはずの小学生でも熟睡できない子や朝から疲れている子、これ
を始めて朝起きてからの疲れがとれましたって4年生が書いているんです。朝ごはんが
入らない子、授業中眠い子、そういう子がいるというのは本で読んだことありましたが、
玉名の子もそうなのかと驚くとともに心が痛みました。また保護者も一丸となって
この食育プログラムに参加していただければ、もっと大きな差が出るに違いないと感
じています。1カ月経ちましてから担任の先生にこれをしたことで、先生目から変わっ
たことはありませんかってお尋ねしました。今までの感想は子どもたちの内面の変化です
ので、外から見て感じたことありますかっていうふうに尋ねましたところ、給食の時間
に非常に騒がしかったんだけれども、座って食べれない子もいたんだけれども、落ちて
いて食べれるようになりましたというようなことでした。保育園でも皆座って食べるの
に、そんなに座って食べれない子が小学生でもいるんですかっていうふうにびっくりし
ましたところ、今の学校はどこでもそうですよ、自分のところだけ特別じゃないんです
というようなこと言われました。また市内の小中学校の出席率も見せていただきました。
教育長さんに御協力いただきまして、御足労いただきまして資料をつくっていただ
いたんですけども、その結果を見ますと欠席が多い学校では大体出席率97%というこ
とは3%休むということですから、大体年に1人平均6日休んでいます。1人平均6日
ということは休まない子も多いわけですから、これ不登校や怪我を除いた病気欠席の数
字ですので、まったく休まない子もいれば年に12日も休む子がいるというわけで、や
はり私たちの頃より体が弱くなっているなあというふうに感じました。食育に取り組ん
でいくとまた新たな問題が見えてくることと思いますが、全力で取り組んでもらいた
いと思います。そうなれば今までこの議会で明らかになったいろんな子どもたちの問題の
かなりの部分が解決できるだろうというふうに私は確信しています。この計画も終盤に
かかっていると思いますので、進捗状況をお伺いしたいと思います。

さて9月議会で完全米飯給食にして、非行もゼロになり成績も上がった学校がある

というふうに申し上げたと思いますが、そのことについて本当かなあって、本当にそんなことあるのかなあと思うんですよという声が幹部の方からありました。まったく正直な感想でして、私たちの今までの常識から考えますとそのようにお思いになることも無理からぬことかと思えます。私たちの世代ではたんぱく質とかビタミンとか成分の話ばかり教えられてきましたので、御飯と和食で成績が上がったなどと聞かされても信じがたいのも無理ありません。そこで私は東京に行き、この改革をされた元校長先生の大塚先生のお話を直接聞いてきました。この先生は食べ物と子どもたちの行動との関連はあるに違いない、でもそれを説得するために多くの人に理解してもらうために裏付けを取らなくては行けないということで、スポーツ大会の日は給食がありませんから弁当です。この日に朝の5時からコンビニに行って待機していて、どういう親子が弁当を買いに来るかを調べたそうです。朝早く髪をぼさぼさにしながら子どもと一緒に弁当を買いに来る親を見たと言われてました。そして学校に帰ってからその子の成績と素行を照らし合わせてみたところ、やはり関連があったということで周囲を説得して給食を改善していき、その結果相当荒れていた非行もなくなり、成績も見事に上がったということで、今とても注目を浴びている方です。毎日新聞がこれを応援していこうと御飯が子どもたちを変えたというこの小冊子を出されてます。本当に教育の現場で取り組んで、食べ物を変えると子どもがこんなにも違うということが多くの人にわかっていただきたいと思ひまして、私はこの本をいろんな方に薦めましたが、短期間にもう200冊あまりの本が出て行ってます。一般の方というのは自分のこととして考えますので、自分の娘に読ませたい、嫁に読ませたいと何冊も買われる方もいます。また一方、今の学校の子どもたちが落ち着きがなくてびっくりしました。私の子どもの頃の授業参観の様子と随分違いますと話しましたところ、それが必ずしも食べ物と関連があると言えるのだろうかという御意見もいただきました。しかし食べ物を改善したところ驚くほど子どもが変わったという報告は日本でもアメリカでも確かにあります。広島県福山市、尾道市では1,169名の中学生に対し、大学の先生が中心となり食生活といじめなど問題行動との関連を調査しています。既に40年も前にこの調査が行なわれ、食事の内容が悪くなるという結果が出ている、吐き気がしてすぐにかっとして根気がなくなり、学校に行くのも嫌になるという結果が出ています。鈴木雅子先生という医学博士で20年前からたくさん本を出して警告をされています。また今年の11月の新聞にはいじめの報道がされました。全国的には減少しているが、実態を把握してない可能性もあるので、問題は深刻であるとそのようにコメントしていました。残念なことにいじめの件数では熊本県は全国の平均の3倍以上となっています。4倍近くです。それにしても40年前に既にいじめと食生活との関連があると本まで出されているのに、まったく未だに日の目を見ないでいることは残念なことです。私たちは国や県などの指示には従わざる得ないので

取り組むが、そうでない情報については信憑性が疑われると思ったり、目の前の仕事で精一杯でよそ見する余裕がないなどの理由で大事なことを見逃すことが多々あると思います。そんな大事なことなら国が言うはず、国が問題にするはず、国が出している方針だからこれでいいんだとつい思ってしまいます。しかし今までも一生懸命やってきたつもりなのに問題が続出しているわけですから、これからは自分たちで聞いてみたい講師を探してこういう実際行動を起こして、子どもを元気にしてきた実践家を招いて皆で学んでいただけたらいいかと思えます。現場で地道に活動して確かな実績を積み上げられてこられた方々を玉名にお迎えして、皆でしっかり勉強して本当に米飯和食で成績が上がるのとか、こういうことを先生に聞いてみていただきたい。本当に食事で子どもの心が変わって信じられないんですけど、本当ですかって疑問を1つ1つ取り除いていって自信を持って推進していただきたいと思えます。講師を招く費用が少しかかるかも知れませんが、講師を囲んで関係者が膝詰めでお話を納得いくまで聞くことができれば、皆一丸となって玉名の子どもたちのために頑張れると思えます。使命感と熱い思いで邁進できると思えます。私はこのような研修の機会をぜひ準備していただきたいと思えますが、いかがでしょうか。研修計画についてお伺いします。

次は低体温の問題です。以前にもこの問題で質問いたしました低体温についての共通認識ができたとは感じましたので、何がしかの対策を考えてくださるだろうと期待して今日まで来たわけですが、その後どうなっているのか聞いておりませんので、再度取り上げました。実は私は待ちきれなくて2つの小学校で体温測定をしていただきました。そうしましたら1つの学校では本当に自然いっばいの田舎の学校なんですけども、36度以下の低体温の子どもが3割以上いました。その中には34度台の子どももいます。つまり34度台の子ども、35.2度、35.3度といるんです。私たちの時代は36度5分から37度がほとんど当たり前だったそうです。8割がそのくらいだったそうです。酵素というのはある一定の温度で活性化するわけですから、その範囲外というのは酵素の働きが悪く何らかの体への影響があることは確かと言えます。まず免疫力が低いことに加えて、元気が出ない、活力がない状態ではないかといえます。34度台となりますと体がだるかったり、緊張感を保てなかったりと授業にも弊害が現れるのではないかと思います。私は34度台、35度2分とか年配の方ならわかりますが、一番元気な小学生がこの体温ということは半分冬眠状態じゃないかなあというふうに、本当に授業中集中していられるのだろうかと思えます。国や県が問題にしないことはあえて取り上げる必要がないかとお考えかもしれませんが、私はこの現象はどうも大変なことではないのかと危惧しています。東京都の教育委員会でも都内のある学校全校の調査をしています。また佐賀の濱小学校でも全校調査をいたしまして、ここでは低体温が16.4%、年々増加しているのではないかというふうに書いてありました。自分の体温を知

るということは自分の体の状態を知る一番簡単な方法ではないかと思えます。体温が低い子どもは体温が上がることを目標に食べ方や生活を考え直す、とてもよい教材になるのではないのでしょうか。また自分の体を知る客観的な情報として、健康管理にぜひ取り入れていただきたいというふうに思えます。学校として、教育委員会として、このことをどのように受け止めて対策を考えていかれるかお伺いしたいと思えます。

○議長（小屋野幸隆君） 市民環境部長 黒田誠一君。

〔市民環境部長 黒田誠一君 登壇〕

○市民環境部長（黒田誠一君） 近松議員の食と農のまちづくりについて、その中の食育推進計画の進捗状況と関係者の研修体制についての質問にお答えをいたします。食育は生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性をはぐくむための基礎づくりとなる重要なものでその推進が求められているところでございます。本市におきましては、7月に保健センターを中心に庁内関係各課、関係団体との連携を図り食育推進計画の策定に着手をしております。計画策定にあたっては地域の特性を生かした自主的な食育を初め、健康、教育、農林水産等の各分野が連携した取り組み事業を検討する必要があります。また関係者や関係団体とがそれぞれの役割に応じた取り組みを図るとともに家庭や保育所、学校、地域等が一体となった取り組みについても明確化する必要があると考えております。このようなことを踏まえ、7月から今月の12月までの5カ月間に関係各課による会議を6回、また関係団体との代表者による会議を3回開催し、それぞれの立場での現状と課題、それに対する方向性と具体的な取り組みについて検討を重ねてきたところでございます。また、あわせまして市独自の事業についてもアイデアを出し合っており、その中から実現可能なオリジナル性の高いものを絞り込むことでより特色のある事業になるものと考えているところでございます。今までの会議等の中で食育推進に関する意見、提案はおおむね出し尽くされております。現在それらを整理しているところでもございます。今後は来年3月末をめどに玉名の地域性を踏まえた独自性のある取り組み事業を盛り込み、時代に即応した的確な食育推進計画となるよう素案づくりを進めているところでございます。また推進計画をより実効性のあるものにするため、施策を効果的、効率的に推進する観点から計画の進捗状況を把握、評価する必要があり、そのためには進捗状況を管理する組織の構築も緊要の必要な課題であると考えております。当然ながら事業を推進する上で議員御提案の計画策定に携わった関係者を初め、計画を推進する関係者に研修体制を充実することは大変必要であるというふうに考えております。どういう方法で実践すれば効果的な成果につながるのかと、実績のある専門的な研修は関係者にとっても大変有意義であり、意識の向上にもつながりますので、今後とも検討してまいりたいと考えておりますので、議員の御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） 近松議員の低体温の子どもたちの現状と対策についてお答えしたいと思います。その前に近松議員が食に対する取り組みからいろいろと教育問題に関心を持たれ、日頃から熱心に取り組んでおられるということ、それからまた実際に小学校に行かれて子どもたちに指導をされておられることに対して敬意を表したいというふうに思っております。低体温について、各学校の詳細なデータというのとはっておりませんけれども、体温の低い状態35度台の子どもたちが以前よりは少し多くなったと、このことについては私も十分聞いております。その原因といたしましては、今年の12月議会でも申し上げましたけれども、子どもたちの食事が必要な栄養素が取れてないということ、あるいは砂糖類を非常に多くとると、あるいは不規則な生活をしたりしていると、そういうような子どもたちの体温は下がってくるというようなこと、そして免疫力も働かなくなるということで、食事のあり方と密接な関係があるということについては十分学校側の方も承知しているというふうに思っております。その低温対策といたしましては、規則正しい生活を送り朝昼晩の食事をきちんととって、早寝早起きを実行することが大事だというふうに考えております。そういったことから食が重要であると考え、食育の推進や基本的な生活習慣の確立、早寝早起き朝ごはん運動の推進を現在も学校をあげてやっているところでございます。また平成23年度までに国や県も朝食欠食率を0%という目標を掲げておりますので、玉名市といたしましても学校訪問や校長会議を通してその目標を達成できるよう指導しているところでございます。きょう議員の方々にもですね、教育要覧というのをちょっとお配りしておきましたが、その13ページにですね、玉名市の学校教育目標というのを掲げております。永野議員の質問のときにも申し上げましたけれども、健康体力の向上のところの3番目に「あらゆる教育活動に食の意義、重要性を位置づけ、望ましい食習慣の形成を図る」というような目標を掲げて実践をしているところでございます。食育に関しましては、国も県も大変重要であるというようなことで、目標として掲げてあります。先ほど国・県が取り上げないことについてはあんまり関心がないような御言葉もあったやに聞こえましたのであえて申し上げておきたいというふうに思っております。ただこの低体温の子どもたちについての視点からの取り組みはですね、まだ正直なところ進んでないというような現状だと、今後は詳しいデータの集積あるいはそれに対する取り組み等について研修する必要があるというふうに思っておりますので、玉名市の食育推進計画とも関連させながら子どもたちの健康づくりのために努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げておきたいと思っております。

以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 7番 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） 食育推進計画を進めるに当たっての研修はまた考えてくださるということなんで、ぜひ予算措置をお願いしたいと思います。それから低体温の子どもにつきましては、学校も忙しいと思いますけども導入を検討していくということで、本当にありがたいなあと思います。いろいろ学校でも食育を進めておられるということですけども、それを進めてきてもこれだけの問題があるということはやはり腰を据えてやっていかないと、私は追いつかないだろうと思います。やっているやっているとやられて現状ですので、このままやっていたら子どもが悪くなる方が早い、食い止めることもできるかなあというふうに私としては感じています。低体温の子どもがいた場合、それをどう指導していくのかということはまた今後の課題だと思います。私も1カ月やってみて11名のうち4名が確実に上がりました。でも上がらない子もいました。どうして上がらないのかというのが直接お話しする機会もありませんでしたので、わかりませんでしたけど、本当に今後の課題だと思いますが、とても大切なことですので、英知を絞って取り組んでいただきたいと思います。ところでこの問題に取り組んでいる濱小学校の通信にこんなことが書いてありました。低体温についてですけども、「朝御飯を食べない習慣がある人は代謝率が下がるという話も聞いたことがあります。いずれにしても人としての健全な成長を奪われていることになりますので、医学的な研究を急ぎ、健康上の課題としてもっと声高に叫ばなければならないと思います。」こういうふうに低体温の調査をして、その調査結果を御父兄に返した通信に書いてありました。私この言葉に非常に感激しまして、本当にもっと声高に叫んでいかななくちゃいけないんだ、子どもにこんな問題があるんだということを知らしめていかなければいけない、そのことによって研究は進むであろうというこの言葉に感激しまして、私学校を調べまして電話をしました。これを変えた方はどなたですかって聞きましたら、校長先生がされているんだそうです。校長先生が担任の先生は教科の指導で忙しいんだから、家庭の教育力とかこういうことは自分がしているんですよって言うふうに言われてまして、なかなか学校はプライバシーを大事にするので、やはりこの成績の開示のこともそうですけども、子どもたちへの影響を考えてなかなかすることがいいのかどうかということで、閉鎖的になりがちですけども、今はそんなこと言っている状況ではないんだ、子どもをめぐる問題というのは皆で考えなくちゃならない、そういうことをこの校長先生言われまして、大変共感しました。またこの低体温を調べてみましたら、今は午後に体温が上がりすぎて高体温の子がいることも問題だというふうに書いてありました。こういう子は運動した後、熱中症にかかりやすく命にかかわることも考えられるということです。人間は恒温動物、これは変温に対しての体温が気温にあまり左右されない恒温

動物ですから、日内変動は0.5度ぐらいだそうです。ところが1度以上変化する子が4割もいたという調査結果もありました。温暖化の影響で気温も上がってきていますので、熱中症で死に至る事故が起きないようにこのことも含めて現状をよく把握してしかるべき対策をお願いしたいと思います。本当に原因は何なのか、対策はどうしたらよいのか、戸惑うことも多いと思いますが、だからといって国も県も関心を示さないからといって、この問題を放置してよいのか、問題は問題と世間に知らしめない限り先に進まないと思います。

じゃあ次は市民農園についてです。今年は堆肥づくりに生ごみ堆肥づくりに励みましたので、よい堆肥ができて私も生まれて初めて立派な野菜をつくることができました。また先日筋トレの忘年会の場では生ごみ堆肥でつくった野菜は柔らかくてまた甘みがあり、美味しいね、楽しいねとあちこちから話が出ていまして、本当にこの運動をしてきてよかったとうれしく思いました。また、ほうれん草は霜が降るようになると葉が凍らないように、糖分を葉に集めるので、甘くなるんだとか、キャベツの葉は大事な芯を冬の寒さから守るために幾重にも巻いているんだという話を聞き、植物って賢いなあとまるで動物みたいに親近感がわいてきました。よく動物を飼ってあげると子どもが優しくなると聞きますが、野菜を育てるともっと子どもたちが優しくなってくるような気がします。段ボール堆肥も少しずつ普及してきましたが、野菜を育てる楽しみがないと途中で挫折してしまいがちです。そこで畑がない人のために市民農園があちこちにあったらよいのではないかと思うのですが、借りたい人と貸したい人の橋渡しをしてくれる人がいないとこれもうまくいきません。熊本周辺では市民農園が盛んで人気があると聞きました。玉名では取り組んでみてはいかがでしょうか。市民農園の開設をしてみたい人の講座を開催するとか、取っ掛かりを市がしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

次は学校給食に地産地消についてです。玉名地域でも農業で生活が成り立たなくなっていることから農家が減り、勤め人が増えて核家族が増えると様変わりをして来ました。20数年前私が働いていた頃にはアパートで暮らしていたお母さんってほとんどいませんで、3世代同居でしたけども、今は逆に同居している人が少ないような時代になってきました。今、ある学校の調査ではこれは玉名市の調査ですけども、朝、パン食が半数でした。それも菓子パンが多いのではないかとされています。朝からメロンパンを食べてきましたとかですね。パンだけ食べてくるとかです。朝もパン、昼もパンでしたら、御飯は夜だけになります。夜は多分御飯を食べていると思いますけれども、私今度の調査をしてみましてびっくりしましたけども、ほとんど御飯を1杯しか食べてません。4年生も5年生も8割ぐらいが1杯でしょうか。朝パン、昼パンならこの子たちは1日に御飯は茶碗1杯しか食べないんだなあというふうに思いました。玉名市で来年度

から米飯給食を1回増やしてくださるということなので、とてもありがたく思っておりますが本当に農業を潰すのは消費者ではないかと思うこの頃です。では育ち盛りの子どもがスポーツをしている子どもがなぜ夕飯茶碗御飯1杯だけで足りるのか、後は何を食べているのかと言えばジュースにお菓子、アイス、スナック菓子、つまり砂糖と油と小麦粉です。せめて学校の給食ではこのような砂糖、油、小麦粉を減らしてしっかり地元の食材でおなかを満たしてもらいたいものだと思います。現状はどのようになっているかお伺いします。特に果物が豊富な玉名市でありますので、バナナやオレンジなど牛乳、果物を出すより季節の果物を地元の果物を取り上げてほしいというふうに思います。保育園なども生ごみ堆肥をしていますと、バナナというのが結構よく出ますけども、本当に地元がたくさん果物があるのになあというふうに思います。

次は少子化対策についてです。人類の将来を考えますと人口はあまり増えなくてもよいのですが、日本の急激な出生率の低下は人口のバランスを崩し、大変な世の中になってくると予想されます。子はかすがいという言葉もありますが、子どもの存在は夫婦だけでなく家族、地域のつながりも密にしてくれます。最近では婚活という言葉があるようで、就職活動を就活ということから婚活という結婚活動、婚活という言葉が生まれたようです。先日、男女共同参画の催し物で婚活の勧めというものに私も参加してきました。そこでびっくりしたのは現在子どもを育てている方が結婚しなくてもよいが、しなくても楽しく暮らせる、どっちでもいいと思うみたいな意見がありました。結婚しない方がそう言われるのはそうかなあとと思いますけれども、子どもがいる方もそういうふうなことを言われるというのは非常に私は残念でした。子どもがいて、またそのまた子ども、孫の成長を見られるというのはなんとも幸せなことですし、老いた親の世話をしていくのも人生の課題を乗り越えていくのも1人よりも2人の方が楽であると思えます。今の玉名の少子化の問題は子どもを産む数が少ないということよりも未婚の方が多いというふうに聞いております。そこで市として少子化の問題をどのように考えているか、お伺いいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 近松議員の一般質問の途中でございますが、ここで昼食のため、午後1時まで休憩をいたします。

午後 0時03分 休憩

午後 1時05分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

産業経済部長 望月一晴君。

[産業経済部長 望月一晴君 登壇]

○産業経済部長（望月一晴君） 近松議員の食と農のまちづくりの中の市民農園につい

ての御質問にお答えいたします。本市における市民農園いわゆる貸し農園でございますけれども、現在農林水産課で把握しているところは2園でございます。1つが天水の草枕温泉てんすいが運営しております草枕展望農園で1区画の面積が約25平方メートルで、全60区画があり、利用料金は温泉の入浴券や食事券と組み合わせ年間1万円、それから2万円、3万円の3種類がございます。今1つは玉名市松木において個人の方が開設されており、1区画の面積は約50平方メートルで全22区画あり、入園料は年間3,000円となっております。さて議員からの市民農園の貸し手、借り手の仲介役を市が行なってはどうかというとの御提案でございましたけれども、農業の担い手不足や高齢化が進展する中、貸し農園は農地の活用策として有効であり、また耕作放棄地解消の一方策としても位置づけされているところでございます。市といたしましては、貸し農園の開設者に対する法的な問題のアドバイスや開設者の組織化また借り手募集などのバックアップを行なってまいりたいというふうに考えております。ちょうど12月1日号の広報たまなにおきまして、貸し農園のみならず農家民宿なども含め、都市農村交流に取り組んでおられる方や今後取り組みたいと思っておられる方に各種情報を提供するため、現在希望者の募集を行なっているところでございます。まずは市民農園開設希望者の実態を把握することから始めたいというふうに思っておりますので、議員の御理解と御協力をよろしく申し上げます。

○議長（小屋野幸隆君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） 近松議員の学校給食における地産地消についてお答えいたします。地産地消につきましては、これまでも各議員より御意見をいただいておりますので、各センターや単独調理場におきましても地元の食材をより多く学校給食に提供するように取り組んでいるところでございます。議員御質問の学校給食における果物類の使用状況につきましては、調理場により献立内容が異なりますけれども、時期に応じててんすいのミカンはもちろん横島のイチゴ、荒尾の梨、宇土三角方面のネーブルや甘夏などの地元及び県内産を初め、りんごなど国内産の果物を使用しているのが現状でございます。しかしながらバナナは子どもたちの人気メニューであります。フルーツのヨーグルトあえ、あるいは生クリームあえに使用されており、これについては今後も続けてまいりたいと思っております。今後とも安全な学校給食を第一に考え、地産地消に積極的に取り組んでまいりますので、議員の御理解御協力をよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 福祉部長 井上 了君。

[福祉部長 井上 了君 登壇]

○福祉部長（井上 了君） 近松議員の少子化対策について市の現状と対策についてお答えいたします。玉名市におきましても多くの市町村と同様に少子化が進展しております。出生数が平成2年の763人から平成19年が555人というふうに比較しまして17年間で208人減少しております。特殊出生率も1.81から1.57へと低下しております。この要因といたしましては晩婚化、未婚化、結婚後の出生ペースの低下など社会経済の変化などが考えられているところでございます。このことは市の経済や地域社会そのものを支える生産年齢人口が減少し、今後の市民生活に影響を与えてくること懸念されております。少子化対策につきましては、今年6月に庁内において児童の出生率の増加や安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進するために関係8課の職員で構成する少子化対策プロジェクトチームというものを立ち上げております。プロジェクトチームでは出会い、結婚、出産、子育ての4つのライフステージごとに少子化対策案を設定し、市民の皆様の視点で少子化がなぜ進んでいるのか、どうすれば食い止められるのか、そのためには何が必要なのかを市職員を対象としましたアンケートの実施でありますとか、先進事例を参考にしながらアイデアを出し合ったところでございます。その結果、重点的に取り組むべき施策や具体的な内容につきまして11月に市長へ少子化対策に関する提言ということで提出されたところでございます。具体的な内容といたしましては、出会いから子育てまでのそれぞれのライフステージにおきまして、7つの提案がなされております。結婚していない多くの理由が適当な出会いがないということが一番多いため、民間会社と提携したお見合いパーティーの開催でありますとか、県が実施しております不妊対策事業の普及を図るための啓発活動、第3子目以降の子どもを有する世帯を対象とした子育て支援金の給付でありますとか、家賃の補助、男性への育児休暇取得への啓発活動、中学生以下の子どもを3人以上扶養する世帯への住宅取得に対する補助、第3子目以降の子どもがファミリーサポートセンターなどの制度を利用する際の利用料金の無料化でありますとか、そういうものが提言されているところでございます。今後少子化対策を考える中で、この7つの提案を峻別しつつ取り組むとともに来年度に策定予定でございます次世代育成支援行動計画の後期計画に少しでも反映できればというふうに考えております。

以上です。

○議長（小屋野幸隆君） 7番 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） 市民農園は早速市民に情報提供とかバックアップを考えてくださるということですので、本当に期待しております。どうぞ多くの方が作物を作る喜びをそしてそのことによって農業のまた厳しさ大変さを理解するきっかけにもなると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。給食における地産地消は私思っていた

よりは地元の果物を使っているということで安心いたしました。バナナもヨーグルトあえとかそういうときに使うということですが、できるだけ地元の野菜を多く使い、果物を中心にということ、また今後ともよろしく願いいたします。

それから少子化対策ですけども、プロジェクトチームをつくって市としても積極的に考えてしているということを伺いまして、安心いたしました。7つの提案が出されているということですけども、私はその中で今お話聞きまして、やはり現代版お見合いパーティーみたいなものも今は考えていってもいいんじゃないかということを思います。先日、婚活のすすめというのに参加しました時に、合志市からも男性が来てまして今は結婚をするときにやはり積極的に動かないといけない時代なんだなあと言われて来られておりました。やはりもう少しフランクに結婚活動を就職活動みたいに相手を見つけようというふうなのが、そういう風潮にどんどんなってくれるといいなあと思いますので、またそういう諸団体のお話を聞きながら協力をいただきながら、こういうことも検討していただいてもいいんじゃないかなあと思います。それから男性の職員、男性の育児休暇についてはぜひ進めていただきたいですし、特に市の職員が率先して1週間でもいいから休んでいただきたいなあと思います。やはりこの間も婚活のすすめのときに育児休暇をとっている男性が体験談がありましたけども、妻に代わって休めるということでこの際好きなことをしようと思って休んだら、とんでもないということがもうその日からわかったって言われてましたけども、男性が思っているほど家で子どもを育てながら家事をしていくということは楽なことではありませんので、ぜひこれも進めていただきたいというふうに思っております。

それから第3子以降についての今提案のありましたいろんな学童保育とか、そういうものに対する助成ですけども、私はこれはぜひ進めていただきたいと思います。今児童手当も大分年齢も引き上げになりましたけども、非常に今負担感が一番強いのが学童保育料じゃないかなあと思っております。それで学童保育の3子以降の無料化を早期に検討いただきたいと思っておりますし、また母子家庭など低所得者の学童保育料の免除もぜひ入れていただきたいと思っております。玉名市はDVがとても多いということを聞いております。DVのひどい場合は本当に離婚した方が親も子も幸せという場合もあります。DVで子どものためにというふうに我慢していたところが、結局そういうひどい家庭内暴力が続く場合は子どもにも影響がありまして、夫で苦勞して子どもで苦勞する羽目になることもあります。離婚をすすめるわけではありませんが、一人親家庭の支援も優先的に考えていただきたいと思っております。一人親でも明るく元気に過ごすことができれば結婚に足を踏み入れることを躊躇する若者の背中を押すことにもなります。身勝手な考えと思いますが、結婚はしたくないが子どもはほしいという意見がこの間も出ておりました。夫よりは子どもの方が手がかかるのですが、親の世代でも自分の娘は結婚しな

くてもいいから子どもだけでもつくってほしいという声を聞きます。やはり人生のパートナーが必要と考える人は多いようです。しかし友人が離婚して苦労している姿を見るなら、結婚に二の足を踏むだろうことは想像できますので、このこともぜひ一人親家庭に対する助成ということも少子化対策になるのではないかと思いますので、検討いただきたいというふうに思います。それから先ほど午前中の私の発言で少し訂正させていただきたいと思いますけども、今、食育に関して国や県のこと以外はしないんじゃないかというその発言がとても一生懸命やっているんだけどもという声がありました。私はこれはどこどこが学校がしてないとかそういう意味じゃなくて、やはり今国や県がやろうとしているやっている食育のあの情報の範囲内では今の問題は解決できないだろう、だからもっといろんなことに目を向けてほしい、いろんな講師に国や県の指導マニュアル、食育の指導指針、そういうものやっていたらいいというわけではない、それではまだもう間に合わない時代が来ているんだという意味での発言でしたので、それぞれの部署の担当者の方が頑張っていたということには敬意を表しながら私の意図を汲んでいただきたいと思います。何回もこの議会で明らかになった今の子どもたちの心身の異常が目立っている、これは玉名市に限らず、全国的なことなんですけれども、このことは議場におられる幹部の皆様方はどういうふうに原因を考えられましたでしょうか。私は最初メディア中毒からこんなに子どもが落ち着かない子どもが増えているのかなあというふうに考えてきましたが、これも確かに大きな問題です。でもそれだけではない、食事かと考えるようになり、学校の御協力いただきまして、実践してみたところ確かに手ごたえをつかむことができました。なぜ食事の影響がこれほど大きいのかともっといろいろ調べてみました結果、環境ホルモンが精神発達に障害を与えているという説に出会って、このことも大きな原因ではないかなということは今考えております。調べてみますと確かにいろいろな学者の研究報告があります。東京都の神経科学総合研究所の講演会でも脳の発達と化学物質、子どもの脳が危ないということが言われております。今年の11月の新聞にも小学生の暴力が前年度に比べて37.1%も増えたと報道してありました。感情のコントロールができない子が増えているということです。衝動的な行動をする。高道小学校でもよくガラスが割れ、ガラスの修理代が13万円くらいかかっていたけども、食育を始めてから2、3万円になったということも前回の議会でも報告したと思います。このこともやはりこれで説明が化学物質の関連が説明がつくように思います。この間どのガラスが割れたのか、小学校で見せていただきました。とても考えられないような分厚いガラスを割っているわけですね。本当に常識で考えられない行動をしてしまう子どもたちがいるというのが現実の問題だと思います。このように小学生の暴力が増えていることに対し、文科省は家庭の教育力低下も影響しているとコメントを出していました。つまり親のしつけが悪いから、親が善悪の判断をきちっと

教えないからこんなに学校で暴力を振るうんだというコメントです。私は保育園の先生に聞いてみました。今の親はいいこと悪いことしても怒らない親ですかって聞いてみたら、いや今の親も悪いことすればきちんと親は怒っていますよと、子どもがそれを聞くかどうかは別ですけどねということでした。やはり子どもの暴力は増えているのも親のしつけのせいばかりにするのは間違っているのではないかと思います。アメリカでは早くからこのような研究がなされており、マクガバンレポートの作成にかかわったブラウン博士はイライラして落ち着きがなく、すぐかっとして異常行動を起こす子どもは食品添加物の摂取が多く、その上ビタミン、ミネラルの不足があり、これを改善することにより子どもたちはわずか2、3カ月で信じられないほどの正常さを取り戻したと報告しています。また昭和50年に既に一部の学校の教師が子どもたちの異変に気づき、21世紀の学校の現場は混乱するであろうというふうに文科省に伝えています。その内容は不登校は増える、感情の爆発は増える、アトピー、花粉症は増える、青少年の説明のつかない犯罪が多発する、教師の努力とは別に学級集団はめちゃめちゃになる可能性があるという提言を当時の文部省に送られています。30年経った今、まさにその通りになりました。玉名市は昨年乳幼児健診で気になる子が30%、以前は10%だったけども、30%いますというふうに言っておりましたけども、今年になりましてから保健師から今は40%ですというふうに聞きました。学校の現場でも先生方にお話を聞きますと昔の子どもと今の子どもは全然違う、今の子どもを見ていると日本の将来はどうなるのかと思うよ、点検するたびに悪くなってくる。ここの学校は落ち着きないねと思っても、次に点検したらもっとひどい、年々子どもたちは変わってきている。そういう声もありました。給食時間に立って歩いたり奇声を発したり、保育園でもしないのに小学校でそんなことがあるんですかって聞きましたら、そんなのは今の学校ではどこでもあることですよと言われました。また以前は2、3回怒ったら効いてたんですが、今は違う。呼び止めて向き合って話さないとわからない。教師も疲れてしまう。言っても全然聞いてない、全然言葉が頭に入っていない、集中力がない、聞く力がない、こういう声を学校の現場で頻繁に聞きます。玉名市の学校の学力はよい方だと聞きましたので、問題のない子もたくさんいるのですが、多分今後二極化していくのではないだろうか心配しております。ある教頭先生に先生方は子どもたちのことをかばおうとして、落ち着きがないことを元気だというふうに表現されていることありませんかって尋ねました。うちの子どもたちは元気ですもんねと言うと、聞こえはいいけども、落ち着きがない、そういう言葉がそういう意味が含まれていることがあります。また教頭先生に子どもたちに落ち着きがないのは前任の教師の指導が悪かったんだろと思うてしまったり、このような子どもたちに力をつけさせるのが自分たちの使命なんだと思ったり、また担任の子どもが本当に子どもたちが我が子同然にかわいいから、あんまり子どもたち

のことを悪く言いたくない、今の子どもはこんなですよとか、そういうことを言いたくない、このようなことからあまり問題をおおっぴらにされないけども、本当は子どもたち自身が、子どもたちが変わってきているんじゃないですか。子どもたちの自身の問題が大きくていつ学級崩壊が起きてもおかしくない状態なんではないですかというお尋ねしましたところ、まさにその通りというふうなお話でした。このことはもっともっと世間に訴えるべきでありませんか。新聞にも載せていただいて、皆で考えていかないといけない問題ではないんですかということをお話しましたら、そのことはちゃんと伝えてあるということでしたので、きっとこれはここにいる幹部の方は御存じないことかと思えますけども、本当に今の現状は教師のせいでもない、家庭のせいでもない、本当に食の問題が大きいのではないかというふうに思います。

ADHDという注意欠陥多動性障害も年々増えている、発達障害も増えています。発達障害が増えているということ自体非常に危険なこと、おかしいことだと思います。20年前はこういう言葉すらありませんでした。これも現代型栄養失調であるという説があり、子どもを観察し続けている養護教諭の方はやはりしつけの問題でもない、ストレスの問題でもない、環境汚染、化学物質だろうと断言している方もいます。評論家と違い、子どもたちの心と体を常に見ている養護の先生だから感じることなのでしょう。こういう状況の本気で変えていこうとするなら、県の食育実践マニュアルくらいでは到底追いつかない、よそでやってみてよいということは何でもやってみる、いろんな情報を集めて取り組む、そんな姿勢で取り組まない限り子どもたちを変えることはできないでしょう。もちろん食べ物だけでどれだけ改善できるかわかりませんが、やはり食べ物を変えたら子どもが変わったという学校があるわけですから、そういうところがあればお話を聞いてみようではありませんか。改善できると本を書いた人がいるなら、来ていただいて話を聞いてみようではありませんか。怪しいと言われながら科学的に解明されるのには時間がかかります。水俣病は30年かかったと言われます。発達障害がこんなに増えているなんておかしい、その上玉名でも増えてきていることは不気味ではありませんか。家族ががんになったなら、一縷の望みをかけて何でもやってみると思います。そんな気持ちでいろんな情報に耳を傾けてしっかり勉強して玉名の子どもたちが心身ともに元気になる計画を推進していただきたく思います。そのための講師への支払が50万円かかろうと100万円かかろうと、今後もっと増やさざるを得なくなるであろう発達支援相談員やスクールカウンセラー、ガラスの修理代を考えれば安いものです。今ある知識を並べたてるぐらいで対処できる問題ではないことを強調しておきます。

ついでであります学校ではこのような子どもたちを抱えながらメディア教育、環境教育、食育と次々と忙しくなるばかりです。学校に出入りしている地域の方が言われます。先生方は忙しか、昔の子どもと違うんだから、こがん畑までしている暇はないよ

って言われます。これからはいろんな人材を市が育成して、地域や学校で子どもたち、地域やまた学校に協力しながら子どもたちを守り育てていく必要があると思います。今の子どもたちの問題は学校のせいでもない、親のせいでもない、すべてひっくるめて環境のせいであると認識して、真剣に現場の声に耳を傾けて力を貸していただくようお願いして私の一般質問を終わります。予算措置をしっかりとっていただきたいと思いますので、市長の方からまた一言お願いいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

○市長（島津勇典君） 何か一言ということですが、あの先ほど部長が報告しました少子化対策プロジェクトチームのアンケートを今ちょうど質問中に私は目を通しておりました。ちょっと申し上げたいと思います。実はこれね、アンケートをいろいろとってくれたんですが、実は市の職員対象なんです。本当はもう少し、外の方のアンケートもとってくればよかったのかなあとと思いますが、ただやっぱりいろいろ結婚にかかわる問題ですからプライバシーの問題等々もあるんで、市の職員を対象にしてやったんだと思いますが、念のために中身をちょっとどういうアンケートをやったかと言いますとね、まあ全職員の中です、49歳までにアンケートをしているんですね。回答率が88%、ほとんどの人がまあ回答してくれたということでしょう。対象職員は回答者数が363名、50歳までの職員です。3分の2が男性、3分の1が女性ということで。全体ではですね、33%がまだ結婚をしておりません。未婚です。それから結婚をしているけれども子どもがいないという家庭が9.3%、約1割近くあります。その中で皆ほとんどが結婚はしたいと言っているんですね。回答です。ただ、結婚を想定している年齢はいくつかというと30歳以降なんです。子どもを持つ年齢も想定しているのはどれくらいかというと30歳以降、結婚も子どもも30歳以降というふうなデータ、アンケート結果が出ております。先ほどあの男性の育児休業、育児休暇、市の職員からとらせなさいという御指摘がありました。総務部長聞いておった。それでね、「隗より始めよ」ということもありますから、できることはそういうことかなあというふうに私も受け止めさせていただきました。それからこの提言の中の8つの項目、7つの項目があるんですが、あの部長が答弁の中でちょっと申し上げておりますが、これが全部適当かどうかでは別ですよ、これは。プロジェクトチームの諸君が今後の玉名市が取り組むべき少子化の有り様として取り上げた型です。それがさっき申し上げた1番目にやっぱり出会いの場をつくる。まあいわばお見合い、出会いの場の問題。それから不妊事業をもっと真剣に取り組んだらいい。それからね、3番目からおかしいんですが、おかしいと言ったらいけません。面白いんですが、第3子目以降の子どもには子育て支援金として1人当たり100万円を年ごとに分割して18歳まで支給するなんて書

いてある。これ財源どうするのかなあと。拍手しないでそこで。ということがあります。それから育児休暇を促すパンフレットをつくりなさいと。それから第3子目以降の子どもが生まれた場合に家賃の一部を補助、月額1万円、24カ月間。それから中学生以下の子ども3人以上扶養する世帯が新たに本市に住宅を建設または取得する際に費用の一部として最高150万円を補助する。第3子目以降の子どもがファミリーサポートセンター、学童保育、休日保育等を利用する場合に料金を無料にする。これはプロジェクトチームがこういうことを考えてみたらどうですかということで、私に提言をしてくださいました。もちろんこれを政策化していくためには、財源の問題も精査しないことにはなりません。しかしせっかくプロジェクトチームの諸君が一生懸命アンケートをとったり、お互いに協議をしたりして、ひとつの成案としてまとめた案でございます。ぜひひとつ議員の各位もこのプロジェクトの案を見ていただいて、私どもにも御示唆いただければありがたいなあと、この中で次年度事業、補正、言われている二次補正にかかるか、当初予算にかかるかは別にして、何らかの形で踏み込みたいと、そして予算化実施に向けて取り組んでいきたいと、申し上げたことの誤解がないように、これプロジェクトチームの案を全部取り上げるなんて言ってませんよ。財源の問題もありますから、こういうものもせっかくの提案ですから精査した上で、この中から1つでも2つでもですね、新年度事業の中に取り組むことができればいいなあと、そういうふうにも思っておりますので、これから精査をしてまいりたいと思っております。議員各位にもぜひひとつ感想なり、御意見なりをお寄せいただければと思います。

それとこれも前からの持論ですね、おっしゃっているのは例えば食育とか環境とかいうことについて、一部特定の人だけに負担がかかりすぎたり、期待が寄せ過ぎられている。もっと広範に各集落なり、それぞれの段階でそういうリーダーを育成していく責任があるんじゃないか、こういう御主張ですよ。ま、よかですたい。また怒られますからね、やりとりしよると。私はそういう、もっとリーダーをぴしゃっと養成なさい、そのためには研修もしっかりやらなければならんじゃないかと。その研修事業、そういう講師を呼んだりする時にそれも1つだと思いますが、2つかな。まあ要するに食育環境のリーダー育成のためにもっと予算面等も含めて、市は踏み込みなさいとこういう御指摘だろうと思いますから、そのこともあわせて検討をさせていただきます。何らかの形でそういう御意見。お話は緊張して聞いてましたよ。緊張して聞いていた。ただあの食育が食べ物、子どもの健全な成長のために非常に大きく関係があることは理解ができます。それがすべてであるかどうかは、まだちょっといろいろ教えていただかなきゃいけません、非常に大きく影響しているということはお話を伺う中でも感じさせられたところです。あわせて今研修等はしっかりやりなさい。あるいは地域のリーダーも育てていきなさい、こういう年間の日頃の御主張には緊張して伺っておりますの

で、まあ新年度等そういう研修等が充実してまいるように受け止めてまいりたい。そういうふうに思います。よろしいですか。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、近松恵美子さんの質問は終わりました。

28番 松田憲明君。

[28番 松田憲明君 登壇]

○28番（松田憲明君） 皆さん、こんにちは。自由クラブの松田でございます。自由クラブのエースと言われます近松恵美子議員の後にですね、非常にやりづらい面もございますけれども、私なりにマイペースで質問させていただきたいと思います。実は、今回質問するにあたりましてですね、保健事業の健全化ということで一応計画を立てて市民部健康課の方に行きましたところ、中身は高齢者の健康づくりでございましたので、これは福祉部ですよというように言われましてですね、ああそうですかと、そしたらあの保健事業といいますか、合併後の保健の動向の資料になるものをちょっとくださいということで、ちょっともらって来ましたのでですね、参考までに申し上げてみたいと思います。まず国民健康保険、これはゼロ歳から74歳までですね、平成17年度が1人当たりの医療費が22万1,000円、平成18年度が22万5,000円、そして平成19年度が24万円と徐々に上がってきておるかと思っております。それから高齢者医療費ですけれども、これは75歳以上になります。1人当たりが17年度で86万9,000円、18年度で89万8,000円、19年度で92万7,000円と、やはりいかに高齢者の医療費がかさんでいるかということがお分かりいただけるかと思っております。早速本題の方に移らせていただきます。

高齢者の健康づくりということですね、近松議員の少子化と何か反するような感じでございますけれども、高齢者にスポットをあてて質問させていただきたいと思いません。少子高齢化というのは切って離されるものでございませぬし、子育てするならばやはり高齢者の高齢者から健康、病気に侵されないように健康を守るということも、これは不可欠でございますので、そのところは誤解のないように御理解を賜りたいと思いません。健康づくりを真剣に考えたこともなかったんですけども、自分がその世代になりまして、健康という何事にも代えがたい宝物をですね、1日も長く持続するため私も勉強するつもりで初めて取り上げてみたところでございます。そして、その健康という宝物を自分1人だけでなく、1人でも多くの方に関心を持っていただいて、そして健康になってくださることが逼迫する保健事業に資することであれば、議員の立場からも願うところでありまして。子育て支援とともに高齢者を病気にならないように守ることも極めて重要な社会問題であると思っております。年々伸びつづける平均寿命、玉名市の高齢化率26.7%、県下でも30%を超える町村がかなりあります。把握はしておりますけれども、そう承っております。寿命も平均寿命と健康寿命とがあります。平均寿命

は寝たきり痴呆、そして人手をかけながらどうにか生きている人も含めた数字なんでもございませぬ。WHO世界保健機構、5年前のデータですけれども、これも健康寿命でも日本は世界一です。73.6歳、2位がスウェーデンの72.8歳、ちなみに寿命というのは人手をかけずに何歳までも自立した生活のできる人でもございませぬ。そしてリハビリ等で健康を回復して、どうにか自立できる人も健康寿命の中に入ると言われております。愛煙家には非常に耳障りの悪い話になりますけれども、たばこと高血圧が健康寿命を5年縮めていると言われております。これ私が言っていることではありませんで、WHOの発表でございませぬ。たばこをやめて、歩くことに心がければ健康寿命を延ばすことになります。ちなみに映画監督の新藤兼人さんは医者から老人の健康はよく歩くこと以外にないと言われて、毎朝歩き始めたのが80歳、そして95歳の今も現役で仕事を続けられています。今年の新聞にですね、仕事しておられるのが娘さんも監督ですけれども、気遣って試している様が写真に出ておりましたけど、そういついつまでも健康でありたいものでございませぬ。これは噂ですけれども、ことわざですけれども、「牛乳を飲む人よりも配達する人の方が常に健康的である」ということでもございませぬ。歩くことを例にとりましたけれども、福祉部高齢介護課の取り組みをお聞かせいただきたいと思ひます。そしてまたネットワークそのためには底辺も広くなければなりませんし、ネットワークを構築する過程の中で課題となるものがあつたら承りたいと思ひます。

申し遅れましたけれども2つのタイトルをですね、一括で質問させていただきます。引き続きまして松原海岸の取り組みについて質問をさせていただきます。鍋校区は玉名市にあって、西南の端に位置しております。忘れられないためにもさかのぼって紹介させていただきたいと思ひます。松原海岸の所在地というのは御承知と思ひますけど、鼈頭洲というところでございませぬ。それから私の所在地、住宅が下沖洲といひます。600メートルばかり離れたところでございませぬ。そして行末川があって、それを超えて上沖洲、この上沖洲といひのは長洲町でございませぬ。洲というのがついておりますけれども、海の砂が盛り上がりできたところを私たちは通称、洲と言ひております。縄文時代にさかのぼりますけれども、縄文前期の頃から気温が徐々に下がり始め、氷河期を形成し、水面が1メートルから2メートル下がり、私たちの住む下沖洲、鼈頭洲あたりでもですね、徐々に干拓に適するようになって、やがて狩をしながら人が住んだと言ひております。もとの住民は1人もいませぬ。私の下沖洲と海水浴場のある鼈頭洲といひのは、陸続きでなく500メートルばかりの湾洞という湾の入り口がございませぬ。そこに堤防が築かれて、そして陸続きとなつたのが岱明史を見ますとですね、大浜より早く、ちょうど横島干拓と同時期のようでもございませぬ。ちなみに私ごとでもございませぬけれども、家系図を見てみますとですね、嘉永11年に用助という人が家系図の頭に記されております。その用助の親戚を頼つてですね、親戚が梅林の津留から父方も母

方も来ていることを知りまして、ほっと安心したところでございます。実は島原か韓国あたりから流れてきたのかなあと心配しておりました。そういうことでですね、私たち下沖洲は150戸の戸数ですけれども、多分区長さんも来ておられると思いますけれども、網元がですね、3軒ありました。そして地引網よりか半分ぐらいの小さな地引網がですね、3軒、それにかかわりながら私たちは今日まで、私たちの先祖たちは営んで来ておるわけでございます。まさに子どもの頃から宝の海と言っても本当に過言でないぐらい海の恩恵を今日まで受けてきたわけでございます。戦後復興とともに毒性の強い農薬が出回り、DDT、BHCそして水銀系ホリドールとか、その影響でですね、有明海も宝の海が死の海と化してしまっただけでございます。それから半世紀を経て、やっと宝の海へとよみがえりつつあります。その龍頭洲に63年県営の環境整備事業で着手されました。域から砂を運び、人工ビーチを築き、そして樹木の植栽まで10年の月日を経て完成しております。この事業につきましては、現市長も御尽力いただいたものと察しておるわけでございます。その中に平成3年、皆さん方も御承知のとおり竹下内閣の時、ふるさと創生事業として1億円が交付されました。岱明町としてもその一部をですね、コミュニティーセンター潮湯として建設されたわけでございます。その後付加価値をつけるために物産館も建設され、多くの労力と時間、そして多くの方の御支援を受けながら今日まで来た松原海岸のその3本の一角であります潮湯が休館となり、松原海岸も閑散としております。最初から関わった者の1人として、この問題を取り上げさせていただいているわけでございます。どうかひとつそのあたりも察していただき、松枯れ景観対策等も含めて御答弁いただきますようお願いいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 福祉部長 井上 了君。

〔福祉部長 井上 了君 登壇〕

○福祉部長（井上 了君） 松田議員の高齢者の健康づくりについて、健康づくりの取り組みの現状と地域ネットワークづくりの課題ということで御答弁いたします。本市の高齢化率は現在約27%に近づき、高齢者に占める後期高齢者の割合も年々増加しているところでございます。10月現在、約3,700人を数える介護保険認定者に占める認知症の方は2,292人で、介護保険認定者の約63%に達し、昨年と比較すると約200人も増加しているという現状でございます。そこで市では高齢者が介護が必要な状態になるまでの期間をできるだけ遅らせ、元気な高齢者を増やすための介護予防重視型のまちづくりを推進することとし、これまでも地域住民の皆様が主体となった自主的に取り組まれてきた公民館などで、住民が主体となり実施されている「介護予防体操」や「いきいきふれあい活動」をさらに積極的に支援しているところでございます。なお、現在約70カ所で開催されております介護予防体操や約50カ所で取り組まれておりますいきいきふれあい活動の参加者からは歩行が軽くなった、あるいは階段の昇降が

楽になった、膝や腰の痛みが良くなった、以前より明るく前向きになった、地域の連携が高まっている。また認知症の予防につながっているなどの御意見や御感想が寄せられており、市が支援している介護予防の取り組みは事業を実施されている当該地区の高齢者からも一定の評価を得ているものと認識しておるところでございます。このような地域が主体となった取り組みをスムーズに実施するためには、当該地区の区長さんを初めとする地域のお世話役の方々の御理解や御協力、また地域住民皆様の御支援が重要になってきますので、この点につきましてよろしくお取り計らいいただきますよう関係各位に今後もお願いしてまいりたいというふうに思っております。

次に地域ネットワークづくりについてでございますけれども、4人に1人が高齢者である社会ではすべてを行政の支援に頼るいわゆる公助、公に助けると書きますけれども、公助には限界があることから地域でお互いに助け合う共助の充実を図ることが不可欠となり、地域で高齢者を支え、高齢者自身が自立するための仕組みづくりが重要となります。議員も御承知かと思えますけれども、昨年発足いたしました「たまな元気会」ではこの公助から共助への精神を踏まえ、高齢者が玉名市のどこに住んでいても元気で生き生きと暮らすことのできる地域を目指し、お互いに知恵を出し合い、自分たちでできることは自分たちで実行するとの思いのもと、本年度からは各地区において高齢者の元気づくりの取り組みを実践し、高齢者の支援ネットワークの形成に各自治区において努められているところでございます。市といたしましては、今後とも高齢者の支援ネットワークを形成するために積極的な関与に努めますとともに、介護予防重視型のまちづくりを重点的に推進するため、例えば地域の公民館などを高齢者にとって利用しやすい介護予防拠点施設への改修する際の整備費の支援を再検討するなど、市民と行政の協働のまちづくりの充実を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 岱明総合支所長 前田繁廣君。

[岱明総合支所長 前田繁廣君 登壇]

○岱明総合支所長（前田繁廣君） 松田議員の潮湯とレジオネラ菌対策につきまして、お答えをいたします。まず9月に本施設におきましてレジオネラ菌が発生して以後、現在に至るまで自主休館をいたしております。市民の皆様には御心配御迷惑をおかけし、大変申し訳なく思っているところでございます。改めましてお詫びを申し上げます。レジオネラ菌発生後は保健所のレジオネラ菌発生施設の特定作業の行方を見守る一方、関係業者とともに原因の究明、また定期水質検査結果に対する市及び指定管理者である玉名市社会福祉協議会の不適切な処理に対する対応等で時が経過をいたしました。その後、市といたしましては玉名市社会福祉協議会とともに潮湯再開に向け、施設設備や管理面の見直し等について、有明保健所指導のもと、薬品業者、管の清掃業者、浴室清掃

業者など関係者10数名で検討を重ね、その検討結果を改善計画書にまとめ、最終的に保健所の数度にわたる指示を仰ぎ、去る11月18日に報告書を提出いたしましたところでございます。現在この改善報告書に沿いまして、潮湯の一日でも早い開館に向けた施設設備の改修など改善対策を講じているところでございます。その主な改修等を伴う改善策といたしましては、滅菌された浴槽水が攪拌しやすいように浴槽の改修やタイルのひび割れ、目地の剥離など浴室の改修、潮湯貯水タンクから浴槽間までの滅菌装置の新設、それからかかり湯の新設など改善計画に沿った施設設備の改修を玉名市社会福祉協議会と協議を重ね、現在詰めを行なっているところでございます。今回の一連の事態を深く胸に刻み、今後新たな潮湯づくりを目指し、海水取水工事も着工をいたしましたところでございます。関係者一同なお一層施設管理に細心の注意を払ってまいり所存です。で、議員の御理解のほどよろしくをお願いいたします。

次に松枯れと景観対策についての御質問にお答えをいたします。鍋松原海岸は本市の有数の自然観光資源の1つでもあります。海岸の整備状況につきましては、昭和63年度から平成11年度の農林水産省補助の県営事業で松原地区海岸環境整備事業として、海岸保全施設の整備及び海岸環境美化の促進を目的に整備が行なわれたところでございます。主に人工ビーチ、遊歩道、休憩所、トイレ、監視塔など施設整備を充実させ、当時の岱明町もあわせて平成3年に1億円のふるさと創生事業の一環で潮湯、平成9年に物産販売センター磯の里、平成11年に野外炊事棟の施設を整備し、市内外からの観光客の集客に寄与しているところでございます。観光面での来場者は年間約7万人で、海水浴客、潮干狩り客、地引き網客、小中高生のレクリエーション、散策など多くの方々を訪れられています。鍋松原海岸はその名のとおり昔から白砂青松の海岸であり、数百本の松が群生して、海岸特有の景観を形成しております。この自然景観を保全育成するため松くい虫の防除や松苗の補植を実施しております。しかしながら本年は近年にない高温少雨により松枯れを引き起こすマツ材線虫病が異常に発生し、松を短期間で枯らしてしまう状況であり、このまま放置すれば被害松が拡大するため早急に被害松の伐採を実施し、10月には健全な松を維持するために県林務課と樹木医の指導を受けたところでございます。今後も松林の保全育成のため、樹幹注入による寄生虫防除を基本として保護し、緑の羽根募金事業や松原再生のための松苗配布の補助事業を活用しながら補植育成に努めてまいりたいと思っております。海岸全体の景観対策につきましては、美しい海岸を目指し、地域住民や鍋校区まちづくり委員会及び老人会の方々に率先して花を植えていただいているところでございます。一方ではごみの持ち帰りを海水浴客、潮干狩り客、地引網客、小中高生の利用者等へ呼びかけていますが、特に海水浴期間中はごみが非常に多いため、毎日清掃作業を実施いたしております。また年間を通じての清掃活動は地元老人会や地元の方々の御協力をお願いして、ほかに清掃ボランティアと

して九州看護福祉大学の学生さんを初め、各種団体ほか年間平均12団体、約1,000名の方々が海岸美化活動に協力をしていただいております。不法投棄につきましては、地元岱明漁協と地域住民と連携を密にして不法投棄防止に努めているところであります。今後美しい松原の景観のさらなる再生に向けて、熊本県と地域住民及び地域団体の皆様の御協力を得ながら植林活動等の自然環境保全の育成に努めてまいり所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 28番 松田憲明君。

[28番 松田憲明君 登壇]

○28番（松田憲明君） 市長から最後にコメントいただきたいと思います。私は最近早寝早起き朝ごはん、きょうも近松議員の質問に教育長は答えられておりましたけれども、私は元々ですね、2年前青木議員の質問のときですね、子どもだけでなく、大人が率先して手本を示して見せてやる、そして大人の背中を子どもが見るのも教育の1つかなあとあって、それから早速実行に移しました。晩酌しますとですね、朝、2時ぐらいに目の覚めます。それから起きるわけでございます。ところが野党は議会だけと思っておりましたけれども、家庭にも野党がおりましてですね、朝、夜中にがたがたいわすんなら寝らんじゃなかかいたって、夏は冷房、冬はコタツ、ストーブとそしてテレビを見るならですね、それは電気料が無駄じゃないですか、こう言われて、なるほどなあと私も引き下がったわけございまして、それで諦めたわけじゃございません。自分の部屋は持っております。暖冷房は効かない部屋です。窓を開けてですね、そこに扇風機を置いて、そして今時分がこたつの恋しかときですけれども、完全武装して、要はウォームビズですか、そういう態勢で今、何をするかと言いますとですね、ラジオを聴くわけです。テレビは電気料を食いますからですね、ラジオを聴いてですね、何ですか、「深夜便」、「心の時代」と4時5分から4時45分まで毎日っております。それとですね、なぜ朝起きるかというのはもうひとつ理由がございます。これはですね、テレビを見ておりますとですね、事故、事件そして政治の混乱、日本だけならいざ知らず、世界中を含めて、毎日3日ぐらい連続して放送しますのでね、何もかも自分がいやになって、まったく自分自身を見失うような感じがして、それから朝起きするようになりました。そして「心の時代」を聴くことによって、ああこれではいかん、もう少し頑張らないかんと、いろんな人が出てきます。全部紹介したいところですがけれども、2人だけ紹介します。それはですね、1人は神戸製鋼元社長、神戸製鋼が7連覇達成した時の生みの親、育ての親であります亀高素吉さんでございます。この方はですね、先妻を白血病でなくし、そして後妻をくも膜下で半身不随という、この二重苦の中から何とか愛する妻を助けてやりたいとその一念で、72歳から学問に挑戦されたわけでございます。そしてですね、26単位をですね、平均で96点。見事、今年、薬学博士の学位

を取得されたと、「為せば成る」ということをごさいます。それからもう1つ御紹介します。菊池和子さんという方、聞かれた方おられると思いますけれどもですね、この話は非常にリクエストが多して2回に分けて放送されて、そしてまたあの再放送がありましたので、4回聞きました。本当に学校の体育の先生をしてからそしてから本格的に筋肉のそして骨の勉強をされた方です。そして「菊池体操」を確立されました。いろんな方をですね、助けてきておられます。医者から見離され、筋トレから断られてそこで90何歳までですね、若者に負けない筋肉をつくりあげて、最後は医者からこの方の筋肉が年に関しては非常に若くて、しなやかであるから解剖させてほしいというような実例もあっておると聞いております。その話を聞いてですね、その話が11月の24日最後4回目がありまして、私もその日11時から親戚の仏事がありまして、まだそのときは忘れておりませんでしたのでですね、それは話を聞いてですね、正座に挑戦してみようと、住職さんのお経の間正座に挑戦してみようと思ってやってみました。菊池さんの言われるのは、腹の筋肉が上半身を支え、そして御尻の筋肉が下半身を支えると言われます。腹をぐっと引き締めて力を入れて、そして御尻の穴をつぼめて尻を中心にだらっと下げるじゃなくてですね、御尻の筋肉を中央に寄せるということをごさいます、そして毛先までですね、足先まで力を入れて、ところがなんとですね、30分か10分で私はもう本当もう正座しきらんわけですけども、そのときはちょうど35分正座して、そして立ち上がる時もそうでもございませんでした。後で考えてみてああこれは筋肉で正座しておったのかなあと、そういうふうに感じました。確かに骨に負担のかからず、筋肉で正座しておったんだなあと、そしてちょっと忘れるばい。やっぱりそういうことですね、筋肉が菊池さんに言わせるとですね、骨を育てるといような話をされておりました。私も歩くけん、人に歩け歩け言いますけども、私も歩きかけて3年になります。ただだらっとして歩いておりましたけれども、菊池さんの話を聞いてから腹の筋肉を引き締めて、尻の筋肉を真ん中に寄せて、そして手先まで歩いて、足の腹にはですね、いっぱい神経があるそうです。ですから後からいっぱいついて、足の指先ではねる。手の指はですね、精一杯こうして広げます。そして片一方は反対の手はですね、グーで握り締め、グーパーグーパーで歩き、そして願わくばですね、深呼吸を100回1日しなくてはならないという話も聞いております。ですから、私大体45分から50分、野道を歩きますけれども、5,000歩から5,500ぐらい歩きます。その中で100ぐらいの深呼吸はそう難しいものではございませんで。まず鼻で吸って口で出す。その割合というのは2対4、吸うを2で吐き出すのを4という感じで、深呼吸をしていくということをごさいますので、どうか皆さん方歩きながらですね、ただだらっとして歩くじゃなくて、腹を引き締め、そして尻の筋肉をしていくなればですね、もっともっとその実があがるのではないかと考えております。そういうことですね、自身を交え

ながら健康という宝物をですね、より多くの人と共有したくこの質問をいたしたわけ
でございます。きょう、区長初め皆さんお見えでございますけども、今度担当あたりが出
向いてですね、いろいろ無理な願いをするかもしれませんが、ぜひともです
ね、これは自分自身のためでございます。ひいて市の保健事業のために寄与できるとす
ることならばですね、これ願ったり叶ったりと思っております。そういうことをお願い
して一応これにて私の質問は終わりますけれども、東京永田町において自由民主党はも
たもたしております。我が玉名におきましては、自由クラブがですね、精一杯頑張っ
て新生玉名をですね、島津市長を支えて頑張ることを誓い申し上げまして、私の一般質
問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小屋野幸隆君） 市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

○市長（島津勇典君） WHOの資料に基づき、また早朝からのラジオ講座のお話等々
改めて、そうです、勉強させられました。たばこを止めて健康を維持しようと、今こ
で私が言い切れば立派なもんなんです、それはちょっとあのまた改めて考えてみたい
と思います。上沖の洲や鼈頭洲の歴史的な事柄に触れながら、潮湯や松原海岸の御質問
がございました。私も海岸線の生まれでございますから、同じ考えを持ちながらお伺
いしたところ、ところで海岸線の場合には、中山間地帯の方々にはない潮風のよさや
海の幸を存分に私どもは感じながら育てまいりました。ただ一つだけ、どうしても叶
わないなと、足りないなと思っているのは、緑の少なさですね、海岸線の場合の。これ
はずっと感じております。もちろん玉名市全域にわたってもっと森を大事にしよう、あ
るいは地域によっては公園化を図っていかなければならぬ地域はあるということ承知
して、そういう思いも持っておりますが、とりわけ海岸線の場合に緑の少なさを
考える時に大事にしていかなきゃならぬと思うところ、この松原海岸の松、昨
年は緑の募金、何だったかな、あの金でやりましたから金額が僅かですね。あれでは今
年の様子ではちょっと足りないなと思っておりますが、あの二次補正の話がよく出てまい
ります。この中で私は担当の課のほうにも既に指示しておりますけども、海岸線等
でそういう緑に関心がある地域、あるいは計画があるところは積極的に、この際対応し
ようではないかということ担当課には伝えてあります。鍋松原海岸は私ども玉名市だけ
でなく、この城北地域、県内でも非常に数少ない松原であるし、また海水浴場でもあり
ます。ともどもに共有しながらこの町を大事にしたい、そういう思いでございます。
どうぞ今後ともよろしく御指導をいただきますようお願いいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、松田憲明君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時15分 休憩

午後 2時28分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
す。

17番 江田計司君。

[17番 江田計司君 登壇]

○17番（江田計司君） こんにちは。17番、自友クラブの江田です。たくさんの傍聴席の皆さん御苦勞さまでございます。アメリカ発サブプライムローン問題から発した金融危機が全世界を大不況に巻き込んで、ついにはアメリカの自動車業界、ビッグ3をも重大な危機に追い込まれている状況です。日本でも世界に誇るトヨタ自動車までが大変厳しい状況になっているのが現実です。あれだけ元気だった自動車業界があれよあれよという間に大変なことに巻き込まれてしまいました。近頃のニュースを聞きますと、あれほど元気だった名古屋地方も飲食業関係など、以前の3分1まで落ち込んでいるとのこと、いろいろなことまで毎日のように報道されております。止まらない負のスパイラル、就職の内定取り消し、派遣社員の解雇、麻生総理が言われるようにこれは100年に1度あるかないかの未曾有の金融危機、以前はアメリカがくしゃみをすれば日本は風邪をひくと言われていたのが、今では風邪どころか肺炎になりかねないのが現状じゃないでしょうか。玉名においてでも大変深刻ではないでしょうか。市長の冒頭のあいさつの中で、中小企業者貸し付け資金に対する利子補給金のことがありましたが、どのようなことかお伺いをいたします。また、ひところ大変心配されていた燃油価格の高騰も最近はこの不況で幸いにも低下しておりますが、しかしながら以前に比べるとまだまだ高い状況です。いろいろな関係の話によれば、将来石油製品は高止まりになると言われております。省エネ対策ばかりでなく、地球温暖化防止のためにCO²の排出削減の意味からしても将来に備えた対策を講じておく必要があると考えます。さきの9月議会において市長は今回市としての燃油高等対策を示せなかったが、国・県・市・農業団体、それぞれの役割を踏まえながら、今後市としての対策を講じていくというような答弁があったと記憶しております。冒頭のあいさつの中で、ハウス農家に対する燃費効率化対策などの国の一次補正予算を受けたとありましたが、どのようなものかお伺いしておきます。

次に食の安全性と自給率についてですが、中国製毒入りギョウザ事件で始まり、汚染米などいろいろな偽造の問題があり、食に対する不安が絶えなかった1年でしたが、安心と安全で暮らせる玉名でありたい。都会ならばいざ知らず、農業が盛んなこの玉名においては到底考えられないことと思いますが、市としてはどのように取り組んでおられるのか、また自給率との兼ね合いはどうか、お伺いをいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 産業経済部長 望月一晴君。

〔産業経済部長 望月一晴君 登壇〕

○産業経済部長（望月一晴君） 江田議員の不況下における本市の取り組みについての御質問にお答えします。まず農業関係につきましては、ハウス施設の暖房用の燃油でありますA重油の価格は平成15年末に1リットル当たり40円前後でありましたが、徐々に上がり始め、本年の8月上旬には130円近くまで値上がりいたしました。その後、値を下げ、今月10日現在では農協価格は68円ということで昨年同期よりも下回っている状況でございます。本市の基幹作物である施設園芸にとっては、これから本格的な暖房シーズンに入る時期になって値下がりしたということで少し安堵いたしているところでございます。しかしながら、5年ほど前に1リットル当たり40円だった頃と比較すると、まだまだ高い水準にあり農家経営を圧迫しています。また、今後も値下がり傾向が続く保証はなく、将来に備えた対策を講じておく必要があるかと考えます。

市といたしましては、これまで農協と連携しながら、従来から国・県の事業を活用しながら、ハウス施設の低コスト・省エネ・高品質化のための機械・施設の充実を図ってまいりました。本年度も当初予算、補正予算により対応してきたところです。今般の12月補正予算におきましても、ハウス内の暖房効率を上げるための多層カーテンの整備事業として1,417万5,000円、また、空気層のあるフィルムをハウスのサイドに内張りする事業に710万円を計上いたしております。また今回暖房機の省エネ化を図るため、市の単独事業といたしましてボイラーノズルの部品について全額補助を行なう事業として1,000万円を計上いたしております。これは国・県の事業において手当てできない部分に市独自の対策として取り組むものでございます。ノズルを交換することにより、約5%の燃油削減効果があると言われており、本市におけるハウス施設暖房用のA重油の消費量を年間約1万6,000キロリットルと想定いたしますと、年間約800キロリットル、ドラム缶に換算いたしまして約4,000本の削減ができることとなります。省エネや二酸化炭素の削減に大きな効果があると思われれます。また削減効果を金額に換算いたしますと燃油価格が低下した現在の価格、リッター68円で試算いたしましても年間約5,440万円の削減となります。さらには燃油高騰関連の対策資金につきましても、県の制度資金に対する利子補給のみならず、金融機関独自の関連資金につきましても、年1.3%の利子助成を3年間行なう計画で今回補正予算に計上しているところでございます。

次に商工関係の対策につきましては、中小企業の経営の近代化及び経営基盤の強化を図るため、また昨今の原材料価格の高騰に苦しむ中小・零細企業等を支援するために、玉名市中小企業近代化等利子補給制度を創設いたします。制度の概要でございますが、玉名市に住所または事業所を1年以上有し、同一事業を1年以上営んでいる従業員

数20人以下の法人等を対象とし、対象期間は平成20年1月1日から平成22年12月31日までの間において、金融機関から玉名市の融資制度を利用し、当該資金の利子の支払いが開始した日から起算して3年以内に限り利子補給を行なうものでございます。利子補給の額でございますが、毎年1月1日から12月31日までの間に支払った利子額の50%以内で、1企業に対し、設備資金のための融資の場合は年20万円を限度とし、運転資金のための融資の場合は10万円を限度といたしております。今般の12月補正予算におきましては、平成20年度の現在までの融資実績をもとに25万円を計上いたしているところでございます。

次に食の安全性と自給率についての御質問にお答えいたします。まず食の安全性についてでございますが、食の安心・安全を揺るがす事件は以前から発生はしてまいりましたが、本年は中国製ギョウザ事件を初め、事故米転売問題など大きな事件が次々と発生いたしております。食の安全は生産・流通・消費の各段階での取り組みが必要であります。農産物の生産段階における安全性について述べますと、日本の農産物の価格は土地条件や生産コスト等の関係から、諸外国の農産物価格と比較するとどうしても高い状況でございます。ましてや現在のような不況下においては、消費者が家計への負担を軽減するため、少しでも価格が安い外国産農産物へ流れ、結果として国内産農産物の消費低下につながる懸念されます。このような中、多少価格は高くても国産の農産物を消費者に買ってもらうためには、安全な農産物の生産が外国産との差別化を図るために重要な要素となります。そこで化学肥料や農薬の使用を通常より低減して生産するエコファーマーや熊本型特別栽培農産物、通称有作くんと申しますけれども、などの推進及びポジティブリスト制度の順守を今後も進めてまいりたいと考えております。次に自給率についての御質問にお答えします。日本の食料自給率は平成8年度から平成17年度までカロリー・ベースで40%を維持してまいりましたが、平成18年度に39%となり、ついに40%台を割り込みました。こうした状況を踏まえ、このたび石破農林水産大臣はおおむね10年後に自給率を50%に引き上げる方針を表明し、来年から45%の目標を前提に作成した現行の「食料・農業・農村基本計画」の見直し作業に入ることとなりました。その方策としましては、米の消費拡大を図るとともに、米の新規需要拡大として米粉用の米の生産拡大や麦、大豆、飼料用米の生産拡大等により、全体で10%分の引き上げを計画しているところでございます。しかしながら現在開催されておりますWTO、世界貿易機関でございますけれども、において日本は大変厳しい状況にあり、その合意内容次第では食料自給率に大きな影響をもたらすことが心配されます。市といたしましては、国の方針に基づき、生産者にとって有利で、取り入れ可能な作物や方策につきましては積極的に取り入れ、推進を図りたいと思っております。また自給率を引き上げるためには、耕作放棄地を解消し、営農を再開することも重要となっ

てまいります。夏から秋にかけて農業委員さん方に御協力いただき実施いたしました耕作放棄地の実態調査によりますと、本市の耕作放棄地は全体で526ヘクタールで、うち農用地区域内の耕作放棄地が約249ヘクタールという結果でございました。解消対策といたしましては県が「耕作放棄地解消緊急対策事業」を設け、耕作放棄地を農地へ戻した面積に応じ、基本額として10アール当たり3万円、加算額として1万円を助成することとしており、今議会において補正予算をお願いしているところでございます。また農林水産省におきましても来年度農林水産予算の概算要求の中で、耕作放棄地の再利用に対する助成措置を盛り込んでおり、その内容といたしましては障害物除去や深耕が10アール当たり3万円から5万円、土壌改良が同じく2万5,000円となっております。市といたしましては、今申し上げました国・県の事業を積極的に活用するとともに、本市の実情に応じた有効な耕作放棄地解消策につきまして、関係機関と協議しながら検討してまいりたいと考えておりますので、議員の御理解と御協力をよろしく申し上げます。

○議長（小屋野幸隆君） 17番 江田計司君。

〔17番 江田計司君 登壇〕

○17番（江田計司君） 何人かの議員さんからも質問がありましたように、中小企業の皆さんも大変苦しんでおられます。どうか市としても力になっていただきたいと思えます。

また燃油の件ですが、この3カ月でこうもガソリンの価格が変化するとは想像もつかなかったと、きのう市長も述べられております。しかしまたどうなるかはわかりません。備えあれば憂いなしということもあります。ハウス農家も大変厳しい状況です。どうかよろしく申し上げます。先ほど自給率アップするには、耕作放棄地を解消することも一つの方法だと言われますが、国・県が助成して耕作放棄地の解消に力を入れておりますが、一方では減反政策、玉名でも40%の面積が減反もしくは転作されております。私も農業委員として、耕作放棄地の調査をいたしました。ほとんどの放棄地が耕運機も入らないような便利が悪いところ、また耕作者が高齢化また耕作する人がいないところなど、大変厳しい状況でした。国・県の政策だからではなく、現状を知っているのはやはり地元ではないでしょうか。きょうの永野議員の答弁で、耕作放棄地の解消に市も取り組みたいと市長の力強い言葉をいただきました。宮崎の東国原知事ではありませんが、どがんかせないかん、どうか皆で知恵を出し合っていきたいと思えます。

次に温泉施設の指定管理者制度導入後の利用状況についてお伺いいたします。平成18年9月より、指定管理者により運営をされております温泉施設など2年が経ちますが、どのような状態ですか。以前にも一般質問をいたしました。玉の湯、潮湯、ゆとり〜む、草枕温泉てんすいの4施設の共通券はできないものか、提案いたしました。

関係各課の協議するとのことでしたが、その後どうなったのか、お伺いをいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 企画政策部長 牧野吉秀君。

[企画政策部長 牧野吉秀君 登壇]

○企画政策部長（牧野吉秀君） 江田議員の御質問にお答えいたします。現在、玉名市の温泉施設としましては、玉の湯、玉名市福祉センター、岱明のふれあい健康センターと潮湯、横島のゆとり一む、草枕温泉てんすい及び天水老人憩の家の7施設がございますが、このうち指定管理者制度を導入しております施設はゆとり一むを除く6施設でございます。指定管理者制度導入後の各施設の利用状況につきましては、玉の湯であったりあるいはふれあい健康センターなどの施設では利用者が増加しております。また草枕温泉てんすい、玉の湯など等ではサービスが良くなったとか、あるいは利用がしやすくなった、そしてまたそれぞれの施設でもそういった取り組みをですね、具体的に利用しやすいような取り組みをされているなどおおむね好評でございます。ただ一部の施設で管理が適切でなく、市民に御迷惑をかけたところもあり、管理運営体制の見直しを行なっているところでございます。

次に玉の湯、潮湯、ゆとり一む、草枕温泉てんすいの4つの施設の利用の共通券ができないものかというお尋ねでございます。御質問でございます。昨年6月議会と12月議会でも御提案をいただき、施設を所管いたします関係各課で協議を行ない、その結果を産業経済部長の方から御答弁をした経緯がございます。御指摘のように市民からすれば温泉施設という点では同じですが、福祉施設であったりあるいは観光施設であったり、各施設の設置目的ですとか性格が違いますし、利用料金の体系も異なっております。さらに現段階では、それぞれの施設がその指定管理者も異なるというようなことがございます。こうした点から共通利用というのは非常に難しいというのが現状の意見でございますが、議員おっしゃられるように、御指摘のように住民の目線で利用者の立場等も今一度検討をしたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 17番 江田計司君。

[17番 江田計司君 登壇]

○17番（江田計司君） 玉の湯は玉名温泉組合、潮湯は社会福祉協議会、ゆとり一むは玉名市、草枕温泉てんすいは池田建設、確かに設置目的や性格は違うということですが、不可能ではないかということで協議をしてもらってはいつまでたっても進展はしないんじゃないかと思えます。この4つの施設の管理は統一できないものか、市民の目線でもう1回、今一度検討されるということですので、期待をしたいと思えます。導入後の民間に移管した施設でサービスが良くなった、利用がしやすくなったという声を聞きます。ちなみに玉の湯の報告書を一部御紹介をします。これは指定管理者になった後で

すけども、平成18年10月玄関横の石段に事故防止のために黄色いテープを貼ったことで、高齢者や身体の不自由な方から階段を踏み外すことがなくなったと多数の感謝の言葉をいただいた。お客様全員の方へのあいさつ、お声がけなどを心がけた結果、「よくなりましたね」とお言葉をちょうだいしたと。また19年度3月ですけども、利用者からいただいた肥後椿を見て、ほかの利用者が「お花がいつもきれいですね」と言って帰られました。玉の湯の旗を道路側に立てたのち、初めての利用者の方が、入り口を迷うことなく駐車場に入られました。4月ですけれども、正面入り口階段への手すり取り付け工事終了。取り付け後の利用者より感謝の声多数。また利用者がこれは5月ですけれども、玄関にサツキの盆栽を飾るようにと持参された。これこういうですね、花の話がずっと出ているわけですね。それでその後ですけども、親子女性客より「先日、山鹿温泉で居合わせた人にここを紹介されてきました。湯量が多く良い温泉でした。また友達を誘ってきます」と声をかけられたとのこと。まあこのようにしてですね、利用者と一体となった運営がされている、この努力をされた玉の湯の方に感謝を申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、江田計司君の質問は終わりました。

3番 宮田知美君。

[3番 宮田知美君 登壇]

○3番（宮田知美君） 平成20年度12月定例議会一般質問、自友クラブ、宮田知美です。よろしく願いいたします。

高齢者が在宅生活を続けられるサービス提供の体制について質問をいたします。先日11月5日に玉名市民会館で玉名市男女共同参画社会フォーラムの研修があり、私も参加させていただきました。このフォーラムには市長を初め、多くの市の職員の方々や議員も参加して研修を受けられました。講師には福岡県杷木町の町議会議員を経て、町長をされました中嶋玲子さんを招いて講演がありました。この講演を少し振り返りながら質問したいと思います。講演の題は「自分らしく生きられる社会の実現を目指して」でした。その中で中嶋さんはまず日本の少子化についてお話をされました。日本のこの超少子化は女性の社会進出が原因だという人もおられますが、スウェーデンでは女性の正規職員での就職率は85%です。それにもかかわらず出生率は上昇しているそうです。その施策は企業が子どもの成長に合わせて仕事を調整することができるよう取り組みがなされ、定着しているとのことでした。子どもの成長に合わせて3時間、6時間、8時間ごとに分けて仕事をするなどです。日本の場合は、第1子が生まれたら7割が正規職員を辞めている現状があります。その後復帰しての仕事は元の職場でなくて、他の職場に臨時的なパートで働いている状態です。今の日本の家庭収入状況は夫婦2人で稼がないと普通の暮らしができないにもかかわらず、子育て世代に対する対策が今い

ちであります。またあっても使い勝手が悪いのか、あまり浸透してないように思われますと話されました。また2007年問題にも触れられ、昭和22年から24年までに生まれられた団塊の世代の人たちが大量に退職されるので、一気に生産人口が減ってしまう、またそれにより税収が減少する。それを埋めるには女性の社会進出が必要ではないかとも言われました。また農業対策については、中嶋さん自身が農家に嫁がれた経験の中から疑問や政策が生まれたそうです。農家の生活スタイルを変えないと農家は衰退の一途をたどる。まずは収入が不安定の上に夫婦で同じ労働なのにお金はすべて夫が持つ、この関係はだめ、嫁はただの労働者ではない。農家が企業などの勤め以上の魅力があり発展しているならともかく、若者や若い女性から毛嫌いされているところが大きいあるのなら、徹底して農家のあり方を変える必要があるとお話をされました。そのようなことを訴えて、杷木町の町議会議員に出馬したら2期ともトップ当選。1期目の時は男性議員からはものめずらしく見られ、女性議員のお手並み拝見ってとこだったそうですが、2期目のときは町を変えて発展させてくれるなら、男も女もないと男性議員の人たちが連名で押してくれて町長になられたそうです。そのような経歴の中、今中嶋玲子さんが取り組まれていることは、田舎であらゆる課題が山積している中で、老人の一人暮らしの問題とお話をされました。長男が家を出て都会に家を構え、一人暮らしの親に都会に来ないかと言われても、長男家族は身内である親は大切にしてくれると思うが、周囲には友達や親戚もいないので、とても不安で行くことができない。それよりも今の交流のある人たちと田舎で最後まで暮らしたいと願っている人がたくさんいます。その高齢者のために1人でも暮らせるまちづくり、地域づくりを充実させたいと最後におっしゃいました。私もこの地域福祉問題は以前から政策的に大いに関心がありましたので、積極的に取り組んでいきたいと思っております。そこで玉名市では「玉名市地域福祉計画」策定の基礎資料として昨年の6月22日から7月6日まで20歳以上2,000人の方に無作為にアンケート調査が行なわれました。その調査報告書の中で地域福祉推進のために玉名市が特に力を入れるべきことの第1位は、高齢者が在宅生活を続けられるサービス提供の体制についてです。では高齢者の方が在宅生活を続けられるためには、具体的にはどんなサービスが必要なのか、アンケート調査や関係団体のヒアリング、または市民参加のワークショップの中から関心の高かった3点について質問をいたします。1つ目、交通が不便な地域では移動手段がないなど、買い物や通院などに不便を抱える高齢者が非常に多くいらっしゃるの、日常生活の支援のための移動手段について質問します。移動手段についてどのような支援があるのか質問いたします。2番目、一人暮らしの高齢者などの悩みは寂しさやお金、介護施設の入所などさまざまです。相談事を身近なところで気軽に相談できる場や機会が必要と感じられる方が非常に多ございます。話を聞いてくれたり、困り事の相談に社会福祉協議会や市に無料相談電話など

の開設はできないか、質問いたします。3番目に、地域福祉の源である地域の方々の支援をより効率的にし、高齢者や障がい者の方々を地域で支えていくためには、それらの人々がどこにいるのかという情報を地域で整理していく必要があると思います。先進地ではこのような情報を福祉マップとして制作していると聞かすが、玉名市では制作ができるのかどうか質問いたします。

○議長（小屋野幸隆君） 福祉部長 井上 了君。

[福祉部長 井上 了君 登壇]

○福祉部長（井上 了君） 宮田議員の高齢者が在宅生活を続けられるサービスの提供体制について、3点御質問がございました。順次お答えいたします。

買い物や通院等にかかる移動手段の確保についてでございますけれども、玉名市では自らの交通手段を持たず、また、一般の交通機関の料金負担に著しく困難をきたす高齢者が居宅から医療機関などへの外出に際して、その交通手段として利用できる外出支援サービスを実施しております。また、高齢者の市内の公的な温泉施設への交通手段の確保や社会参加の推進のために、路線バスの運行していない区域におきましては、福祉バスの運行事業を実施しております。さらに、天水自治区の一部ではありますが、公共交通機関がない地域の生活交通の確保を目的とした事前予約制の乗り合いタクシーであります天水・河内みかんタクシーへの補助を実施し、その運営を支援しているところでございます。しかしながら、議員御指摘がございましたように高齢者の日常生活での交通手段の確保という点からは、検討すべき課題かと存じます。そこで、今後はさらに高齢者の交通手段の利便性の向上を図るために、例えば外出支援サービス利用者の利用条件の緩和、福祉バスのルートや用途の拡大、高齢者の移動手段確保を目的とした補助事業の拡充などについて、その有効性、経済性、公平性、公益性を踏まえ、利用者の視点に立った検討を進めてまいらなければならないというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

2点目の気軽に相談できる場及び無料相談所等の開設についてということでございますけれども、市民の皆様が行政相談の窓口として、市民相談窓口を設置し、その対応を図っております。また、平成18年4月からは地域の高齢者が住みなれた地域で安心して未永くその人らしい生活を継続していくことができるように、市内3箇所地域包括支援センターを設置し、高齢者の総合相談の窓口の充実に努めているところでございます。この地域包括支援センターにおきましては、専門職が配置され、高齢者にはどのような支援が必要かを幅広く把握するとともに、高齢者やその家族などに対し、介護保険のサービスやその他の制度の利用につなげる無料の総合相談を実施しているところでございます。具体的には高齢者などの福祉に関する相談に応じ、また福祉関係者や関係機関との連携及び調整、その他の援助を行なうことができる専門的知識や技術を有する

社会福祉士が中心となり、総合相談に対応しているというところがございます。市といたしましては、高齢者の総合相談窓口業務を担う地域包括支援センターを今後ますます市民の皆様にご活用いただけるよう、その周知の浸透に積極的に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

それから3点目の地域要援護者の情報把握のための福祉マップの作成というところがございます。本市では今年の3月に「玉名市災害時要援護者支援計画」を策定し、高齢者を含む災害弱者への支援について、現在その計画の実施に向け取り組んでいるところがございます。災害時要援護者と思われる対象者は本年9月現在で、1万1,485名おられ、これらすべての方々に10月初旬に個別計画の登録用紙を送付いたしました。とりわけ対象者の中でも高齢者単独世帯が3,350名、高齢者のみの世帯人員が5,661名、要介護3以上の高齢者が1,085名、合計1万96名と高齢者の占める割合が実に災害時要援護者の87.9%を占めており、高齢者への支援が特に必要とされるところがございます。現在本市といたしましては、電算システムによる地図情報の整備を検討いたしております。1点目がGISの利用、これは地理情報システムといえますかね、その利用でございます。2番目に熊本GPマップの利用、それから3番目にゼンリン電子地図の利用のこの3つの方法を検討しているところがございます。議員お尋ねの地域の要援護者の情報把握のための「福祉マップ」の作成についてでございますけれども、災害時要援護者の個別計画につきましては、個人情報の提供について本人の同意を得て進めているところですが、広く地域における高齢者の要援護者情報把握のための「福祉マップ」ということになると、個人情報保護の観点から難しい問題もございまして、本市の個人情報保護条例におきましては、個人情報の利用及び提供について制約がございますものの、緊急にやむを得ないと認められるときなどを例外として、情報の提供ができることとなっておりますので、日頃から近隣の皆様、区長さんや民生委員、児童委員さんなど情報を共有して声かけや見守りを通じ、安否確認ができるよう福祉マップについても検討したいというふうに考えております。いずれにしても地図情報の整備にあわせまして、要援護者の対象者数、導入時期、費用、機能、精度等、現状の要援護者システムとの整合性等を十分に検討し、また、関係各課と協議しながら個人情報保護に十分配慮しつつ、地域の要援護者の的確な情報を把握、また共有ができるように努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（小屋野幸隆君） 3番 宮田知美君。

〔3番 宮田知美君 登壇〕

○3番（宮田知美君） 宮田です。ただいまの部長の答弁を聞いておりますと、さすがにアンケート調査や関係団体のヒアリングなどで一番関心が高かった部分ですので、み

かんタクシーなど包括支援センターを使ったりいろいろところ福祉マップなども使えて着々とつくられているようですので、少しは安心しておりますが、まだまだ個別にですね、少し納得いかない部分もあるんですが、その辺のところはこれから先頑張っつけていただきたいと思います。私はですね、この地域福祉問題を今回取り上げたのはですね、なぜかって言いますと、先ほども言いましたように市長を初め多くの職員の皆さん、また議員の皆さんがですね、一緒にこう研修を受けられたと、同じようにそれを聞かれてですね、感動されて、また問題点も共有されたと思います。ですから皆さんが同じようにですね、理解すれば、これをですね、実行に移す職員の方々もですね、かなりハードルが下がってですね、できやすいんじゃないかと思っておりますので、今回はこの高齢者に限ってもですね、質問をいたしました。このですね、このマップをつくったですね、いろいろ金がかかると思うんですが、その財源といたしましてはですね、先だって、というか今年ですね、ふるさと納税というのが発足いたしましたので、この高齢者福祉の財源にはですね、ぜひ市長もおっしゃっているようにですね、ふるさと納税を使いながらするとですね、各自治体間でこのふるさと納税というのは納税率を上げるためにですね、これから先PR活動が各自治体で行なわれると思いますが、目的をはっきりすればですね、東京や大阪なんかにいる玉名市出身の方々もですね、ふるさと納税に御協力なさると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、合併後に検討調整するとした項目の進捗状況について質問いたします。平成の大合併は1999年4月に始まりました。手厚い財政支援が受けられるように特例債の発行が認められた期限切れ2006年3月末までに合併しようと各議会も住民も一緒になって協議をしまりました。当初は県のガイドラインの1市4町で進めましたが、いつの間にか1市8町になったり、また3町だけで合併しようとしたりしてなかなか合併できませんでした。しかしようやく17年の2月に1市3町の合併協議会ができるまでになりました。1市3町では合併がもうその頃はですね、非常に慌てておりましたですね、非常に期日が迫っておりました、やっと1年とかいってですね、1市3町では合併が大前提で進み、検討事項は新市になってから対応しようと思ったといいますが、対応しようとするような雰囲気になってまいりました。合併協議会では時間を要する各項目の検討や議論を煮詰める時間はなく、先送りしたのが現状ではないでしょうか。よって、市や町の各地域にあった条例や規則、また市民と直結した利用料や補助金の取り扱い方などすべてが合併までに調整されたというわけではないと思います。かなりの数の重要な調整検討事項の取り扱いが新市になってから調整されていると思います。それらの事項はどのようにして調整検討されているのか質問いたします。またそれらの調整検討された事項は議員や職員間の共有、そして市民には報告されているのか質問いたします。

次に、新市建設計画に記載されていない新たな事業が毎年各課ごとに多く増えてきてはいるが、新市建設計画の順番の先送りや、それに伴う財政計画はどのようになっているのか質問いたします。

○議長（小屋野幸隆君） 企画政策部長 牧野吉秀君。

[企画政策部長 牧野吉秀君 登壇]

○企画政策部長（牧野吉秀君） 宮田議員の御質問にお答えいたします。合併後の調整検討をするとした項目についての進捗状況、検討の進捗状況につきましては、合併協定書にうたわれておるわけでございますけども、合併当初から懸念されておりました市民生活に密着した防犯灯の補助でございますとか、あるいは消防詰所建設補助、さらには保育料の料金の統一等を初めとしまして、多くの補助金の見直しなど調整事項の大半につきましては、市民の合意形成と一体化の醸成を目指して合併後これまでに担当課を中心に協議調整を行ない、おおむね統一及びその方針確認が図られているところでございます。しかしながら、上水道であるとか下水道及び農業集落排水事業等の使用料やごみ収集運搬業務委託等につきましては、過去の経緯を踏まえ、段階的統一を目指すべき項目もございます。このような市民生活に直結した問題につきましては、社会的動向を見極めるとともに時間をかけて市民の意識を確認しながら慎重に調整していかなくてはならないと考えております。また新市における事業決定にあたりましては、新市建設計画に掲載されていない内容あるいは新たな事業等も出てくるわけでございますので、厳しい財政事情の中で、例えば企画課と担当課が協議ののちに財政課を交えた財源協議を実施しながら、財政計画に基づき事業の優先度、あるいは緊急度等についての見極めを行ない、さらに企画審議会等での審議を経て、その決定に当たっているところでございます。以上、申し上げましたとおり合併後4年目を向かえ、旧1市3町にあったそれぞれのルール、事柄についてはおおむね調整をされてきたところでございます。そして議員御指摘のように議会を初め、市民の皆様にもその結果をお知らせすることも重要であると認識をいたしておりますので、市の広報紙ですとか、ホームページ等を通して、わかりやすくお知らせをしてまいりたいと考えております。またやってきております。また当然のことではありますが、今後も必要に応じて調整を行ない、合併後の検証に努めてまいりますので、引き続き御理解と御指導をいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 3番 宮田知美君。

[3番 宮田知美君 登壇]

○3番（宮田知美君） 宮田です。今部長から答弁をいただきました。あのこのですね、新市計画とか、検討する項目についてはですね、各課でその都度問題が起きたときにやられているのが現状じゃないかと思えます。でもですね、やはりかなり重要なもの

もありますので、要するに議会も含めたところですね、横の連絡そしてまた職員間でもですね、十分に知っておく必要があるんじゃないかと思います。ですから今後もですね、十分部内調整などを行なってですね、玉名市発展のためですね、検証を行なっていただきたいと思います。合併直後の行政をつかさどるのは大変なことです。職員の削減、施設の統廃合などで経費削減効果は出さなくてはいけないし、新しい事業や要望にもこたえなくてはいけないと思います。そのような中、今の景気から想像すると来年の税収落ち込みや地方交付税の削減が非常に心配です。しかし、玉名市長、島津勇典市長初めですね、皆さんで頑張っていて、来年以降も玉名市の発展が順調に推移していくことを望みまして私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、宮田知美君の質問は終わりました。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 3時25分 休憩

午後 3時40分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

27番 堀本 泉君。

[27番 堀本 泉君 登壇]

○27番（堀本 泉君） 申し上げますように後期高齢者の堀本でございます。当年とって72歳でございます。今他人の質問を云々じゃないですけどですね、宮田先生の質問が終わりましたが、いわゆる新市計画問題が出ておりました。私はそれを守りよっちゃ島津市政の発展はないと思っておりますけんですね。笑いなはるばってん、当時の合併の責任者は私だった。不肖、堀本泉。島津先生どままだ県議会であごどんたたきよらした。そういう別に、せっかく立派な玉名市ができましたので、ますます発展することを祈念しながら最後の質問をいたします。しばらくの間お付き合いを。一応3項目に大別した形で質問を用意しておりましたが、御承知のとおり各位の質問が重なっておりますので、割愛すること多くですね、なかなか文章にはならないと思いますので、一部アドリブ、いや一部以上のアドリブをまぜまして質問をいたします。

まず河川改修に対する市の関与のあり方とします。3月議会でもやったじゃないかとおっしゃる方多いと思いますが、あのときは市長の関与のあり方、今そこに呼びつけられておりました、いやいや出頭しておりました課長の進言で県の河川の改修の現場を何でん知っておかなんという理由のもとに市長が率先して御覧になっておったということである議員が手柄顔にそれば言うてさらいておったからですね、堀本泉、腹を立てまして、やったんですが。まあそれはもう過ぎたことございまして、今回は玉名市の関

与のあり方という命題にいたしておりますので、よく字を読んでみてください。御承知のとおり上部行政機構による工事あたりは、この進め方は市民の考えとは離れた形で、すね、上位下達というような通達のあり方で、ここはこうします、何月から何億円かけてこうしますということで、我々今だれかも言いましたように玉名市議会で云々する感激は全然ないわけでございます。もう親方がしてあるけん、何ば言うかというようなことで、それでは底辺にあるのは玉名市民でございますので、やはり国土交通省がやろうが県がやろうが、玉名市民のニーズというか要求はある程度は市が代弁して県の話の中に組み込んで、懇話会ぐらい1回、2回してそれじゃ下流が納得せん、それじゃ樋門ばあけられんとかいう話までです、吸い取ってやるのが今も出よったその執行部のやり方だろうと思います。今回上流部の境川上流部の改修計画が案が認知されたというようなことを聞きましたので、あえて質問をさせていただきますけど。当時あの、この前も申しましたが、遅々として進まない改修計画に、おべっかでしょうがバリバリの県議だった島津県会議員の発議で境川改修促進期成会が発足しまして、現在も細々と続いているわけでございますが、先般も申し上げたとおり、有名無実かな、無名有実か、わからんけど、まあ寄れば乗りまっしょうというぐらいの会合で、文句言うたもんは憎まれもんですね。しかし今になって、よく見ますと堤防のかさ上げが主題でやっておりますけど、往時、堤防のかさ上げと玉名市道今から問題にします葬式場の付近のあの道路、だれかさんが言いましたが、あれをかさ上げしてもその周辺に降る雨水、玉中の前から流れてくる、あるいはやましようさんが造地造成した上から流れてくる水はどこに持って行くかと。それを川に入れるためには堤防はかさ上げができないわけでございます。その技術論に対して玉名市はどういうふうな見解というか申し入れができるのかです、どのぐらいの勉強をされておるか、ちょっと担当者あたりに伺います。当時あの、大野牟田の湛水機場、右岸側の湛水機場を岱明側が反対しましてです、菊池川の堤防は滑石側よりも高道の方が低か。ああ倉野尾さんだったかな、議長の時。低かっただけ、なら滑石だけ生き残って、おるげはうんぶくるっじゃないかと、反対だということ、で湛水防除は完成、一番の順番がどべこしになりましてです、そのとき滑石側の堤防をぴしゃっと整備して、漏らんどつするきっかけになりはせんかという逆論を帰謬法で言いまして、堀本流で言いまして、着工を認定したことは覚えております。その後で市長が御存じのごつその期成会のテーマ、年度内にテーマば上げますが、今年は橋をぴしゃっとしたもんにしようという項目が入るとは、これまたもめましてです、私があわあ言ってからけんかして、外したことはあります。橋は取り外してしまわなるときです、それをテーマに境川改修期成会のテーマにするというけん、ばかじゃなかかということになりましたけれども、それは消えました。そして今日、あそこに所有者不明の橋の欄干も朽ちかけもうぼうぼうとして子どもどんこくんならおおごつという橋があ

ります。それらの解決あたりも全然期成会でも出ないしですね、それで本当に境川の改修をやる気が県はあるのか、それに対して玉名市はどういう考えを持って互角に戦いのできる案を出しよるかですね、その辺についてちょっとお尋ねをいたします。きのうのある方の質問には県は幾つかの試案というか素案をもとに上流改良を検討しているようだというようなアバウトなお答えでございましたが、市長がいつも言われるように必要なことは時節に合ういわゆるスピード感ですね、物事をするに当たるのはスピード感、それとあなたが一番おっしゃる対費用効果といいますか、どれだけ入れてどうなるのかと、その辺が一番大事だと思いますけれどもですね、何十億かけてもいい改修のあり方なのか、下地はどなっておるのかを玉名市に提示があっているのかですね、県の方からは。結局本流をかさ上げすれば済む問題じゃない。いわゆる河床の高さは境川の末流の塩浜樋門のあたりと何メートルぐらい、昔の火葬場の付近は違うのかですね。そこらの研究は玉名市で市民のためにやっておくべきじゃなかろうかと思います。県がやるなら、こういう資料がありますよといっちょどま言うたっちゃよかつじゃなかかかと思いません。あの上流を川としてじゃなく、道路としての改修をどがんか見逃してくれんかということを私は市会議員の立場で県に交渉に行きましたけれども、今さっき申しますように裏からの水が主流になっておるからというようなお話でした。玉名市はどういう研究をされておるかですね、最近も妙なことを聞きましたので、気になっております。繁根木川も御承知のごつ改修をされております。これにも玉名市としては全然口出しはできん状態じゃないのかと思います。というのは議会に対して何らの報告もないし、仕上がりがどうなるんだとか、それもない。あの今プロムナードみたいなやつができ上がって初めて、ああ川の中を散歩されるごつしよつとばいなあという予測はできますけれども、そんならつっこけんごつ、あの街路灯はどういうふうになるのか、そがんとは市の方でやりよるのかと、いわゆる並行した形で進んでもらわんとですね、お世話になりましたと国にあいさつどんしよつたっちゃ、話にならんだろうと思います。話があちこちになります、原稿はある程度つくったつもりですけども、人が聞いておるけん、なかなか言いにくいことですね。照明の問題等もこれは河川改修とは関係ない話ですが、これは繁根木川の話でございます。まずもって一番には境川のあれはいつごろでき上がるといふ計算のもとに県は設計をしよるのかですね、きのうの質問に答えて2、3の案があるごたるですばいとおっしゃったからですね、どの辺まで玉名市は知って、市長としては我が家の前まで通っておる水路ですけんね。どがんふうにしたがよかという模索もされておると思いますが、よければその辺をアバウトで結構ですので、改修についての御意見を聴します。それから後の質問に入りたいと思います。

○議長（小屋野幸隆君） 建設部長 取本一則君。

[建設部長 取本一則君 登壇]

○建設部長（取本一則君） ただいまの堀本議員の境川の河川改修に対する市の関与についての質問にお答えをいたします。昨日の吉田議員への答弁で申し上げましたように境川は県管理の2級河川で、玉名市の西部地区を流れており、小岱山を源に上流部で準用河川山田川と合流し、有明海に注ぐ流域面積11.8平方キロメートル、幹線流路延長が7.3キロメートルの河川でございます。議員御指摘の河川改修計画は六田地区の境橋上流から春出地区の南大門橋までの1.1キロメートルで、今年度境川総合流域防災事業で国庫補助事業として採択を受けた箇所でございます。この境川改修計画は昭和56、57年度の集中豪雨により、流域の集落に甚大なる被害が発生したために昭和60年度より境川改修促進期成会が1市1町と関係機関により発足をし、現在に至っております。議員におかれましては、発足当時から改修事業に対し、熱意ある御指導と御指摘をいただいておりますことに大変力強く思っております。以前の河川改修事業につきましては、主に行政主導型で行なわれておりましたが、近年は市民参加型の川づくりを推進されておりますので、ただいま御指摘をいただきましたさまざまな工法及びルートにつきましても、工法の決定までには市も積極的に県に対し、よりよい改修事業ができますよう意見提案を申してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、このたびの河川改修事業計画は上流だけの改修のように思われがちでございますが、河川とは上流から下流までの一体的に検討整備するものであり、特に下流域の住民に不安を与えるような整備は絶対あってはならないものと考えるところでございます。

次に繁根木川でございますけど、繁根木川は菊池川水系の1級河川であり、総延長約8.3キロメートルでございます。菊池川合流地点より第2富尾橋までの約3キロメートルが国の管理区間であり、その上流約5.3キロメートルの三ッ川小学校地点までが県の管理区間となっております。現在、国土交通省でJR橋上流部より富尾橋下流までの約1.8キロメートル区間の掘削と護岸補強工事が平成21年3月を目標に施工中でございます。この工事は平成18年6月の出水を受けたことで、繁根木川の流下能力を大きくするために川底を平均70センチ程度掘り下げ、または既設護岸の安定を図るために、7メートルから13メートルの鋼矢板を打ち込んで補強を行ない、緊急的に浸水対策を図るものでございます。玉名市といたしまして工事中止期間6月から9月まででございましたが、利用をいたしまして3回にわたり菊池川河川事務所が主体により繁根木川関係機関などと一体となり、「繁根木川川づくり検討会」を開催をいたしております。この検討会で地域の意見も取り組んだ形での川づくりの協力をお願いしており、例えば矢板前面には捨て石等で矢板が見えないように覆い、一定幅ではなく川の流れに変化をもたらし、蛇行により川らしさをつくりだし、景観に配慮した整備をお願いいたしております。議員御質問の照明灯の設置につきましては、今回の事業では計画はございませんが、将来的には河川環境や周辺住民の生活環境に配慮した上で、繁根木川関係

機関に協議を行ない、検討していかなければならないものと考えております。議会あたりの報告が何もなかったんじゃないかということでございますが、議員皆様方にこの川づくり検討会及び繁根木川の工事が完成した暁には何らかの形でこの竣工式等みたいなことをやりたいと思っております。よろしゅうございますか。

以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 27番 堀本 泉君。

[27番 堀本 泉君 登壇]

○27番（堀本 泉君） なかなか、よろしゅうございますかと言われるとですね、何か後は言われんようなことで。昔はですね、あの境川の改修についてはかんかんがくがくの議論があっておりました。これはなんさまですね、その1つに区長さんに当たりさわがあります、今言うた葬式場の付近の牧下さんかな、あの辺は結果論で言うなら私が言うともた問題が起きますが、自己責任もありはせんかと、流れてくつとが承知で今の家がずっと建ち並んでおるわけです。それで私はあれをやるときは、あそこを遊水地帯と考えると、左岸側をですね、遊水地帯と考えると、全部じゃないけど一部を掘り上げて、それらに公共の廃土もまぜて周辺の必要なところはかさ上げて、全体的に盛り上げれば堤防どまあってもなかつてもよかつじゃないかと。そうすと右岸側だけはやっぱり、道路もあってなんだから、ぴしゃっと左岸側かな、あの道を市道から西側は遊水池にはできんから、それらしい埋め立てのあれをせなんだろうということを申し上げましたが、当時おられたある地元議員さんがですね、今の地元議員さんじゃなかけどですね、区画整理事業も考えてやりよつとに遊水池ってあるかってぬしゃということで怒られました。で、話はちゃらになりましたけれども、今度は区画整理事業であの全体的に高くするという事業が、何か古文書が出てきたとかいうようなことで負担金が高くなるけんってということで、皆手を引いて埋蔵文化財、あの掘削は1坪に4万も5万もかかるというようなことでびびってしまってですね、減歩率その他で引き合わんということで、中止になって、今日になっております。市も介在して実施はなかったけれども、そこまで踏み込んだ時代もあったんだから、今でもやはり市の事業としとつたというぐらゐの位置づけでですね、頑張つて県のしりをたたいてもらいたいと、これは要望でございます。

そのくらいにしまして、中心市街地に入ります。私は実はきょう、きのうか、きのうこの商工会やらあれを通じた要望書、二通りの要望書をわあわあ秘書課長に文句言ひまして見せてもらいました。守秘義務のなかつなら市議員にも見せちゃどうかということでございました。そしたらコピーをくださいました。くださいましたというありがたいことでございますが、まああのお粗末と申しますかですね、さっきも市長にも念を押しましたが、この問題は市長の命脈に通じる問題だと思います。いわくマルシヨク

の跡地も含めた市街地の問題でございます。また言いよるか、おっしゃられんで一応聞いてください。聞くところによれば、これはきのうの文書でございますが、市長あてに地元から提出もあっている、いわゆるこの要望書、これを全然議会関係にも見せない事情が知りたい。なぜかならば、御承知のとおり前回ですか、この問題を片づける、マルシヨクを買うかどがんかせなんなりということで、市長がみこしを上げていただいて、さあやるぞさあやるぞってなって、会派のまず一番の今松田議員がおっしゃったように、一番の与党議員だと思っている自友クラブを寄せていただいてですね、説明会なるものをしかかったと、牧野部長あたりもお見えだった。ところがよしほんなら守っていくぞとなったところが、翌日全員協議会の席でまあ与党か野党か、準与党か知らんが、ある郡部の出身の議員さんがわあわあ言うて、わけくちやわからんこと言うてつぶすと。で市長さんがおびびりになられてですね、熟度がちょっと足らんとじゃなかかと、1人の議員が言うたけんってえっしやすとかなて言うばってん、もうあんたもめちやいかんと、紳士的な判断ですと引かれた。だからそのことがあったから、この陳情書あたりが配慮の上に配慮をして議長あてに出しておらんからもう議会には言わんがよかばいという配慮をされたのかですね。普通なら陳情書は議長あてに、私はようけんかする議長ですが、やっぱり玉名市議会議長殿と、市長殿にはあわせてですね、同文の陳情書が出るはず。この要望書ですか、なるものにはもうちゃんと跡地の利用の仕方、もちろん案の案でしようけども図面まで引いて、やっぱり後を建てるか何かをもう書いてあります。こういう立派なもんがあるとなら、やっぱり参考のために議会にも見せてもらいたか。なぜ議会を無視して我がどんばかりでこそこそされるかですね、その辺についてよければ市長からでもですね。それから平成18年の6月ですか、法の改正、これは市街地活性化法ですね、活性化三法は変わっているようでございます。玉名市が手をつけるもっとも身近におる組織でありながらですね、この活性化についての模索が全然できておらんとじゃないかと。なぜか。それば言うとはですね、熊本市や八代市はそのとおり、この新法ができたつに乗せてですね、すぐ申請をしておるですね。それまで温められた案があったから早かったのか知らん。それで認定されて今何十億という補助メニューがついてやっておる。八代なんかばんばんやっておる。そこまでよかったけれど、今年になってから菊池か山鹿かもメニューに載っておる。城北はつながっておる、城北は一体だと言いながら、県会幹事長の2期、議長も2期された市長がおられてですね、全然玉名の「た」も出ん。なぜなのかですね、もう執行部が案ば持たんけん出されんとじゃなかつかと思っただけですね、そすと紙に書いた絵じゃないかと。私もだれかさんば野党じゃないかって言うたばってん、きょうはもう野党になつとるごたっですね。とにかくなぜそういう一緒はやりたいと我々にはおっしゃるが、そのバックをすべき執行部の方がどなたかは知らんけど、全然模索をしよらんとじゃなかと思わるっ。それはいい

かがですか。案は持っておつとですか。市街地活性化法あるいは複合ビルを建てるとか
なにか。まずほっだけん結論じゃないけど、市長に伺いますが、マルショクの跡地、
これは限定しますが、買うとか買わんとかですね、もう不景気だけん、業者も買いきら
んけん投げやっとかのか。その辺は頭のよかけんですね。それと玉名市でいう中心市街
地とは、ポイントするならばどこを指すのかですね。これを最初たいたたら、7、8年
前かたたいたときは駅通り、西部商店街かな、それから立願寺、繁根木、亀甲それから
旧高瀬ですか、4カ所か5カ所をもって中心市街地という。ただし一遍にはでけんけ
ん、まずはマルショクあたりの高瀬商店街をもってですね、スタートをするというよう
なところまで決まっておったと思いますが、御存じないですか。なら担当者が調べてく
ださい。高瀬地区を最初に手をつけるというふうな説明を受けた気もしますが、私がぼ
けているかもしれませんけん、調べてください。ここも中心市街地というのは必要な
い、郡部が寂れるけんという意見があつて1市8町の合併もつぶしたと言え、堀本が
つぶしたと言われて怒られたですがね。北方領土発言までしまして、中心市街地のない
市がどこにあるかということで、税金の問題から今は安くなって43万5,000円
で、島津先生売りましたがですね、100万円からしよった土地のあるところがどこに
あるかということまで言ひまして、結局連名でそのときは市長さんたちが議長と連名で
公文書でつるし上げ、何人かもされましたですね。始末書を書いた人もおるでしょ
う。そこまで苦勞をして1市3町で合併したんだから、中心市街地なるものはどこかにあ
つて1つの都市景観がでくつと私は確信をしておりますけん、何を臆することがあるか
つて、中心市街地はここだつてというようなことは市長に言ってもらいたい。なかなか税
金な払わんぞと言うごたつです。まああの菊池市、山鹿市、多分山鹿市もだつたと思
います、認証された今の時点に玉名市だけは何にもないということが城北の中心市街地
云々といつも言われる市長のもとにですね、執行部の気の緩みがあつとじゃないかと思
いますので、その辺はなぜ玉名市はなあん出すとのなかかと、認知をされないかとい
うことでお尋ねをいたします。中心市街地活性化法は市町村が、村はないけんですね、市
町村が中心市街地を活性化させるための基本計画、基本計画がないということを私が言
よる。基本計画を策定し、先ほどの山鹿、菊池も含めた各市が認定された場合は各市の
支援が受けられるとの仕組みになっている。この各市の仕組み、支援というのはどう
いうのがあるのか、玉名市はそれをメニューを1番にはじき出してきてと、もう名前も
忘れたけど、官報に載つた時官報の写しも持つて、参考にして頑張つてくれつて頼ん
でおるはず。手ば挙げてくれよ、そんな時受けた人は。よそがやりよつとにどうして玉名
市は市長せんですかつてというのが質問です。素朴な質問です。玉名市がもし活性化に取
組む気持ちがあるとすればですね、なかなかよかです。あるとすればどういふ事業を考
えておられますか。その事業はこのいわゆるメニューに、補助メニューに載らないつて

いうとがわかっている事業なのかですね。菊池あたりの事業は何だったのか、定かにはわからんから、そちらの方で、申し入れはしておりますから、教えてください。廃屋廃墟がつながる中心市街地では面体が悪いからですね、中心市街地はもうなかとおっしゃるなら、もう何も言うことはありません。思い切った施策を生み出すことのできない当局の能力に失望するだけでございます。この項は以上でございます。

最後になりますが、今も何人もの方が申し上げられたように、思いがけない不況の広がり、伝播力の速さですね、東京の話だろ思ったら玉名にもう一番から入っておるもんだけん。これはなぜそれば言うかと、私の孫が今百姓を後継ぎをしてくれよるですが、友達がおりまして、遊び友達か何か知らんが、若い20歳から23ぐらいの子どもが、「おっつあん、よかな」って来ます。「わっどん暇ねえ」って言うと、「首になったもん」と。「どけ行きよったかい」と、BSって言いますな。BSに25人退職になって、今年中にあと29人30人首になつとかなと。もちろん派遣労務だろうとは思いません。ところが2、3日前は、凸版印刷さんのあそこの跡に愛三工業はあつとかななかつかなって。どうしてねって言うたら、「首になったもん」て。「ぬしゃよかところに行つとたろ」って言うたら凸版に行きよつたと。凸版ば首になつたと。それで仕事のなかとあんた正月もされんって言うていうようなことで、愛三工業に試験のあるなら受けますけん、加勢してくださいて、ああそがんとのできるかというようにございましたが、きのう、おととい愛三工業のところにダンプカーか何か入っておつたから、やっぱり来つとんごたんと言つて、また大浜の人から電話がありました。それで担当課に聞きに行きましたら、知らんですな、市長。さっきも言うたごつ。そのブルが入っておるとかユンボが入っておるか知りはせんばつてんですね、私はおはらいのあればすつとの会場づくりだろうと、しかしそれにもきのうも申し上げたごつ、しかかつたのは間違いないけん、ああ一安心でしたなというぐらいの気持ちでおりましたが、少なくとも部下の皆さんの中で見に行った人がおりますかということ伺いたい。だれかおつですか。現場がどがんなつておるか。私は1週間に1回ぐらいずつ行つておるですよ、見に。それで市長にも言いました。まだなあん心配のなかな。草切りよつともおらんばいたつて、なあん心配しなさんな、来つとは間違いなかけんつておっしゃるけん、あたがそがん言うならまあ言うことはなかたいて、今日まで来とる。それがだれかきのうおちよかつたから腹かいてわあわあ言わしたけどですね。まああの足元まで今申しますように来ている不況の波にですね、玉名市はどう対応しようと思つておるかですね。玉名市というよりもこれは市長の覚悟だろうと思つますがね。ある町長と1時間ばかり、きのう、おとといか、話をした。どうしよるかなあと。ところが菊池とかどこか商品券か何かを配つてですね、一時しのぎとまあ言葉が過ぎるばつてんですな、そういうふうな対応をしよう。むしゃはよかばつてん、それじゃいかんだろうと。ほんで福祉とか何と

か、将来に続くことで今ありがとうございましたっていうような言葉が出るような事業は何があるかと。町内を網羅して今も協議しよっとですたいと。玉名市はどがんなりよとっただろうか、そがんなればというような気持ちでの伺いです。くどく申し上げるとまだ長なるけんですね。結局きょうの新聞に載っておるかなあ、町部の、私は日ごろから町部の人たちが、町部というか、元郡部の人たちですが、玉名町さん出ろうかというぐらいのことにならんとですね、玉名町の発展はないと思いますのでですね、先ほどちょっと言いましたローカルバスの話とか、これはもう市長が一番熱を入れておられると認めますので、スムーズインがでくっとなかなかと思います。市長のお考えを伺います。それから最後に申し上げますが、今ちょうど忘年会それから今後新年会の時期に入りますが、市の職員さん方が市内じゃ銭ば落としなし、もう博多さん行こうかと言うて、この前の日曜も博多に何グループか行っておったということでえらいけんまくでやかましゅう言いなはった。ひとつはやっぱ自由の意思じゃあるばってんですね、よければ小学生にも先ほどからあるように地産地消を教育しよる時代だからですね、私も商売はしておるけど、よかればない銭を落とすとだけん、地元で納税しよるところにですね、落としていただく、もう意地ででんよそには行かんぞって、玉名のやつどんば喜ばせるぞというぐらいの、せめて市の職員はそういうことを考えていただきたいと、これは要望でございます。

以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 産業経済部長 望月一晴君。

〔産業経済部長 望月一晴君 登壇〕

○産業経済部長（望月一晴君） 堀本議員の御質問の中心市街地活性化法と市の取り上げ方についてお答えいたします。まず、中心市街地活性化法でございますが、これは議員御承知のように都市計画法と大規模小売店舗立地法と合わせて「まちづくり3法」といわれている法律の1つでございます。まず都市計画法はゾーニング、いわゆる土地の利用規制を図るための法律であり、大規模小売店舗立地法は生活環境への影響など社会的規制の側面から大型店出店の新たな調整の仕組みを定めた法律となっております。そして中心市街地の空洞化を食いとめ、活性化活動を支援するための仕組みが中心市街地活性化法でございます。

玉名市におきましては、平成13年3月に「玉名市中心市街地活性化基本計画」を策定し、その中でまちの玄関口であるJR玉名駅から続く駅通り・亀甲地区、文教ゾーンで若者の多い西部地区、それから繁根木川沿いに周辺地区を結ぶ交流の場となるリバーサイド地区、それから江戸時代の5カ町の1つとしての歴史が今に息づく高瀬地区、それに加えて1300年の歴史を誇る玉名温泉地区、これらの個性的な地区を結んだ208ヘクタールの区域を玉名市の中心市街地として位置づけし、道路整備や公園整備な

どの市街地のハード整理を行なう一方、ソフト的な事業として交流人口対策を狙った高瀬裏川花しょうぶまつりなどの周知事業や、まちづくり機関である商工会議所、TMO、タウンマネジメント機関と申しますけれども、連携しながら、空き店舗対策や高瀬蔵の再生整備を推進し、中心市街地の活性化に努めてきたところでございます。しかしながら、現実的にはなかなか中心市街地の空洞化には歯どめがかからず、再生に向けた課題が多いことを痛感しております。新法によるところの中心市街地活性化は土地区画整理や道路整備などに代表される都市機能の集積を集める市街地整備が1つでございます。それと商業施設集積等の展開を視野に入れた商業振興基盤整備、それが2つ目でございます。さらには都市機能の集約を高めるための教育・文化施設や医療、福祉施設等の都市福利施設整備、これが3番目。それから中心市街地に住宅を供給する住宅環境整備の増進、これが4つ目でございます。それらに伴う交通機関の利便性の向上が、これが5番目でございます。この5つの項目に民間活力も導入しながら計画するものとなっております。新法によるところの中心市街地活性化基本計画については、県内では議員先ほど申し述べられましたように県内では熊本市、八代市に次いで2、3日前の新聞でございましたけれども、山鹿市が内閣総理大臣の認定を受けております。玉名市においては中心市街地活性化法を活用しての事業展開はしないのかという御質問でございますが、しないということではございません。ただ、現時点では新たに基本計画を策定して事業実施をするまでの準備ができていないということでございます。今後、民間活力も視野に入れた上での5年後を目標とした新幹線新玉名駅周辺整備、それから玉名バイパス整備や新庁舎建設等も含め中心市街地をどのように位置づけ形づくっていくのか、そのあたりが具体化してきたときに、中心市街地活性化法の活用によるところの中心市街地活性化のための事業が展開されていくものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小屋野幸隆君） 27番 堀本 泉君。

[27番 堀本 泉君 登壇]

○27番（堀本 泉君） あの今部長がおっしゃられたそういうふうに移行していきますとおっしゃるが、私は時限立法じゃなかったかと思いますが、期限なしの永代経でよかったですか。今から計画に入るという意味はおっしゃったでしょ。もう八代、熊本と同時以前にですね、今おっしゃられたとおりの例えば。よかったですか？もう言わんちゃわかった？よかったですか？ということは、もうそがん遅ならんうちにすることですか。その辺の取り上げ方がですね、まだ全然ゼロの状態なのか、今までは何ばあたちはしよったかという、飯は食いよったろうばってんですな。そうですよ、笑いなはるばってん、そうですよ。片一方はじゃんじゃん何億円というメニューに載せてやりよっただから、玉名市はあ、ひとつ皆さんにも御承知をいただきたい。市長は立候補された時で

すね、高崎さんがもちろん前の市長だったな。だから堀本げんにきどんばするかっていうようなことで、せんだったと。当時市内の人たちも皆さんもすね、これはそんなら候補者はだれか町のこつば考えとる人のおんなはっどかなあつていう声が上がってありました。で市長が1人中心市街地の活性化は私がやりましょうというようなことをうたってもらったんです。それで恐らく書いてみなきゃわからんばつてん、恐らくあの辺の区長さんたちも市長に期待して、その180票の中の何票かは入っておるとおもいますよ。それば計画もしておらんような言い方なら市長ばぶつ殺すごとなるけんです。ちよつと考えられんけん。再確認をしておきます。

○議長（小屋野幸隆君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） 私が県議会に出ましたのが58年でした。さっきちよつとお話がありました、あの境川改修期成会なるものができ上がったのがその2年後だったというふうに記憶をしております。そのころに玉名市に歯切れのいい市会議員さんがおられるんだなあということを教えられたのを今思い起こしているんです。最近の堀本議員は仏の堀本かというような感じ受けとめておったんですが、やはりあのここに立たれるとすね、やっぱり表現を気をつけなきゃいけませんね。そのやっぱ迫力が出てきますよ。いろいろ御指摘がございましたが、ただ1、2申し上げておきます。境川は去年、一昨年ですかね、2年前か、大水害が起きて国道が、起きたんで県が国道が埋没して非常に大きな被害が出たということで、これは県が改修をしなければならんということになった。そして動きが起きてきた。私も玉名市長として県がどういう部分を改修しようとするのかということについて、現地を承知しておかなきゃならんと思ったことも事実ですし、また県の方の話も聞きました。ただその際に建設部長が先ほど申し上げましたように、これは境川に限らず、河川改修というのはずっと流れがつながっているわけですから、下流域の方々の気持ちも推しはかりながら事業計画が立てられるべきであるということは論を待たないと思います。それで境川の上流部分の改修をしようと思った時点で県はそれなりに配慮をして、下流域の工事にも取り組んできた、私はそういうふうに思っていますし、堀本議員もそういう理解を示しておられたと思います。また同時に玉名市としても流域の道路整備等とか道路河川堤防の修復にかけた道路整備等に意を用いてきたつもりであります。そういう中で今、県の河川改修の方法についていろいろ議論が出ておりますが、私は技術的なことはわかりません。技術的なことはわかりませんが、改修をしなければならんという事実は間違いない。その折にやっぱり地域あるいはもちろん部長が申し上げたように下流域に大きな心配りをしながら河川改修を進めるべきであるという意味はきちつと県の方に伝えてあるということをお知らせしておきます。繁根木川を何も言わんでというけど、あれ話聞いてみたらずつとあの辺一帯の方々集ま

っていただいて、説明会が行なわれておるんですね。そのときに市が中に入って、お手伝いをしてその説明会もなされているわけ。当然堀本議員のお宅の方にもそういう連絡が行っておったと思われませんが、そんな時出ておんなはらんとですよ。だからあのだからその議会には報告はしてありません、議会にこういう正式な形で報告はしてないと思いますが、地域の皆さんにはこういう形で繁根木川を改修しますという話は十分に地域の皆さんに、きょうあの流域の区長さんもおられますが、説明をしてある。その中で今繁根木川の改修は進められていると、私は理解をしております。照明等の話がここんとこ出てきましたが、私はそのことはよく承知しておりませんでした、ただその過程の中で先日も話しまして、立派にできよりますねと、これで水の流れがよくなるでしょうね。これ繁根木川だけでなく、立願寺一体がすぐ雨水があるともう何十年前から1時間2時間の間につかれますからね。これを何とか改修しようということも大きな要点にあると私は理解している。これで水の流れはよくなるでしょうねと、相当に排水はよくなるでしょうねというような話をしたところですが、ところで立派になって歩道もできるんだけど、今までは草が生えたりなんかしてね、いくらか彩りがあったけれども、完全に石垣ばかりになりましたねということで、もう少しなんかこれ排水をよくするためにやったわけだから、あの中に樹木を植えるというわけにはなかなかいきませんね。それじゃ何のために改修したのかということになりますから。ただそれにしてもちょっと何か彩りがほしいですねということは申し上げてありました。あの見られるとわかりますがところどころにですね、こういうふうに穴を掘ってあるようなところがあります。あれは小さいけれども花壇をつくらうということなんです。出水時期にもあまり水の流れに影響がないような花壇をつくらうということであれば準備をしてある。少しもうちょっと大きなものをつくってもらえると市民の散策の場所としてもさらによいんじゃないでしょうかねと、私は申し上げましたが、ただやっぱり申し上げたように基本的には流水をよくすることが前提になっておりますから、そういうことになったのかなあと受けとめております。ですから、これ区長協議会の皆さんもお聞きになっているときですからね、あえて申し上げておきますが、議会の皆さんには御報告、後のこともそうですが、報告ができてなかったかも知れませんが、地域の皆さんには国交省もですね、そして市の方も随分気を使いながら説明をした上で皆さんの御了解をいただきながら私は改修工事は進められてきたと理解をいたしております。

最後に報告する前に1、2内田議員が質問の中で財政問題について触れられました。そのやりとりの中でおおむね玉名市の財政は安定的な方向にあるという答弁を申し上げて、総務部長が申し上げてあります。ただここで私の認識ですが、これは合併前からそうありますけれども、玉名市の場合、旧市も含めてですよ、旧市が中心ですが、公債費率等は決して14市の中でいい方じゃないんですね。経常収支比率も決していい

方ではない。ただ財政的に安定しているということが1つと、もう1つは合併の時点で持参金を持ち寄ってますから40数億の金はまだ貯金としても残っているわけです。ですからやろうと思えばなんでもできるんです。さっき出ました中心市街地云々という制度と熊本市や何かやったこれ非常に大きな事業です。何百億かかる事業なんです。八代の場合にはあんまりよく承知しておりませんが、そういう大々的な事業計画がずっと何年かかけてやるんですね。私どもは今財政的な視点から考えれば留意しなければならんことは、今私どもは合併ということが1つあります。同時に新幹線開業ということもあります。それに伴って新庁舎建設ということもあります。この数年間は玉名市のもっとも財政事情の必要性が避けることのないようにメジロ押しに入っております。こういう事情の中で今大々的な何十億をかけたような事業計画を立てるのはなかなか大変なんだろうと私も思っておりますし、そういう意味では、そういう熊本、八代に並ぶような都市計画は準備をいたしていないことは御指摘のとおりであります。そのことと今話題になっているこの中心市街地マルシヨク跡地の問題は全然別だと私は認識をしています。これは確かに私は市長選挙に出た折にも申し上げましたし、前からそういうふうに思っておったわけで、やっぱり玉名市のだ真ん中にああいう姿のものがずっと放置されているというのは、中心市街地としての景観からも景観上もよくないということが1つあります。それからもう1つすぐ郡部との比較でおっしゃいますが、私は中心市街地等がきちっと整備されるということは、何もその周辺の人たちのためにだけやるんじゃない。玉名市民全部にとってやっぱり風格ある中心市街地があるということは非常に大事なことだろうという認識を持っております。何も中心市街地を整備するからって、その周辺の商店街の方々のためだけにそれをやるという意識は持ってはならないと私は思っています。皆さんもぜひそういう受けとめ方をしてほしい。端っこにいる者であってもやはり私どもの玉名市の中に立派な中心市街地があるということは市民共有の財産であるし、願いである。そういう思いの中で問題は考えるべきではなかろうか、そういうふうに思っているところです。何か商店街から要望書が出て、要望書が出てまいりました。まだ2週間ぐらい前ですかね。出てまいりました。それで見てみたらそのアパートや何かも書いてある、こそこそじゃないですよ。堂々と何ですかフォーラムまでやって、これはどういうふうに整備したが一番いいと思いますかということ商店街の商工会の代表の方にもそれから崇城大学のグループの方々にもフォーラムという形で意見を聞いた。市民公開の上でこういう地点はどういうふうに整備していった方がいいと思いますかということ、公開の上で申し上げてきたということでもあります。それならなぜすぐせんのかということですが、この土地は人様の土地であります。そう勝手にこっちがああでもなこうでもないというわけにはまいりません。しかしそうは言いながら私自身が水面下では先月もファミリー銀行の頭取さんにもお目にかかって、いろいろ銀行の方の事情等も

伺っております。決して準備も何にもしてないということではありません。同時に執行部の諸君にも私なりに方向性を見据えた指示をいたしております。今二次補正予算が国の方ですね、これが年明けたら提示されるということで、いろいろ皆さんにも関心を持っていただいておりますが、これは二次補正という形になるか、当初予算という形になるかは別にして、これが非常に大きな金額にもなるわけですので、これについては各部課が何回もこの議会でも話が出ておりましたが、検討するよという指示もいたしております。そういうことも含めて、緊急経済対策ということもありますから、そういうことを事業を行なうことによって地域の活性化を図れという国の思いというものを受けとめながらこのことに対処をしまいたいというふうに思っているわけです。だからこれも前からの堀本議員の持論ですからよくわかっております。わかっておりますが、だからと言うて軽々な方法、方向は私からは申し上げられません。いや堀本議員の意見が軽々と言っているわけじゃないんで、私の意見がですよ。軽々に、ほんなら来年4月から、怒られましたけんしますばいというわけにはまいりません。ただそれにどこまで言っているのかな、非常に一生懸命に準備をしているということをお願いしている。ああしますこうしますと、今言ったらそれは軽々ということになるんじゃないでしょうか。それはあの地主さん方ともきちっと約束ができて、そしてある程度の方向性が見つかった時点でこういう形にしたいということを公表するというのが私は手順ではなかろうかと。まだ相手の了解も得ておらんときにああでもないこうでもないと言い過ぎるのは、私の立場からすれば軽々に過ぎると、そういうふうな認識であります。必ず皆さんの期待にこたえる形で実現に向けて努力をしていきたいということでですね、執行部の職員にも指示をいたしておりますので、そういう目で見守っていただければありがたいと思っております。大体そういうことでいいですかね。

宮田議員の質問の中に、それから区長さんたちもおられますから、申し上げておきますが、調整、合併後の調整の話です。いろんな問題が合併協議の中で書いてあった。さっき合併の話があって、おれがした県議はまだそのころは、市長は県議会で能書きどん言いよったとおっしゃった。そのとおりなんです。そのとおりですが、難しい問題はほとんど合併後に繰り延べされておったわけですね。保険料ですとか、保育料ですとか。私の認識ではほぼ調整は済んだと思っております。調整ができてないのは玉名市岱明地区の下水道料金の問題がまだ方向性は見えておりますが、きちっとというわけにはいきません。一遍にというわけにはいきません。それから横島、天水の集落排水事業の使用料金、この辺はまだ調整ができておりません。後の問題はおおむね調整は私は9割方でき上がっていると、そういうふうにと受けとめておりますし、そのことは関係の市民の皆さんは、御了解御承知いただいていると思っておりますので、きょうは区長協議会の皆さんもお見えでございますからね、何かね、まだいっちょん調整ができておらん、あ

るいはだれも知らん間に調整したみたいな印象を与えたとすれば、よろしくないことだと思われましたので、あえて申し上げておきます。最後になって、やっぱり風格ある「トリ」らしい堀本議員の質問に久しぶりに私も緊張をいたしましたので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で、堀本泉君の質問は終わりました。

これをもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

日程第2 議案及び陳情の委員会付託

○議長（小屋野幸隆君） 次に、議案及び陳情を付託いたします。

議第112号平成20年度玉名市一般会計補正予算（第5号）から議第125号市道路線の廃止及び認定についてまでの議案14件、陳情1件については、お手元に配付しております議案及び陳情付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

議案及び請願付託表

総務委員会

- 議第112号 平成20年度玉名市一般会計補正予算（第5号）
（総則・第1表歳入の部・歳出の部、②総務費〔3項戸籍住民基本台帳費を除く〕、⑨消防費・第3表地方債補正 変更）
- 議第118号 玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第121号 指定管理者の指定について

産業経済委員会

- 議第112号 平成20年度玉名市一般会計補正予算（第5号）
（歳出の部、⑥農林水産業費、⑦商工費・第2表債務負担行為補正追加）
- 議第119号 玉名市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第120号 土地改良事業の計画の概要を定めることについて

建設委員会

- 議第112号 平成20年度玉名市一般会計補正予算（第5号）
（歳出の部、⑧土木費）
- 議第116号 平成20年度玉名市水道事業会計補正予算（第4号）
- 議第125号 市道路線の廃止及び認定について

陳第 9号 雇用促進住宅玉名宿舎を市営住宅として存続を求める陳情

文教厚生委員会

- 議第112号 平成20年度玉名市一般会計補正予算(第5号)
(歳出の部、②総務費中3項戸籍住民基本台帳費、③民生費、④衛生費、⑩教育費)
- 議第113号 平成20年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第114号 平成20年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議第115号 平成20年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第117号 玉名市地域子育て支援センター条例の制定について
- 議第122号 指定管理者の指定について
- 議第123号 指定管理者の指定について
- 議第124号 指定管理者の指定について

○議長(小屋野幸隆君) 付託を決しましたので、各委員会におかれましては、それぞれの会期日程に従い、審査をお願いいたします。

松本議員より発言の申し出がありましたので、これを許可します。

16番 松本議員。

[16番 松本重美君 登壇]

○16番(松本重美君) 16番、松本です。去る12月5日、議会開会日の決算特別委員長報告の途中で、私的な発言をいたしましたこととおわびして取り消していただきたく議長にお願い申し上げます。また御一同の皆さんにも毎回一言多く物議を醸し、お騒がせいたしました誠にご申し訳ございませんでした。以後発言や言葉を慎重に選びながら市政発展のため活動してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長(小屋野幸隆君) ただいま発言の一部取り消しの申し出がありましたが、これを許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小屋野幸隆君) 御異議なしと認め、許可することに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

18日までは委員会審査のため休会とし、19日は定刻より会議を開き各委員会の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 4時43分 散会

第 4 号

12月19日(金)

平成20年第4回玉名市議会定例会会議録（第4号）

議事日程（第4号）

平成20年12月19日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 委員長報告
- 1 総務委員長報告
 - 2 産業経済委員長報告
 - 3 建設委員長報告
 - 4 文教厚生委員長報告
- 日程第 2 質疑・討論・採決
- 日程第 3 委員長報告
- 新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長報告
- 日程第 4 質疑・討論・採決
- 日程第 5 委員長報告
- 玉名バイパス建設促進特別委員長報告
- 日程第 6 質疑・討論・採決
- 閉 会 宣 告

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員長報告
- 1 総務委員長報告
 - 2 産業経済委員長報告
 - 3 建設委員長報告
 - 4 文教厚生委員長報告
- 日程第 2 質疑・討論・採決
- 日程第 3 委員長報告
- 新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長報告
- 日程第 4 質疑・討論・採決
- 日程第 5 委員長報告
- 玉名バイパス建設促進特別委員長報告
- 日程第 6 質疑・討論・採決
- 日程第 7 追加議案上程（議第126号）
- 議第126号 玉名市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 提案理由の説明
- 日程第 9 議案の委員会付託

日程第10 委員長報告

文教厚生委員長報告

日程第11 質疑・討論・採決

閉会宣告

出席議員（29名）

1番	萩原雄治君	2番	中尾嘉男君
3番	宮田知美君	4番	北本節代さん
5番	横手良弘君	6番	前田正治君
8番	作本幸男君	9番	福島譲治君
10番	竹下幸治君	11番	青木壽君
12番	森川和博君	13番	内田靖信君
14番	高村四郎君	15番	大崎勇君
16番	松本重美君	17番	江田計司君
18番	多田隈保宏君	19番	永野忠弘君
20番	林野彰君	21番	高木重之君
22番	本山重信君	23番	吉田喜徳君
24番	田島八起君	25番	田畑久吉君
26番	小屋野幸隆君	27番	堀本泉君
28番	松田憲明君	29番	杉村勝吉君
30番	中川潤一君		

欠席議員（1名）

7番 近松恵美子さん

事務局職員出席者

事務局長	梶山孝二君	事務局次長	田中等君
次長補佐	今上力野さん	書記	小嶋栄作君
書記	松尾和俊君		

説明のため出席した者

市長 島津勇典君 副市長 高本信治君

総務部長	元田充洋君	企画政策部長兼 玉名総合支所長兼 玉名地域自治区事務所長	牧野吉秀君
市民環境部長	黒田誠一君	福祉部長	井上了君
産業経済部長	望月一晴君	建設部長	取本一則君
会計管理者	徳井秀憲君	岱明総合支所長兼 岱明地域自治区事務所長	前田繁廣君
横島総合支所長兼 横島地域自治区事務所長	吉村孝行君	天水総合支所長兼 天水地域自治区事務所長	池田健助君
企業局長	木下憲生君	教育委員長	内田實君
教育長	菊川茂男君	教育次長	前田敏朗君
監査委員	高村捷秋君		

○議長（小屋野幸隆君） あらためておはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 委員長報告

○議長（小屋野幸隆君） 各委員会に付託してあります全議案を一括議題といたします。

審議の方法は、各委員長の報告の後、質疑、討論ののち採決いたします。

各委員長の報告を求めます。

総務委員長 宮田知美君。

[総務委員長 宮田知美君 登壇]

○総務委員長（宮田知美君） おはようございます。今期、総務委員会に付託されました案件は議案3件であります。審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

最初に議第112号平成20年度玉名市一般会計補正予算（第5号）中、付託分についてであります。歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億6,886万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を280億9,219万4,000円とするものです。次に第3表地方債補正については、林道整備事業債の限度額を2,930万円から3,800万円に変更するもので、これは防火林道東部小岱線の用地取得分です。まず歳入の主なものを申し上げます。9款地方特例交付金は403万6,000円の増額で、道路特定財源暫定税率が今年の4月に1カ月間失効した財源補てん措置としての地方税等減収補てん臨時交付金によるものです。12款分担金及び負担金434万1,000円の減額の主なものは保育児童の保育料で、主な要因は保育料の低所得者層への移行や多子世帯軽減等の影響です。次に14款国庫支出金は4,287万2,000円の増額で、自立支援医療負担金732万5,000円、保育所運営負担金520万2,000円、国の1号補正予算による地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金3,000万円などです。次に15款県支出金は2,223万円の増額で、多子世帯子育て支援補助金355万3,000円、施設園芸省エネルギー化緊急対策事業補助金710万円などによるものです。19款繰越金は9,334万8,000円の増額で、歳出総額との財源調整分です。20款諸収入は202万4,000円の増額で、建物損害共済金131万3,000円などです。21款市債870万円の増額は、林道整備事業債です。次に歳出について申し上げます。2款総務費は1,046万2,000円の増額で、新庁舎建設に向けての外回りのネットワーク基本設計や国道208号線電線地中化工事に伴う基本設計委託料190万4,000円、市内ブロードバンド未提供地区である石貫エ

リアへADSLが利用できるよう通信事業社に対し、補助するための850万円です。9款消防費19万3,000円の増額で、電波法改正による電波利用料の改定で、防災無線の1局あたり4,100円の増額で47局分との説明がありました。まず歳入についての質疑応答について申し上げます。委員から農地・水・環境保全向上対策事業補助金の減額理由や来年度も減額対象になるのかとの質疑に、例えば旧玉名地区においては当初31万5,000円を計上していたが、決定で16万3,000円等になっており事務費の調整による減との答弁でした。また耕作放棄地解消緊急対策事業補助金の事業内容についても質疑があり、これはすべて県の補助事業で反当り4万円交付されるものです。事前に農林水産課が耕作放棄地の解消に当たっての農林水産課、農業委員会で調査をした面積が3.7ヘクタールあり、この金額を計上した旨の答弁。さらに市の対応はどうなっているかとの質疑に、今回は県の事業で対応したが、継続的に必要性があれば今後市としても検討をしていきたいとの答弁でした。また乳幼児医療補助金の増額は、医療費の増加によるものかとの質疑に、当初、対前年比で予算計上していたが、実績見込みが上がってきている旨の答弁でした。さらに委員から今年の4月から県の負担金が増えたのではとの問いに、3歳から6歳の児童が3割から2割の交付となっており、当初そのことも考慮し20%減で計上していたが、実質上増加したとのことでした。認可外保育施設健康管理支援事業補助金の内容と施設名についても質疑があり、執行部から認可外保育施設の職員の健康管理支援であり、認可外保育園はどこの保育園であったかということに対して、みやまえ幼稚園と星の子学園の2園との答弁でした。次に歳出についてですが、委員から情報推進事業費の補助金850万円は石貫地区へのブロードバンドを通すためとのことだが、この補助は事業費の何分の1とか決まってはいるのかとの質疑に、執行部から国の未提供地域への考え方があり、本来は民間の通信事業社主導で行なうべきだが、整備をしても採算が取れない地区については、官民協力をしながら推進するようになっている。この補助額は、通信事業社が整備した後の加入率を2年後に17%程度と予想し、算出している旨の答弁があり。さらに委員から行政が補助すべきものなのかという質疑に対し、国の基本的な考え方として2011年度までにブロードバンドの未利用地区をゼロにするという目標がある。インターネットの普及でなくてはならない状態になっており、達成するためには官の支援も必要と考えている旨の答弁がありました。また、12月1日付の社会福祉協議会への職員派遣についての質疑がありました。以上、審査を終了し、採決の結果、議第112号中、付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に議第118号玉名市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは地方税法の一部改正に伴い条例の整備を図るもので、内容としては寄附金税額控除の適用対象に住民の福祉の増進に寄与する寄附金として、市区町村が条例で定めてい

るものが拡充されたことにより、市内に主たる事務所を有する学校法人や社会福祉法人などに対する寄附金を追加するもので、これらの法人等に寄附した場合は、当該寄附金が5,000円を超える部分について税額を控除するものです。委員から普通の会社等に寄附した場合も届ければ控除できるのか、どのくらいまたそういう会社というか、そういう法人はどのくらいあるかとの質疑に、執行部から個人の事業主は関係ありません。該当するのは学校法人や社会福祉法人で、例えば九州看護福祉大学や白梅学園、玉名学園など約30事業所程度との答弁がありました。審査を終了し、採決の結果、議第118号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に議第121号指定管理者の指定についてであります。これは玉名市民会館条例の規定に基づき、指定管理者の指定をしようとする時は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があるためです。今回1年間とした理由は今まで施設の担当部署ごとに指定管理者を選定していたが、今回市民会館周辺施設の管理を一体的に行なうことで市民サービスの向上を図ることを目的に行なうもので、青少年ホームの指定期間が22年3月までのため、それに合わせ1年間とし、今後は市民会館エリア一帯を一つの指定管理と考え調整を行なう旨の説明でした。委員から指定管理の期間について現在長くて3年だが、施設によってはもっと長くていいのではないかという質疑に対し、執行部から当初指定期間を3年を超え5年以内と2年を超え3年以内の2通りでスタートしており、指定管理者の安定した運営が困難な施設とか、事業の管理・運営にあたり専門的な知識を必要とする業務については3年、5年という期間で行なってきたが今後長期的に管理した方がいい施設については5年という考えを持っており、次回の更新時には所管課と十分検討して指定期間を決めていきたい旨の答弁がありました。さらに指定管理の選定期間は法律で決まっているのか、もう少し早い時期にできないかとの質疑に、基本的には12月議会で議決をし、翌年の3月までを事務引継ぎ期間と判断しているとのことでした。また横島のゆとり一むの指定管理はあるのかとの質疑に、ゆとり一むは交流施設、トレーニング施設、保健施設の3つに分かれており、保健施設は行政がほとんど使用しており、区分するのが難しく指定管理にした方がいいのか、現在検討中との答弁がありました。審査を終了し、採決の結果、議第121号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、総務委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 産業経済委員長 横手良弘君。

〔産業経済委員長 横手良弘君 登壇〕

○産業経済委員長（横手良弘君） おはようございます。今期、産業経済委員会に付託されました案件は議案3件であります。その審査の経過と結果について御報告いたします。

議第112号平成20年度玉名市一般会計補正予算（第5号）中、付託分についてであります。6款農林水産業費は2,714万8,000円の増額であります。歳出の主なものを申し上げますと、くまもと農・林・水「夢」挑戦事業チャレンジ支援事業補助金は、JAたまなが行なっている事業で、事業費200万円のうち県補助金が100万円で、事業内容は苺、梨、メロン等の農産物を香港、台湾、タイに輸出し、販売拡大を行なうために、輸出に適した資材の開発とニーズの調査を行なうものであります。施設園芸省エネルギー化緊急対策事業補助金は県の2分の1の補助事業であります。事業主体は8つの農業者の組合で受益者242戸、受益面積76.49ヘクタール、総事業費は1,420万4,505円であります。事業内容はハウス内のサニーコート、エコポカプチといった省エネ資材の導入であります。また、資材高騰に係る農家経営支援緊急特別対策資金利子補給金は単市の補助であります。融資機関はJAたまなで資金の用途は購買未集金の支払い、借入金の償還などに充てるものであります。貸付限度額は300万円で、貸付期間は15年以内、申込期間が11月4日から来年の7月31日までとなっております。それに対する市の利子補給は1.3%で、期間は3年間であります。需要見込みとしまして、1人当たり300万円の50人分として、1億5,000万円を想定しており、今回の補正は12月31日までの貸付金の利子補給金であります。水田営農体制整備支援事業補助金は県の補助が3分の1の事業であります。神崎営農組合及び八番営農組合がコンバインを、また、富新営農組合が乗用管理機を導入するための補助金であります。熊本県水産業燃油高騰緊急対策事業補助金は、事業主体が熊本県漁業協同組合連合会であります。事業内容は5人以上で構成される漁業者グループが使用する燃油について、燃油の価格増加分の2分の1を助成するものです。平成19年12月時点の価格を基準とした増加分を対象とし、増加額が1リッター当たり10円を超えた場合に限るもので、補助限度額は1リッター当たり10円であります。林業振興費の公有財産購入費は森林基幹道（防火林道）の3工区140メートル、5工区380メートル、合わせて8筆の用地購入費であります。7款商工費は35万円の増額で、主なものは玉名市中小企業近代化等利子補給金であります。これは安心実現のための緊急総合対策の関連事業の1事業で、事業内容は中小企業の近代化及び経営基盤の強化を図るため、また昨今の原材料価格の高騰に苦しむ中小・零細企業を支援するためのものであります。市の制度を利用し借り入れされている人が対象で、12月末までの利用を想定して、利子額の50%で計算してあります。

次に第2表債務負担行為補正についてであります。玉名市資材高騰に係る農家経営支援緊急特別対策資金利子補給金交付要綱に基づき、金融機関が農業者に資金を融資したことについてその利子補給を行なうもので、利子補給率は1.3%で期間は平成21年度から平成24年度まで、限度額は1,139万2,000円であります。ほか2件の

利子補給金があります。それぞれ期間及び限度額を定めているものであります。委員から耕作放棄地解消緊急対策事業補助金については、対象者は岱明町と旧玉名市とのことですが具体的に計画はできているのか、また、放棄地として果樹園は対象にならないのかとの質疑に対しては、予算の編成段階で岱明と旧玉名市から申請が上がってきておりましたが、その後申請者が増えたため3月議会で補正をお願いする予定です。また果樹園も対象となりますが、農地は農業振興地域の中の農用地区域内にあることが要件となりますとの答弁でありました。耕作放棄地については、耕作放棄面積、今後の計画と対策、放棄地の傾向についても質疑がっております。ほかに委員から施設園芸省エネルギー対策加温機ノズル交換緊急支援事業補助金については、市単独の補助事業とのことですが、ノズルを交換することによって油の消費がだいぶ減るのだと思いますが、前回9月議会で補正を提出することができなかつたのか、今から決めても実施するのはずれるのかとの質疑に対し、今回、年度内に実施することになりまして、実際ハウスをしている方は途中でノズルを替えると温度が影響し、もし失敗したりしますと大変であるため、来年からの活用が主だと思いますが、この事業で3%から5%の燃油の節減になりますので、今回助成することにしたものでありますとの答弁でありました。審査を終了し、採決の結果、議第112号付託分については、全員一致で原案のとおり可決いたしました。

次に議第119号玉名市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは本来8月22日に施行された「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令」の一部改正により課税免除の取得要件が引き下げられたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。省令の改正概要は、農林漁業と商業・工業の産業間での連携を促進するため地方税の課税免除または、不均一課税に伴う減収補填制度を適用している制度について取得価格要件の引き下げが行なわれました。内容は(1)対象業種の追加で現在の業種に農林漁業関連業種は追加されたものであります。(2)投下固定資産総額の引き下げであります。課税免除の取得要件については、これまでの新設または増設に係る投下固定資産総額は3億円で、製造業にあっては5億円でしたが、それが2億円で、農林漁業関連業種は5,000万円とされました。それに伴い本市の条例改正の内容は第4条第1項中の3億円、製造業にあっては5億円を2億円で、また農林漁業関連業種で製造業に係るものに限り、5,000万円と改正するものであります。委員から今回農林漁業関連業種は新たに入ったのは、大浜の地先にノリ工場の計画があるがそれも入っているのか、それができるからそれも含めたのではないのかとの質疑に対し、執行部からそれにあわせて改正するものではなく、省令の改正に伴う改正であります。また養殖業は対象に入りません。製造業に限るとしておりますので、施工主が何であろうと農林

漁業関連業種で製造業の場合は対象になると思いますとの答弁でありました。また委員から生産者が何人かで行なうならよいかとの質疑に、ノリの生産者が養殖し生産することだと思いますが、それはノリの養殖業者となりますので、ほかの条件として新規雇用者を10人以上雇うことなどがありますとの答弁でありました。さらに委員からは雇用を10人とは雇えないのではないかと、せっかくこういう条例もできているのだから対象を下げることはできないのかなどの意見が出ていました。審査を終了し、採決の結果、議第119号につきましては、全員一致で原案のとおり可決いたしました。

次に議第120号土地改良事業の計画の概要を定めることについてであります。これは市が土地改良事業を実施する時は、土地改良法第96条の2第2項規定により、その計画の概要について議会の議決を経る必要があるためであります。内容は栗の尾地区の排水路の整備を行なうことにより水田の汎用化及び維持管理の節減並びに農業経営の安定及び向上を図るためであります。執行部からの説明の後、委員から特に質疑はなく、採決の結果、議第120号につきましては、全員一致で原案のとおり可決いたしました。

その他として、農業振興地域の見直しについて、多くの意見がっております。委員会終了後、天水町のむらづくり交付金事業、三の岳地区一般農道及び金峰北部地区農免農道事業の現地視察を行ないに行きました。

以上をもちまして、産業経済委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 建設委員長 田畑久吉君。

[建設委員長 田畑久吉君 登壇]

○建設委員長（田畑久吉君） 皆さん、お疲れ様です。今期、建設委員会に付託されました案件は議案3件、陳情1件であります。審査の経過と結果について御報告をいたします。

まず初めに、議第112号平成20年度玉名市一般会計補正予算（第5号）中付託分についてであります。8款土木において124万1,000円の増額であり、主なものは住生活総合調査の調査員報酬で7万5,000円の増額、都市再生整備事業で境川山田線の委託料から立願寺横町線ほか1線の用地補償に伴う事業間、年度間の流用であり113万6,000円の増額などであります。委員からまず住生活総合調査の調査員報酬についてどういう内容かとの質疑があり、執行部よりこれは本年総務省統計局が住宅土地統計調査を実施したが、それにあわせて国土交通省が行なう調査で、今回玉名市では8地区64世帯を対象、この調査の目的は住生活基本法の制定を踏まえた住生活の安定、向上に係る総合的な施策を推進する上で必要となる基礎資料を得るためのものであり、その調査員の報酬であるとの答弁でありました。また都市計画総務費における特殊勤務手当の内容について質疑があり、執行部より現在都市計画課で用地交渉を進めてい

る境川山田線あるいは立願寺横町線の戸別補償に出向く職員の手当であるとの答弁でありました。また都市再生整備事業の委託料の減額理由について質疑があり、執行部より当初予算として境川山田線の文化財の試掘から本調査の部分を当初予算で計上していたが、買収後試掘調査を行なった結果、本調査をするまでに至らなかったとの答弁でありました。以上、審査を終了し、採決の結果、議第112号中、付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に第116号平成20年度玉名市水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。資本的収入において鉄道運輸機構から九州新幹線渇水対策のための石貫地区工事負担金で4,850万円の増額。資本的支出に応じて九州新幹線渇水対策のための石貫3区地区配水管布設工事等で2,100万円の増額であります。また今回の補正に関し、執行部から次のような補足説明がなされました。今回の補正予算は新幹線工事に係る渇水被害地区であり、6月議会で上水道整備の陳情が採択された石貫3区、4区に係る案件。これまでの鉄道運輸機構、新幹線推進課、地元との間で飲料水に係る補償交渉が行なわれており、その結果として補償金の額が決定。地元としてはその補償金で市の上水道の整備を行なってほしいとのことで、今回水道課において工事を着手。石貫3区については本管工事、給水管工事及び加圧ポンプ工事等、年度内の完了を目指すものであります。石貫4区については地区内道路に農業用の補給水の配水管の埋設が検討されているために、平成21年度以降に整備を計画するものであり、このことについては地元の了解を得ているとの説明がなされました。これを受けて委員から収入の4,850万円は全額渇水対策に使うのかとの質疑があり、執行部より石貫3区、4区の方からは水道事業に使ってくださいということですのですべてを水道事業会計に収入として受け入れるとの答弁でありました。加えて委員から工事について支出は4,850万円より多い可能性があるのではとの質疑に対し、執行部より今回の補正の石貫3区については2,100万円の工事費を計上、石貫4区については21年度以降になると思うが、概算工事費としては石貫3区4区全部が4,850万円の中に納まると認識しているとの答弁でありました。以上、審査を終了し、採決の結果、議第116号については原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に議第125号市道路線の廃止及び認定についてであります。これは道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定によりまして、議会の承認を得るものであります。今回廃止する路線は北坂門田山ノ下線、一本松ニュータウン1号線及び一本松ニュータウン2号線の3路線。認定する路線は北坂門田山ノ下線、一本松ニュータウン1号線、一本松ニュータウン2号線、北前原1号線及び北前原2号線の5路線であります。執行部より今回廃止の3路線は9月議会で市道認定の承認を得た路線だが、路線番号がほかの路線と重複していたことが判明したため、今回廃止をし新しく路線番号を変え認定す

るものであり、今後こういうことが絶対ないように十分注意しますとのことのお詫びがっております。委員からもこういった間違いが今後ないようにとの質疑がなされました。あわせて執行部より市道認定議案の提出に関し、今後は1年間の分をまとめて提出したいと考えている旨の説明がなされました。以上、審査を終了し、採決の結果、議第125号については原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、陳第9号雇用促進住宅玉名宿舎を市営住宅として存続を求める陳情についてであります。これは、雇用促進住宅を管轄する雇用・能力開発機構が国の方針により住宅の行政への譲渡または解体を決定し、現在入居している54世帯が平成22年11月30日までに退去をしなければならないため、雇用促進住宅玉名宿舎を市で買い取っていただき、玉陵中校区の活性化と発展のため、市営住宅として存続を求めるものであります。またこの陳情に関し、執行部より次のような補足説明がなされました。まず経緯として、平成19年12月の閣議決定により全国に1,532カ所設置されている雇用促進住宅で、平成23年までに廃止が決定されたものの2分の1程度が前倒しで廃止されるが、その中に玉名宿舎も入っており、今回、市営住宅として存続の陳情が出されたとのことであります。また、平成18年度と本年度、雇用・能力開発機構の方から本市に対して譲渡の打診があり、これに関して市の関係4課、住宅課、政策推進課、企画課、財政課が担当となって、現在協議中である旨の説明もなされました。次に財政的には玉名宿舎は運用開始後27年を経過しており、外壁改修、屋内の給排水・電気配管等々、修繕費が概算で2億2,000万円程度かかる見込み。また玉名宿舎は5階建て。高齢化の進展により、市営住宅に関しても上階は敬遠しがちになっている。ましてやこの玉名宿舎が市営住宅化されれば、将来的にはエレベータの設置が考えられる。となると、かなり莫大な費用がかかるし、市営住宅として即受け入れることはむずかしい旨の説明がなされました。これを受けまして、まず委員より市営住宅として引き継いだ場合、条例等いろいろな問題が発生すると思うが、現入居者はそのまま継続していられるのかとの質疑があり、執行部より市営住宅は低所得者を対象としているので、所得が月20万円以下の方が対象であり、もちろん現入居者はほとんどがオーバーの方であると思われるとあり、隣接する市営栗崎団地や条例等の絡みもあり、家賃も簡単には下げられない。万が一市としてこれを今後運用していくとなれば、特定目的の公営住宅ということで、一般の市営住宅と切り離れた関係でやらなければならない可能性があるとの答弁でありました。また委員から譲渡に関する数字的なものは出ているのかとの質疑があり、執行部より本年10月に提示はあっており、金額は土地・建物で9,500万円程度。それに入居者はそのまま引き継いだ場合は5,200万円程度ということになっている。だが、修繕費に莫大な費用を要するし、家賃等の問題もあるので、市として極力無償に近いような交渉を機構側としていかなければならないと思っているとの答弁で

ありました。ほかにも執行部より玉名市は平成28年の将来人口7万5,000人と見込み、定住化促進を図っているが、この玉名宿舎には現在54世帯、160数名が居住しており、みすみすこれを廃止すると明らかな玉名市の人口減になる。委員会の中では住宅課のみの関係になるが、定住化促進となるとこれは市全体で将来的にどうするかを検討しなければならない問題であり、委員会の場では即答できないとの説明でありました。最後に委員よりここは場所的にも将来的にも非常にいい位置にある。しかし外観、内装の劣化が非常に大きく、その辺の補修やエレベータ設置など、今後の改造費等に相当の金額がかかるのはだれの目にも明らか、その場合に建物ぐらいいは無償でという条件を機構側に出していいと思うし、その辺の話はまだこれから。また2年先まで退去期限がある中で採択となると、条例の整備等、その辺の準備がまだ不十分との意見が出されました。以上、審査を終了し、この問題は前向きに考えなければならないが、この時点で採択するには時期尚早と判断し、採決の結果、陳第9号については全員一致で継続審査にすべきものと決しました。

以上をもちまして、建設委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 文教厚生委員長 作本幸男君。

〔文教厚生委員長 作本幸男君 登壇〕

○文教厚生委員長（作本幸男君） おはようございます。今期、文教厚生委員会に付託されました議案8件について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

最初に議第112号平成20年度玉名市一般会計補正予算（第5号）中付託分であります。歳出の主なものとしまして、3款民生費においては1億294万9,000円の増額で、自立支援医療費1,465万円などが計上されております。4款衛生費においては1,676万5,000円の増額で、個別予防接種委託料1,349万7,000円などが計上されております。10款教育費においては、976万1,000円の増額で、学校給食センター燃油高騰経費546万9,000円などが計上されております。この件について委員から保育所民営化のその後の進捗状況及び公立・私立保育所の定員について質疑があり、執行部より保育所民営化の進捗状況については、民営化検討委員会において、5年間で5カ所の保育所を民営化するということを市長に提言し、今年度2園を民営化し順調に進めているところである。今後も残りの3園について、既に民営化した2園の状況を把握しながら検討委員会の指針に沿って適正に進めてまいりたい。また定員数、園児数及び職員数については、平成20年3月末のデータで第2保育所を含む公立保育所の定員は725名に対し園児数が756名。職員は152名となっている。私立保育所の定員は680名に対し園児数899名であり、職員161名となっているとの答弁がっております。そのほか委員から給食費の改正及び要保護・準要保護児童就学援助費について質疑があり、執行部より給食費については本年10月1日に物価の

上昇にともない改正をした。費用は小学校において月額4,000円、中学校において月額4,500円としており、約200円から300円の値上げになっている。また要保護・準要保護児童就学援助について、年の途中でも受け付けて審査し、基準を満たせば対応しているとの答弁がっております。さらに委員から、高齢者等就労支援センターにおける冷暖房室外機の修繕及びゆとり一むにおける燃料費の補正について質疑があり、執行部より高齢者等就労支援センターにおける室外機の修繕については、稼働が約8,000時間を経過した時点で点検が必要となっていたが、平成14年4月供用開始以来、その点検を怠っていたため故障した。今後このようなことのないように保守点検に努めてまいりたい。また、ゆとり一むに係る燃料費については、当初、重油単価を1リットル当たり75円として予算計上していたが、今年もっとも燃油が高騰した8月では1リットル当たり128円となった。既決予算内での流用で対応できればよいが、福祉センター費の中で流用できる金額ではなく、今回補正をお願いするものであるとの答弁がっております。審査を終了し、採決の結果、議第112号中付託分については全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に議第113号平成20年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出補正予算については、歳入歳出それぞれ2億3,674万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を89億4,705万8,000円とするものであります。まず歳入の主なものとして、4款療養給付費等交付金は4,780万6,000円の増額、5款前期高齢者交付金は1億1,189万円の増額など、それぞれ歳出に伴うものであります。次に歳出の主なものでありますが、2款保険給付費において2億5,044万4,000円の増額で、一般被保険者療養給付費負担金1億2,100万円などが計上されております。この件について委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第113号については全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に議第114号平成20年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ261万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億7,541万円とするものであります。まず歳入については3款繰入金は261万3,000円の増額で、歳出に伴う一般会計からの繰入金であります。次に歳出については、1款総務費は261万3,000円の増額で、主に各総合支所への専用端末整備費などが計上されております。この件について委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第114号については全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に議第115号平成20年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算補正については、歳入歳出それぞれ109万6,000

0円を追加し、歳入歳出予算の総額を57億5,916万1,000円とするものであります。まず歳入の主なものについて、3款国庫支出金は54万7,000円の増額でシステム改修費用に係る2分の1の事務費補助金などであります。次に歳出について1款総務費は109万6,000円の増額で、制度改正に伴うシステム改修委託料が計上されております。この件について委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第115号については全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第117号玉名市地域子育て支援センター条例の制定についてであります。これは地方自治法の規定により、玉名市地域子育て支援センターの設置及び管理について条例の整備を図るものであります。内容については、地域における子育て支援を積極的に推進するため設置された子育て支援センターの名称、位置、事業などについて必要事項を定めるものであります。この件について委員から既に支援センターにおいて事業が展開されているにも関わらず、あえて条例を制定する意味について質疑があり、執行部よりこの件については、平成15年に岱明町大野保育所に隣接する子育て支援センターを保育所の位置づけとして整備をされたが、地方自治法第244条の2第1項に該当する公の施設であるため、今回あえて設置条例を設けて、子育て支援センターの名称に根拠を持たせる意味で条例を制定するものであるとの答弁がっております。審査を終了し、採決の結果、議第117号については全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第122号指定管理者の指定についてであります。この件について、管理を行なわせる施設は玉名市蛇ヶ谷公園テニスコートであり、この施設の指定管理者となる団体を社団法人玉名市シルバー人材センターとし、指定の期間を平成21年4月1日から平成26年3月31日までとするものであります。このことについて委員からテニスコートの利用者数及び玉名市シルバー人材センターが指定管理者となった理由について質疑があり、執行部よりテニスコートの利用者数は平成19年度で3万4,639名となっている。また指定管理者となる団体選定については法人その他の団体から公募し、選定委員会において選定の基準に照らし、もっとも適当と認めた団体を選定したとの答弁がっております。また委員から指定管理者制度に係る指定管理団体と市の責任の所在についても意見が出されております。審査を終了し、採決の結果、議第122号については全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第123号指定管理者の指定についてであります。この件について管理を行なわせる施設は玉名市弓道場及び玉名勤労者体育センターであり、この施設の指定管理者となる団体を財団法人玉名市自治振興公社とし、指定の期間を平成20年4月1日から平成22年3月31日までとするものであります。このことについて委員から、玉名市自治振興公社に指定管理を行なわせる公の施設数及び職員数について質疑があり、

執行部より、指定管理を行なわせる公の施設は平成21年4月以降4カ所となり、現在の常勤職員は7名であるとの答弁がっております。審査を終了し、採決の結果、議第123号については全員異議なく可決すべきものと決しました。

最後に、議第124号指定管理者の指定についてであります。この件について管理を行なわせる施設は玉名市武道館であり、この施設の指定管理者となる団体を財団法人玉名市シルバー人材センターとし、指定の期間を平成21年4月1日から平成26年3月31日までとするものであります。このことについて委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第124号につきましては全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 質疑・討論・採決

○議長（小屋野幸隆君） ただいままでの各委員長の報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 質疑なしと認めます。

次に討論に入ります。討論の通告がっておりますので、発言を許可します。

4番議員 北本節代さん。

〔4番 北本節代さん 登壇〕

○4番（北本節代さん） おはようございます。北本です。文教厚生委員会に付託されてありました議第123号指定管理者の指定について、委員長の報告は可決でありました。私は議案に反対の立場で討論いたします。現在指定管理者制度は2年3カ月しか終わっておりません。今回は一帯の管理を自治振興公社に進めていくためのものであり、の期間調整であります。従来の指定管理者そのものは多様化する住民サービスに対し、より効果的効率的な対応ができることを考える、また住民サービスの向上を図ること、もっといえば経費の縮減を図ることを目的とするもので、地域の振興、活性化及び行政改革を進めていくものであります。今回の議案は議第121号においては、市民会館を自治振興公社、1年間をそのままにしてあります。しかし議第123号では自治振興公

社、シルバー人材センターから自治振興公社に移行してあります。期間を合わせるものでしたら、議第121号と同じく指定管理者を1年間シルバー人材で期間をそのまま持っていくのが普通ではないかと考えます。よってこの議第123号の指定管理者制度に対して反対の立場で討論をさせていただきます。

○議長（小屋野幸隆君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第112号 平成20年度玉名市一般会計補正予算（第5号）

議第113号 平成20年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議第114号 平成20年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議第115号 平成20年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議第116号 平成20年度玉名市水道事業会計補正予算（第4号）

以上、予算議案5件については、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

議第117号 玉名地域子育て支援センター条例の制定について

議第118号 玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について

議第119号 玉名市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について

以上、条例議案3件については、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

議第123号 指定管理者の指定については、異議がありますので後に譲り採決いたします。

議第120号 土地改良事業の計画の概要を定めることについて

議第121号 指定管理者の指定について

議第122号 指定管理者の指定について

議第124号 指定管理者の指定について

議第125号 市道路線の廃止及び認定について

以上、議案5件については、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありません

か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

議第123号指定管理者の指定については、異議がありますので起立により採決いたします。

議第123号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小屋野幸隆君） 起立多数であります。よって、議第123号については、原案のとおり決定いたしました。

次に陳情について、陳第9号雇用促進住宅玉名宿舍を市営住宅として存続を求める陳情についての委員長の報告は、継続審査であります。委員長の報告のとおり継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、陳第9号については、継続審査とすることに決定いたしました。

日程第3 新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長報告

○議長（小屋野幸隆君） 次に、新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会に付託してあります調査事項を議題といたします。

審議の方法は、報告の後、質疑、討論ののち採決いたします。

委員長の報告を求めます。

新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長 堀本 泉君。

[新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長 堀本 泉君 登壇]

○新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長（堀本 泉君） 御指名をいただきましたので12月2日に開催した新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会における審議の経過及び結果について御報告をいたします。例の通り少々長くなりますので、お許しをいただきたいと思っております。

初めに新玉名駅前広場についてであります。執行部から駅前広場設計修正についてスライドを使い説明がありました。まず、当初の計画は平成18年2月9日に熊本県と玉名市でそれぞれの事業内容で役割分担を定め、県知事と市長で協定を結んだ時点の計画とのことでありました。協定の概要は、将来の開発構想区域が新駅を中心とした約35ヘクタールで、その中に駅前広場と交流施設等の計画を立て、新幹線の完成までに

玉名市が駅前広場をやる。熊本県が駅前から県道玉名八女線に至る（仮称）東西道路を県道として整備するというものでありました。当時、この協定では県道の具体的な計画までは至らず、新駅の利用者のみを対象として、1日1,500台の交通量で駅前広場の計画を立て県警と交差点の協議を終えていたとのことでもあります。しかし、平成18年度から19年度にかけて、熊本県と玉名市で県道の交通量を推計した結果、県道玉名八女線南関方面からの流入や将来構想区域からの発生交通量を含めて、1日に約8,000台の交通量が算出されたところであります。そこで再度、県道仮称東西道路を含めて県と市、県警の間で交差点協議を行なった結果、県道玉名立花線、駅前広場駐車場入り口、駅前広場ロータリー部分の交差点が近接して計画されているため、交通量の増加により駐車場出入り口部分で交通渋滞の可能性が予想されるとのことであったところでもあります。このため、駅前広場駐車場出入り口について県警と協議したところ、駐車場出入り口について駅前広場ロータリーを介して計画をしたらどうかと指導を受けたとのこと。この計画では、駅前広場ロータリーを目指して来場した利用者が一般公道を通らずスムーズに駐車場に出入りできる利点がある。交流広場の一部を駐車場へ向かう車両が通過するという問題も生じる。また、そのほかに得失があるが、総合的に判断して県警の指導案にて駐車場出入り口の位置を修正したい旨の説明でありました。委員からこれからの時代車は減少すると言われているが、8,000台という数字はどのようにして推計したのか、また、駐車場出入り口の変更により広場が2つに分断、狭くなり一体性がなくなるのではとの質疑がありました。執行部より、当初の計画では駅利用者を約4,000人に対する交通量を1,500台と推計した。この時点では県道仮称東西道路の交通量は不明であった、しかし、この県道は広域道路となり、通過交通が生じるとともに新駅周辺の開発上、幹線道路の役割を果たすため開発区域内の発生交通量の増加も想定し、交通量を8,000台と推計をしたということでもあります。また駐車場出入り口を変更したのは、駅前道路の交通量増加により、当初案の右折レーン1台停車では出入り口部分で渋滞が生じ、県道交通への影響を防ぐためのとの答弁でありました。駐車場出入り口部分の交差点がなくなることにより、交差点が駅前広場ロータリー部分、県道玉名立花線部分の2カ所に整備され、道路交通がスムーズに流れるとのことでありました。一方、広場は2カ所に分かれるが変更案では調整池兼用の広場3,000平米と多目的広場2,500平米が一体となり開放感があり、周りの景色も見えるような樹木の植え方も検討したい。また、駐車場から中央の広場は通り抜けでき、駅に直接行けるような計画をしているとの説明がありました。さらに委員から当初計画案がベストではなかったのかとの意見に、執行部から当初数案を検討して、その中で当時もっともよいと思われた案に基づき協議を行ってきた。しかし、県道仮称東西道路の計画が具体化したため、車は南関方面からも進入する。また、この道路は構想区域の幹線道路であ

り、構想区域の利用者にとっても重要な道路である。さらに、県・市協定の際に、当初県の新玉名駅に対する支援策は県道立花線の整備のみであったため、他の県内新幹線駅の整備と比べ不公平感があり、市では県に強く要望し、駅前の仮称東西道路の整備を新たに追加し、将来構想区域の中を通る県道整備の県・市協定に盛り込んだ旨の答弁がありました。委員から、車の出入り口が少なくなるが不便ではないか、駅前広場等の維持管理や駐車料金はどうするのかとの質問に、執行部から駐車場の出入り口は北側の市道と南側広場のロータリーの2カ所設置している。また、南北の駐車場は高架下を介して行き来はできるとのことでした。次に、駅前広場の管理については、市有地として直営管理するか民間に委託するかは今後検討していく旨の答弁でありました。また、駐車場については有料化する方向で検討しており、出入り口にはゲートを設けたいとのことでありました。このことについて委員から、新駅が通過点にならないためにも利用増進が期待できる駐車料金設定を、考慮し検討してほしい旨の要望がありました。

次に、玉名トンネル等渇水恒久対策についてであります。12月1日現在の被害状況と対策についての説明がありました。まず飲料用水についてですが、石貫1区についてはこの辺は建設委員長の方から、文教委員長ですか、説明がっておりますけれども、重複いたしますが、石貫1区については3件の被害が出ており、機構の意向は井戸の掘削費用を補償金として支払うということで、地元とこれから協議をしていくとのことでありました。

次に石貫3、4区については地元と機構との協議結果、地元では上水道の整備をしてほしいということで、12月議会の水道事業会計補正予算の中に、機構からの収入による水道整備事業費として4,850万円を先ほどのとおりであります。支出では石貫3区の配水管布設工事費として2,100万円を計上している。石貫4区については、石貫3区の農業用水の工事に伴い、迂回路となるために21年度以降に上水道の配水管布設工事をするというようにしており、地元の了解も得ているということでありました。また、三ッ川の福山・石尾地区については、地元と機構の協議の結果、個別に井戸を掘ることで合意に達した。まずは既存井戸への影響を確認するために、1カ所試験井戸を掘るということで、深さは約150メートルを限度とし試掘して既存の井戸に影響がないか、水量は十分であるのか、水質は飲料として適しているのか等々を確認後、順次数本ずつ全戸を対象に掘削をするということでありました。西原地区についてはまだ地元への説明がなされていないが、同じ提案で試験井戸を掘り影響を見ながら掘削をしていく方針と聞いているとのことでありました。また、水田用水については、石貫3区は市が機構からの受託した詳細設計が完了し、地権者との合意もできているとのことでありました。内容としましては、水田の被害面積は5.7ヘクタール、4つの地区に分かれているが、水系は3つであり、その上流の3カ所にため池を設置する。容量等は地元代表者

と協議して確定をしている。また、ため池の水は裏山の水や沢水で十分賄えると考えているとの説明がっております。さらに地元から、ため池の造成に必要な工事用道路について、既存の農道を拡幅し車が通るようにしてほしいと、これは要望があり、地権者とも話し合いがついており、整備するとのことでありました。石貫4区、三ッ川地区については飲料水の協議が優先をされているが、水田用水についてはまず被害面積を確定し、次に補償水量を地元と協議してから進めると聞いております。補償水量が決まると、水源確保の方法やため池の容量等が決まってくるという段取りとの説明がありました。また、10月1日に西原区から機構に対し、将来不安がないような水量の確保と現在の応急対策井戸の埋め戻しをしてほしい旨の要望がいただいているとのことでありました。委員から、飲料水の恒久対策は石貫地区同様、三ッ川地区も上水道整備をするべきではないかとの質疑に、執行部から三ッ川地区は上水道の区域外、これは現在の状態でございますが、区域外ということでもあり、当初機構からは専用水道で対応したいと説明がいただいたのでございます。しかし地元では個別に井戸を掘ってほしいと大半の人は希望されたので、試掘をしてその結果で判断をするとの説明がありました。さらに委員からはこれを機に全市的に水道施設の普及を図るべきではないかとの意見が出ております。

次に新幹線活用策についてですが、平成23年春の新幹線開業を控え、新幹線を活用した地域づくりを推進するため、8月に庁内組織として関係各課9名で新幹線活用プロジェクトチームを立ち上げた。その中で路線バス等の輸送強化、観光資源の磨き上げや定住に関する情報の発信、イベント開催など新幹線開業効果を引き出すための施策の洗い出しを行なっている。今後、市民代表9名と報道関係1名をオブザーバーとした新幹線活用プロジェクト戦略会議を組織し、庁内組織で洗い出した施策や新たな項目について具体的に検討をし、実行する団体への呼びかけや協力要請をしながら新幹線開業に向けた施策を実行していきたいとのことでありました。また県振興局では新幹線熊本づくりプロジェクト荒尾玉名地域推進本部が設立され、玉名市としては戦略会議やプロジェクトチームとともに県と連携をとりながら、事業を進めていきたいという旨の説明がっております。委員から今後の進捗状況を委員会にも報告してほしいと要望が出ております。

ほかに宿泊施設等についても質疑応答がっております。

以上をもちまして、新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会の報告とさせていただきます。なお、今後の委員会の開催等については、それぞれ進捗状況をみながら慎重審議を期するため、引き続き調査する必要があるということで、閉会中の継続審査とすることに全会一致をもって決定をいたしました。

以上で、新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会の報告を終わります。長くなりま

したが、これで終わります。失礼しました。

- 議長（小屋野幸隆君） 以上で新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長の報告は終わりました。

日程第4 質疑・討論・採決

- 議長（小屋野幸隆君） ただいままでの委員長の報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小屋野幸隆君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小屋野幸隆君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、継続審査の申し出がありますので、これを閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり、これを閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第5 玉名バイパス建設促進特別委員長報告

- 議長（小屋野幸隆君） 次に、玉名バイパス建設促進特別委員会に付託してあります調査事項を議題といたします。

審議の方法は、報告の後、質疑、討論ののち採決いたします。委員長の報告を求めます。

玉名バイパス建設促進特別委員長 吉田喜徳君。

〔玉名バイパス建設促進特別委員長 吉田喜徳君 登壇〕

- 玉名バイパス建設促進特別委員長（吉田喜徳君） 11月26日に招集しました玉名バイパス建設促進特別委員会の審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

提出された資料をもとに初めに、玉名バイパス岱明ルート4.2キロ区間の用地取得の進捗状況につきまして、8月1日に国と締結した20年度用地国債について執行部より報告がありました。まず用地費8億900万円について、用地48契約、2億6,200万円、面積にしますと7,200平方メートル。建物移転11件、3億9,100万円が完了しております。国直轄予算分については前回同様、既に100%を完了しております。4.2キロ全体の進捗率を事業ベースで見ますと、全体事業費42億7,600万円のうち用地国債26億9,400万円、国直轄予算12億7,800万円、合わせて

39億7,200万円、93%が完了。面積ベースで見ますと、全体面積14万4,600平方メートルのうち用地国債8万8,300平方メートル、国直轄予算4万3,400平方メートル、合わせて13万1,800平方メートル、92%完了。建物補償ベースでは、全体建物補償39件のうち用地国債31件、国直轄5件、合わせて36件、93%が完了との報告を受けました。なお、残り3件については岱明町現国道への取り付け区間で、現在補償の見直し等を行ないながら進めている状況にあり、4.2キロ全ルートにあたる建物契約については、すべて完了していると報告を受けました。

次に、昨年より試掘調査をしている埋蔵文化財発掘調査の状況の報告があり、当初、県文化課の踏査では4.2キロ全ルートが調査対象となる予定でしたが、試掘調査の結果によると、実際の調査区間は440メートル、面積にして1万2,000平方メートル、全体の約1割程度で、当初予想を大きく下回るとのことです。発掘調査箇所を申し上げますと、まず起点側の山田松尾平遺跡、現在県文化課で調査が行なわれておりますが、延長90メートル、面積3,800平方メートル、調査期間は平成20年5月から21年3月の予定。次に弥生時代から古代のおよそ2300年から1000年前の住居跡、土器等が発掘されています。同じく山田松尾平遺跡で発掘の年度を分けているとのことですが、延長30メートル、面積1,500平方メートル、平成21年4月から21年10月の調査予定。次に四十九池神社南側の築地川の左岸地区の築地館跡遺跡、これも県文化課の調査予定で、延長200メートル、面積が5,500平方メートル、平成21年度調査予定です。弥生時代から鎌倉か江戸時代、およそ2300年から400年前で住居跡、土器等が確認されている状況であり、県文化課の方で3,800平方メートルを調査し、残りの1,700平方メートルを民間委託と考えています。同じく四十九池神社南側の築地川の右岸地区の築地池下遺跡、こちらは市文化課が既に民間委託で調査しております。延長50メートル、面積が1,100平方メートル、調査期間は平成20年11月から21年3月。古代から鎌倉か江戸時代、1000年から400年前ぐらいで住居跡、土器が確認されています。次に浮田ため池の南側の浮田池石積水路、市文化課が平成21年度に調査に入る予定で、延長70メートル。これは発掘調査とは違い、江戸時代から明治時代にかけてつくられた池水路の石積みが今回のバイパス建設で撤去されるため、石組みの状況や形状等を測量し、記録に残すとなっています。以上5カ所であり、特別なものがでない限りは平成21年度中にはすべての発掘調査を終る予定としています。次に委員から調査をするにあたりどのような基準で県と市の担当部分けをしているのかという質疑がありました。国道の場合は試掘調査・本調査は県文化課が実施するようになっているが、玉名市・県文化課・国交省との三者協議の中で、県文化課だけでは発掘調査が進まないというところに関しては、玉名市も積極的にかかわって発掘調査をするということでもあります。また、農道等の付け替えを必

要とする側道の整備問題は順調に進捗しているかとの質疑があり、この件に関しては、用地買収に入る前に計画説明会・用地説明会を行ない、地元関係者の方・管理者等とも相談あるいは協議した上で用地買収に入っているため、現段階で新しく農道及び側道の整備などの要望はないという答弁がありました。国交省も全面的、積極的に取り組んでいただき着々と進んでいるとの報告を受け、今後も玉名バイパスの早期完成、早期開通を図るため、引き続き審査するよう全会一致をもって閉会中の継続審査とし、委員会を閉会いたしました。

以上で、御報告を終わります。

- 議長（小屋野幸隆君） 以上で玉名バイパス建設促進特別委員長の報告は終わりました。

日程第6 質疑・討論・採決

- 議長（小屋野幸隆君） ただいまの委員長の報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小屋野幸隆君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小屋野幸隆君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、継続審査の申し出がありますので、これを閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり、これを閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。総務委員長から総務部及び企画政策部の所管に関する調査事項、産業経済委員長から産業経済部の所管に関する調査事項、建設委員長から建設部及び企業局の所管に関する調査事項、文教厚生委員長から教育委員会、市民環境部及び福祉部の所管に関する調査事項、議会運営委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び調査事項について、それぞれ継続審査の申し出がありますので、これを閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前 11時44分 休憩

午後 1時03分 開議

○議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加についてお諮りいたします。

議第126号玉名市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを日程表のとおり日程に追加し、議題にしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 御異議なしと認めます。よって、日程表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程第7 追加議案上程（議第126号）

○議長（小屋野幸隆君） 議第126号玉名市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。お手元に配付しております議案の朗読はこれを省略いたします。

日程第8 提案理由の説明

○議長（小屋野幸隆君） ただいま議案について提案理由の説明を求めます。

副市長 高本信治君。

〔副市長 高本信治君 登壇〕

○副市長（高本信治君） お疲れ様でございます。今回追加提案いたしました議第126号玉名市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。これは産科医療補償制度の創設に伴い、出産育児一時金の額を改定するため、条例の整備を図るものでございます。内容につきましては、第5条第1項にただし書を加え、市長が健康保険法施行令第36条ただし書に規定する出産であると認めるときは、これに3万円を加算するものでございます。施行令第36条ただし書に規定する出産について要約いたしますと、出産において脳性麻痺になった児の養育にかかる経済的負担を補償するための保険に加入した上での出産ということでございます。この保険に加入する費用が約3万円でありますため、この追加的に必要となる額3万円を加算し、35万円を38万円とするものでございます。附則といたしまして、この条例は平成21年1月1日から施行し、同日以後に出産した被保険者に適用するものでございます。御審議の上、原案どおり御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小屋野幸隆君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

日程第9 議案の委員会付託

- 議長（小屋野幸隆君） 次に議案を付託いたします。議第126号玉名市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、お手元に配付しております議案付託表のとおり文教厚生委員会に付託いたします。

議案付託表

文教厚生委員会

議第126号 玉名市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長（小屋野幸隆君） 付託を決しましたので、文教厚生委員会におかれましては、直ちに審査をお願いいたします。

委員会審査のため、休憩いたします。

午後 1時07分 休憩

午後 2時50分 開議

- 議長（小屋野幸隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第10 委員長報告

- 議長（小屋野幸隆君） 文教厚生委員会に付託してあります議案1件を議題といたします。

審議の方法は、各委員長の報告の後、質疑、討論ののち採決いたします。

委員長の報告を求めます。

- 議長（小屋野幸隆君） 文教厚生委員長 作本幸男君。

[文教厚生委員長 作本幸男君 登壇]

- 文教厚生委員長（作本幸男君） 皆さんお疲れ様です。日程追加によりまして、文教厚生委員会に付託されました議案1件について審査の経過と結果を御報告申し上げます。議第126号玉名市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは産科医療補償制度の創設に伴い、出産育児一時金の額を改定するため、条例の整備を図るものであります。内容については、第5条第1項にただし書を加え、市長が健康保険法施行令第36条ただし書に規定する出産であることと認める時は、これに3万円を加算し、35万円を38万円とするものであります。附則としてこの条例は平成21年1月1日から施行し、同日以降に出産した被保険者に適用するものであります。この件について委員から財源内訳や脳性麻痺になる児のデータ、さらにこの医療補

償制度自体について詳細の説明を求めるなどの質疑があり、執行部より財源内訳については一般財源から3分の2、国民健康保険特別会計から3分の1となっている。脳性麻痺による児は正確なデータではないが、出生1,000人に当たりおおむね1人程度と算出されている。この産科医療補償制度についてであるが、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児に対する補償の機能と脳性麻痺の原因分析・再発防止の機能等をあわせ持つ制度として創設されたものである。分娩機関が本制度に未加入だったことにより、本来補償されるべき脳性麻痺児が補償を受けることができないという事態は防ぐべきであり、したがってすべての分娩機関が産科医療補償制度に加入いただく必要がある。この制度の運營業務は、分娩機関の制度加入手続き、保険加入手続き、掛金集金、補償対象の認定、原因分析及び長期の補償金支払い手続などを財団法人日本医療機能評価機構が行なうとしており、分娩機関は運営組織に取り扱い分娩数を申告し、これに応じた掛金を支払うこととなる。補償対象となる脳性麻痺が生じた場合には、分娩機関に保険会社から補償金となる保険金が支払われるという制度である。補償対象は出生体重が2,000グラム以上かつ在胎週数33週以上の児で、身体障害者1級・2級相当の重症児などが対象となる。なお、出生体重、在胎週数の基準を下回る場合でも、在胎週数28週以上の児については分娩に関連して発症した脳性麻痺に該当するか否かという観点から個別審査を行なうとしている。なお、補償金額は看護・介護を行なう基盤整備のための資金として1回600万円。看護・介護費用として毎年定期的に支給する金額が年120万円が20年間支給されるなどと答弁がっております。審査を終了し、採決の結果、議第126号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

これで文教厚生委員会に付託されました案件の報告を終わります。

日程第11 質疑・討論・採決

○議長（小屋野幸隆君） 以上で文教厚生委員長の報告は終わりました。ただいまの委員長の報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小屋野幸隆君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。議第126号玉名市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、異議がありますので起立により採決いたします。

議第126号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小屋野幸隆君） 起立多数であります。よって、議第126号については、原案のとおり決定いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

ここで市長より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

○議長（小屋野幸隆君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。去る5日に平成20年の第4回市議会を招集をさせていただきました。本日までの期間、熱心に御審議をいただきましたことを厚く御礼を申し上げます。この議会において、補正予算が5件、条例案件が3件、追加議案が1件、指定管理者等その他の分が6件、計15件の議案等を御審議、あるいは可決、御承認をいただいたところであります。改めて厚く御礼を申し上げます。社会状況は極めて厳しいものがあります。昨今の金融恐慌、それが実体経済に及ぼした影響が自動車産業を中心として世界中を震撼をさせております。まだ日本の場合にもなんか私に言わせれば全体が浮き足立っているように思えてなりません。こういう厳しい時だからこそ、お互いに冷静にそれぞれの足元を見つめながら、対応してほしいと願うところです。とりわけ政治がねじれ国会でありますとか、あるいは選挙が近づいているということもあって、表現が適当であるかどうか知りませんが、政治本来の議論と方向性を見失っているのではないかとさえ感じるところです。願わくば、この100年に1度と言われる世界恐慌の経済恐慌の中で日本が経験したことのない、世界が経験したことのない経済状況の中で、我が国がきちっとした対応をしてくれることを今祈る思いであります。幸いに我が国はバブル後の困難を乗り越えてきた貴重な経験を持っております。世界に向けてこの経験を十分に発信してほしいと思ひますし、同時に反省としては、あまりにも我が国の経済が輸出中心主義に頼りすぎていたのではないかとこの反省も改めてこの機会にしながら、新しい時代の日本社会のあり方、日本経済のあり方を検討をしてほしいと願わずにおれません。この状況を乗り切つて、新しい年に向かってくれることを願うばかりでございます。

議員各位におかれましては、この1年間いろいろとお世話様になりました。まだ議会審議としては、広域の議会あるいは病院議会等が残っておりまして、両議会に所属しておられる皆さんにはお世話になることが多ございますが、どうぞ暮れのお忙しい時期ではございますけれども、よろしく願いをいたします。改めてこの1年間の議会の皆さんの御協力に感謝を申し上げますとともに、暮れから新年にかけて多忙を極めるばかりだと思いますけれども、どうぞ御自愛の上に素晴らしい新年をお迎えいただきますことをお祈り申し上げて、閉会にあたっての私の御礼のごあいさつにさせていただきます。

す。今議会お世話様になりました。ありがとうございました。

○議長（小屋野幸隆君） これにて本会議を閉じ、平成20年第4回玉名市議会定例会を閉会いたします。

午後 3時00分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会議長 小屋野 幸 隆

玉名市議会議員 中 尾 嘉 男

玉名市議会議員 宮 田 知 美